

## 6. 提出されたご意見の要旨及び県の考え方

【区分E】 439件

※意見が多数寄せられたため、これらの意見に対する本県の考えからについては、まとめて回答させていただきますので、ご了承ください。

※同趣旨の意見については、まとめて公表しておりますので、上記件数と下表の整理番号は一致しません。

※一人の方から同じ内容の意見が複数提出されている場合、1件として計上しています。

No.	意見に対する考え方
1~404	<p>【本県の「やす」の考え方について】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・たいへん貴重なご意見ありがとうございました。ご意見に対しご説明させていただきます。</li><li>・長崎県漁業調整規則第45条の規定（遊漁者等の漁具漁法の制限）は、遊漁者と漁業者との調整と資源保護を図る目的から定められたものです。当条文に規定する「やす」とは把持（しっかりと持つ）刺突する漁具、すなわち目的物を突き刺したときに柄が掌中から離脱せず、かつ発射装置を有していないものであり、「やす」で採捕可能な水産動物は、緩慢な動作のものに限られる（日本漁具・漁法図説、著者：金田禎之）ことから、資源の保護培養上又は漁業調整上、支障がないものと本県は判断し平成16年に遊漁者等が使用できる漁具漁法に追加したものです。</li><li>・一方、弓・鉄砲・ばね投射器、ゴム等の発射装置により投射して刺突する漁具である「もり」については、以前より漁業者が漁業を営むために使用している実態があり、遊漁者にまで「もり」の使用を認めると、水産上有用な種であるハタ類やイシダイ類等の採捕が可能となり、これらの魚種を漁獲対象としている漁業者の生産活動に影響を及ぼし、漁業調整問題を引き起こす恐れがあるため使用を認めていません。また、発射装置により投射して刺突する「もり」の使用は禁止である旨を県のホームページに掲載して従来から周知しているところであり、県へのお問い合わせにおいてもゴムの弾力により瞬時に先端部が飛び出すものは発射装置を有する漁具と判断され「やす」の範疇に含まれないことを説明させていただいております。</li><li>・したがって、今回の改正は規制を強化するものではなく、「やす」の定義を明確にするとともに、本県ホームページやチラシで周知してきた内容を規則上に明記するものであることをご理解ください。また、「やす」の定義を明記するものではございますが、既に一部の遊漁者が「ゴム付きの刺突漁具」を使用している実態があることや、「ゴム付きの刺突漁具」が本県において使用禁止であることが十分に周知できていない面がありますので、改正にあたっては、釣具店等へのポスター掲示や広報誌への掲載等により丁寧な周知活動を行い、当該規定が広く関係者にご理解をいただけるよう努めてまいります。</li></ul>

【過去の関係者からの説明について】

・意見番号18、42、55、175、267、313、316、365、402について考え方をご説明します。

1 海上保安庁職員から「手元から遠くへ投射されるものではないので、使用して支障ない」旨の説明を受けたことについて

・事実の詳細が把握できないため回答いたしかねますが、今後、海上保安部をはじめとした関係機関に対し、「やす」の定義について、周知を図ってまいります。

2 過去に本県職員から「ゴムの使用は可能」、あるいは「柄の末端にゴムひもを着け、当該ゴムひもの他端を手に結び、ゴムひもの弾力を用いて柄を掌中に滑らせて目的物を突き刺す構造のもののうち、目的物を突き刺したときに柄が掌中から離脱していないものは「やす」の範囲に含まれる」と回答があったことについて

・お問い合わせの際は、ゴムの弾力により瞬時に先端部が飛び出すものは「やす」の範疇に含まれないことも説明してきましたが、結果として正確に伝わっていなかったと考えております。ゴムがついた刺突漁具の使用について、動画配信サイトやSNS等で確認したところ、ゴムの弾力により、柄は明らかに手から離れており、掌中に柄を滑らせている状況にはないと判断しております。さらには、今回「ゴムを使って発射しないと魚は採捕できない」旨のご意見も多数寄せられており、現場では「やす」の範疇を超えた「もり」に分類される漁具により採捕が行われていると考えております。

これまで、県に対するお問い合わせに対しては、丁寧な説明を心がけてきましたが、今回の規則改正を機に、今後は正しい理解が得られるよう務めてまいります。

【他県の取扱いを参考にとの要望について】

・複数の方から他県の「やす」の定義について、参考にするようご助言をいただいておりますが、冒頭にご説明した通り、当初の本県の「やす」の考え方に基づき、規則にその定義を明記するものであり、本県における従来からの定義を規則に明記することをご理解願います。

最後に、今回魚突きの利用ルールについて、多くのご意見を賜りました。県といたしましては、皆様のご意見を参考に今後の地域振興等の調整に役立ててまいりたいと考えております。

No.	ご意見の概要
1	<p>1 改正概要に、「やす」と「もり」の区分について、広く示してこなかったとされていますが、県のHPには次のとおり示してあります。⇒  <a href="https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/suisangho/gyogyo-tyosei/tyosei-kisoku/2">https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/suisangho/gyogyo-tyosei/tyosei-kisoku/2</a> また、広島県では次のように、柄が手から離れないようなもの等について詳しく説明してあります。⇒<a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/88/yasunosiyou.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/88/yasunosiyou.html</a>3 今回、規則の改正を行うのはトラブル防止とされており、規則で記載することには限界があるとは思いますが、県民の意見を求めるのであれば、トラブルの概要がどのようなもので、それに対して、どのように明文化することで当該トラブルの防止につながるのかについてわかるように記載することが望ましいと思います。4 行政の立場の方は、永年の事例の蓄積と経験から常識とされていることが、一般の県民には常識ではなく、また、今回の規則が一般の方と漁業者との調整を目的とするものであれば、よりわかりやすく表現すべきと思います。5 最後に、県政モニターとしてのご意見ですが、この案件については、パブリックコメントとして遡上にあげるテーマとしては、広く県民の意見を募り、政策等に反映させるという観点から妥当なのかどうかということについても検討されてはどうかと思います。(もし利害関係者が特定されるのであれば、個別に意見聴取されるとか、特定しないとしても、トラブルが多いのであれば、トラブルを類型化して、それぞれの問題に対応した規則の明文化とともに、取扱要領(の改正)や県民向けの広報資料(の新規作成等)も含めて提示され、それらについての意見を広く求めるということが望ましいあり方ではないかと思いますが、現状はそこに至っていないように見受けられます。)</p>
2	<p>海のレジャーとしてスピアフィッシングがありますが海外では潜水具と水中銃を使用している物をよくYouTubeで見かけますがそれを許せとは言いません。確かにそれを許すと困るのは漁業で生活をしている漁師さんです。それは分かります僕の年齢は40手前ですが、子供の頃夏になると毎年釣具屋や雑貨屋さんで竹ヤスを小遣いで買い素潜りでベラなど突いて海で焼いて食べたりしてました。遊びの一貫として素潜りや今で言うスピアフィッシングを身につけてきましたが注意される事なく何の問題もなく遊べていましたが今でも趣味で魚突きをして採った魚を晩御飯で子供と食べています。海水浴の延長線上で竹ヤスを買って行って魚突きを子供にも教えています海での遊び方海の怖さを身をもって教えているつもりです。なぜコレが犯罪になる様に改正されるのでしょうか？今回の改正案が出る前からなぜか犯罪者扱いです。漁協に監禁され犯罪者扱いを受けましたと令和2年頃ですが水産庁の方(〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇)にも相談致しました。長崎の方にも相談致しました。それでふと思ったのですが、バネは発射装置でもゴムはヤスが手の中で有れば限度があると言うことを言って頂きました。ゴムを発射装置と言えるのだろうかと言うことも言っていました。流石に大人になって漁業調整規則を確認しながら遊んでいましたが表記が若干曖昧なところがありました。が実際素人が休みの日に素潜りでヤス(ゴム付き)で魚突きをするにしてもそう簡単に魚は取れません！動画などで見るようには簡単にできませんし、あの人達も何時間も潜って10分そこらに編集してこんなに取れました！！と言っていますが素潜り漁師の方も動画撮ってネットに流しています比べても一目瞭然です。素人が漁師の様に毎日潜って限られた時間で魚突きをして生計を建てるなんて無理ですよ？せめて子供達や趣味で楽しんで魚突きをしている人達の為に改正を行って欲しいです。突いた魚を売らないとか、ヤスの動力はゴムしかダメとか決めていただけないでしょうか？実際注意を受けた時は竹ヤスを使用していたのに密漁と言って連れて行かれました。僕は魚とイカしか取るつもりは有りませんと言っても聞いてもらえなかったです。漁師さん達には素人がウエットスーツを着て海に入る＝磯物サザエや鮑を取っているというイメージみたいでした誤解が解けて解放される時だって悪びれる事もなく「もうするなよ」と言われました。誤解が解けたんじゃないかなかったです。禁止ではなく、双方(漁師と私みたいな人達)の間でどうか線引きをお願いします。どうかゴムは発射装置に入れないうでください。よろしくをお願いします。漁業調整規則のヤスの表記を手掛けて突く為のゴムのみにしてくださいゴムで発射する為ではなくあくまでも突くです。よろしくをお願いします。</p>



7	<p>「やす」について、“発射装置を有するものを除く”ことを明記するもの。という変更について反対します。これは、実質魚突きを禁止と言っているのと同義です。魚突きは環境面から見ても、ゴミを出さずに選んだ魚だけを獲る、非常にサステナブルなレジャーです。SDGsが叫ばれている現代で、環境負荷が低く、様々な可能性のあるこの趣味を、現在の不都合な側面のみを見て本当に禁止にしてしまってもよいのでしょうか。魚突きは海の関心を呼べる重要なレジャーであります。遊漁での魚突きを通して漁師になった方もいらっしゃいますし、魚突きを通じて海の問題に取り組む団体もいます。例えば、私が主催する「ウニ駆除大作戦」では、富山県で魚突き愛好家のボランティアが全国各地から集まり、泊漁協とタッグを組んで磯焼け対策に勤しんでいます。https://mogumogu.direct/contents/uni_tomari/私自身、過去に五島列島で磯焼けの取材をした経緯があり、長崎県も磯焼けが深刻な状況というのを知りました。https://vimeo.com/673840631このような問題を解決するには、人々の海に対する関心を上げるのは非常に重要なことと思います。それを形にしたのが、先述のウニ駆除大作戦です。近年、素潜り漁師が激減しており、漁師だけの人手では対策が厳しい中、魚突きの遊漁者の力を磯焼け対策に活用した実例です。長崎県は特に魚突き愛好家が多いので、富山以上に多くのボランティアを集められると思っています。魚突き愛好家は海の変化をよく見てます。間違いなく海への関心を集めてくれるレジャーです。一方で現時点では、魚突き愛好家が社会や環境に還元するシステムを構築しきれていません。魚突き師たちのエネルギーを利用する活動を進めている中、ゴム禁止（魚突き禁止）を現段階で明言されると、その活動の先の未来を閉ざされてしまいます。私が漁協とタッグを組んだ環境活動をしているのも魚突きに出会ったおかげです。五島の磯焼けの取材も、魚突きに出会ってなければ行ってなかったでしょう。それくらい、自分が海に関心を持てるキッカケになったのが魚突きです。長崎県の海の未来の可能性を潰してしまわないためにも、どうか慎重な判断を頂きたいです。</p>
8	<p>今回の改正に反対いたします。スピアフィッシングは、持続可能性の極めて高い遊漁法です。釣りや網を使った方法と比べて、・大量捕獲が難しい・捕獲対象を選んで魚を獲れる・釣り糸などの海ごみをほとんど残さない・始めるハードルが高いため、数が増えにくいスピアフィッシング自体は、地球環境に優しい素晴らしい遊びです。一方で、漁業者とのトラブルもあります。素潜りでの遊漁と漁業者の間で一番多いトラブルは「密猟疑い」です。外から見ると、魚をとってただけなのか、エビ類や貝類をとっている密猟なのか分かりづらいため、度々漁業者の間でトラブルになります。また、フロートや旗をつけていないがために「どこに素潜り者がいるのかわからない」というのもトラブルの種です。これらの問題については、「素潜りをするものは必ず目印をつけること」「密猟者には厳しく対処」することで、解決できます。富山県では、魚突きをする遊漁者と漁協が協力し、「磯焼けの原因であるガンガゼを魚突き者が駆除」する代わりに、「漁協が魚突きを一定の範囲で認める」という建設的な協力体制も築かれています。規制強化ではなく、共存共栄の道を探るべきだと思います。</p>
9	<p>私は魚突きに出会って人生が豊かになったと心から言えます。新しい仲間にも出会えました。遊漁者と漁師が共存できる規則を作っただけなら幸いです。よろしく願います。</p>
10	<p>漁業者とのトラブルとは具体的にどのような原因かを分かる範囲で教えていただきたいです。</p>
11	<p>以前に長崎県においても数度やすを使用した遊漁を楽しんだことがある者です。今回の改正に伴い、実質我々が行っている魚突きと呼ばれる遊漁はできなくなるという解釈です。魚突きという行為が、下記のような問題を孕んでいることは理解しております。(1)航路に侵入し、漁業者や商業船等の邪魔になる。(2)海水浴客やダイビング客に危険が及ぶ可能性がある。(3)貝類等を獲る密漁者と区別がつかず紛らわしい。(4)資源保護の観点から魚をとりすぎて、持続可能な水産資源の存続に影響する可能性がある。(5)命の危険を伴うため現地で死者を出すことや捜索願等で迷惑をかける。上記の問題に対しては、下記のように対策を行うことで魚突きを続けていけるのではないかと考えます。(1)(2):使用可能な場所の範囲を設定し、棲み分けを行う(3):魚突きを行う際の事前申請や目立つブイの係留を義務化する(4):種類や大きさ、時期、重量や匹数などに制限を設け、取り過ぎないための規則を作る(5):海で行うレジャーのため、全ての事故を防ぐことは難しいと思われませんが、(3)であげたような事前申請により万が一の事故でも最小限の捜索で済むようにします。上記のような対策案下、マナーとルール、節度を持った状態で行い、制限付きでも構いませんので魚突きを続けられるようにしていただければと考えております。何卒ご検討の程よろしくお願い申し上げます。</p>

12	<p>当方は水産系大学で魚の資源について学んだことがあるものです。やす(発射装置付き)の遊魚を許可していただきたいと思い、意見書を提出させていただきました。やすは発射装置付きにしる、岸壁からの釣りなどより漁獲量は少ないため、資源に対する漁獲圧は比較的小さいものであるためです。長崎県では手鉈遊漁者としても非常に魅力的な県であります。是非今一度手鉈遊漁(手鉈本体が発射装置、又は手から離れないもの)の許可を考えていただきたいと思います。</p>
13	<p>遊漁者と漁業者のトラブル防止を図る目的での改正ということであれば、ゴム等の発射装置の有無がトラブルの原因ではなく、遊漁者のウェットスーツ等が密漁者と同様な服装であり、区別がつけづらいことが原因であると考えます。仮に漁業調整規則に則った「やす」を利用し、魚を捕獲していたとしても、ゴムの有無によって漁業者とのトラブルが減るとは思えない。漁業者とのトラブルを防止するためには、航路の障害、密猟者との区別をすることがトラブル改正への本質的な対策と考える。対策の具体案として、遊漁者にゴム付きの「もり」を禁止するのではなく、遊漁者に対して、海上から遊漁者を視認しやすい浮輪を携行する等、視認性の高さを論点に改正を検討していただきたい。遊漁者の権利も尊重していただき、問題の根本的解決をよろしく願います。</p>
14	<p>水辺で親しむ遊漁者の減少は、今後の海洋ゴミ問題解決において、大きなマイナスとなります。○○○○○○ ○○○○○○という活動で私は世間から多くの注目をいただいておりますが、水辺で親しむ人間であるこそその活動と成果であります。水辺を親しむ権利なくして、今後の水辺の保全は有り得ません。慎重に多くの意見をまとめてください。</p>
15	<p>まず、やすの「発射装置を有する」がわかりにくく新しい規則に変わっても漁師さんと遊漁者との認識の不一致は起こり得ると思います。明確にこの動画はOKやNGなど誰がみてもわかるようにすべきだと思います。また通常の素潜りによるやすやもりを使った遊漁において漁師さんへの損失に繋がるほどの漁獲は望めず釣りよりも狙って捕獲することができるため環境にも漁の迷惑にもならないと考えます。規則の厳格化より明確にしスポーツとして楽しむ者と仕事として漁をされる方との共存を望みます。趣味として続けていきたいし、ましてや漁の邪魔や横取りなどしたいと思いません。</p>
16	<p>・やすの定義についてゴムの発射装置を持つ物全てを禁じてしまうということは、児童が磯場などで使うことのある、一般的に「竹やす」などと呼ばれる射程の短いゴムを有する棒状の漁具も規制の対象になると思います。自ら海に潜り、限りなく身近に生物と触れ、正に「命を頂く」行為まで全て規制の対象とってしまうことは子どもたちの自然での学習機会を取り上げてしまうことになりませんか。長崎県に限らずこの国は海に囲まれた比較的小さな島国で、他の国の方々と比較すると海という自然に触れる機会が多いのでは無いかと思います。そのような環境において、「やす」だけが自然に触れる唯一の方法とは申しませんが、これもまた一つの貴重な機会かと思えます。他の漁具・漁法と比較すると危険やトラブルも多いかもしれませんが、他の漁具・漁法と比較すると限りなく海の生物に近づく方法と個人的には考えており、多くの人にとって自然の現実(リアル)を感じる方法と考えています。他の漁業を生業とする方々との調整など、多くの困難はあるかと思えますが、どうか子どもたちが自然のリアルを感じるための機会が奪われないよう、寛大なご処置をお願いいたします。</p>

17	<p>もし、納税額の大きさで市民の自由に格差をつける条例規則改正が行われれば、それはその地域の民主主義の失敗を意味すると思っております。自治体と近い関係にある営利組織の意見が日本の地方自治体では一般市民より優遇されてしまうのではという焦燥感を感じここに意見を述べさせていただきました。日本で最も綺麗で豊かな海を持つ自治体である長崎県で透明性のある民主的な決定が下されることを切に願っております。さらに、加えて、「発射」に関する定義を明確にしなければ、そもそもこの規則改正はさらなるトラブルの原因になるかと思えます。</p>
18	<p>改正に断固反対である。まず、「従来からゴム等の発射装置を有する刺突漁具は「やす」ではなく「もり」として区分してきた」とあるが、長崎県内で当該構造の漁具について2021年9月に海上保安庁職員から確認を受けたが、以下のとおりの説明を受けた。・水中銃のような、魚に刺さる部分が、手元から出るか遠くへ投射されるものではないので、長崎県内では使用して支障ない。・この見解は長崎県内共通のものである。この職員の説明は、今回の改正資料中の説明と矛盾がある。直近の事例からも今回の改正は、「明らかな見解の変更」であり、「単なる既見解の明確化」ではない。誤った理由で改正を行うことは適正ではないため、現場対応職員を含めた関係機関の状況を詳細に調査する等の再検討を求める。次に、遊漁者に対して「規制することで完全排除する」という方法は、地域の発展に逆行している。レジャーの多様化をあたかも「悪」のような説明がなされているが、レジャーの多様化により、「地域の稼ぐ力が衰退した過疎地域」に「交通・宿泊・飲食等の地域収入の増加」といった「善」の面もあることが無視されている。それを妨げる改正は施策として、到底評価されるものではないため、遊漁者が行く地域の在り方といった観点からの再検討を求める。最後に、マリンレジャーは今後のwithコロナの時代において、「密の回避」「自然で過ごすことによる免疫力の強化」といった感染症対策に良い側面もある。それが本改正によって妨げられることは、感染症予防の施策も行う行政として望ましい者ではないため、再検討を求める。蛇足だが、本改正は漁業関係者からの意見に基づくものと思われる。そのような地域や港湾のインフラ整備は、到底当該地域の財源だけでは行えるものではなく、都市部の財源が投入されているものであることは想像に難くない。それにも関わらず、「海を自分の物と誤解して、邪魔者を排除する」姿勢の漁業関係者の言うことを一方的に受け入れることは、民主主義の見地から疑問を感じる。公平な施策をお願いしたい。(他、同趣旨2件)</p>
19	<p>遊漁者の漁具の制限で【ゴムを使用したヤスの禁止】に対して反対します。私は素潜りでヤスを使用して魚を獲る魚突きという遊びを趣味にしていますが、ゴムが無ければ魚突きは不可能になってしまいます。私は現在兵庫県に住んでいますが、長崎県には趣味の魚突きを目的に定期的な旅行に行っています。条例が改正されると長崎県に遊びに行けなくなってしまうので非常に残念に思います。どう言った理由でゴムを使用したヤスを禁止しようとしているのかは不明ですが、もし魚突きをしている人が問題になっしまっているのであれば、ゴムを禁止ではなく、フロートの使用を義務化や魚突きの禁止エリアの設定など行ってはどうかでしょうか？どうか私の生き甲斐の日本の伝統的な漁法の魚突きを私の人生から奪わないで下さい。</p>

20	<p>僕は秋に竹藪へ行き竹を切ります。それを1年間乾燥させます。そこから割ったり削ったりをして貼り合わせ、竹銚を作ってます。海で潜り使えるまでの製作時間は2年弱です。1週間の仕事を終えて、完成した竹銚を持って、週末は海に行って魚突きをしてリフレッシュしてまた仕事を頑張ってます。普段潜っているのは島根です。先々月は僕が潜っているポイントに水中銃を持って海に来た人を見かけたので直ぐに〇〇海上保安庁に電話をしました。水中銃はダメと看板に書いてあったからです。自分が潜っている地域を荒らされて、合法的にしている僕からすると嫌だからです。長崎県にも年に数回魚突きをしに行きます。海に入る前に草の茂みに倒れていた地元ルールの看板を見落としてしまい、そのまま潜って初めて見たずっと食べたかったアカハタを3匹突きました。すると漁師さんが来られ、「なんしょっとー&amp;#8252;&amp;#65039;」と言われたので、銚を見せて「魚突きです&amp;#8252;&amp;#65039;」と答えると「ここはダメばい&amp;#8252;&amp;#65039;看板に書いとったろー&amp;#8252;&amp;#65039;獲った魚死んでてもいいから捨てる&amp;#8252;&amp;#65039;」と言われ従いました。「とっとと海から上がれ&amp;#8252;&amp;#65039;」と言われたので海から上がり看板を探すとちゃんと書いてありました。漁師が嫌がれば素直に帰るようにしています。僕も漁師の迷惑だけは掛けないように魚突きをする事を心掛けています。一部の強気な魚突きマンが言い合いをしたり、捕ってはダメな生き物をつまったり、使ってはいけないはずの水中銃を使ったりして、僕の週末の楽しみが奪われていくのがすごく嫌なので、長いですが書かせて頂きました。色んな海で潜っていますが、長崎の海は凄く素晴らしい御魚さん達が沢山居ます。死ぬまで魚突きという趣味と付き合っていきます。その中で長崎県ではまだまだ潜って魚突きをさせて頂きたいです。どうか銚の使用だけは許してほしいです。</p>
21	<p>魚突きの聖地と言われる長崎県魚突きするためにわざわざ遠い長崎県まで足を運んで魚突きをし楽しむ方がたくさんいます！！長崎県に来て、長崎の素敵な海を楽しむ方が沢山います。また魚突きは魚釣りとは違いゴミもでません。危険な遊びではありますが、亡くなってしまったかたは、その人の責任だと思います。規制が無かったからではありません。その人の自然に対する甘さ判断が悪いからだだと思います。規制を厳しくしたら楽しいことが減って退屈な世界になります。また遠くから足を運ぶことで長崎にお金を落としていきます。また、魚好きなら、魚を買って帰ることもあるでしょう密漁に関しては見分けがつかないという意見もあると思いますが、魚突きを禁止したからといって密漁が減るかということはどうかだと思います。</p>
22	<p>兵庫で魚突きを趣味にしているものです。Facebookにて1600名のメンバーが在籍する魚突きコミュニティを運営しております。今回トラブル防止のためゴム付きのヤスを禁止すると聞きましたが、禁止するのはトラブルを起こす行動であってアクティビティを禁止するのはいかがなものかと思います。魚突きをする者は私の住む地域でも同じく漁師のかたからは目障りな存在なのはわかります。しかし、海は国民皆の物で漁師のものでは無いし、漁師の方の肩を持つがアクティビティを楽しむ個人は締め出す。では規制するところの的が外れていてただただ漁師さん片側の肩を持つ行為にしか思えません。魚突きを楽しむ国民が目障りなのであれば、漁師の方と魚突きを楽しむ国民の活動するフィールドに規制をすれば良いわけでただ締め出すという行為はあまりに一方的と感じます。漁師さん優先ではなく漁師さんも魚突きを楽しむ国民も双方の意見を参考にしながらお互いの権利を尊重し一番よいルールを作って頂く事が民主主義国家の行政のあるべき姿かと存じます。強制的、一方的でない解決案の公表を楽しみにお待ちしております。宜しくお願い致します。</p>



23

魚突きに関して私は現在富山県で素潜り漁師をしながら、漁として魚突きをしております。元々は素潜り好きで、そこから気づけば漁師となり毎日のように海に潜る生活を送っています。かと言って、素潜り好きだけで漁師になったのかと言われるべきではありません。最大の理由は、魚突きは観光業としての有効性が非常に高い点に目をつけたから、になります。今やマリンレジャーで人気のあるものの中に並ぶ魚突きですが、本当に予想以上に多くの方が関心をもっています。普段の日常から離れて海の中に身を投じ、自分で獲った魚を食べると言う行為は刺激的でとても魅力的です。実際のところ危険な行為や密漁者との混同、死亡事故など改善すべきところはもちろんあります。そこをしっかりとケアしてあげて観光業として本気で取り入れるとどうなるのか。私はこの点に大きな期待を寄せて漁師になることを懇願し、今まさにそれを実践しつつあります。試しに、社会貢献活動として所属漁協と町の後援の元、“魚突き愛好家によるウニ駆除大作戦”というものを企画しました。『海はみんなのものだから、漁師だけじゃなくみんなで守ろう』と呼びかけ、遊漁者が漁協にとってのメリットも与えられる存在になれるような仕組み作りを提案しました。結果として全国各地から参加応募が相次ぎ、募集数の30人は二日で埋まりました。その時の様子は地元テレビや新聞にも取り上げられ一躍話題にもなりました(放送アーカイブ <https://www.fnn.jp/articles/-/378545>)。それだけ、魚突き愛好家は大きなエネルギーを持っていて、こういう条例改定のようなシビアな話題にも敏感なため環境問題に感心を持つ人がとても多いです。実際のところ釣りに比べてゴミはほとんど出ず、魚も見て獲るので無闇に小さな魚などは狙わないです。また、参加者の中には1/3ほどが魚突きをやらない方がいて、その方達は素潜りが好きで魚突きやウニ駆除に興味があったとのことでした(ウニ駆除後の魚突き交流会が目当ての方もいた)。それほど、このような素潜りというレジャーは魅力であり人を惹きつける力がとても強くあります。私はこの件で実感しました。そんな魚突きを、ゴムを禁止にしてしまうとどうなるのか。実質的にもう魚突きはできないということです(ゴム無しのヤスでは魚は獲れない)。今回の規則改正は、魚突きを禁止にすると同義ということです。漁師の身分なので田舎や漁師町の過疎化は充分に見てきています。持続化について関心を持つ漁協も少ないです。その中でこの魚突きレジャーは、それらを覆す一手になると私は思っています。しっかりとしたレギュレーション、プレイヤーの把握(密漁者との混同を避ける)、安全管理を元に魚突きを中心とした素潜り観光業を立ち上げ、私は地元の所属漁協を中心に全国の廃れた地域を活性化させたい。今まさにその試験運用として様々な企画を考案しているところです。その最中、今回の規則改定が行われると全国的に魚突きを禁止にする地域が増える恐れがあります。危険だから、トラブルが多いからとその行為を禁止にするのでは、秘めてる可能性までも潰してしまいます。規則改定の件、どうか再考お願いいたします。今回私が述べた件(ウニ駆除、魚突きによる地域活性化など)についてお電話などでもご説明できます。是非よろしく申し上げます。

24

ご意見失礼致します。この度の遊漁の制限、第45条の改正規則に異議を申し立てます。理由は以下の通りです。1つ目、遊漁の選択肢を狭める規則であるため。魚をやす・銚で突く素潜りは、底生生物の密漁と間違えられやすく、また、漁船進路の妨害になってしまうこともあることは重々承知しております。しかし、現状の遊漁として認められている魚突きのルール徹底、例えば各漁協への潜水域と漁具の提示などで事前に防げる案件でもあります。まず、規制強化をするのではなく、受け入れ態勢を整えることが地方活性化、地方の魅力作り、そして地方移住に繋げられると考えます。2つ目、遊漁の選択肢を狭める規則であるため。今回の規制強化により、魚突きが漁業調整規則違反で取締られることとなります。魚突きという一つの文化否定にもなりますし、今まで許されていた遊漁方であるが為、今まで当たり前のように魚突きをおこなっていた地元民ですら処罰の対象となり大きな混乱を生む可能性があります。その事態に陥る前に、段階が必要ではないかと提案します。事実、ゴムを用いない魚突きに矯正することは時代錯誤であるとする為、漁船の進路妨害にならないような潜水海域の指定、自治体の海面利用協定の変更により、大きな混乱は避けられる筈です。長崎県の先進事例の下、全国でそのような改正規則が行われる可能性があります。条例により取り締まるのではなく、ルール制定などの行政、漁協、漁師、遊漁者の調和の採れた自治体ほど魅力があるのではないのでしょうか。以上になります。

結論から言いますと53条の緩和を求めますゴム付きヤスは使用可能にさせていただきたいです。理由につきまして海は皆んなの物だからです。もう一度言います「海は皆んなの物」だからです水産資源の保護及び漁師と遊魚者のトラブルを防止する為に遊魚者を制限を強め、海に潜れないようにすることで「漁師だけの海」にして海を守りたいのでしょうか？本当にヤスにゴムが付いている事だけが原因で水産資源の深刻な破壊と漁師とのトラブルが起きているのでしょうか？私自身今まで何度も長崎の海で魚突きをしてきて何度か漁師さんに注意、又は通報され海から上がりました。その際に毎回思うのですが漁師さん方は長崎県の漁業調整規則を全く理解していないのです。ウエットスーツを着たらダメ、フィンをつけたらダメ、ここの海ではダメ。デタラメなルールで海への立ち入りを制限してきます。そう言う方々は皆、俺らの海だと主張します。勿論漁業を生業にしているので密猟などに敏感になるのは当然だと思いますが何のルールも知らずに自分らに都合の良いルールを押し付けてきます。こちらは漁の邪魔はしてません。船の航路も妨害していません。定置網や刺し網の近くも通っていません。海から上がれと言われてから抵抗もしていません。厳密には守れていませんでしたが第53条も通読し、他県の水産化のルールや海保などへの魚突きが違法かどうかの確認もとった上で魚突きをしていました。そんな遊魚者が海から上がれば漁師さん達から囲まれて声密猟者呼ばわりです。事情を説明しても漁師さん方は水産科のルールの都合が悪いのか聞こえないフリまでされます。トラブルの原因はここにあると思いませんか？ルールを守っている遊魚者（同時の時点でゴムはダメと知らず）とルールを知らない漁師しつかりとルールを守った遊魚者からしたらたまったものではありません。簡単に口論になるのが想像できます。ですのでここで必要なのが今まさにされようとしている遊魚者に対するルールの明確化（イラスト等でもっとわかりやすく明確に書く他県はやっています）と漁師に対する漁業調整規則の教育だと思えます。ここで、「いやいや、遊魚者が潜れなくなればそれで解決じゃないか。」と思うかもしれませんがそれでは遊魚者に対しての制限が強すぎます。あんまりです。こんなに豊かな海に囲まれた日本で海に潜り、海の恵みをいただき、海に感謝する。これを自由にできない国なんて悲しすぎます。そんな海を水産化の方は作り上げたいんですか？漁師さん以外は海と共に生きてはいけないんですか？現時点での漁師とのトラブルは遊魚者に対するルールの明記の不十分さと漁師の無知さが招いてる部分が多いと思いますので、遊魚者（魚突き）に対する過大な制限の前にルールの明記と漁師への教育（ご理解）をしてもらう事が大切かと思えます。53条の緩和についてですがゴム付きヤスを銚とみなすのは反対です。水中銃などは射程も長く、遊魚者獲れすぎてしまい事故にも繋がりがかねないので制限するのは賛成です。ヤスにゴムがついてるからと言って採れる魚などが知れています。どんなベテランでも潜る深さはせいぜい20m、獲る魚は大物なら1.2匹小魚なら10匹もとらないでしょう。職業にしているわけではないので週に1.2回プロでもないでボウズの日もありますし、天気荒れた日には潜れません。また、小さい個体は生態系の保護を考慮してスルーするため獲りすぎることもしませんし、また根絶やしにするほど魚をヤスで獲るのは不可能です。よく漁師さんたちからお前らのせいで魚が居らなくなったと言われましたが50年間同じ海で同じポイントで同じ漁法で高い頻度で利益の為に欲のままに海産物を取り続ける漁師さんが一人でもいたら海はどうなると思いますか？？どんなに水産科の方が資源を保護しようがどんなに漁師の腕が良からうが採れる魚は減るに決まっています。昔の話を漁師さんに聞きましたが昔はサザエやアワビが毎日山のようにとれた！！と言っていましたけど最近はお前らみたいな密猟者のせいで採れなくなった。と言われましたが、毎日山のように何十年も取ってたらそりゃいなくなりませんか？？過去に自分達がした事を棚に上げて現代の遊魚者のせいにされてはたまったもんじゃありません。稚貝を放流したと言っていましたけどその海は磯焼けを起こしてるような海でした。そんなところに放流してもなかなか繁殖してくれないと思います。脱線しましたが何が言いたいかと言うと水産資源の枯渇の原因は遊魚者にあらず。という事です。密漁者や無知な漁師さんによる影響が多いように思います。密猟者が魚突きにカモフラージュして密猟を行うケースがあるかと思えます。ここで至る考えとして魚突きがいなくなれば海で潜ってる人は高確率で密猟者と判別がつく！なので魚突きで潜る人を根絶やしにしたい！！こんな考えがあるかもしれませんが、これはナンセンスだと思います。なぜなら魚突きの自由（遊魚者の幸せ）と密猟者の撲滅（漁業関係の悩みの種）を解決する両立する妙案があるからです。長くなってきましたので単刀直入に言う「密猟者を通報して検挙に至った場合、その罰金の一部を通報者に還元する。」というものです。遊魚者が密猟者を密告、又は通報してその報酬を得れる。と言うことは遊魚者からすれば最高の小遣い稼ぎ、密猟者からすれば厄介な監視者の発生。となるわけです。罰金をいくら上げたところでやるやつはやりませぬ。また、見かけた人もスルーする人も多いでしょう。しかしながら逮捕協力金が付いたらどうでしょう密猟者からすればやりにくくなり遊魚者からすれば関心を持つようになりあわよくば自分の好きな道具に使える小遣い稼ぎにもなり。大好きな海も、遊魚者としての立場も守れる。海の中の警備は海に潜る「突き人」にしかできないものです。磯焼けの現場や、水質の状態、海の生態系や生息している生物など海に潜る私たちはよく知っています。もちろん海の大切さも。最近のニュースで魚突きをする人と漁業が協力してウニの駆除をしたニュースをご存知でしょうか？私は長崎県でもそれをやりたいと考えております。また必ず突き人達はそう言った海環境改善ボランティアに対して前向きです。肩身の狭い突き人と海を良くしたい水産科の方々で協力し自分達にしかできないウニの駆除や漁港の沈んだルアーの清掃など前向きで建設的な運動で漁師さん方への理解や水産資源の保護に貢献したいと思えます。どうか53条のルールの緩和をお願い申し上げます。魚突きをする人と繋がりが無いのでしたらボランティア運動の呼びかけや計画などなんでもやりますので〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇までお電話ください。自分は海が好きです、魚突きが好きです。どうか私たちから海と生き甲斐を奪わないでください。遊魚者と水産科が協力する道を探しましょう。どうかよろしく申し上げます。

26	<p>私はスピアフィッシング(魚突き)を愛好しています。この遊漁を通して人生が変わったと言っても過言ではないほどです。長崎県には素晴らしいポイントが多数あります。長崎の素晴らしい海で魚突きが出来なくなることは、大変悲しいことです。魚突きは漁獲量にも限界があるなど、サステイナブルな海遊びだと思います。改正の前に、ぜひご検討ください。</p>
27	<p>〇〇は何回も遊びに行かせてもらってます。素晴らしい大自然の中、地元の方々の生活の邪魔にならないように海遊びさせてもらってました。この度紐を使ったもりつきが禁止になるかもとのことで、漁業を仕事とされてる皆さんに迷惑かからないルールのもと自然遊びを楽しませてもらえるような決まりにさせていただけると幸いです。何卒よろしく申し上げます。</p>
28	<p>漁業者は海が自分の物だと思っている部分が多々ある。ろくに漁業調整規則さえ知らない人もかなりの割合でいる。ウエットスーツを着て海に入ったらそれだけで密漁者と決めつけてくる。許可された道具で魚を突いてただけでもダメだと言う。保安庁を呼ばれ、警察も呼ばれ、何も違法ではないとわかってても、それでも納得せず、謝罪もせず、そんな動画も実際に存在している。水中銃ではない手銃で、ゴムの力を使って銃を掌中を滑らせて使うものは、安全面、漁獲量などを考えても、漁師の人が網で魚を採る量に比べれば、微々たるものと言える。また、潜って魚を突くという事ができるのは、ほんのわずかな人間の数であり、釣り人は言われず、潜って魚を突く人だけ言われて締め付けるような規則を作るのはいかなものかと思う。ゴムを使用しない銃など、魚を突く道具として成立せず、一般的に釣具屋などで販売されている竹銃ですら、最初からゴムが付いてある。漁師とのトラブルを減らすのが目的であれば、遊漁権を販売して、魚突きをする人は漁協にお金を払い、潜る許可証のようなものをもらえばいいと思う。</p>
29	<p>水中銃は、事故の危険性もあり禁止になっている県がほとんどですが、手銃、ヤスの危険性はそこまでないと考えています。 漁業者と遊漁者のトラブル防止にするのであれば、届出制にしてみるのもいかがでしょうか？少なからず、レジャーで県外から来る人も少なからず長崎にお金を落としています。魚突きに限らず豊かな海を利用してのお互い利益のあるものにしていただけることを期待しています。</p>
30	<p>山形県で魚突きをしている〇〇〇〇と申しますまず初めに長崎県民のための参加制度のシステムに県外人の私がコメントする事、今まで魚突き師により漁業者とのトラブルになってしまった事と同じ魚突き師として謝罪します古くから使われている漁業調整規則に変更案があると言う事で今回を皮切りにいずれは全国に影響し魚突きが出来なくなってしまう可能性を見てコメントさせて頂きました最近ではYouTubeなどのSNSにより魚突きの楽しさばかりが先行して広まってしまい、漁業者に「魚突きをさせて貰っている」という意識の無い初心者が増えてしまった事にあると思いますそのため法律的に問題は無いと強い態度で漁業者に依じた事によるトラブルが多いのかなと推測しました私の意見としてはトラブルを避けるため魚突きが出来る範囲を指定しそれ以外の場所では魚突き禁止にすれば良いと思いましたがもしくは漁業組合員が信頼した人にだけ許可を出せる会員制にして許可証の携帯を義務づけ、誰が許可を出したのかを現場で確認出来れば気難しい高齢の漁業者も納得してくれる可能性は高いと思います稚拙な文章で失礼しました お互いに良い環境になる事を願います読んで頂きありがとうございました。</p>

31	<p>下記の内容について回答ください。回答方法は書面で上記宛てに郵送もしくはメールでお送りください。メールアドレス：〇〇〇@〇〇〇〇〇〇・改正理由における「遊漁者と漁業者の間でトラブルが発生している」について具体的にどこで、どんなトラブルが、何件発生しており、それにより具体的に漁業者にどんなデメリットが生じているのか？また、ゴム付きの発射装置の漁具を禁止する事によって何が解決するのか？上記、法改正の目的・背景を明確に提示ください。私は地域おこし協力隊で〇〇年〇月に〇〇に移住した者です。上記の質問に対する回答内容次第では、長崎県から転出します。（回答が無かった場合も転出します）私がどんな人物かは振興局や市の方にヒアリングいただいて結構です。海洋資源に対する悪影響は何をどう考えても漁業者の方の大きいでしょう。私の知る限り、スピアフィッシングはゴミを一切出さないエコロジーさ、自分の食べる分だけの魚を捕獲し、楽しむというスポーツとしての観点で、地域の強みを生かしながら新しく人を誘致できる可能性がある分野の一つだと考えています。漁業者や漁協のみならず、県として、既得権益を保持する姿勢が続く以上、人口は減り続け、産業は衰退し続けると考えます。仮にそうだった場合、私のような地域を活性化させようとする人間の動きは、「衰退すべき人・産業」をも救ってしまう可能性があるという観点で悪にもなりえますので、早急に回答ください。</p>
32	<p>去年〇〇島に移住した物です。移住した理由は魚突きをする為に来ました。その魚突きを禁止になると聞くととても辛いです。</p>
33	<p>魚突きも ウニアワビ漁のように期間の限定や漁業権を販売すれば 良いと思います。</p>
34	<p>東京出身で、趣味として各地で魚突きを行なっている者です。今回の改正案ではヤスのゴム禁止が挙げられていますが、もしゴムを禁止した場合魚突きはほぼ不可能であり、潮溜りにいる小魚を突く程度のものでなくなってしまいます。これは実質魚突きが禁止されていることと同義であると思います。もしこれが行われた場合、九州全土に魚突き禁止の流れが発生し、魚突きという文化を無いものにしてしまう可能性があります。マイナーな文化ではありますが、これを失うことは大きな損失であると考えます。よろしくお願い致します。</p>
35	<p>お世話になります。長崎県にてスピアフィッシングを行っている者です。漁業調整規則改正（案）について意見です。今回遊漁者と漁師の間のトラブル防止のために漁業調整規則を改正するとの理由ですが、ヤスの定義が曖昧であるが故に問題が発生したとの認識があります。ゴムを用いているヤスを初めから禁止にするのではなく逆に許可をして頂き、漁師の方々にも徹底して頂いた上でそれでも尚問題が多発するようであれば禁止の規則を検討すべきだと考えています。私も実際何度かトラブルがありました。スピアフィッシングを行なっている者達は漁師の方に迷惑をかけないよう港湾やいけすのある場所を避け調整規則を熟読してから行っています。しかしながら漁師の方々については調整規則の内容も理解しておらず、スピアフィッシングを行なっているものを見かけては警察や海上保安庁に通報をしてあたかも密漁をしている者のように接してくる方がほとんどでした。トラブルの原因はもちろん遊漁者にも問題があると思いますが漁師の方の規則の認識不足、固定概念等も原因であると思いますから漁師の方々に規則の徹底を行なって欲しいです。漁師の方々も生活が掛かっていることは認識していますが多くても一人3匹しか魚を取らない状況で漁に影響を与えるとは考え難いです。逆に釣りで海にルアーや糸その他ゴミを捨てている者よりも見かけたら網やゴミ、ルアー等を拾って帰っているスピアフィッシングを行なっている者の方が海にも優しいと考えています。スピアフィッシングを行なっている者は若い人が大勢です。自然の恐ろしさや命の大切さ、食べることへの感謝、漁師の方々への感謝の思い等学ぶことが多くあります。命を頂く大切さを学べる機会を命を頂く大切さを誰よりも知っている漁協の人たちが学ぶ場を減らしてしまうのはいかなものかと考えますので是非禁止にするのではなく違う方向性での改正案を希望します。よろしくお願い致します。</p>

36	<p>魚突きを禁止する内容と見受けていますが、これまで年に二回ほど〇〇を訪れており、旅館の協力も得ながら、魚突きをし、旅館が料理してくれるその料理を楽しんできました。実施にあたっては、〇〇など、地元漁協が魚突きに否定的なところを避けてきたので、これまでトラブルもありませんでした。魚突きが禁止されると長崎を訪れる頻度は大きく減るでしょうし、お世話になってきた地元旅館にとっても良いことではないでしょう。観光業を盛り上げる必要がある中のこの処置は真逆の方向に働くと思います</p>
37	<p>ゴム付きのやすが禁止になる旨が新たに謳われていますが、ゴム付きのやすが使用不可となればスピアフィッシングそのものが禁止と謳うのと同様であると自分は断言します。海水浴場以外の海で泳いでいる＝密猟者と漁業関係者に勘違いされトラブルになったと言う人の声も聞いた事がありますが、真に取り締まるべきは密漁者であって一部のルールを守らない者のせいでルールを守ってマリンレジャーを楽しんでいる者が馬鹿を見るのは間違っていると自分は考えます。禁止にするのは簡単ですがその前にすべき事がまだまだあるのではないのでしょうか？長崎県の海をこよなく愛する者として御一考よろしくお願い致します。</p>
38	<p>長崎県の綺麗な海が大好きです。県外居住者ではありますが、長崎の海を愛する一観光客としてご意見させていただきます。&amp;#9338;やすの定義についてゴム、ばねその他の発射装置を有するものは禁止とされておりますが、つまり一般的に手鉾と呼ばれる漁具は禁止漁具に該当すると思われ。確かに手鉾遊漁では漁業者の方々のトラブルの元になる可能性があることは存じております。しかしそれは一部の遊漁者にすぎず、安全面に考慮して楽しんでいる漁業者もいる事も事実です。手鉾が禁止されてしまえば、長崎の海で今のように素潜りを楽しむことが出来ず、観光を訪れる事も少なくなってしまうと思います。観光客の一意見として、発射装置付きのやす使用の許可を求めます。</p>
39	<p>改正に反対します。私は長崎県に二度魚突きを目的とした旅行に行ったことがある者です。魚突きをレジャーとする者にとって長崎県は日本一かつ圧倒的な魅力を持つ県です。私も当時、豊かな海と、そして魚突きに寛容で温かな県民の方々に接したことで、今後も引き続き同地を訪れようと考えていました。今般の改正により魚突きを目的とした長崎県への旅行者がいなくなることを考えると、相当程度県の観光業に影響を与えることが想定されます。さらに魚突きはyoutubeを中心に、魚突きをしない人々にも広く世に知られているところ、当該改正が世間に与えるインパクトは大きいと思われ、長崎県そのものの魅力度低下にも繋がりと考えられます。以上のとおり、今回の改正案は遊漁者および観光業に従事する人に著しく不利な内容であり、公平性を欠いた内容であると考えます。長崎県は遊漁者にとって憧れの地であり、遊漁に寛容でいてほしいと考えています。</p>
40	<p>魚突きを許可して欲しいです。内水面の利用において漁業者や他のレジャーとの競合が起こり、トラブルの元となることは重々承知致しておりますが、そのトラブルは沿岸域利用者に対するルール決めをすることによって解決できるのではないのでしょうか。東京都〇〇〇の例がありますように、魚突きをして良い食い区域と禁止する区域を設定するなど「魚突き自体を禁止する」以外の方法で解決を望みます。私は魚突きで人生が変わりました。これからも魚突きの文化と触れ合いたいと思っています。よろしくお願いします。</p>

41	<p>趣味で魚突きをしている者です。今回の件に関しては、密漁などが現実的に発生していることから仕方ないことだと思います。漁業の方々が大切に守ってきた海を勝手に利用して、荒らして、自分だけいい思いをするのは許されざることです。しかし、純粋に魚突きを楽しんでいる方もたくさんいます。自分は長崎で魚突きをすることは無いですが、長崎で魚突きが好きな方がそれをできなくなるということがとても悲しいです。そして、最近では魚突きをする方によって、様々な場所でウニ駆除やゴミ拾いなど海への恩返しが行われています。自分も潜る場所では毎回ゴミを拾って帰ります。どうか、ご再考の検討お願いできませんでしょうか。</p>
42	<p>スピアフィッシングを拒絶する規則制定に断固反対する。まず、「従来からゴム等の発射装置を有する刺突漁具はヤスではなく銚として区分してきた」とあるがこの認識の間違いを以下に記す。・長崎県水産庁に手銚を用いたスピアフィッシングについて、電話での問い合わせを担当者の「〇〇〇」様に対応頂いた。長崎県ではゴムを動力としてヤスを発射する方法に問題はない。ヤス本体が手中を離れる場合はNG。先端が外れるチョッキと言われる仕様も長崎県では使用可と説明を受けた。また、〇〇北部で5人程の海上保安庁から職務質問を受けた際にも同様の回答を受けた。以上の事から今回の改正資料中の説明には矛盾があると考えられる。遊漁の規制強化に関して、レジャーの発展を悪として説明をされているが、経済面で弱い過疎エリアの経済活性化等の地域発展に貢献している面もある。交通、宿泊、飲食。また移住の検討等も遊漁の規制により妨げられる可能性がある。現に私自身も家族、会社と共に長崎県への移住、移動を考えているが今回の規制が決定した場合は考えて直す。また、今回の改正は漁業者の意見が尊重され過ぎている。海は漁師の物。邪魔者は排除。行政は地域で力を持つ漁業者の意見のみ聞き入れ改正を行う。この構図は民主主義の観点からも疑問を感じる。公平な施策、判断を願う。</p>
43	<p>遊漁にて使用可能な道具について。今回追記される（ゴム、ばねその他の発射装置を有するものを除く。）という内容について反対意見です。●観光資源としての観点私は福島県に住むもので、長崎県にはスピアフィッシング目的で2度遠征に行かせていただきました。長崎県は伝統的に素潜り漁が行われ、合法(という認識だった)の中でスピアフィッシングを楽しめるということもあり、私にとって大変貴重な観光地でした。遠征時、地元の方には大変優しくしていただき、長崎県の印象はとてもいいものとなりました。発射装置なしでは、実質スピアフィッシングは不可能となるため、スピアフィッシング目的で長崎へ観光に行く人はいなくなると思います。マクロな視点ではありますが、伝統を生かした貴重な観光資源を失うこととなると考えます。また、私自身遠征にいけなくなるのはとても残念に思います。●漁業者と共存の観点スピアフィッシングが遊びで、漁業は日本国民に海産物を届けるためになくしてはならない仕事である事は理解しております。しかし、トラブルとなる根本原因は発射装置の有無で片づけられるものではなく、以下2点があげられると考えます。・遊漁者の水産資源取りすぎによる枯渇 ・船と遊泳者の事故前者について、スピアフィッシングによる漁獲は釣りによる漁獲量と大した差はなく、競技者もそれほど多くありません。漁業の漁獲に影響を及ぼすことはほぼないと考えます。後者が原因でトラブルが発生している様であれば、対策は必要と考えます。例えば、〇〇島では、スピアフィッシングを行っていいエリアを規定し、〇〇市から発信しております。このような対策をとることで、前項で述べた伝統の魅力や観光資源を失うことなくトラブルを回避できるのではないのでしょうか。私事ではありますが、福島県〇〇市でスピアフィッシングをしながら漁業者、釣り人と共存するために、HPで配信を行っています。<a href="https://iwaki-moguncyu.jp/">https://iwaki-moguncyu.jp/</a>福島県では長崎県と同じく、使用して良い漁具に「ヤス」が入っているが、「発射装置」については明言されていない状況です。一方、一年中スピアフィッシングできる北限でもあるため、競技人口は極めて少なく、一人一人の行動がスピアフィッシングのイメージに大きな影響を与えます。そこで、海に潜らせてもらうときは海底のごみを拾ったり、落ちている鉛を集め、ダイビング用のウェイトを作ったりしています。どうか、スピアフィッシングをする人々を悪として排除するのではなく、お互い歩み寄りの姿勢をもって、慎重に検討いただきたいと思います。</p>

44	<p>長崎県に在住の者です。漁業調整規則の記載が改正される事を知り、意見を送らせて頂きました。現在、全国的にごく一部の遊漁者を除いて殆どのスピアフィッシングを楽しんでいる遊漁者は、各県で定められている漁業調整規則を厳守して、漁業者の方々に気を使ってスピアフィッシングという趣味を楽しんでおられると思います。ですが当県の規則をが改正されてしまつては、他県の漁業調整規則をも揺るがしてしまう事案だと考えます。ルールを守つて来た遊漁者に対して、あまりにも無慈悲だと思います。漁業者には、漁業調整規則の存在すら知らない方も大勢いらっしゃるようですが、その方々の理不尽な主張「この地域での素潜りは禁止だ」や「ウエットスーツの使用は禁止されている」を素直に受け止めてその場で謝罪をしている遊漁者も沢山いらっしゃいます。どうか、そういった善良な遊漁者を排除するのではなく、別の方法でトラブルを回避する案をご検討して頂くよう、お願い申し上げます。スピアフィッシングをできる区域を設けて、遊漁者が漁業調整規則を守つたうえで、スピアフィッシングを行う。など他に案はまだあります。スピアフィッシングを趣味として、胸を張つて行える規則を作つていただけたら幸いです。</p>
45	<p>今回の改正にて「やす」の定義に発射装置の説明が追記されておりますが、現在使用の許可されている（水中銃と異なり明確に使用不許可とされていない）所謂「手銃」も該当すると捉えられるような改正内容となつており、反対致します。改正の目的に漁業者と遊漁者のトラブルが挙げられておりますが、使用器具の規制を強化することは本質的な問題解決ではなく、遊漁者側の行動を一方的に制限する内容であり、公平性に欠けると考えられます。手銃での遊漁はマイナーではありますが、それ故愛好家の想いは強く、規制を強化したとしても何らか工夫をし規制に触れない形で継続されるものと想定されます。器具の規制の強化は問題解決には結びつかず、単に手銃愛好家たちの反感をかうだけになりかねないと危惧します。長崎県において発生したトラブルがどのような事例か存じ上げないため、具体的な提案は致しかねますが、近年認知度と遊漁者が増えている手銃での遊漁を観光資源と捉え、両者共存できる改正を行政側には強く求めます。私自身、魚突きを目的とし長崎県を訪れた経験があり、長崎県の海を含む自然や食文化のファンでもあります。またメジャーな遊漁である釣りと比較すると手銃での遊漁は消耗する道具が少なく、環境への負荷は圧倒的に低いと断言できます。更に実際に魚を目視し、漁獲対象を選定した上で採取することから乱獲や稚魚等を傷つけるリスクも低い極めて持続可能な遊漁方法であると考えます。加えて、現規則の中にある「やす」の定義に「漁獲物を突き刺す先端部と柄が固着している」事が付記されておりますが、先端部が外れる構造である所謂「チョッキ銃先」にすることは突き刺した漁獲物をより確実に採取することを目的としています。これを禁じることは、突き刺したものの回収できず、いたずらに水産資源を傷つける可能性を高めていることになり、全く合理性がありません。改正内容に関する部分から逸脱しましたが、関連する内容につき意見を述べさせて頂きました。ご担当者様におかれましては、漁業者と遊漁者の間に入り大変ご苦労されていることと存じますが、遊漁者側の意見として述べさせて頂きました。事情ご賢察頂けますと幸いです。宜しくお願い致します。</p>
46	<p>魚突き規制について 僕は、富山県で魚突きを通して環境保全に取り組んでいます。魚突きには、負の面としては、密猟者と区別がつきづらい所やルールやマナーが全国では確立されていない部分があり、漁師の方とトラブルが発生してしまう等がありますが 逆に正の面として、僕達が取り組んでいるように、磯焼け対策としてウニの駆除を行う、海中のゴミ(漁具、釣りゴミ、海洋プラスチック等)を清掃する。漁協の方と協力し、魚突き愛好家だからこその海の環境保全の活動を行い、良い漁場、未来へ繋ぐ環境対策を地蔵的に行なっていくことが可能です。また、釣りや、網での漁に比べ、海洋ゴミを全く出さず、無駄な殺生もなく、とてもエコでこれからの時代にあった遊漁の方法であると思います。また魚突き師が潜っている間に密猟を取り締まをすれば一石二鳥であります。魚突きはとても未来に期待できる、可能性のある遊漁の方法であり、今回の魚突き規制には食んだ後です。ルール制定さえ行えば未来に期待できる活動なので、是非お話しさせていただきたいです。</p>

47	<p>改正の経緯として近年の多様化するマリレジャーに対して漁業者とのトラブルがあるから、とのことですがトラブルが発生すれば全て禁止にしていくのは行政のあり方として間違っていないですか？多様性を尊重する社会様式になる中、漁業者には変化を求めず、遊漁者にのみ規制をかけるのは漁業法を制定した際に水産庁が通達した「過度に遊漁者への制限をかけてはならない」に反しませんか？そもそも、「ゴム等の発射装置を有するものはモリである」との見解ですが、「発射装置」とはどのような規定なのかが全国で統一されていません。「装置」ということから「引き金」や「スイッチ」を有する「水中銃」のようなものは規制されて然るべきでしょうが、ホームセンターや釣具屋で千円程度で売られているヤスの後ろに結ばれているだけのゴムが「装置」ですか？判例を探しましたが発見できませんでしたが、それは警察や海上保安庁がゴム付きヤスを「装置」と判断し起訴することを是としなかったから裁判となっていないのだと思われま。トラブルが漁業者との間に起きるのはそのような曖昧さに対し明確な答えを出していないからです。今回の改正が行われても「ゴムをつけているだけなのは『装置』ではない！」と主張する遊漁者とのトラブルが起きるのは簡単に予想されます。スピアフィッシングが漁業者とトラブルになるのはアワビやサザエなどの密漁とみなされることにもあります。令和2年の漁業法改正で特定水産物の採捕の罰則が大幅に強化され密漁に関しては厳しく取り締まれば良いと思いますが、それに合わせてスピアフィッシングまで取り締まるのは間違っていると思います。他県ではスピアフィッシング愛好者が漁場の清掃や磯焼けの原因となるウニの駆除を漁師とともに行うなどの活動もしており、漁業者との共生が進みつつあり、テレビの影響が大きいでしょうが、マリレジャーの1つとしても定着しつつあります。そのような中で、貴県の今回の法改正は極めて時代に逆行したものと感じますので、反対します。なお、明確に基準をしめし、「発射装置を有する水中銃は禁ずる。なおヤスの末端にゴムを装着したのみで、引き金やスイッチ等の装置を有しないものは除く」と明記するのであれば、遊漁者と漁業者両方に統一した認識を持たせることができますので、是非ともそのようにしていただきたいです</p>
48	<p>近年問題になっているプラスチックゴミ問題、釣りゴミ、海中のゴミとなった漁具など様々な問題があると思うが魚つきはルールさえ守れば環境にも優しく持続可能な漁法だと思う。規定やルールを厳しく取り締まるなどすれば禁止までする必要はないと思う。</p>
49	<p>私自身は海に潜ったり、魚をついたりはしませんが、仲間がしています。彼らは、海が好きで、潜る事が好きで、ただただ海を愛している人達です。一定数、そういう人達がいると言う事は、地域の活性化に繋がるのではないのでしょうか？過疎化が進む地域に行く人が居なくなるとは活性もないのでは？過疎化が進む地域に来る人達と、漁業をされている人達との、ちょうど良い距離感を保てるルールは作れないのでしょうか？海で仕事をされている方、海が好きで潜ったり、魚について遊んだりしてる方、両者共、海を愛している事に変わりないと思います。お互いに気持ちよく、自然の恵みを受けとれるようなルール作りをしていかないと、後々困るのは若い世代です。今の大人達の都合だけを言い合うのは、若い世代にとって迷惑な話です。柔軟なルール作りをして頂きたいと思います。どうぞ、よろしくお願いします。</p>
50	<p>スピアフィッシングは命をかけて海と一体となって楽しめる素晴らしいマリレジャーです。昔ながらの日本の体制もあり元々肩身の狭い思いをしてきました。漁師さんと折り合いをつける方法はないのでしょうか？実際ルールを守って行っているにも関わらず締め付けるだけの政策は是非とも避けて頂きたいです。密猟者がいる事実も確かですが、私たちはそれを密告することもできます。民主主義国家において自由を奪わないで下さい。これは日本の昔ながらの悪い習慣です。日本ではまだまだマイナーレジャーなスピアフィッシングですが、少しずつでも理解を広げていって、メジャーなレジャーになれば日本の海は素晴らしいという認識が広まり、守っていくべきだという意識付けに繋がるのではないのでしょうか？</p>



51	<p>遊魚者の禁止事項について。何の為にこの禁止事項を設けるのでしょうか？海を守るためと言っていますが、海の規律を崩してるのは海を管理して下さっている方とも言える気がしてなりません。私は長崎県民ではないので現状がわかりませんが、遊魚者が組合を通さずに魚などを卸すのを気にしてでしょうか？漁業組合が土日営業してないので、魚を卸せない問題があります。一般市民が海で遊べるのは土日が多いですね。それなのに、土日に組合がやっていなければ卸したくても卸せないのです！禁止するのではなく、どうしたら遊魚者と海を共有できるのかは考えないのですか？また、海を楽しみで遊びに行く人は、釣りを楽しむこともダメなのですか？せっかく海があるのに、自然を満喫できる釣りや魚突きができないことは、海との触れ合いを少なくする、子供達にとって良い影響になるのでしょうか？自然と共に成長させない規律をつくり、未来ある子供達の可能性を潰すような規律にしてしまったら、将来の長崎県はどうなるのでしょうか？また、禁止することは、長崎県ファンの長崎離れを起こすのではないかと思います。実際、魚突きが出来なければ行く意味がないと言う人もいます。観光客が減って困るのは誰でしょうか？手先のメリットだけしか見れないのは少し問題かと思えます。将来を見据えて規律を作ってもらいたいと思います。遊具に関しても、ゴムのないやす、ゴムや発射装置のある手鋸や水中銃、写真も添えてわかりやすく規律を作ってはどうか？混乱が解消できないからうるさく言う人がいるだけで、混乱を解消できたら、海を愛する者達が発言しているのだから、みな協力してくれるはずかと思えます。長崎県の海づくり、頑張ってください。</p>
52	<p>海で生き物を取り、食べるという行為は、人間がずっと昔から行ってきた行為です。たんなる遊びではなくて、人間が自然とつながっていること、命とつながっていることを感じられる、人の暮らしのいちばん根本のようなものです。いま、自然や命とのつながりの感覚がどんどん失われている時代だからこそ、このような行為は、人間にとって大切です。これを一律に禁止としてしまうのは、人間の根本的な生きる行為を制限することだと言っても過言じゃありません。一方で、海の資源を守ること、海で遊ぶ人がルールを守ること、漁師さんたちに迷惑をかけないことは非常に大切なことです。このことはすべて、絶対に大切にされなくちゃいけないと思います。どんな人にとっても大切な、海のものを守るという行為を守ること。一方で、自然の資源や、漁師さんの仕事を守ること。どちらも大切だからこそ、私は、アメリカのように遊魚券の仕組みをつくるべきだと思います。海で遊ぶときは、海を守るための資金をきちんと支払う。そのときに採ることができる量も明確に決めておく。そして、遊魚券の売上は海の資源と環境保護のために活かす。そのようになることを切に望みます。</p>
53	<p>スピアフィッシングをするにおいて私たちは密猟とよばれる、貝・伊勢海老・海藻・ナマコなどは全くとっていません。魚だけを対象に行っています。できる限りスピアフィッシングをする際は周りに遊泳者がいないかなど自分や周りの安全の確保も行っています。釣りは魚をつる。スピアフィッシングは魚を突く。何が違うのでしょうか。ルールをしっかり守り行っています。漁協の方たちにも迷惑をかけないように船の通り道でもしないようにしています。何がダメなのかもっとしっかり理由を教えてください。漁協とのトラブルがある、とはいったい漁協はどう思いなぜ禁止させようとするのか、私たちがその理由に納得しない限り快く新しい案を受け入れることはできません。もし今の新しい案にすると考えるのなら、漁業権のように月あたりいくら払えばスピアフィッシングをしても良いなど妥協策を考えて頂けないでしょうか。スピアフィッシングをしている私たちの現状（ルールを守っているということ）、なぜダメなのか（理由）、妥協策がないのか。この3点を理解の上もう一度考えていただくことをお願い致します。</p>
54	<p>遊漁者が使用するやす（手鋸）で漁獲量は限られており、また水深及び遊漁場所も広範囲には至らないと思われる。10mから20mの水深のなかで漁獲する数が漁に影響するとは思えない。勿論、漁業関係者も大切な資源である事は確かである。しかし漁獲量と遊漁者のやすでの漁獲が比例している訳ではない。もう少し良い改善策は講じる事はできないか。漁具の取り扱いについては検討していただきたい。</p>

55	<p>改正に断固反対です。現状の認識違いもあるため、関係機関の状況を詳細に調査する等の再検討を求めます。「02長崎県漁業調整規則改正（案）19ページ第45条」のまえに、「01改正概要 1」についてお伝えします。「従来からゴム等の発射装置を有する刺突漁具は「やす」ではなく「もり」として区分してきた」とありますが、認識の違いがあります。2021年9月長崎県内で当該構造の漁具を使用している際、海上保安庁職員から確認を受けました。道具はすべて細部までお見せして、問題ないと明言されています。その際、・ゴムがついていても、水中銃のような、魚に刺さる部分が、手元からはるか遠くへ投射されるものではないので、長崎県内では使用して支障ない。・この見解は長崎県内共通のもの。と具体的にご説明いただきました。海上保安庁職員の方は5名6人いらっしゃったので、特定職員の勘違いなどではありません。海上における人命・財産の保護、法律違反の予防・捜査・鎮圧を任務とする日本の行政機関である海上保安庁職員の説明と、今回の改正資料中の説明に大きな矛盾があります。よって今回の改正は「明らかな見解の変更」であり、「単なる既見解の明確化」には該当しません。行政として誤った理由で改正を行うことは適正ではないと考えます。現場対応職員を含めた関係機関の状況を詳細に調査する等の再検討を求めます。また、遊漁者と漁業者の間でトラブルが発生とありますが、そう言った方々は漁具に規制が入ると、より違法性の高い道具を使用し、違法な海産物をとる傾向にあります。マナーのよい遊漁者を追い出すことは、けっして現状危惧されていることの解決にはなりません。マナーのよい遊漁者の存在が、密漁抑止にも働いていることも知っていただきたいです。たとえば漁協と共同でウニの駆除や清掃などさせていただけるのであれば、「漁協とつながっている遊漁者」が同じ水中から見ているという事が大きな抑止になります。陸からでは見えないことも見えます。たとえば漁協公認遊漁者はフロートに漁協マークのフラッグを立てるなど、相互により方向に進める方法があるはずで、長崎の豊かな海をもとめて移住した若者も多くしていますし、検討中の若者が今回のこの改定をみて「こんなことになるなら移住はあきらめだ」と絶望している声も聴きました。我々地元の船、宿、買い物、飲食とわずかではありますが地域経済に貢献しているつもりでいます。当改正がされてしまったら行くことはなくなり、他の方が行きたくなくなるような写真の拡散などもなくなります。withコロナの時代においてどこの地域、どの産業も苦しい中、自然が豊かであるということは「密の回避」であり「自然の中で過ごすことによる免疫力の強化」にもつながり、最大のアピールポイントです。にもかかわらず、行政自ら締め上げる事は、地元から評価されるものではないのではないのでしょうか？本件、遊漁者と漁業者とトラブル防止をはかるためとありましたが、漁業者だけの声ではなく、その他の宿など別業態の意見、多くの長崎の自然を愛する遊漁者それぞれの声を公平に聞きいていただきたいです。よって、改正に断固反対です。現状の認識違いもあるため、関係機関の状況を詳細に調査する等の再検討を求めます。東京都の離島「〇〇島」東京からも近く、遊漁者も多く訪れる島です。〇〇島では役場HPに遊漁可能エリア、禁止エリアを掲載する事で、大きなトラブルもなく、うまく共存しています。うまくいってる実例を参考にされながら、様々な立場の方を尊重したWINWINな社会を目指す事を行政に期待します！！</p>
56	<p>今のコロナ禍で、人混みを気にせず楽しめるレジャーでもあり、長崎県の特性でもある豊かな海やを感じれる魚突きの権利を規制してしまうのはもったいないと思います。漁師の方達も、実際のところ今の法案を理解されていない部分も多々あり、ウエットスーツを着て泳ぐこと自体が違法だ、漁師以外はこの海に入るなど、何も違法なことをしていない人間に対して高圧的な側面もあります。簡単に漁師の方の都合の良いように法を変更するよりも、まずきちんと漁師の方たちに今の法を再度理解していただき、それでもレジャーを楽しむ人たちのマナーや安全性が著しく悪かったら再度検討してとよろしいかと思えます。全国的にみても聖地と呼ばれているこの美しい長崎県の魅力を、規制規制でがんじがらめにし、楽しめるツールを潰してほしくありません。魚突きの聖地、釣りの聖地と知られるこの長崎の魅力を曇らせることなく、漁業者の方たちとも共存していくためにも、改正はせず維持していただきたいと思えます。</p>

57	<p>魚突きを趣味として行っている者です。長崎県の島へも魚突きを目的として訪問していますが、今回の改正案に強く反対いたします。理由としては以下となります。1. 今回の改正案が実施された場合、安全対策を十分にとり、ルールを守り趣味としての遊漁行為を行っている者の排除となり得るため（個人としても、今回の規制案が確定した場合、今後長崎県へ伺うことは無くなるでしょう）。また地元にとっても交通に関して、宿泊に関して、飲食に関して外部からもたらされる観光収入に関係するかと思います。2. 今回の改正案は漁業者側からの要望があったのかも知れませんが、自分の知る限り、遊漁者（魚突き）仲間は趣味として安全対策、ルール順守、節度を守って海遊びをしています。自らの安全のためにも定期船や漁船の航路には可能な限り近寄らず、目立つフロートをつけていますが、漁船が近くに来た際は銚を上げて居場所をアピールしたりしています。当然禁止された貝なども取っていません。一部のルールを守らない者と、ルールを守って趣味として海遊びをしている者とは、ぜひ区別していただければと思います。3. 上記に関連しますが、必要であれば制限を行うより、遊漁ライセンスのように遊漁券の発行と購入の仕組みを作り、ルールの更なる遵守と観光振興の両立を図る方が良いのではないのでしょうか？一部からの要望による規制による制限を行うのではなく、地元と遊漁者とのより良い関係を目指した「仕組み」の導入を検討いただければと思います。4. 海外では魚突き（スピアフィッシング）はスポーツの1種であり、地域によっては上記のようにライセンス制を導入しています。コロナ後の観光振興のためにも、規制による制限よりも振興策の導入を目指す方が良いのではないのでしょうか？5. 漁業者にとって港湾整備は必須かと思いますが、これらの多くは都市部の税金の一部も投入されている理解でいます。繰り返いですが、一部の漁業者の営利のみをもって改正を行うのではなく、都市部と地元とのより良い関係性の構築を目指すべきではないのでしょうか？尚、素案のまま問題ありません</p>
58	<p>私は鳥取県在住で、〇〇〇〇で素潜りをして魚突きをしています。改正規則第45条につきまして、こちらでゴムを使う銚の禁止と出ていますが、これは事実上の魚突き禁止と解釈致しました。魚突きでは航路での魚突き、密漁、安全管理を怠った海難事故など沢山の問題がありそれが漁業者の皆さんに迷惑をかけているのは理解しております。漁業者の方々がおられての海だと言うのももちろん理解できます。私が出会った純粋に海が好きで魚突きが好きな魚突き愛好家の人たちは海のルール（漁業調整規則や安全管理、潮流など）を事細かに弁えていると感じました。また海岸清掃や海の中に落ちているゴミを拾ったりして環境整備にも前向きで、先日は富山で漁協の許可のもと、磯焼けを防ぐ為のウニ駆除が実施され魚突き愛好家が大勢参加したりと、漁業者の皆さんの声に耳を傾けて話し合い、意見交換し、純粋な魚突きを理解していただく為に尽力している限りであります。例外でルールを守れない人間もいるのですが、それに関してはこれから魚突きが公認されるように団体を設立しても良いと思っておりますし、密漁との混同を避けたり、密漁者や安全問題を解決していく為に協力します。あと個人的な話なのですが数年前まで健康診断の結果で血圧や内臓脂肪、肝機能などの数値が悪く、要治療事項が山ほどあったのが、魚突きを始め海に通うようになってから数値が年々改善されて今では物凄く健康体になりました。これは紛れもなく魚突きの恩恵でありますし、感謝してもきれません。このように健康的に良くなっていく利点もたくさんありますので、他の魚突きをしている人たちも同じように感じていると自負しております。どうか、規則の変更について今一度検討していただけないでしょうか？よろしくお願い致します。</p>
59	<p>改訂に反対します。魚突きというレジャーを楽しむ事も尊重されて然るべき権利です。しかし、もし仮に魚突きというレジャーが漁業者の利益を損じているのなら、国は漁業を生業としている方を保護すべきなので、改訂はやむなしだと思います。ただ、本当に魚突きが漁業者の利益を損じているのか、私には到底素人の魚突き程度の漁獲量が漁業者の利益を損じているとは到底思えません。魚突きは四方を海で囲まれた島国の、有史以来の営みの一つであって、それはたとえ漁業者でなくとも万人に開かれているべき文化の一つです。その魚突きというものを強く規制するのであれば、漁業者の利益を強く損じているという根拠が必要です。しかも仮に魚突きを規制した所で、漁業者の利益の本質的な保護にならない事は明確ではないのでしょうか。国や県の施策としては、漁業者を保護するという事を考えるのであれば、もっと本質的な海洋環境改善政策を投じ、資源の活用方や漁協の仕組みや、流通やPR活動など、根本的な改善策をお願いしたいですね。</p>

60	<p>平素は大変お世話になっております。長崎県民ではございますが、遊魚が趣味の者としてご意見させていただきます。おそらく、県外の方からも多くの意見が寄せられているのではないのでしょうか。今回の改正案は、それだけ全国の遊魚者からの関心が高い内容です。改正案について、内容を見る限り遊魚者への締め付けが強くなるだけで根本的な解決に至らないと考えております。内容に納得いかず、ハレーションが大きいまま条例が成立すると、ますます無秩序化するのではないのでしょうか。日本は民主主義であり、法律が全てです。上記のように法律に従わない者は許されませんが、国民は法律の決定に際し意見する権利があります。ゆえに今回、このように意見を収集して頂き大変感謝しております。具体的な案としては、遊魚者に対して水産課もしくは漁協のほうから「許可証」を発行してもらいたいかがでしょうか。許可証さえあれば法律で許可を得た形になりますので、当該許可証の提示で事は解決すると思われまふ。山でハイキングをする者に免許は不要ですが、狩猟をする者に免許が必要です。海で海水浴をする者は免許は不要ですが、魚の採取を目的とする者へは許可証、および免許の交付が必要な時代ではないのでしょうか。免許制にすれば、講習等の負担も増えますが、運転免許同様、法令やマナーの周知徹底が可能になると思ひます。最後になりますか、今回のヒアリングが「意見を聞いたという実績作り」ではなく公開等により不特定多数の方に広く公表して頂きたいです。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
61	<p>&lt;意見内容&gt;本来であれば長崎県民ではない私がこちらに意見を送る事は間違っていますが魚突きというレジャーがなくなってほしくない遊漁者として送らせていただきました。SNSで容易く魚突きの情報が入ってくる現状において、急に魚突き人口が増えていると思ひます。その中で漁業者の方々の迷惑になった事例は実際に多くあるとレジャーをしている方も認識しています。ただ私の知っている人の大半は漁業者に配慮して邪魔にならない様にしている人だと思ひます。配慮している側は目につかず配慮出来ていない一部の人が目立ちそれが全てとどうしても捉えられてしまうのではないのでしょうか。そうなればどうしても規制しよう禁止しようとなるのも理解できます。他県では現状の事を考え漁業者と魚突き愛好家が共存できるようにウニの駆除などを協力しておこなっている方々もいます。禁止、規制すると一般の大半の人は遠ざかる人はいるでしょうが、それを無視する人だけが続け余計にトラブルの割合や密漁などが増えるのではないのでしょうかマナーを守っている同士ではルールを周知し、先達から初心者に漁業者の邪魔をしたらダメだとある種の自浄作用なども見られます。マナーを守っている人は長く細々と続けていきたいと思ひているので漁業者に迷惑をかけてしまつてはダメだと特に思ひます。禁止、規制するのではなく例えば川の鑑札の様に有料で登録してある程度身元をはっきりとさせて漁協やそれにまつわる環境整備などの費用にあてるなどしてお互いに有益になるような方向の方が良いのではないのでしょうか。規制を強めてこっそりとする人や本格的な密漁者だけが残るのではなく、今年はこの範囲で、決められたルールの中で、尚且つ漁業者や環境面にプラスの働きになる様な取り組みの方が前向きかなと思ひます。魚突きを通して私の家族や子供も魚に興味が出てスーパーに行くとき目を輝かせて魚を見て、買って食べています。魚突きで捕れる魚の量よりはるかに漁業者の方々が捕ってくれた魚を食べており魚消費の隠れた底上げもあるのではないかと思ひます。是非、参考にしていただければ幸いです。</p>
62	<p>先ずは改正に対して断固反対です。理由は下記の通り大前提として、海および、関連資源は漁業関係者の占有できるものではない。該当地域及び文化（魚突きだけでなく、磯や水辺でのレジャー）の衰退につながるのを排除するのではなく、共生の道を探るべき。今回の改正案は漁業関係者のみにとって有益で公平性がないのが問題。こちらとしては、漁業調整規則自体が古く漁業関係者は閉鎖的。更には利己的でマナーも大変悪いので、海を愛する地元民としては公平かつ理にかなった改正をいただきたい。</p>

63	<p>お疲れ様です。東京出身ですが、長崎がとても好きになり10回ほど訪れております。魚釣りもするので、魚の豊富さも長崎の魅力であることを理解した上で質問と意見です。質問(1)1 遊漁者等の漁具、漁法の制限の明確化(第 45 条) ・ 本県では水産資源や漁業者の生産活動への影響を考慮し、遊漁者が使用できる漁具や漁法を制限しているところであるが、近年、マリンレジャーが多様化し、「やす」などの刺突漁具を用いて魚類等を採捕するスピアフィッシングが広まりつつあり、遊漁者と漁業者の間でトラブルが発生している。とのことですが、遊漁者と漁業者のトラブルとは具体的にどのような事が起きたのでしょうか？具体例で教えていただけませんかでしょうか。意見(1)漁港には沢山の船が停泊し、しかしながら、後継者不足や魚の減少で、ほとんど稼働していない漁港の実態を漁師さんから伺っております。漁業が衰退していく中で、若い世代が魚と親しむ機会は貴重な時間だと考えます。その一つが、このアクティビティであることは間違いなくと考えています。意見(2)長崎県出身の方が同じ事をしていてと容認されるのに、県外から来た人間だとトラブルになっているのではないのでしょうか。よって、そのトラブルの具体例をお聞きしたいのですが、人工流出が加速する中、県外からの人間と地元の人間で同じ事をしていても異なる対応が見られることに悲しみを感ずります。意見(3)今回の規制改定にあたり、地元・県外含め、意見聴取をされていますでしょうか、もし未だでしたら必ず意見聴取も実施していただきたく存じます。海は誰のものでもありません。一方からの意見でなく、皆で守らなくてはならないのが、海です。以上、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
64	<p>はじめまして。私もスピアをしている者です。私が思うに魚突きが漁業者とトラブルになる1番の原因は密漁者との区別が付きにくい事だと思います。魚突きは安全の為に目立つフロート等を浮かべ目に付きやすいのがありますし。漁業者も私達魚突き師も密漁者を嫌ってます。その思いは同じです！ですが、今はその漁業者と魚突き師がトラブル起きてます。同じ思いなのにです。私が考えるに川では鮎釣りや鰻つりには川によっては遊漁券を買って行きます。スピアも同じ様に年間3000円とかで買い購入している者にリストバンド等を配布しそれをはめてスピアを行う様にするとか出来たらなと考えます。その金額は微々たる者だと思いますが漁業者の方に還元出来ればと。どうか遊漁としてのスピアを無くさないでいただきたいです。</p>
65	<p>改正の概要に「水産資源や漁業者の生産活動への影響を考慮」と記載されていますが、スピアフィッシングでどれだけの魚が獲れるかデータをお持ちでしょうか。生産活動への影響が出るという根拠を示してください。私は魚釣りより圧倒的に少ない数しか獲れないとの認識です。小さい魚も獲らないため本当に漁業者の生産活動を考えるなら規制をかけるところを間違えていませんか。なんでも規制をかけるのではなく、これを機にスピアフィッシングが好きな人と共存できる新しいルール作りを考えていきませんか。海は漁業者だけのものではないと思います。海に囲まれた場所で生活しているので、海遊びといえる範囲のものに制限をかけないでほしいです。</p>
66	<p>私は現在大学生で、魚突きを楽しんでおります。長崎には、〇〇〇〇を含めて年2回程度訪れており、豊かな自然・優しい人々に触れ、将来の就職を考えた時に、長崎で就職をし、長崎に住もうと考えていました。これには、「長崎で魚突きができる」といった要因はとても大きく、今回の改正案で魚突きができなくなってしまう事を危惧しています。魚突きには確かに、密猟者と見分けが付かない、漁船との衝突の危険性がある、等のリスクが存在します。ただ、釣りと比べても、海にゴミを出さない、狙った魚だけを獲るため混獲が無い、漁獲が少ないため生態系に影響を与えにくい、こういった利点があるのは確かです。また、私たちのような魚突き愛好家にとって、魚突きができる豊かな海というのはとても貴重な場所であり、県にとっては大きな観光資源になると考えています。東京都三宅島では魚突きができる豊かな海を上手く観光資源として活用しており、手銛遊漁マップなるものを作成し、漁船との衝突や、自然公園での魚突きが無いようにしています。魚突き専用の遊漁権の販売や、魚突きができる場所の設定等、漁業者、県、魚突き師それぞれにとってメリットがある方法を再考していただければ幸いです。どうか宜しく願いいたします。</p>

<意見内容>はじめまして。〇〇と申します。県外からの意見でお手数をおかけしてしまい、大変申し訳ございません。私は2010年より、魚突き用品を専門に取り扱うショップ「〇〇〇〇〇〇〇」という店を営んでおります。店をやっているから、業界側だから「魚突き側の意見を私が代表して述べる」といったつもりは全くありません。むしろ、これまで魚突きと言う業界を遊漁者として、またはビジネスとして見てきた経験から言っても、今回の改正に至るのは正直必然だとさえ思っています。これまでも同様の漁業者さんとのトラブルは多々ありました。しかし、そういったトラブルや地域の方からの苦情などの声に、我々の業界は耳を傾けてこなかったと思います。本来であれば、我々がまず魚突き遊漁の業界団体を作り、漁業者さんや地域の方々、そして行政の方々とともに膝を突き合わせて話し合い、よりよい道を模索していくべきだったと思います。しかし、我々魚突きの業界というのは、個々の権利を主張したがるものばかりで、業界全体としてまとめ、魚突きと言う遊漁を守っていくという動きをしませんでした。（それはもちろん、業界大手の店を営む私にも責任があります）ただ、実は私の方で2018年に、まさにこういった規制強化を憂慮する意味で、下記に記したような企画書を作成したことがございます。これを漁協様や海上保安庁様に提案し、魚突き業界でも共有し啓蒙を図ってまいりましたが、私の力不足で大きな動きにはならず現在にいたります。そこで、もしもチャンスを頂ける幸運に恵まれたらば、今一度下記の企画を提案のテーブルに載せては頂けないでしょうか。もちろん、この規則改正の段にあたって、いまさらこのような企画を検討して頂ける可能性は薄いとは思っております。しかしながら、魚突き業界としても、このように漁業者様、そして地域の方々と共に「海を守っていく」意思を持っている人間がいるということ、それだけでも知って頂きたく、僭越ながらメッセージを送らせて頂いた次第です。長々と大変失礼いたしました。何卒、よろしく願いいたします。※もしも、魚突き遊漁の代表者として、もしも話し合いに参加させていただく機会を頂けましたら、すぐ広島から飛んでまいります。いつでもご連絡お待ちしております。日本における手鉾（やす）での遊漁と、漁業従事者様との関係改善及び密漁取締における企画書<現状>ここ数年、YouTubeやテレビ番組等の影響もあり、手鉾（やす）を使って魚を獲る、いわゆる「魚突き」という遊漁が盛り上がりを見せており、その人口も年を追うごとに増えています。しかし、残念なことにそれに伴い、漁業従事者の方々や地元の方々、または他の遊漁者（釣り等）との衝突などのトラブルも増加してしまっております。<原因>なぜ手鉾遊漁者と漁業を営む方々とのトラブルが起きてしまうのか。その原因としてまず挙げられるのが、「密漁者との誤認問題」です。海の上からでは、潜って何を獲っているかの判別は難しいです。きちんとルールに則り、遊漁としての魚突きを行っている者なのか、それとも違法にサザエ・アワビ等を獲っている密漁者なのか、その判別がつきにくい、という面は確かにあります。<課題>しかしながら、現在の状況がこのまま続けば、魚突きの人口は増える中で、密漁者を取り締まる漁師さんの手間も増え、誤認のトラブルも当然比例して増えてしまうと思われまます。これではお互いに疲弊するばかりで、結果として誰も得をしないのではないかと我々は思っています。遊漁者を海から締め出すことは出来ても、本来取り締まるべき「密漁者」の数は決して減らないからです。我々遊漁者としても、当然ではありませんが、漁師さんをはじめとした漁業従事者の方々に、迷惑をかけたいと思っている訳ではありません。むしろ、密漁者などと一緒になってしまうことに憤りを感じてもおり、我々としても、密漁者を徹底的に締め出すことに協力できるのなら全力で協力させて頂きたいとさえ思っています。そういった意味においても、また、同じ海を愛する者としても、我々遊漁者と漁業従事者の方々は、手を取り合ってお互いに協力しながらやっていきたい、と思っております。この度、そのための改善策を考え、一つの案として下記の企画書を書かせて頂きました。遊漁者、そして漁業従事者様、お互いにとって大きなメリットの有る提案をしたためたつもりです。ぜひとも御高覧頂けましたら幸いに存じます。<改善策>・遊漁を楽しむにあたり、地元漁協様へ「環境保全協力金」を納める「環境保全協力金」として、海岸の整備であったり、または密漁者取り締まりのための協力金としての名目で、一定の料金を地元漁協様に納める仕組みを作ります。そして、協力した者（協力金を納めた者）に対しては（例）「密漁NO！私たちはルールを守って、海で遊びます」というような証書を交付します。そしてそれを携行することで、実質的に遊漁行為の許可証として取り扱う、という案です。そうすることが出来れば、現在起きている遊漁者と漁業従事者様とのトラブルは格段に減らすことが出来ると考えています。内水面における鮎釣りの遊漁料等とは違い、海での遊漁では、「遊漁料」という名目で料金を徴収するのは難しいかと思っております。そこで、「環境保全協力金」という名目を、一つの案として挙げさせていただきます。遊漁料ではなく、あくまでも協力金ですので、強制ではありません。もし遊漁料を徴収するとなれば、罰則規定等、法律の整備をしなければなりません。しかしそれは少々現実的ではありません。また、もし遊漁料を徴収するとなると、「料金を払っていない者」に対する対応が問題となってきます。人工的に稚魚を放流している鮎釣り等では、遊漁料を納めていない者を取り締まる事が出来ますが、海ではそれは難しいかと思っております。もちろん、これも環境保全協力金という名目ですので取り締まりはできませんが、しっかりとルールを守り遊漁をしているという体制を作り、呼びかけを続けていくことで、その地域のマナーは確実に向上していくと考えています。<具体案>さて、次に出てくる問題としては、協力金を支払っている者と、そうでない者との区別をどうつけるか、という問題があります。一つの解決策として、我々が海に入る際に携行する「フロート（浮き）」に、認識票を兼ねたフラッグ（旗）を取り付けるようにします。もちろん、フラッグ交付の際には、「申請者情報」として、その者の氏名、住所、電話番号、または車のナンバー等の情報を提出させるようにします。そうすることで、そのフラッグを取り付けて遊漁をしている者については、密漁取り締まりの方々がそういった者を海で見かけた際に、上記の申請者情報と照合し、密漁の可能性が高い者かどうかの一時的な判別を下すことが可能になります。また、地元民の方々などから、海上保安庁や警察等への通報があった際にも、それらの申請者情報が事前に提出されていれば、対応がかなりスムーズになります。このフロートは安全面でも効果が高いものですし、船との衝突を避ける意味合いもありますので、視認性の面においてもフラッグは有力な案かと考えています。密漁者を取り締まる側の方々からしてみても、フラッグを携行しているかどうかで、取り締まりの対象者がおおまかに絞れるため、少なからぬ労力の削減になるかと思っております。徴収する料金については綿密な調整が必要になるかとは思いますが、基本的には、全漁連様、および地元漁協様に全面的におまかせします。もちろん、それらの制度の導入においては、私共の方でも全力で告知・宣伝させて頂きます。<制度導入のメリット>・遊漁者と漁業従事者とのトラブルの減少・密漁者取り締まりの労力削減・観光収入の増加・協力金収入<懸念事項>・この制度を「隠れみの」にした密漁者の出現 こういった制度を逆手に取り、許可証を悪用して密漁をはたらく輩が現れる・・・というようなトラブルは、絶対に避けなければなりません。これについては当然、我々遊漁者団体の方でも全力で呼びかけをし、制度を悪用することが絶対にないような体制を作っていきます。また、より具体的な悪用の抑止力として、協力金を徴収する際に「申請者情報」の提出を義務付けるわけですが、万が一、許可証を受け取った者が密漁行為を行った場合は、その申請者情報と照らし合わせ、通常よりも厳しい罰則を適用するようにします。そうすれば、悪用目的でこの制度を利用する人間はかなり排除できるかと思っております。<最後に>冒頭でも申し上げましたが、我々も、漁業従事者様方が必死な思いで密漁の取り締まりにあたっておられること、また、日々、環境の保全に全力を尽くされていることは我々としても重々承知しております。我々の方も、長い間、密漁者と誤認され、通報され、時には問答無用で罵倒されたり、といった扱いを受けてきた身としては、もしもお金を払うことで漁師さんと良好な関係が築けるならば、本当にそれに越したことは無いと思っております。本来、同じ海を愛し、海からの恵みを教授する者として、お互い良好な関係を築きながら、またお互い協力しながら、この美しい日本の海を守っていく、というのが、やはり理想の姿ではないかと我々は考えています。今回、御覧頂いたこの企画書には、そういった想いが込められております。是非ともご検討のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

68	<p>ゴム、ばねその他の発射装置を有するものを除くとあるが、それでは実質魚はとれない。釣りはよくて銃がダメなのはどのようなのでしょうか？もしトラブルがあるのであればせめて禁止エリアを設ける等で対応してほしい。みんなが楽しめる海にしてほしい。</p>
69	<p>このような場を設けていただき心から感謝いたします。そして、同じ魚突きを行っている人がトラブルを起こし漁業者に迷惑をかけしたことを深くお詫び申し上げます。魚突きをこよなく愛し、長年にわたり魚突きをやっているのが、今回の変更内容は他県ではありますがご意見たく送信させていただきま す。魚突きだけでなく、いろんな分野でいろんな考えの人がいます。中でも一部の考え方（モラル）のおかしい人がトラブルを発生させます。そのた びに規制が掛かり住みにくい世の中になっています。ここで、さらに長崎県では魚突きができない。また、今回の件で他県にも波及し全国で魚突きが出来 なくなることを危惧しております。しかし、漁業者に迷惑をかけていることが事実です私も、YouTubeなどを見て、突き師と漁師さんがトラブルになり、そ れでも魚を突く行為に問題がないことを盾にして暴言を吐くような行為を見たこともあります。（魚突き師として本当に恥ずかしい行為です。）それだけ ではなく、駐車の問題、ごみの問題、その他いろいろ問題を起こし地元民に迷惑を掛けていると思います。これは、冒頭にも申しましたがモラルのない一 部の輩が発生させたことです。そのような輩たちを教育し是正させなければならないと考えています。モラルの無い輩は、ゴム無しにルールを変えてもゴ ムを外せるようにして潜ると思います。そして、またトラブルを起こします。そこで提案なのですが、漁業調整規則を変更するのではなくモラルの無い輩 を教育する方向で舵を切っただけではないでしょうか優秀な考え方の突き師はたくさんいます。今回の件でいろいろ若い優秀な突き師が案を書いて用紙を 提出していると思います。そのような若い人の考えで、長崎県を変えていけば住みよい町づくりが出来るのではないのでしょうか漁業者と突き師が一体化す れば、密漁者を根絶することも可能です。寛大な処置をお願い申し上げます。 以上</p>
70	<p>漁師さんとのトラブルとありますが、漁場を荒らして魚突きをしている人は少なく、また漁の対象となる魚と魚突きで取れる魚はほとんどかぶらないと思 うし、まず取れる数が圧倒的に少なく大きさも選んでつけるので、魚がいなくなる心配などはないかと思ひます、ゴムに関してですが、銃は殺傷能力があ り発射装置もついていて危険ですが、手銃の場合全て自分の意のままに威力がないのでそこまで厳しく取り締まらないでいただきたいです、楽しみ ながら迷惑のない範囲でやっているのでもよろしくおねがいします、取り締まるなら密猟や銃所持者を厳しく取り締まって欲しいです。</p>
71	<p>遊魚におけるヤスの使用について改定案でゴム禁止となっております。島国で昔から海に親しんで来た日本国民にとって、ゴムを引いてヤスで魚を獲る行 為が出来なくなる事は、大きな損失だと思ひます。魚を突く事は釣り等に比べ生態系への影響も極めて少ないと思ひます。とは言ってもルールを改定する に至る事情があるのだと思ひます。一部のルールを守らない人達が問題だと思ひますので、年間使用料を払う等してでも(使用料を支払う人はルールを守る と思ひます)ゴム付きのヤスで遊魚を楽しめる環境を何卒整えて頂けたらと思ひます。他には、講習を受けてゴム付きのヤスを使用してよい許可を与える等 してはどうかと思ひます、何卒よろしくおねがいします。</p>

72	<p>まずは、漁業調整規則改正前にこのような意見提出の機会を設けていただいたこと、感謝申し上げます。この度の漁業調整規則の改正による、ゴム禁止、つまりは遊漁者による魚突きの実質的な全面禁止（第45条(7)）に反対します。事故や一部のマナーの悪い遊漁者によって迷惑が掛かっていることも想像できます。密漁者との見分けが付きにくいことも理解できます。特にここ最近ではテレビ番組やYouTubeなどで魚突きに興味を持つ人が増え、トラブルも多発していることと思います。しかし、私自身は初めて竹ヤスを握ってから11年程経ちますが、密漁をしたことがないと言い切れず。また禁止されていない県、海域でのみ魚突きをしています。それでも遊漁中に漁師さんに注意されれば、魚しか採捕していないことを伝えた上でその日の遊漁は中断してきました。揉め事になったことはありません。安全面にも気を遣い、海況をみることはもちろん装備にも気を付けています。SNSで他の遊漁者との関わりもあり、実際に一緒に魚突きに行く機会もありますが、少なくとも私の周りではルールやマナーを守り楽しんでいる方ばかりです。そちらにも目を向けていただければ幸いです。これまで漁業関係者の方をはじめ、他人に迷惑を掛けないよう心掛けて魚突きを嗜んできました。今後はそれに加えて、海岸清掃や密漁者を見かけた際の通報など、遊漁者としてできる限りの協力をしていこうという所存です。北陸の漁師さんが企画された漁協と遊漁者によるウニ駆除大作戦など、力を合わせて豊かな海を作っていくこともできると思います。大切なのは遊漁者と漁業関係者がお互いを知ることだと思います。行政の力でそれぞれ互い知る機会や顔を合わせて協議する機会を設けるなど企画いただけると幸いです。そうすることで、互いに迷惑を掛けないだけでなく、協力関係になることを望みます。また、遊漁者による経済の活性化というメリットもあると思います。民宿や飲食店等、新型コロナウイルス感染拡大による不景気に見舞われているかと思いますが、ようやく旅行や外食などが少しずつできるようになってきました。長崎県であれば、他県からの遊漁者も多く来訪し、地域振興の一助になると考えます。遊漁者の排除ではなく、遊漁者と漁業関係者の共存の道を選んでいただきたいです。特別講習を受け修了証を提示できる者には許可するなど絶対的な禁止ではなく、弾力的な方法でも構いませんので、今一度ご検討いただければ幸いです。余談ですが、以前、長崎県で魚突きをしていた際に、地元の子供達が竹ヤスを持って自転車でやって来て、嬉しそうに海に入っていました。私がこれまで住んできたいくつかの地域では見ることでできなかった光景でとても印象的でした。長崎県の美しく豊かな海があってこそ自然の中に身を投げ遊べるものだと思います。子供達までもが厳密に条例の規制の対象になるとは思いませんが、この子供達が大人になった際に魚突きが禁止され、童心にかえる場所が奪われているのはとても悲しいことだと思います。</p>
73	<p>改正内容に断固反対である。改正が漁業者と遊漁者のトラブル防止を図ることを目的とするのであれば、共存共栄となる落とし所を考えなければいけないところ、一方的にゴムによる発射装置付のやす（もり）を規制しており、声の小さいものの意見を押し殺した内容となっている。これは民主主義国家として起きてはならないことである。〇〇島等、他の地域で取り入れられているようなフロート携帯の義務付けなどルールを明確にすることで、トラブルを防止して、共存共栄可能（幸福の総和を最大化する）仕組みを作ることが行政の役割である。長崎は海に恵まれており、マリンレジャーを目的とした観光も多い。そのような中折角の観光資源を自分たちで無くすようなことをすることは行ってはいけない。長崎にしかできない切り口で観光客を呼び寄せるに当たり、大きな支障となる改正内容である。県の収入として多方面に悪影響が出ると思われる。また、子供たちが魚突きを通じて、自然遊びの楽しさを経験できる機会を奪うことにもなる。海は皆のものであり、今回の法改正は漁業者だけにベクトルが向いており、反対である。</p>
74	<p>第45条遊漁者等の漁具漁法の制限において、(7)に記載されている「やす（ゴム、ばねその他の発射装置を有するものを除く。）」のように新たな制限を追加する事に対して反対意見を表明する。遊漁者のモリを使用した魚突きは、あくまで釣りよりも捕獲量をあげる事は難しく、販売目的での漁獲は困難。もし、トラブルについては是正したいのであれば、例えばブイ又はフロートの装備の義務化など、いきなり禁止にするのではなく、安全の為の改変にすべきである。なんでも禁止すれば良いという考えは、長崎の発展を阻害するものであり、支持できない。</p>



75	<p>今回は医療従事者の立場からの意見を述べさせていただきたい。漁業者と遊漁者の間でトラブルが増えている事とコロナ禍は全く関係ないとはいいがたい。行動制限されるなか、他のレジャーも制限・規制されてしまい、感染リスクが低い（または無い）レジャーを提供・許可するのは、県民の健康ならびにメンタルヘルスの観点からは重要な課題だと思ひ、第45条の改正案には「反対」します。おそらく、他のレジャーから感染リスクが無いスピアフィッシングにシフトしたと思ひます（小生はそうである）。さらに、竿つりとスピアフィッシングの場合、多少の悪天候と濁りが生じても行える上に、釣った魚種を選べないのに対し、スピアフィッシングは狙う魚種を選べ、ある程度の大きさが無いと捕獲できない上に、波が1~1.5m超えたり、濁りが発生していたら行えない、といった視点からも圧倒的に環境にやさしいレジャーである。スピアフィッシングしていると、根係した仕掛け、錘、針、糸が散見でき、仕掛けや餌の包装も毎回確認できるため、いかに竿つりのほう環境に悪いことは実感している。これに対し、釣り人（竿）は決まって「一部のマナーが悪い釣り人がいるだけで一般化しないでほしい」といわれる。スピアフィッシングも同じだと思ひます。小生、区域で定められているルール（エビ・貝・ウニ・ワカメ・昆布類は捕らない、船の通り道には潜らない）は守ってきたつもりである。こういったトラブルが増えているのか、具体的な例を示していただき、トラブルの種類に応じて対処するのと、スピアフィッシングのライセンス化・ルール化・魚突き券購入制度等の対処法を考えていくのが望ましい。</p>	
76	<p>改正に反対します。長崎県内の各地域においては現在に至るまでゴムを有する手鋸を使用しておこなう遊漁は遊漁者、また地域の漁業従事者どちらの側からも、制限の対象ではないと認められてきたとの認識である。本改正（案）により今まで認められてきたマリンレジャーが禁止され罰則の対象となることには反対である。改正概要には改正の目的を「漁業者と遊漁者のトラブル防止を図るため」と明記しているが、改正は単なる制限の強化であり実際に起こりうるトラブルを防止するための有効な手段とは到底言えない。例として、東京都は長崎県と同様に手鋸遊漁を漁業調整規則により認めているが、その中でも八丈島八丈町は役所、漁協、観光協会が一体となって「手鋸遊漁ルール5箇条」という文章を作成しているので参考にして頂きたい。（以下、八丈島観光協会のURL）<a 61="" 721="" 860"="" 91="" href="https://www.hachijo.gr.jp/blogs/???拵俱?????義????若??膊??&lt;??2020認翫?統?5箇条は・漁船との接触防止・フロートの携帯・漁業・ダイビング等とのトラブル防止・海水浴場での手鋸遊漁の自粛・期間を限定して使用ができない場所・密漁行為の禁止となっている。詳細は省くが、ここでは規則のみで一方的にレジャーを規制するのではなく、遊漁者、漁業従事者、その他の海で過ごす人々も、皆が安全に活動できるように細やかなルール作りがなされていることがわかる。このような取り組みこそが正に「漁業者と遊漁者のトラブル防止を図るため」の有効な手段と言える。長崎県においても本改正案を契機に、この問題についてより建設的なトラブル防止策を検討されることを強く願う。最後になりますが長崎が人も町も海も大好きです。魚突きがテレビなどで取り上げられ、活動人口も増える中で一部のマナーのない人によりトラブルが発生していることは想像できますが、長崎の海でルールの中で楽しく魚突きをしている人たちも多くいることを知ってほしいと思ひます。ご検討の程よろしくお願ひいたします。&lt;/p&gt; &lt;/td&gt; &lt;/tr&gt; &lt;tr&gt; &lt;td data-bbox=">77</a></p>	<p>友人が〇〇に住んでいて、モリで漁をしたり、その様子を子ども達に見せる活動をしています。もう少し子どもが大きくなったら〇〇に遊びに行くとその様子を見せて学ぼうと思っていたので、わたし自身も〇〇でなかなかいい経験できることではないのでとても楽しみにしていたので、できなくなると、正直〇〇に遊びに行く魅力が落ちてしまいます。</p>

78	<p>漁業者と遊漁者間のトラブルは貝などを密漁する密漁者と遊漁者の見分けが出来ず、トラブルになるケースが多いと思われます。そのため、ゴム等の文面を追記することは、根本的な対策にはならないため、反対です。遊漁者が識別できるような対策（事前の連絡、フロート着用の義務化など）が望ましいと思います。海無し県在住者ですが、これ以上大好きな魚や海での遊びを奪わないでください！！密猟者は海に沈めてください。</p>
79	<p>この度、長崎県内にてゴム付きモリを禁止するとの案が出ているとの事で県外の者ではありますが、連絡させて頂きました。一部の魚突きをする人間は漁師さんとトラブルになる事があるのかも知れませんが、そこに関しては同じ愛好者として申し訳なく思います。また、貝やタコなどを密漁する人と見分けが付きにくいのも事実かと思えます。しかし多くの魚突きの愛好者は直接、海に潜っている為、物理的に自分で食べる分くらいしか捕りませんし捕れません。また、潜る為に海に環境に敏感な人間が多く、海底のゴミ（釣りのルアーや釣り糸など）を回収するように心がけている者も多くいます。愛好者の多くは海を愛し、長崎の素晴らしい海に憧れを持っています。もし、問題があるようであれば、釣り客などと同じように1日漁業権を販売したり、捕ってはいけない魚のサイズを規定し、違反した場合は罰金刑などの厳罰に処す様にされてはいかがでしょうか。簡単に規制するのでは無くトラブルの無い仕組み作りを考えて頂けるようどうかお願いいたします。</p>
80	<p>私は長崎県出身の者で、父親の仕事の関係で、生まれながら常に漁業組合の人たちと関わっておりました。私も現在長崎県外でスピアフィッシングを楽しんでおりますが、しっかりとルールを守り、小さい魚を取らない、取りすぎない、海底のゴミなどは積極的に捨てるなど、海から頂く魚と共に共存できるよう、レジャーとしても楽しんでおります。確かに、ルールを守らず漁業権に違反するような者が、ある一定数いるのも現状です。それはそのような人が問題であり、スピアフィッシング全てを悪のように捉え、簡単に規制するのではなく、漁業者も遊漁者も自然も、魚も皆が共存し楽しめるルール作りをして頂きたいです。川釣りなどでもあるように、遊魚料などとっても良いかと思っております。安全性の確保のためのルール作りや、海に入る際の申請を必要にしても良いかと思えます。スピアフィッシングはそれほど沢山の魚をとることも出来ず、釣りとなんら変わらないレジャーです。むしろ釣りよりもゴミがでず、海に対する意識が高い人が多いため、この規制は長崎県として損することしかありません。いまは長崎には住んでおりませんが、来年から長崎の素敵な海の近くに戻りたいと思っております。潜ると、釣りのゴミや、漁業網、漁業縄などさまざまなゴミが海底にございます。長崎漁業組合の利権や傲慢に振り回されず、【日本一の海の街長崎県】だからこそ、正しい判断を願います。長崎の魅力を、自らの手で消し去る行為は自爆です。このままだと長崎の魅力無くなってしまいますよ、、、</p>
81	<p>&gt; 1 遊漁者等の漁具、漁法の制限の明確化(第 45 条) ・本県では水産資源や漁業者の生産活動への影響を考慮し、遊漁者が使用できる漁具や漁法を制限しているところであるが、近年、マリンレジャーが多様化し、「やす」などの刺突漁具を用いて魚類等を採捕するスピアフィッシング が広まりつつあり、遊漁者と漁業者の間でトラブルが発生している。こちらに関して、トラブルが発生していることに対する解決方法として以下の選択を行うことについてもう少しご検討いただきたく存じます。&gt; ・このため、漁業者と遊漁者のトラブル防止を図るため、遊漁者が使用可能な 漁具として同条に規定する「やす」について、“発射装置を有するものを除く” ことを明記するもの。マリンレジャーの多様化の背景には、日本においては日本人の関心が海へ向かっていることの表れがあると存じます。これに乗じてマリンレジャー産業の活性や船を操縦できる方への貢献、その他、地域交流の点においてもそういった本来その地域に住まわれている方以外の影響による善の影響はございませんでしょうか。スピアフィッシングについては教育するインストラクターがおり、その方の指導を受けて海へ潜る方もいらっしゃいます。そこでは安全面での指導はもちろん、その地域の漁師さんや住民の方とのコミュニケーションについても考慮されており、全ての方が皆様にご迷惑をおかけしようとしてしているわけではないことをご承知いただいていることかと存じます。今の段階の私たちに必要なのは、一方向での規制ではなく、共に歩み寄りより良い形を見つけていくための交流であると存じます。共に海に生きる姿に差や隔たりは無くしていくために、各地域で古くより私たちを支えてくださっている皆様のご協力をいただき、遊漁者と漁業者の間で起こるトラブルを無くしていく方法、仕組みを考えていきたいと存じます。単に規制するのではなく新たなより良い仕組みを考えて双方が幸せになり、地域が活発になるような方法の実現には粘り強さや多くの労力が必要になるかも知れませんが、その苦勞の先に新たな素晴らしい未来の人々のための環境が整備されていくのだと存じます。大変お手数をおかけいたしますがご協力いただけますと幸いです。</p>

82	<p>私は遊漁者で、長崎県では地域医療推進目的で昨年勤務していた医師です。発射装置なしでのやす漁のみ許可について→実際、魚はとても素早く何も捕獲できない時も頻繁にあるくらい容易ではなく、ましてや発射装置なしで魚を突くことは不可能、つまり魚突きを実質長崎県では禁止になるということの意味しております。我々魚突きを行う人々は漁業権がかかっている貝類、エビ類、海藻類を捕獲しませんし、(そんなことをしたらそもそもそれらを餌とする魚が減ってしまい、自分の首を絞める)、釣り師のようにコマセ餌で海を汚したり、ルアーが岩に引っかかって結果的に捨てて、ルアーの材料に含まれている鉛によって海藻が育たなくなる、生着しなくなるといった環境破壊を致しません。そして魚も自分が食べられる量しか突きません。また漁師や漁船とはもめないようにフロートをつけて船にわかるようにトラブルを起こさないよう心掛けております。今後の対策として名前、住所、電話番号、潜る場所、時間、人数、漁業権がかかっているものをとらないと誓約した上で事前に水産庁に申告する、または年会費を払って、審査を受けた上、許可された者にはそれが分かるように県から専用の旗のついたフロートを送ってもらい遊漁する、海から上がった後に地元警察が漁業権のかかったものを捕獲してないかチェックするといったルールなどを設けるのはいかがでしょうか？魚突きはれっきとしたスポーツです。長崎に旅行に来た際は必ず観光資金を落とすように勤めてきました。どうか今一度長崎県から魚突きをなくす運動について考え直しをお願い致します。</p>
83	<p>長崎の海のファンです。長崎の海の綺麗さに魅了され、九州へ移住しました。素潜りで魚突きをする人たちと漁師さんの中でトラブルになっている人は、それぞれごく一部かと思えます。魚突きをしている私の友人達は、漁師さんへの配慮を常にしています。魚も自分達が食べられる分だけしかとりません。子どもたちに自然の恵みの素晴らしさや油断することの危険さを教えていたり、乱獲や藻の減少に憂慮して、海を守る啓蒙活動もしています。自分で魚を見て、とって、捌いて食べる機会はとても大切なものです。規制ではなく、話し合いと調整で解決していただきたいです。よろしく申し上げます。</p>
84	<p>ゴムを使ってのモリの使用の規制に断固反対させていただきます。確かに、貝類やタコなどの密漁者との見分けがつかなくなったりする事で漁師さんとのトラブルの心配はあるとは思いますが、それは極々一部の方だと思います。我々の知ってるスピアフィッシャーは海を愛し海中のゴミがあれば回収し、海の変化を肌で感じ乱獲はせずに自分で食べるだけの魚を取っています。そもそも、ゴム付きの手鋸では乱獲出来るほどの能力はありません。この島では漁師の数もどんどん減っていき、将来は我々遊漁者も一緒になり海を守って行く立場になると思います。そんな遊漁者を海から排除しようとする様な改正はあってはなりません。1日漁業権やスピアフィッシャー専用の旗の配布や採取できる魚の周知、密漁者に対しての罰則などを行いルール作りをやり共存する事が大切だと感じます。どうかこのような一方的な改正が行われない事を切に願います。海は漁師のためだけにある物ではありませんし、長崎県の最高の魅力的な宝を皆に体験させてほしいです。</p>
85	<p>佐賀県より長崎県の海で魚突きを楽しませてもらっている者です。県外からですが今回の漁協調整規則一部改正案について、反対の意見 改正案を述べさせてもらいます。今回の改正案により、恐らくほぼ全ての遊漁者の素潜り(魚突き)はできなくなると思えます。しかし、今回のような使用する道具に規制をかけるのではなく、遊漁者の許可登録名簿を作る、素潜りの際の使用するブイ等を登録者専用の物にする、等の処置でトラブルは減ると考えています。自分も漁師間のトラブル経験があります。初めは喧嘩腰に殺すぞ。と。しかし話を聞いていると内容は サザエ、アワビの密漁と思って声をかけた。というものでした。貝類を生業にして生活されている方もいらっしゃるの気持ち分かります、しかしこれに私のようなよそ者が食って掛かってしまうと、使用している道具は違法ではないか等話がそれてしまい今回のような道具に規制をかけるという流れになってしまうのではないかと考えます。そういう勘違いから生まれる法の改正は遠回りのような気がしてなりません。私は海岸沿い、海中のゴミも拾いますし、釣り人よりもゴミを出しません。貝類を捕っていきそうな人がいたら、自分の肩身が狭くなるのが嫌なので注意した事もあります。対策は初めの方に書いた通りです。あとは調整規則の周知徹底や、文脈の簡略化にあると思えますがどうでしょうか？もし道具の規制をかけるのであれば認可する道具(イラスト付き)を載せるのも有りかと思えます。どうか末永く長崎の海を愛したいです。よろしく申し上げます。</p>

86	<p>平成14年12月12日に関係都道府県知事に宛てて水産庁長官が発出した14水管第2968号において、「2. 遊漁と漁業との調整についての基本的姿勢」に「遊漁を含めて水産動植物の採捕規制を行う場合には、遊漁と漁業の実態を踏まえ、それぞれの規制のバランスを考慮し、遊漁に対して過度の規制とならないよう留意する必要がある。」と明記されている。今回の改正案第45条において、遊漁で使用可能な漁具として認められていたヤスについて、「ゴム、ばねその他の発射装置を有するものを除く。」という条件が追加されたが、上記の14水管第2968号と照らし合わせ、遊漁に対して過度の規制とならないように留意されているとは思えない。遊漁者と漁業者の間のトラブルは発射装置の有無に起因するとは考えられず、今回の改正案は遊漁者を一方的に過度に規制するものと認識する。スピアフィッシングは世界的にみて市民権を得ている海洋性レクリエーションの一形態であり、遊漁者と漁業者が海面を安全に共有できるルール作りなどトラブルの原因を解決する為の相当の努力を講じるべきで、遊漁者に対して発射装置付のヤスを一方的に規制するのは余りに短絡的。14水管第2968号の趣旨を理解して、漁業者と遊漁者の共存を目指したルール作りが進められることを希望します。</p>
87	<p>〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇事務所 〇〇の〇〇です。 改正規則第45条（19/28ページ）について。「手モリの後端に付けるゴム」は禁止すべきではなく、改正文は以下のとおりとすべきであるので意見します。「第45条（7） やす（ゴム、ばね等を手元のフックにかけて、フックを弾くことにより先端が前方へ出ていく「発射装置」を有するものを除く）」 上記の解釈は、2022年3月の「島根県水産課」の見解です。貴県規則の解釈も、これと「同じ解釈」にすべきです。 なお、〇〇県水産課によれば、「やす」は「手で持つ柄と魚を突き刺す先端部で構成されており、魚を突き刺す瞬間まで柄と先端部は一体となっており、かつ、柄が掌の中に収まっているもの」となっております。 私はこれまでも、貴県で水中銃を使用している密漁者を地元海保に告発したりして、貴県の水中銃密漁者撲滅に貢献しています。その際、国立公園等の自然と触れ合える重要な手段として、「通常の手モリは、禁止しないよう」、従前よりお伝えしているところです。 今回の改正は、長崎県の子供達を始めとする県民が、海に親しむ活動を阻害するものになりますので、上記文章への改正をお願いいたします。 なお、漁協単位で「遊漁券」を発行することで、漁業者にも魚突き人にも、どちらにもwin-winにすることができます。併せてご検討ください。（他、同趣旨5件）</p>
88	<p>今回、長崎県にてゴム付きモリの禁止が検討されていると知り、趣味で魚突きをする一人としてコメントの提出をさせていただきます。魚突きをする人の中で一部、漁師の方とトラブルになっているようなケースは私もSNS等で見ることもあり大変残念に感じています。少なくとも私含め私の友人は漁師さんのお仕事の邪魔になるような場所は出来るだけ避けるような配慮は常に考えております。また手鋸で魚を獲るのも簡単ではありませんのでどれだけ上手くいっても自身で消費できる程度の量しか獲れません。我々いち遊漁者によるルール作りは困難ですが、規制ではなくトラブルのないルール作りをご検討頂けるのであれば多くの魚突き愛好者はルールの範囲内で大好きな海での遊びが続けたいと思いますので是非ともご検討頂ければ幸いです。（案：遊漁券の販売や捕獲してよい魚種・サイズの規制など）</p>
89	<p>私は海のない長野県に住んでおりますが、各県の条例に従ってスピアフィッシングを楽しんでおります。今回は長崎県での規則が改正されるということを目にしたので意見させていただきます。条文の中に遊漁者と漁業者の間でトラブルが発生しているとありますがどのようなトラブルが実際に起こっているのか具体的に示していただきたいです。我々遊漁者は規則に従ってトラブルを起こさないようにスピアフィッシングを楽しんでいるつもりです。もちろん密漁となる行為はしませんし、密漁者がいれば注意をしています。漁業の妨げになる行為はするつもりもありませんし、むしろ何か私たちが漁業者に対して出来ることがないかと考えていた時に富山県のとある漁協で行われていたウニ駆除に参加しました。その活動は全国からスピアフィッシングをする方や素潜りが得意な方を集めて漁協に協力しようという活動で、とある方が遊漁者と漁業者が協力して海を守っていきける環境作りをしていることを知りました。そこで漁業の実態を知り、私たちでも貢献出来る事があることを知り、もっとそのような活動であったり漁業者の力に少しでもなればと思っております。私たちもスピアフィッシングを楽しませてもらう代わりに何か漁業者に貢献できることをしたいと考えております。今回の改正概要に“発射装置を有するものを除く”とありますが、発射装置のない「やす」しか使ってはいけなくなれば実質スピアフィッシングそのものを禁止されているものと同義だと感じます。そこで、いきなり禁止にする前に何かそれ以外に対処出来るような措置を考えていただけませんか？実際にあるトラブルをもっと明確化し、遊漁者と漁業者が協力し合えるような体制は作れないでしょうか？今回は長崎県での規則の話ですが、まるで他人事だとは思えません。遊漁者と漁業者がお互いにとってプラスになるような規則や活動が出来ることを期待しております。</p>

90	<p>他県の者ですが長崎県の海でスピアフィッシングを楽しむ遊魚者です。長崎県漁業調整規則第45条が改正されヤスでのゴム使用遊魚が禁止される事になれば事実上長崎県でのスピアフィッシングは禁止になります。日本古来の漁法である突きん棒文化（スピアフィッシング）を絶やさないで欲しい。長崎県では漁業者がローカルルールを作り認めていて遊魚者と上手く成り立っている地域もある。せめて長崎県全体でスピアフィッシング（ゴムの使用）を禁止するのではなく地域それぞれのローカルルールでの規制に留めて頂きたい。 壱岐市の若い漁業者の様に遊魚としてのスピアフィッシングを認めていて観光収入として重要視している地域もある。地域の漁業者以外で昔からゴム付きのヤスで遊魚をしていた者まで規制の対象にするのは難しい。長崎県にはスピアフィッシングを目的として観光に来る者がかなり多くいてリピーターが非常に多い。スピアフィッシングの客を泊める事をメインに営業している宿もある。それら観光業に影響を与える。スピアフィッシングの遊魚者で密漁をやる者はほとんど皆無である。フロート（ブイ）等目立つ物を携帯している。魚も選んで採捕出来るので漁業者に影響を与える程採捕するとは考え難い。長崎県の素晴らしい海を愛する者として意見させて頂きました。どうぞ改正案成立前に多方面の遊魚者の意見も聞き入れて頂きたいと思います。よろしくお願いします。</p>
91	<p>現在、何が問題になっていて、何を解決しようとしているのかをはっきりさせてもらいたいです。そして、遊漁者と漁業者が共存できる状況を作り出してもらいたいです。遊漁者も、長崎県にとっては、観光に伴う収入をもたらす、大事な人たちであるはずですが。今回、「やす」はよくて、発射装置のある「もり」はいけないと明確化することですが、それで問題は解決するのでしょうか？「やす」に分類されるものならば、どんな「やす」でも、漁業者とのトラブルは起こらないのでしょうか？そんなことを明確化するよりは、例えば、遊漁者がやす・もりの区別なく（この両方で大きな違いがあるとは思えません）、魚を取って良い場所を決めるとか、逆に取ってはいけない場所を決める方が、問題の解決につながるのではないのでしょうか？あるいは、遊漁券を発行して、お金を払った人だけ、決まった量の魚だけとって良いことにするなど、問題の解決につながるのではないのでしょうか？資格制にして、登録した人だけがルールをしっかりと守った上で、やす・もりを使ったスピアフィッシングができるようにするのも問題解決につながると思います。道具に関して、こういうものは良いけどこれはダメ、などとしても、その規則をすり抜ける道具が使われるようになるだけで、問題の根本的な解決には繋がらないと思います。素晴らしい長崎の海を、多くの遊漁者が楽しめるように、建設的なルール作りをお願いしたいです。どうぞよろしくお願いします。</p>
92	<p>ヤスの発射装置についてヤスのゴムが発射装置になるのがよくわからない。水中銃は発射装置になっているのはわかるが、 テモリを使用して海を潜るのがだめなら長崎県内の店に売ってあるテモリの販売も禁止しなければならないと思う。また、テモリの使用を禁止することにより一般人が海を自由に使えなくなっていくと思う。釣りの制限がでてきたり。案として、海岸整備、密漁者取締の協力金としての名目で料金を漁協関係に納める。それで支払った者に許可証を渡す。それをもっているものはテモリ使用可フロート（うき）に旗をつける協力金を支払っているとわかるように。メリット漁業関係者とのトラブル減少密漁者取締の労力削減観光収入私たちから自由を奪って欲しくありません。心からの願いです。</p>
93	<p>小さい頃、夏休みには父親と海に行って魚を突いて海辺で焼いて食べていました。今でもその時に話した内容は鮮明に思い出すことができます。私にとっては今でも宝物です。今回の改正案、ゴム禁止は実質魚突き禁止となってしまいます。遊漁者の行動が漁師さんの業務に影響することはあってはいけないと思いますが、遊漁の範囲を狭くするのではなく共存できるような方向に持ってはいけないでしょうか。長く子供には恵まれてはいませんが、子供ができた時には父親と同じように海に連れて行き一緒に魚をとるのが夢です。他県の者で何か建設的な意見があるわけではないですが、今回の改正案を見て、子供が思い出をつくる機会がどんどん減っていくのではないかと思います。意見送らせていただきました。</p>

94	<p>魚突き(スピアフィッシング)を趣味としている者です。ゴムの使用が禁止されれば事実上魚突きは出来なくなります。私は長崎県から遠くに住んでいますので長崎県で魚突きをする事はありませんが、今回の改正がモデルケースとなり全国に広がる事を懸念しております。魚突きをする方全員が漁師さんとトラブルになる訳ではありません。一部その様な方がいる事も理解はしておりますが、魚突きを禁止する事以外でトラブルを防ぐ方法を再考して頂けませんでしょうか？魚突きをする方がいる事で密漁者を監視する事も出来ていると思います。魚突きは密漁と間違われる事があります。だからこそ漁師さんの権利を侵害するような事はしませんし、私の仲間内では密漁者を見付けたら通報するようにいつも話をしてしています。決して私達は漁師さんの敵ではありません！私は許可制にするのも有りではないかと思えます。(河川の釣りのように)そのお金を漁協の収入に出来れば良いかと思えます。正直魚突きはそんなに魚は取れません。釣りの方が簡単で楽です。それに目で見て取るので小さな魚は絶対取りません。どうしてももう一度考えて頂きたく他県からではありませんがコメントさせていただきました。宜しくお願い致します。</p>
95	<p>改正案で、ゴム引きの『やす』を許可された漁具からの対象外とする件につきまして、反対致します。漁業者とのトラブルを起因とした本改訂案と察しますが、そのトラブルの多くは密猟者との区別がつきにくいことに由来するものと思えます。その場合、問題の本質は『密猟行為』そのものや、『密猟者との区別が難しい事』であり、魚突きという行為が悪いのではないものと考えます。密猟者との区別が難しい点については、例えば許可制にして許可証を携帯させる等が可能かもしれません。魚突きをする多くの者がフロートと呼ばれるウキを使用しますので、そこに分かりやすい形で掲示してあれば漁師の方からも視認性が良いかと思えます。次に乱獲が規制の理由である場合ですが、実際にやってみると、魚突きは水中にて魚類を捕獲するという性質から、非常に難易度の高いものであり、その難易度故に乱獲に繋がる様なものではありません。魚付きに興じる者の間でよく言われる事ですが、釣り人の人口は魚突きのそれより圧倒的に多く、漁獲される量も比ではないものと思われます。以上の事から、ゴムを使用したやすを許可漁具の対象から外す改訂案につきまして、再考いただけます事を強く要望致します。</p>
96	<p>ゴムを腕力で引き、やす本体に固定し、何らかの仕組みにより固定が解除された際にゴムの張力でやすが前進する。これは「装置」と考えられる。一方、ゴムを腕力で引き、やす本体を握り、握った手を離れた際にゴムの張力でやすが前進する。これを「装置」と呼ぶことには違和感がある。前者の規制はやむを得ない面があるが、現状の記載では後者も規制の対象となると考えられる。そのため今回の長崎県漁業調整規則改正に反対する。また目的が「漁業者と遊漁者のトラブル防止を図るため」であれば1. 漁業者専用区画の整備2. 溪流の「釣り券」のように遊漁者に対価を払わせるしくみ3. ライセンス制度の構築など、考えられることは数多くある。そのような検討を行わず、もしくは検討していてもその経緯、結果の提示のない状態でゴムの利用を「禁止」し、古来からある日本の文化である魚突きを事実上禁止する事は公務員の職務怠慢と捉えられかねない。</p>
97	<p>長崎県民ではありませんが、魚突きを目的に度々長崎県へお伺いしており、できれば今後も行かせていただきたくご意見させていただきます。長崎県には対馬や五島列島など多くの魅力的地域を有しており、そこに行くためであればそれなりの費用を使ってでも、何度でも行きたいと思わせてくれる素晴らしい地域だと感じております(もちろん文化や観光にも魅力は大きいです。)。私自身はこの環境が持続できるように、地域との関係を良好に保つことができるように心がけてきたつもりです。 今回の改正の背景には遊漁者と漁業者との間のトラブルが原因にあるとのことですが、密猟者と見分けが難しい事や、漁業操業の邪魔になってしまう事(航路の妨害や漁港の無断使用など)が理由ではと想像しております。今回の改正では発射装置付きのものの使用を不可とする、すなわち魚突きの禁止を目的としていると読み取りましたが、これを禁止するのではなく共存する方向にご再考いただけないでしょうか？密猟問題に関しては、おそらく魚突きを規制しても泳ぎ釣りなどに擬態できる以上、それを目的とした人を防ぐことは難しいのではと考えます。漁業操業の邪魔にならないためには、区域を制定して、限られた範囲内で行うように広報する事で魚突きと漁師が両立できている〇〇島などの地域が他にもあります。他にもやり方はあるはずで、もし内水面のように遊漁権を設定できれば、訪れる魚突き愛好家の質をルールを守ってくれる人たちに高めることにつながり、安全対策のフロートをしっかりと使用できるようになり、共同の敵である密漁者の発見にも役立つものと考えます。難しい事とは思いますが、完全なる締め出しではなく、長崎の海を愛する友人として共に地域に参加させていただけたら嬉しいです。</p>

98	<p>この度はご多忙の中、このような意見を設けていただきありがとうございます。それでは意見なのですが、昨今のスピアフィッシングをとりまく状況を私達魚突きをする者も危機感をもって取り組んでいましたが、話が長くなるので要件、要望を述べさせていただきます。1, 禁漁期間(長崎県全域対象)を設ける。魚、海を休ませる。2, 魚突きは水産庁のレリーフでもあるように、海洋国家日本に住む人のレクリエーションの一環ですので、各地域の海の確認事項で海保に連絡して法に照らし合わせて気軽に問い合わせ出来る事を各漁港にも要望したい。3, 申告せいにして、魚を漁獲する事を事後報告、料金の支払いを求める事とする。4, 安全性の観点から事前連絡、フロート(ブイ)等の安全器具を使用、報告しない潜りに関して違反金をとる。5, 米軍も長崎県はあり、USの方でも水中銃の使用もあり得るので、海に関わる密漁に関して協力的な連携をとる。6, 禁止魚種を行政が詳しく明示する。7, 各個人のモラルの問題になりますが、SNSでの開示を控える文言をだす。捕捉、鉆突きは水中銃と違い個人の体力の差で大物を毎回とれない人間もいるし、トラブルを起こさないよう気をつける人間もいるので、出来れば魚突きが出来る環境を望みます、長崎県にはほぼ行かない人間ですが、宜しくお願い致します。</p>
99	<p>県外の間人ですが、居ても立っても居られず、コメントさせていただきます。もう今年で40歳になりましたが、毎年日本全国より大学の仲間と長崎に集い、長崎の民宿に泊まり、魚突きをし、取れた魚を皆で調理したり、宿の方に調理したり、とても幸せな時間を過ごさせて頂いております。また家族にもみな持ち帰り、長崎の人、海が如何に良い所かを家族、職場の方達にもたくさん話し、皆一緒に長崎に是非行ってみたい。地元の宿で、地元の食材を食べてみたいと言っています。今回の改訂により、我々が毎年楽しみにしている魚突きが長崎ではできなくなる事になり、長崎以外の地を探す必要が出てきます。ただこの上の文面の魚突きを釣りに置き換えれば、全く問題のない中身になるかと思ひます。我々魚突きを愛好するメンバーからすると、まず思ふのは、魚突きの何がダメなのか?という事です。我々は潜る時漁師の心情も慮り、条例では認められていても、漁師の方が心情的に快く思っていない場合は、素直にその場所での魚突きを辞めています。魚以外のエビ、鮑、タコ、貝類等もちろん取りません。我々が必要最低限の魚を選び、獲り、感謝して食べております。社会人になってから、こうやって自分達で取ったモノを自分達で食し、何もない環境の中で仕事を忘れ、語らう場、きっかけをくれた魚突きは私に取って非常に大切な趣味というか、行為です。自分の子供達にも、こういう経験ができる魚突きをやれる環境を残して生きたいと思っています。漁師の方々の声を聞いての今回の改正検討に至っているかと思ひますが、漁師の方々は、魚突きに混じり、エビや鮑等を採られる事を大きな問題と捉えていますでしょうか?何が問題か明確でない中で、的確な提案ではないかもしれませんが、エリアを決めて、漁協に1日魚突き券のようなものを作り、解放することも一つの案かと思ひます。漁師の方々、魚突きをやられる方双方が、心配、懸念なくオープンにできるようになると問題解決にならないでしょうか?このようにパブリックコメントの募集をして頂き、発言させていただく機会をありがとうございます。なんとか魚突きをやれる環境を残す方向でご検討頂ければと思ひ、コメントさせていただきました。宜しくお願い致します。</p>
100	<p>漁業権調整規則の改正検討は、最もだと思ふ。一方で、県全体の観光振興(運賃、宿泊、食事や土産、またその後の県特産品等オンライン購入)も考慮いただきたい。そこで、事前申請し、かつ漁業権利者がその申請受理した場合を除くなどとした上で、やり方によっては漁業者も一定の収入を得ることができ得る方向での改正の検討を求めたい。</p>
101	<p>一部のマナーの悪い、魚突きをする人がトラブルをおこし漁業者に迷惑をかけているのは理解できます。しかし漁師からクレームがくるから安易に禁止にするというのも考えものです。富山県では漁協と一丸になって、魚突きをする人で海中清掃やウニ駆除をしているという実績があります。これは一般の人では危険でできず、魚突きをしていることで素潜りのスキルが身についたからという面もあります。長崎県でもそういった関係を築けるように、期待しています。</p>

102	<p>ゴム等の発射装置を有する刺突漁具の使用を禁止することについてご意見させてください。私は長崎県在住ではありませんが長崎県の離島で魚突きをしていました。通っていたのはいわゆる二次離島で通常の観光客もあまり行かないような島でした。ただ魚突きの人は良く通っている島であり、島民の方々も寛容で貝類など条例に違反する物は捕らないという条件で潜らせてもらっていました。私は島の宿に泊まるようにしていましたが「マリンレジャーで来島してくれる人たちを一方的に追い出しては島から人が離れていく一方だ」と宿を運営している方がおっしゃっていたのが印象的でした。トラブルが多く起こっているとのことですが全面的に魚突きを禁止してしまえば離島を多く抱えている長崎県では特にもったいないことだと感じます。地域を限定し、ルール化もすることで人が減少してしまっている島などでも魚突きを通して人を集めることができる大きな魅力があると思っています。どうか全面的な禁止ではなく、仕組化などにより地元の方、遊漁者の双方にメリットがある形で話がまとまるようご検討お願い致します。</p>
103	<p>お世話になります。私は長崎県出身で海に囲まれた〇〇で育ちました。幼少の頃から海に親しみ、友達と泳いだり、釣りをしたり、竹やすで魚を突いたりしていました。大人になってからも、自分の子供達と平戸の海に行き、幼少の頃と同じような遊びをしています。そこで、今回改正規則第45条(7)「やす(ゴム、ばねその他の発射装置を有するものを除く。)、は具」という標記改正案につきまして表記の訂正をお願いしたいです。先ほど書かせていただいた通り私は幼少期から大人になった現在も遊漁を楽しく、長崎県の漁業調整規則(遊漁)に則り、行ってきました。幼少から竹ヤス(ゴム付き)は私達地元の子どもにとって馴染みのある遊具であり、私の子供達もレジャーとしてまた命を頂くことの有り難さ、大切さ食育の一環として遊漁を家族で真剣に楽しんでいます。数年前に、長崎県水産庁の方へ問い合わせをし、改めて遊漁について、竹ヤス使用、捕獲が許可されているもの、許可されていないものについて確認を取りました。その際に竹ヤスについているゴムについては使用可。水中銃の使用は禁止。という回答を水産庁職員の方よりご回答頂きました。元々竹ヤスでの魚付きは遊漁として認められていた中で、今回の改定案表記では竹ヤスも禁止というような印象があります。竹ヤス(手でゴムを引く)と水中銃では明らかに捕獲威力の差があり、また後者は危険性も大きいです。私の経験上、竹ヤスで捕獲できる魚はせいぜい数匹程度です。乱獲とは程遠く、漁師の方々の漁獲量とは比べ物にならないほど微々たるものです。また、海で遊漁の際には浅瀬、または船の通りが殆ど無いところを選び、漁師の方々の邪魔にならないところを選んでおります。地元漁師の方とトラブルは全くありません。今まで通り、地元の子供達が海に慣れ親しみ、またそこで得た体験や食育を通して、健やかに成長する、またそんな貴重な体験ができる長崎県の機会を失する事はとても残念であります。長崎県民として、今まで通りにゴム付きの竹ヤスを使用できるような文面での改定案を切に希望いたします。上記の理由から、改正規則第45条(19/28ページ)について。「手モリの後端に付けるゴム」は禁止すべきではなく、改正文は以下のとおりとすべきであるので意見します。「第45条(7) やす(ゴム、ばね等を手元のフックにかけて、フックを弾くことにより先端が前方へ出ていく水中銃等「発射装置」を有するものを除く)」 上記の解釈は、2022年3月の「〇〇県水産課」の見解です。長崎県規則の解釈も、これと「同じ解釈」にすべきです。なお、〇〇県水産課によれば、「やす」は「手で持つ柄と魚を突き刺す先端部で構成されており、魚を突き刺す瞬間まで柄と先端部は一体となっており、かつ、柄が掌の中に収まっているもの」となっております。(つまり竹ヤスは可ということ) 今回の改正は、長崎県の子供達を始めとする県民が、海に親しむ活動を阻害するものになりますので、上記文章への改正を長崎県においても何卒お願いいたします。</p>
104	<p>短期間のもりつきをして魚を取っても良いチケットの販売を提案します。1日間もりつき券などを発行して、購入したものがゴムを用いたヤスを使用できるようにするなどの対応をとって欲しいです。よろしく申し上げます。</p>



105	<p>遊漁者と漁業者、双方が生き残る解決方法はないのでしょうか。魚突きの遊漁者には、遊漁券の代わりに漁協が販売するフロート（ブイ）を銚と接続させるのはどうでしょうか。漁協の収入源にもなり、フロートを強制化させることにより双方の安全面もはかられます。ブイは毎年配色を変えるなどし、連年の使用を防ぐ。魚突きはいろんな意味で危険なスポーツでもありますし、安易に知識や覚悟のない者が海に入ることによって生じる事故を防ぐ意味でも、一定のハードルを設けた方がいいと思います。それが漁師の収入になれば双方が得をするのではないのでしょうか。また、失礼な言い方にはなりますが、突き師が潜るような超沿岸部で漁をする漁師がうみ出す経済効果は、それほどまでに守らなくてはならないのでしょうか。経済効果はある種、大義なので、そのためにマイナースポーツが1つ失われらるのは仕方のないことかもしれません。今回の改正はそういったものではなく、ただの役所の仕事減らしのような気がしております。長崎県からゴムのついた金突きはなくなるのでしょうかそれで昔遊んでいた父親たちは皆どう思うのでしょうか本当に安直な改正案と思います私はこの考えをSNS等で発信していきます。他県ですが、明日は我が身とっております。</p>
106	<p>漁業者と遊漁者とのトラブルとは一体どういった例があるのか。そのトラブルに対して全面的なゴムを使った魚突きの禁止がどのような影響があるのか。まず、明示していただきたいです。具体的な議論を行うことができません。パブリックコメント募集締切7/15までにはぜひ回答お願いいたします。</p>
107	<p>ヤス(ゴム)の使用に関しては漁協へ使用申請をすれば使用できるようにすべき。海面でのヤスによる魚の捕獲により魚に触れ合う機会を奪うべきではない。魚や海に興味を持ってもらえることが、漁業の発展に繋がる。海や魚に触れる機会を漁協、漁業者が選別すること自体が間違いであり、漁業を既得権益にすべきではない。</p>
108	<p>県外から失礼いたします。休日に趣味でヤスを使い、海で魚を採捕しているものです。改正案として出されている第45条のやすについておそらく密漁や漁業関係者とのトラブルなどが原因での改正案かと思えます。当方は休日に漁業者に迷惑を掛けないよう気を付け海に潜らせていただくことで癒されており日頃のストレスから解放され、救われた気持ちになります。そのため今回の改正案が通ると、辛い気持ちになる方々がいると思い僭越ながら意見させていただきました。私は近隣の警察さんに密漁をしていないかのチェックをされたことがあります。まず自分がしていない旨を誠実に提示した上で「密漁を見かけたらこちらから連絡します」と双方に利益のある関係作りに心掛けています。SNSの繋がりでは、私のような遊漁者が他にもいらっしゃる、今回の長崎県も例外ではありません。長崎県は魚影も濃く、素晴らしい魚が沢山いるようですね。その魚影に魅了されて、心を洗われ救われているヤスの使用者が沢山いるはず。ですからどうか、長崎県様には禁止以外の方法で、双方にとって有益な解決策を導く先駆者になっていただけないでしょうか。よろしくお願い申し上げます。</p>
109	<p>お問い合わせ失礼します。スピアフィッシングを趣味として楽しんでおります。他に意見されている方々ともども、総意で一致すると思うのですが、漁業関係者の方々ともめごとを起こすつもりはございません。難しいことと考えますが、できれば、漁業関係者との共存ができればと考えております。私の意見としましては、漁業権を取得し、周囲を気にせず、堂々と趣味を楽しもうとしたこともあります。しかしながら、やはり私は獲物の現金化、すなわち職業として行うつもりは皆無なため、権利を取得しようとすると、高額な料金が必要となってしまいます。仮に権利を取得し現金化しようとしても毎日、毎日行うわけでもなく、やはり趣味として行う範囲では難しいことがあることをご理解頂きたいです。しかしながら、今までの密漁問題等から今まで通り趣味として楽しむことは難しいことと存じ上げます。そういたしますと、ひとつの代替案の提示としまして、現金化目的である漁師さんとは違う金額での魚だけを目的とした採取の許可の権利の設定などは難しいのでしょうか。私の気持ちとしましては、趣味として楽しみたい、一心でございます。正直、自然を相手とする趣味としてお金が発生することは納得できかねます。条例の改正について、重々判断が難しいことと存じ上げますが、さまざまな方向からの、再度ご検討よろしくお願い申し上げます。</p>

110	<p>長崎県民ではなく他県の山口県〇〇市民からの意見失礼します。今回の長崎県漁業調整規則改正にあたってゴムを使用した“やす”の使用を禁止するといった案には賛成できません。ご存知ではあると思いますが、ゴムの使用を禁止されると実質的に海に潜って魚を突くことが不可能な状況になります。漁業者と遊漁者のトラブルが相次いでいることはSNSや知人から耳にしますが、それを理由に突然魚突き廃止することには納得がいきません。遊漁者の中には、それぞれの県の漁業調整規則を守ってレジャーを楽しんでいる人が多いはずで、改正の概要に『漁業者と遊漁者のトラブル防止を図ることを目的とする改正等を行います』とありますが具体的にはどのようなトラブルが頻発しているのでしょうか。漁業者側はどのようなことを不安に思い“やす”を使用してほしくないのでしょうか。それがわかれば遊漁者と漁業者共に納得のいく解決方法が他に見つかるはずで、私の個人の案ですが、銚の使用を免許制にし、船道の把握や採捕禁止の水産資源、使用禁止漁具の理解を遊漁者にさせることでトラブルは少なくなると思います。都道府県別の水揚げ量が指折りでもあり、水産業が栄えている長崎県がこのような条例を出してしまうと、それに続き他県も同じような対策を講じると考え、他県民の私も意見させていただきました。大袈裟ではありますが、魚突きを禁止してしまうと海の楽しさや魚の美味しさを知る人が減る原因にもなると考えます。ただでさえ、日本人の魚の消費量は肉を下回っています。海に囲まれた幸せを知らずに生きていく人たちが増えないためにも、今回の漁業調整規則の改案をもう一度検討することをお願いします。長文申し訳ありませんでした。</p>
111	<p>▼意見内容スピアフィッシングの改正の検討条項の再考▼検討希望内容詳細スピアフィッシングのルール在り方の再検討をお願いします。▼改正案・スピアフィッシングはメンバー登録制にし、1回のスピアフィッシングにつき所定の金額を納付する▼改正案策定理由・自治体、漁協側に金銭的メリットがある・一度に漁獲できる量をコントロールすることで乱獲を防ぐ・申告者に所定の目印をつけることで密漁者との区別ができる上記改正案を実施するには様々な取り決めが必要だが、漁協との持続的な関係を作っていくために提案させていただきます。スピアフィッシングを一律禁止することも、選択肢の1つとして検討すべき事項だと考えます。ただ問題の根本の原因を解決すれば、禁止という強力な措置が必要でない場合が多く散見されます。どうか、新たな枠組みを作り、その中で漁協とスピアフィッシングを楽しむ方々が持続的な関係を構築できることを願っております。何卒よろしくをお願いします。</p>
112	<p>まずは、改正の前に我々に意見提出の場をご提示いただきありがとうございます。さて、本題ですが、私は現在京都に住んではいないものの、出身は大分県でありまして、現在は大学に通うため京都で下宿をしております。大分に住んでいたのが長崎県に魚突きに行ったことがあり、長崎の豊かな海に魅了された魚突き師の一人です。長崎の海は全国の魚突き師にとっても有名な場所で、憧れの場所と言ってもいいほど素晴らしい海であると断言できます。しかし、それに伴って漁師とのトラブルを避けようとせず、漁業調整規則を盾に傲慢な態度を取る輩が多いというのも重々承知しており、それらを鑑みた今回の改正案であるとは思いますが、私としては発射装置のない「やす」のみの許可は、実質的な魚突き禁止を意味していると思っております。ただ、魚突き（ゴム突きの手銚によるもの。水中銃ではない。）による漁獲量は、釣りよりも圧倒的に少なく、かつその突き師人口も少ないため、漁獲量に関しては魚突き師はとて環境に優しい部類の遊漁方法だと考えられます。（もちろん、うにあわびイセエビなどは今後も採らないことが前提です）そのため、この魚突き禁止は本質的には漁師とのトラブルを避けるための改正案だと私は勝手に解釈しております。そこで代案として漁協が何らかの形で、魚突き師に対して、許可証を発行するというのはどうでしょうか。1日券、あるいは一年間の魚突き許可証を有料で販売することで、漁協にとってもメリットがあるし、ましてや魚突き師にとってはトラブルを避けられる手段があるというだけで非常にありがたいので少々高額でも購入する人は少なくないと思います。それほど需要のある海なのです。漁師さんの中には魚突きが莫大な漁獲量を誇る迷惑な遊漁方法、と思っている人もいると思うのでこの機会に魚突きについて知ってもらって、また魚突き師も漁協と連携を取ることで色んなことができると思っています。（例えば先日某所の海で魚突き師による磯焼け防止のウニ駆除ボランティア活動を漁協と協力して行った事例があります。）最後に、私の意見をまとめると・魚突き師に有料で漁協発行の許可証を与える・ゴム突きの発射装置がついた銚の使用権をその許可証の所持者にのみ与える。ただし水中銃は禁止。・取ってよい対象はこれまで通り、遊泳能力のある魚やイカのみ。貝や海老などは採取禁止。となります。最後までご覧頂き誠にありがとうございます。長文失礼致しました。</p>

113	<p>遊漁者と漁師の間のトラブルを減らすために、ゴムの使用禁止、実質的に魚突きを禁止することは一番良い方法なのでしょうか？遊漁者、魚突きをする人が増えることは微々たるものでも日本の漁業にとってプラスに働くのではないのでしょうか。現在、私は21歳の大学生です。数年前までは魚には全く興味がなく、街の回転寿司に行く以外で自ら魚を食べたいと思ったことは少なかったです。しかし、魚突きに出会い、海の正体を知り、漁業規則を知り、魚の美味しさを知りました。最近では友達と一緒に市場に赴き、買い物をする事も多々あります。私のような若者が増える機会を奪うことは日本、長崎県の漁業にとってプラスとは思えません。トラブルになる原因として、遊漁者のマナーが悪い、漁や海水浴の邪魔になるような行動をする、規則を把握していないことや、漁師から見て密漁と見分けがつかない、その地域独自のルールがある、漁師が規則を誤解しているなどが挙げられると思います。これを簡単に解決する方法は確かに遊漁者を排除することだと私も思います。しかし、前述した通りにそれは良い行動とは思いません。なのでより一層、両者に対してマナーや規則の周知を行う、罰則を強化するといったことでお互いが気持ちよく魚突きや漁を行えると思います。魚突きを行う者の意見として、漁師や地域独自のルールを明確にしてほしい、初めて訪れる人にも分かりやすく周知してほしいという点です。山形での話ですが、例えばその海域の漁港に許可をとって魚突きを行っていたが、何も知らされていない漁師に注意されるということがありました。その方曰く、「沖の第3堤防には行ってはいけない」ということでした。県の規則には触れないが、漁港に行けばルールが書いてあると仰っていましたが、私が漁港に許可を取るために連絡を行なった際は教えて頂けませんでした。私が詳しくルールについて聞けば良かったですが、魚突きを行う許可を出す以上その海域のルールは知らせるべきではないのかと思いました。そうでなければ私のように分からずにそのルールを破って漁の邪魔になってしまう人が出てしまいます。また県の規則を正しく把握していない漁師をよく見かけます。これはどこの県でも同じかと思います。なので漁師に対して、独自のルールがあるなら明確に周知させること、規則を正しく理解させることは必要かと思います。もちろん遊漁者に対するマナー、規則の周知も大切だと考えています。ネット上では釣り人や船の近くで魚突きを行う人や漁師独自のルールを守らない人を多く見かけます。こういった方のマナーを改善させることも大変重要だと思います。釣り糸や船との衝突の危険性、相手への迷惑、その海域を昔から仕事場とする漁師や漁港が定める、漁業規則とは異なるルールがあることをしっかりと理解させるべきだと思います。また魚突きを資格化して、認定された人は公式のフロートを浮かせて魚突きを行うというのはいかがでしょうか。読みにくい文章で申し訳ありません。漁師や遊漁者の意識を変えることはとても難しいことかと思っています。しかし、私は魚突きの人口が増えることは日本の漁業にとってプラスであると考えますし、何より魚突きという心の底から楽しめる素晴らしい趣味をこれからも長く、日本各地で行いたいです。魚突きは所詮単なる遊びですし、漁師からしたら邪魔でしかないと思いますが、海がどれほど美しく、そして人間によって汚されているか、個性的な魚たちの生態やその魅力を発見できる素晴らしい遊びだと心から信じています。どうか漁師と遊漁者が気持ちよく漁や魚突きを行える未来がくるように願っています。魚突きを排除することはとても簡単ですが、私や他の方の意見をどうか検討してください。長文失礼しました。</p>
114	<p>お疲れ様です。自分、趣味で魚突きをしているものなのですが、漁具等の規制を見直していただけないでしょうか。漁師さんなどに迷惑がかからないよう日頃から気を配って海に潜っています。たとえば、身元や目的、連絡先などを提示して、密猟者の逮捕に協力する事を誓い、許可証の発行をして頂くなど、漁師や漁協にとってもメリットがあると思います。魚突きをしている人で密猟者と間違えられるという経験がある人はかなり多いと思い、突き師からしても迷惑を被っているので、漁協と魚突き師も協力して密猟者の撲滅にあたる、という事も出来ないでしょうか。話が逸れましたが、手銛等海で使用しても海洋資源の大量乱獲や、自然破壊に繋がるようなことはないと思いますので、検討よろしく願います。</p>
115	<p>一般遊漁者の漁具に関して、例えば釣りで言いますと 遊漁券と言うものがあるように 各種それぞれに対して採捕券なり遊漁券なりを発行して、お金をとるとするのはどうでしょうか？ なおかつ各種道具にたいしても券を発行するのはどうでしょうか？</p>

116	<p>遊漁者のやすゴム付きの使用禁止(以下銚付きと表記します)についてです。自分漁師の手伝いをしながら、高知で趣味で銚付きをしている者です。(漁協登録はしていません)泳ぎながら、海の環境保全のために海底のゴミの収集などもしています。銚付きは自分の趣味であり、地元の人達の文化でもあるので、一律禁止ではなく他の代替案をご検討いただきたいです。ここからは今回、銚付きが禁止になりそうなことの背景を想像しながら自分からの代替案を書きます。おそらく、禁止の理由は以下のいずれかと想像しています。漁師さんと遊漁者のトラブル遊漁者の民度の低さ(ゴミ等)乱獲防止、資源保護のため漁師さんと遊漁者のトラブルについては、よくあるトラブルをリスト化しその部分を規制する条例をつくれば解決すると思います。よくある船の航路や、遊泳禁止区域で泳いでいる場合はそちらを条例で禁止、厳罰化などでの対応も可能です。いきなり、遊漁者が漁師さんに殴りかかっているわけではないと思うので、漁師さんの意見を聞きながら、トラブルになりやすいポイントを規制することで、銚付き全体を規制することは避けられる方おもいます。遊漁の民度の低さ(ゴミ等)遊漁者の一部にはゴミを捨てて帰ったりする人達もいるかもしれません。しかし、これは遊漁にだけではなく、釣り客、海水浴をしている人たちも同じだと思います。全体のことを考えるのであれば、遊漁の禁止ではなく、海岸でのゴミ捨ての厳罰化と見張りの強化を1年間でも行えば、トータルの海は綺麗になるかと思われます。乱獲防止、資源保護のためおそらく、これが1番可能性が高いのではないかと考えています。銚付きの問題は狙った魚を手軽に取れるので、根魚や、高級魚ばかりをとると居なくなってしまう可能性があります。銚付きを一律で禁止するのではなく、一部の魚の漁業権を強化すれば、一定の資源保護は行えると思っています。伊勢海老などの漁獲量は規制を強化しているためか、ここ10年程度は安定しているはずです。一律禁止、ではなく遊漁者も楽しみながら資源保護、環境保全ともうまく付き合っていける仕組み作りをしていただけると幸いです。</p>
117	<p>やすについて、やすが手から離れない範囲での発射装置としてのゴムの使用を認めて頂きたいです。また、全面禁止ではなく、一般の方でも魚突きを行える余地(発射装置についても前述のような規則を定め、条件を満たしているやすに対しては許可証を出して海上での携帯を義務付ける等)を残して頂きたいです。私は福岡出身で現在長崎への移住を考えており、それは魚突きの趣味の影響が大きいです。改正案のままでは、私含め魚突きを趣味とする人々が移住先・旅行先として長崎を選ばなくなります。また、今後、魚突きをきっかけとして長崎の魅力に気付く人々がいなくなることも悲しいです。改正案の再検討をどうか宜しくお願いします。</p>
118	<p>今、全国的にこの件に関して関心があるようです。SNSなどにも目を通してみてください。もはやこれは長崎県だけの問題ではなく、全国的な問題だと確かに思います。ただ、一方的にダメだと決めつけるのではなく、共存の方法や、漁師の方、魚突き師の方、両方の共存の方法もあると思います。一年更新の許可証を有料で発行する、区間を決めるなど、方法はあると思います。漁師の方は仕事で、魚突きは趣味だからと片方の肩を持つのもよくないかなと思います。仕事、プライベートを充実させるのは生きがいや趣味でもあり、その生きがいが魚突きの人も数多くいます。手銚は日本の世界に誇る文化でもあり、実際、魚突きの世界大会などで名を残している日本人もいます。将来そのような人材が長崎県からも出ないとも限りません。また深刻な漁師の跡継ぎ問題など、趣味の魚突きがきっかけで仕事にする人も少なからずいます。ダメだと決めてしまうのはあまりにも簡単です。今一度、最善の方法を検討していただきたいです。それと、長崎県だけの声ではなく、このことを皮切りに全国的に広まっていく可能性もあるので、全国の人の声にも耳を傾けていただけたら幸いです。</p>
119	<p>ゴムを使用不可にすると言うことは魚突きをするなど同義です。禁止された魚種以外を取ることは違反していないのでとってもいいと思います！なので魚突きを禁止するのではなくお互いに納得しあえる案が必要だと思います。例えば、取る魚の数を制限するとか、許可制にする等です。どうか禁止にしないでいただきたいです。よろしくをお願いします！</p>

120	<p>農林水産庁が出した「海面における遊漁と漁業との調整について」（14水管第2968号 平成14年12月12日）によれば、「遊漁を含めて水産動植物の採捕規制を行う場合には、遊漁と漁業の実態を踏まえ、それぞれの規制のバランスを考慮し、遊漁に対して過度の規制とならないよう留意する必要がある」、そして「遊漁も対象とした各種規制を導入する際には、海面利用協議会の意見を聴くほか、手続等についての透明性が求められる社会的情勢を踏まえ、公聴会、パブリックコメント等広く意見を聴く機会の確保にも配慮する必要がある」という記述が見られます。この通知の内容と照らし合わせても、当事者である魚突き愛好家の意見が今回の改正案の提示まで行われなかったことは、透明性を欠いていると言わざるを得ません。つきましては、長崎県の漁業調整規則の改正について建設的に議論する場を設け、その場に魚突き愛好家の代表を参加させていただくことを強く希望いたします。それにより、問題の解決に向けた建設的な議論と実効性のある対応を行うことが可能になると考えます。なにより我々スピアフィッシングを楽しむものは、純粹に海を大切に、乱獲せず自分達が食べる魚だけ獲るただそれだけです。従って、この法案に対し、断固として反対とさせていただきます。</p>
121	<p>スピアフィッシングを趣味とする者ですが、昨今のアウトドアブーム、またSNSの普及により、スピアフィッシングの露出が増え、その人口が増えているのは確かだと思います。また、一部のマナー違反をする者が漁業者の方に迷惑をかけているのも事実と考えます。先述した通り、スピアフィッシングを趣味とする人が増えている中で、これが事実上禁止になることを非常に残念に思うと同時に、他県も同じ流れになることを恐れております。当然、できないとなると隠れてする者が出たり、裏で漁業者の方と取引する者が出たりと、トラブルの元になることが予想されます。どうか、このレジャーを継続できるように、漁業者とスピアフィッシングが共存できるように打開策を決めていただきたく強くお願い申し上げます。ニュージーランドでは、スピアフィッシングもライセンス制となっており、一定の料金を払う事により特定の魚種やサイズを除き採捕することができるレジャーとして確立されております。日本においても、潮干狩り同様、漁業者の方にこのライセンス料が入る仕組みになれば、それぞれwinwinの関係が築けるのではないのでしょうか。ルールを作るには多大な労力がかかるかと思いますが、我々も協力できることがあれば最大限尽力したいと考えております。ライセンス制は一つの例ですが、禁止することは容易いですが、両者が生き残る道を模索し、長崎県が漁業者とスピアフィッシングが共存できているモデルケースとなることを強く望んでおります。よろしく申し上げます。</p>
122	<p>&lt;意見内容&gt;・改正概要には「マリンレジャーの多様化」を示しているが、ゴム、バネ引きのヤスを認めない事はマリンレジャーの多様化を認めておらず、時代錯誤も甚だしい。様々な多様化が図られていく近年において時代に逆行する流れであるので断固反対する。・「ゴム引きのやす」と「水中銃」は全くの別物である。これをきちんと長崎県が理解し周知する必要がある。また、「水中銃」は名称に〔水中〕と冠しているだけで、ゴムを動力としたボウガンのようなものであることから、「ゴム引きのやす」と「水中銃」を正確に区別したうえで県条例により「水中銃」を所持禁止にすべきである。・「遊漁者と漁業者のトラブル防止を図る」とあるが、遊漁者が漁業者に攻撃的なアプローチを行うことは非常に考えにくく、漁業者から遊漁者へ何らかの攻撃的なアプローチがあるためにトラブルに発展するものと思われる。そこで、そもそも漁業者はプロであるので、海から物を採るプロとしてまずは漁業者がきちんと「ゴム引きやす」や「水中銃」の違い等を勉強すべきであり。自助努力をしない一部の漁業者のために、往來の自由を規制するのは甚だ遺憾である。・本改正案は、日本国民、遊漁者の自由を奪う改正案であり、一部漁業者と今般改正に関わる者との癒着を疑わざるを得ない。・また、遊漁者と漁業者のトラブルが発生した明記していることから、トラブルについて、年月日時、場所、関係者（個人情報ものをぞく）、原因等の詳細を公開して日本国民が納得できるようにすべきだ。紙面上でトラブルが発生していると記載するだけで、根拠がなく信用も信頼ならない。信頼できない情報を元に日本国民の自由を奪うことは言語道断である。調整規則の改正により日本国民の自由を奪う事に繋がるのであるから、きちんと情報公開すべきである。・現在は全国転勤のため山口県在住であるが、今後長崎県で住む者として、長崎県の海を利用する者として、そして将来的に長崎県に定住予定である物として以上を意見する。（他、同趣旨4件）</p>
123	<p>県は違えど、魚突きを愛する者です。海でのスピアフィッシングは、自分の人生そのものであり、無心になれ、自然に癒される、必要不可欠な息抜きとなっております。勿論、水中銃や密漁者などは罰則があって当たり前だと思いますが、手銃での漁獲量などは知れているし、これを禁止することは、やめて頂きたいです。せめて、予め漁協などに、申請することによって手銃を使える制度などを作っていただきたい。よろしく願いいたします。</p>

124	<p>改正案(第45条)に反対です。お付き合いをしている人が趣味で魚突きをやっています。彼は魚突きに行くと海底に沈んでいたルアー一等を度々持ち帰ってきて、海の中の掃除も兼ねて楽しんでます。海に行くたびにその地域でお金を使い、微力ながら地域経済の活性化にも貢献していると思います。私は魚突きをしますが、よく彼について行って2人で観光を楽しんでいます。「漁師が近くにいたので潜るのをやめた」など現段階では手錠の使用が禁止ではないのにも関わらず彼は謙虚に行動しているように思います。また彼が潜っている時に漁師の方が船で迫ってきて、決して安価ではない魚突きの道具をいきなり網で掬い上げ「潜るんじゃねえ」と話し合いの余地もなく一方的に強い態度で注意されたこともあるそうです。潜っている姿からして密漁と間違えられるのも無理ないのかもしれませんが。しかし漁業者の皆さんの懸念点がそこにあるのであれば、遊漁者のための講習会を開催したり、漁協公認のステッカーを魚突きの道具に貼ったり、何か分かり合える証明のようなものを用意するなど対策はできないでしょうか？遊漁者の意見も踏まえ、どうか公平な施策をお願いいたします。なにより海は漁業を営む者だけのものではなく、みんなのものだと思います。よろしくお願いします。</p>
125	<p>該当改正に反対いたします。漁業者と遊漁者のトラブル防止を図る為に、遊漁者が使用可能な漁具として同条に規定する「やす」について、“発射装置を有するものを除く”ことを明記し、「やす」の使用を禁止することは、遊漁者の楽しみを一方的に剥奪しています。環境と海産資源の保護を目的に、漁業者と遊漁者の双方が歩み寄れる様な施策を希望します。例えば、【海はみんなのもの】という思いのもとに漁業調整規則への理解漁業と遊漁の違い罰則の強化有料登録制固定公園内での漁業の禁止など道具を制限し、事実上魚突きを禁止することは簡単ですが、それでトラブルは減るとは思えません。将来の日本人の海に関わる営みが末永く続くことを祈念致します。他県からではあります、何卒ご配慮下さいますようお願い申し上げます。</p>
126	<p>新潟県在住の〇〇と申します。本来、長崎県民の方々の為に設けられた参加システムであるに関わらず、コメントをしますことをご了承願います。この度漁業調整規則が検討され、実質上ヤス、モリでの遊魚が禁止になると聞きました。長崎県での改訂を皮切りに、他県へも大きく影響してくると思います。意見を述べさせていただきます。おそらく長崎県でも漁業者と遊漁者との間でトラブルがあり、今の状況に至っているのではないかと考えております。実際に私の住んでいる新潟県でも漁業者と遊漁者でのトラブルはあります。それにおいて、トラブルになる原因をまとめてみました。(1)漁業調整規則を把握していない(漁業者または遊漁者)(2)魚突きをする＝密漁と勘違いされる大きく分けると、上記の理由が多くトラブルの原因かと思われま。漁業者、遊漁者どちらかでも調整規則を把握していないとトラブルの原因になりますし、魚突きをしていると何度も潜ったりするので密漁をしているのではないかと勘違いされることもあります。確かに漁業者の立場になると、魚突きをしている遊漁者と密漁をしている人との区別は困難と思われま。そうした事を明確に区別する為に、『免許制度』にして、遊漁で許可された人のみ印となる旗や腕章など、明確に区分できるようにしてはどうかと提案致します。また、経験談ではありますが、県の水産庁からは許可が出ていたにも関わらず、漁師の方々からは「魚突きはダメ！魚も獲るな！」と頭ごなしに注意され、船で急接近、写真を撮られるなどの、とても嫌な思いをした事があります。どちらかが規則を周知していてもトラブルは減りません。年に一度でも漁業者、遊漁者で研修会を開催し、トラブルを未然に防ぐことは可能かと思ひます。以上が私の意見となります。参考になるかは分かりませんが、是非！漁業者、遊漁者ともに気持ちの良い環境になることを願っております！長崎県は海が綺麗で、とても魅力的な自然がたくさんありますね！いつかお邪魔してみたいと思っております。ありがとう御座いました。</p>
127	<p>「ゴム、ばねその他の発射装置を有するものを除く」という記述に関しての意見になります。まず、私は長崎県在住ではありませんし、行くこともありませんが、この件が全国に波及する事を危惧しています。本題になりますが、漁業関係者と魚突き遊漁者のトラブル回避の為の改定として、この記述は本質的ではないと考えます。理由としましては、発射装置を禁止したとしても、魚突き遊漁者は魚突きをやめない方がほとんどだと思ひるので、トラブルの原因である、「漁業者と遊漁者の競合」が回避されないからです。漁業者と遊漁者の競合を避ける為には、漁業者の航行エリアや作業エリアでの優先度を明確にする必要があると思ひます。つまり、遊漁の条件として「漁業者の運用の邪魔にならないようにする」という一文を追記すればいいのではないかと考えます。ご検討のほどよろしくお願い致します。</p>

128	<p>魚突き存続出来るようお願いします。本気で魚突きをしてる人は条例等、ルール、マナーを守ってやっています。禁止にするのではなく、漁獲量の制限、魚種の制限、漁場の制限等にして貰えません。あとライセンス制度が在れば良いと思うのですが。ご検討よろしくをお願いします。</p>
129	<p>魚突きもルールを守れば全く問題ないと考えております。何でも禁止という結論ではなく、せめてゴムを付けた銚の魚突きを禁止するエリアを明確化するなど段階的な措置が設けられることを望みます。ルールを破ってしまう場合、それ相応の罰則を執行すればトラブルも起こりづらいのではないかと感じます。</p>
130	<p>スピアフィッシング愛好者です。第45条、遊漁者等の漁具漁法の制限への改正内容について、明らかに矛盾している点、理解できない点があるので意見します。私の主張内容は以下4点です。(1)ヤスにゴムが付いていたら、それは発射装置なのか？(言葉の定義、解釈の問題、発射装置を規制する意図と目的)棒にゴムが付いていて、それを手で保持して打ち出すだけの道具を装置と呼ぶのでしょうか？そもそも発射装置を規制する考え方は、過去に水中銃による暴発事故が散見されたためと認識しています。ヤスに付いているゴムが発射装置に該当するとは思えませんし、暴発することはありません。ヤスに付いたゴムを発射装置と見なし、これを禁止する本質的な意図、目的は何でしょうか？(2)長崎県は遊漁者がヤスで魚を獲るのを認めているのか、それとも禁止したいのか。(条例第45条の本質的な意図、目的)ルールや規制がなされる時には、必ずそこに明確な意図、目的、理由と背景があると思います。そもそもゴムの付いたヤスを禁止する本質的な意図、目的、理由は何でしょうか？ゴム付きのヤスの使用を禁止することは、スピアフィッシングを禁止していることと同義です。ゴムなしでは魚は獲れません。ヤスの使用を許可しておいて事実上魚を獲ることは禁止、これは完全に矛盾していて考え方が理解できません。もし、漁業者から苦情があったため一方的に禁止した、というような対応であったならば酷いと思います。遊漁者側からの意見も聞いて頂きたいですし、ルールを決める場合には明確に意図、目的があるべきです。(3)密漁者との区別ができなくなる。(スピアフィッシングを排除すれば残るのは密漁者だけ)この改正条例のもとでは、魚を獲ることだけを目的としたスピアフィッシング愛好者は海に近づけなくなります。一方で密漁者はどうでしょうか？ゴムなしのヤスならば使用が許可されるので、「ヤスを持って堂々と海に入り、実はそれをカモフラージュに密漁する人」だけは排除することができます。「魚しか獲らない、貝類やエビはNGとルールを守ってやっていた良識ある人」だけが排除されます。これで長崎県は目的を達成できていますか？(4)スピアフィッシング愛好者は密漁の監視役にもなり得る。(お互いにwin-winの関係は作れないものか)スピアフィッシング愛好者は、日頃から密漁者に誤認される問題に直面し、ストレスを感じています。つまりスピアフィッシング愛好者は、密漁者を憎み、軽蔑し、排除したいと考えているということです。この点において漁業者とスピアフィッシング愛好者の考えは完全に一致しており、我々が密漁の監視役を勤めたいと考える人も大勢います。また、我々スピアフィッシング愛好者から見ると、「魚を獲る目的の人」と「貝類などを目的とした人」は明確に見分けられます。使用する道具、装備、潜る場所が全然違うからです。そもそも素潜りしている人が全員密漁者だと考えたり、魚目的か密漁目的かは見分けられないと考えることは間違いだと思います。スピアフィッシング愛好者を上手く利用して、漁業者とwin-winになれるような関係を築くことはできないのでしょうか？以上のように、今回の改正条例の内容は本質的には矛盾だらけで、さらに密漁者だけが得するような内容になっている点を指摘します。全体の幸福や利益のために、一部の人の権利が制限されることは、多少はあっても仕方ないと私も考えます。しかし、今回の条例改正は、明確な意図や目的も見えず、矛盾し、密漁者だけが喜ぶような内容です。我々は漁業者と対立したいわけではないので、むしろ我々にできることがあれば全面的に協力します。どうか今回の改正内容だけでなく、根本的な部分(ゴム付きのヤスがなぜ禁止されるのか)も含めて再検討頂きたいと思います。(他、同趣旨7件)</p>

131	<p>他県のもので恐縮ですが、遊魚を楽しんでいる者です。魚突きにおけるヤスの使用でゴム等の発射装置の使用が禁止されるという事ですが、これは漁獲制限の為の措置なのでしょうか？ ゴムが使用できないという事は魚突きを行う者にとっては、魚突き禁止と同じ事です。なので、私は  ・ 遊魚の許可制(遊漁権の購入も含む)  ・ 遊漁場所の指定(漁業従事者とのトラブル防止の観点から)等を検討し、漁具については今までと同様に使用できるようにして頂けると、トラブルも無くなるかと思えます。 ご一考宜しくお願ひします。</p>
132	<p>魚突きのゴム禁止に対する意見について。魚突きにおいてゴムの利用を禁止すると、魚突きの文化そもそもを維持することができなくなってしまいます。魚突きは、老若男女が楽しめるレジャーやアクティビティ要素が高く、私自身も魚突きができる場所で毎年夏に旅行し楽しんでいます。なので、旅行の目的ともなりますし、観光産業の一端も担っています。また魚突きは、日本の文化でありそれを消してもらいたくないのです。ただ魚突きが原因でのトラブルが起きていることも知っています。取ってはいけないタコや貝を取ってしまうものもあることも現実です。また水中銃と言われる、禁止されている漁具を使っている人もいます。まずはこういった所の対策やルール作りをしてもらいたいのです。また、魚突きは、モリの長さが長ければ長いほど魚を取りやすいといった特徴があります。そういった特徴から4m以上のモリや3m後半のモリは乱獲できてしまう可能性があるため、取り締まるといった方向性に持って行ってほしいです。ゴムを禁止すると全ての魚突きが出来なくなってしまうので、水中銃やモリの長さ等の規定でお願いしたいのです。</p>
133	<p>他県の突き師なのですが、失礼します。改正には反対です。なぜなら他県にも今後波及する蓋然性が考えられるからです。これは、単純に実質的な魚突き遊漁者を排除するための明文化にすぎず、トラブルの解決に向けたものではないと考えます。魚突き遊漁者と漁業者間のトラブルが問題なのであって、漁具には全く関係ない話です。漁獲の制限のためなどでもなさそうですし、漁師さんたちの一方的な突き師排除に対する意見を尊重しただけと感ぜません。魚突きは、確かに根魚など高級魚と言われる魚が対象になりますが、逆に言うとそれしか採れません。回遊する網にかかるような魚はほぼ採れませんし、漁師さんの漁獲に影響する遊漁でもないと考えます。密漁を厳罰化したり、密漁の検挙に力を入れたほうがよいのではないかと思います。漁師さんからすれば、私たちを、密漁者ではないか？と疑ってしまうのは当然だとも思いますから、突き師に声かけして、何採ってんの？って聞いてもらえばよいと思います。突き師もトラブルを誘発したい訳ではないので、快く獲物を提示した上、魚採ってます！と返答してくれると思います。これなら特段のトラブルにもなりませんね。問題なのは、漁業権や慣習、ならわし等をたてに、一方的な突き師排除をしようとしたり、よくわからない、ウエットスーツ着て入るななどと言って海から上がるように仕向けたりすることだと思ひます。これではお互い衝突が起きるのは当然です。縄張り意識が高く、俺たちの海に入るなとか、俺たちの村社会ルールを破る奴は許さん的な言動の漁師さんだと、これもやはりトラブルを誘発します。こういったトラブルの解決方法として、突き師を実質的に締め出すようなことは避けてほしいです。突き師のほとんどは、ビーチクリーンやウニ駆除などボランティアに積極的に参加してくれるはずで、それに突き師なら密漁監視にももってこいだと思ひます。締め出しを目的とした改正には、断固反対です。問題なのはあくまでも遊漁者と漁業者間のトラブル防止なのであれば、条例改正ではなく、建設的な話し合いから、ルールをもうけるなど、いろいろ前向きな方向見出だすことです。これでは排除された突き師らによる密漁が増え、余計にトラブルを引き起こすだけだと思ひます。</p>
134	<p>(7) やす(ゴム、ばねその他の発射装置を有するものを除く。)、は具遊漁者と漁業者のプライオリティバランスが漁業者へ偏っていて、独占状態と同じで、本質的に改善されないでしょう。私たち楽しく魚突きできているのは漁師さんたちのおかげであることを重々理解していますし、決められたルールも守ってきました。そこで提案ですが、魚突き遊漁券を設けるのはいかがでしょうか。ご検討のほどよろしくお願ひいたします。</p>



135	<p>ゴム等を発射装置と見なし水中銃同等とし禁止する旨についてゴムを使用したヤス（手鋸）による遊漁者と漁業者とのトラブルが増えているとのことで、県外の者ではありますが、趣味として魚突きをしていた身としては同案件に該当する遊漁者に思うところがあります。トラブルの詳細が不明なため、想像でしかありませんが、1. 遊漁者が種苗放流をしているあるいは認可制の甲殻貝類を採捕する密猟行為、2. 遊漁者が漁業者船舶の航路上で運航を妨げる行為、3. あるいはかつてアクアラングの国内導入時のように（これは主に過去アクアラングと水中銃を使用した漁業者によってなされたと聞きますが）水産資源を根こそぎ採捕する行為などが水産資源の保護培養と漁業調整すなわち漁業者への利益を著しく損なう行為と認識しています。また、遊漁者としては地磯での釣り等にスキューバダイビング等の危険性を孕んだレジャーを組み合わせた非常にリスクが高いレジャーとして認識し、可能な限り漁業者とのトラブルを含む事故リスクを下げる努力をし、場の保全のため投棄された海洋ゴミの回収、釣りなどで残された遊漁者のゴミの回収廃棄を心掛けてきた身としてコメントをさせていただきます。問題についてですが、1. については、漁業において採捕する資源を半自然に再生産を促進する非常に尊い関係者の努力を踏みにじる行為であり、許されるべきものではなく個人としても発見次第声かけをし、通報をするよう努めてきておりました。主な密猟行為はローカル住民ではなく他地域の遊漁者が行っていることを理解しております。このため、昨今煽り運転の撲滅を目指す警察関係者の取り組みの様な写真等の証拠を提出する受皿として密猟を行っている者を発見した際に一般あるいは遊漁者が証拠写真を提出し、まず漁業組合員が次いで警察関係者が確認可能な画像等を送付可能なホームページあるいは電子窓口を、体制を構築し、ポスターのような形で周知出来ればと思考します。日時の記録と密猟行為の撮影と近隣にある不審な車両の撮影を行い、非公開にデータを収集蓄積し、これをもって違法行為として警察が行動する可能性があることを示す。これにより密猟者への潜在的な忌避感を煽り現状手が足りない漁業者に遊漁者の協力を仰ぐ下地を作ることは可能ではないでしょうか。2. については、遊漁者としては遊泳者が優先されてしまうため、如何なるトラブル回避のため視認性の高いフロートを使用し、船舶の接近とともに航路から離れるよう努めております。また港湾や渡船などで漁業者が渡船の優先権を購入するなどしている沖磯付近では遊泳を努めて避けておりますが、これを知らぬ遊漁者も居るのではないかとお思います。つきましては、海岸に設置されております密猟行為を抑止する看板に〇〇の周辺での遊泳または遊漁者の行動は漁業者の〇〇の利益を著しく損なうため禁止あるいは避ける旨を掲示することは可能ではないでしょうか。遊漁者の立場から故、個人の良識へ訴える形になりますが、個人としてはこれを無視する形で自己の趣味を優先するのは忌避します。3. につきましても、遊漁者の立場からですが、水中銃とアクアラングを併用しない限り資源の枯渇に至るまでの採捕圧をレジャー感覚の遊漁者が与えることは困難かと思えます。原始的なゴムを使った程度で陸からアクセス可能な地点で個人がヤスや手鋸で採捕する魚類の量は船舶と長年続けられてきた漁法による採捕を超える量を資源を圧迫せしめることは不可能かと思えます。ただし、インターネットで広く知られて遊漁者が著しく集まる地域に関しては内水面同様に釣具店等で遊漁券を発行することで補填を目指すことは不可能でしょうか。遊漁券販売店で購入者へ身元確認、ローカルなルールについて説明、またレジャー終了後に採捕した魚種と量を把握できるようし、明確な遊漁者の資源への採捕圧と漁業者への損失を漁業組合が把握できる環境を作る。これを根拠とし段階的にでも遊漁券の額面を引き上げ下げすることで、資源保護へ繋がるのではないかと思考します。遊漁者は天然の資源を採捕するため、何かしら資源への保全活動をおこなうのはおかしな事ではなく、それが植林であれ、船舶等の海難事故における諸ボランティア活動であれ、あまり根拠はないとはいえ鮫駆除の補助金なれ資源保全とレジャーの現場となる海洋の保全に携わってきている漁業組合員への一助となるのならば、遊漁者としては募金のようなものとして考え遊漁券を購入することへ反感は無いかと思えます。加えてローカルルール制定により遊漁者が水から上がったことを一応は確認出来ることで事故等の回避にも繋がるため、安全対策にも繋がるのではないかと思考します。またレジャーとして実施しているため、遊漁者はやはりある程度は、人に見せたい自慢したいと言った自己顕示欲があり、それがYouTubeであったり自己のHPであるため、釣具店で把握されること＝自慢出来ると認識されるため、後ろ暗い面が無い遊漁者に忌避感は少ないのでは無いかと思えます。以上のことをもって遊漁者と漁業者間でのトラブル回避の一助になるのではないかと思考します。</p>
136	<p>県外在住の者ですがご意見させてください。■質問(1) 漁業者と遊漁者のトラブルとありますが具体的にはどういったトラブルがあったのでしょうか。(2) もり禁止、やす（ゴム、ばねその他の発射装置を有するものを除く。）としていますがゴムでの投射を制限することの意図は何でしょうか。■意見近年、魚突きの人口も前に比べて増えてきたように思えます。中にはマナーの良くない（知らない）人もいるのは確かです。魚突きはルールがあるようで無い状態で、ほぼ暗黙の了解の中で行っているためこういったトラブルが起きてくるのだと思っています。魚突きは釣りのようにメジャーでプロなどがいてマナーやルールが世間では周知されていないですが歴史は長い遊びだと思っています。これを楽しんでいる人もたくさんいることも考慮していただけないでしょうか。漁業者のフィールドに入り遊ばせて頂いていることは良識ある遊漁者は重々わかっているつもりです。制限をかけて遊ばなくするのではなくトラブルなく安全に楽しめるルール造りを考えてはいただけないでしょうか。■ルール案(1) 魚突きを行って良い海域を制限する。（漁港の何百m以内は禁止等）(2) 釣りのように遊漁券を発行する。(3) 使うやすの長さ（例えば1.5m以上）により登録制にし身元を明確にする。（長さが制限が無いと竹やす等の海水浴で遊ぶものまで登録が必要になるため）(4) 登録者にはフラッグ等を支給し潜る際はフロートに掲げる。</p>

137	<p>私は北陸三県において遊漁をしている者です。 他県の者の意見御了承ください。 ヤスを用いての遊漁、いわゆる、スピアフィッシングは大変素晴らしいものだと思っています。 この度、条例一部改正案ですが、ゴム等の発射装置禁止となると、実質、スピアフィッシングが禁止になることだと思っております。 また、長崎県でこの条例が可決されるとおのずと全国にも同様に広がると思っております。 スピアフィッシングが禁止となるとこれまでスピアフィッシングにかけた道具類も使えないこととなり、これも問題が出てくるかと思っております。（中には何十万も道具にかけています） スピアフィッシングはメジャーなものではなく、知名度が低い分、スピアフィッシングをしてない釣人、漁師から密漁者と間違えられたり、肩身が狭い状況であります。 また、このような状況下の中、スピアフィッシング愛好者と漁師とのトラブルもお聞きするかと思っております。 私自身の意見ですが、スピアフィッシングをしている者を公にできるようなかたちで条例で明文化していただく、また、県内の漁協に理解をいただけるべく、県が間に入る事が重要だと思っております。 今後、スピアフィッシングのあるべき姿ですが、遊漁券及び遊漁券受領者がわかる色付きフラッグ交付し、遊漁者は海に入る際、フラッグを掲げてスピアフィッシングをすることはいかがでしょうか？ このようにすれば、県で遊漁者の把握することは可能ですし、漁協等への説明はつきやすいかと思っております。 終わりになりますが、条例の一部改正を見直していただきたいと思っております。</p>
138	<p>私は今年から魚突きをしていて、魚突きについてようやく、楽しくてなってきたところです。私はまだまだ魚突きをしたいと考えています。そこで、魚突きをしたい人を番号をつけ、アクティビティとして、やりたい人だけはやれるようにした方が、いいと思います。しかし、通報される、また漁師からやめるように言われることもあると思います。番号をもらった魚突きする人には、何かわかるようなウキをわたすなど、した方がいいとおもいます。魚突きをまだまだしたいと考えているので、検討をお願いします！</p>
139	<p>反対です申請して許可制にするのはいかがでしょうか？</p>
140	<p>上記の条文の改正に対し、少しばかりでも再考願いたいと思ひ、他県からではありますがご意見させて頂きたいと思ひました。趣味として、銚子を使用し魚突きをしておりますが、漁師の方々とのトラブルが起きてしまうことも、また規則を守らず貝や海藻等を採取する人達も一部でいてしまうのは事実です。ですが、その一方で規則を守り、海を大切にしたいと思ひながら楽しんでいる方々もおります。改正案が出ているということは、やはりかなりのトラブル等が寄せられていると思ひますし、改正に踏み切るといふ形になるのも分かります。この改正案が施行されれば、実質魚突きは不可能となります。ゴムなどを使用した発射装置がなければ魚を取ることはできません。ただ、規則を強くすれば、密漁者などが無くなるか？と言われればそうではない気もします。全ての海辺を常時監視することなど不可能ですし、見ていないところで行われる可能性も大いにあります。また、魚突きは栄えている地域ではなく、海辺の人口の少ない地域に行くことがほとんどですので、その方々を観光に取り入れれば、地域の活性化にも繋がると思ひます。そして、釣りとは違い、闇雲に幼魚を取ったりといふことはしないという点、ゴミがほとんど出ることがなく海を汚す事がないという点もあります。一つの案ではありますが、川魚を釣る際などに行われている漁業権を1日ないし、その期間分を購入してから遊漁する方法を海でも出来ないかと思ひています。購入費は地域の漁業組合への資金に使えらると思ひますし、購入した目印が発行されれば、それを分かるように付けていれば密漁者と区別もつくかと思ひます。アバウトな案ではありますが、これだけは分かっていたきたいのですが、我々は漁師の方々や水産の方とトラブルになりたい訳でも、争いたい訳でもありません。海を大切にしたいという気持ちを同じく持っておりますし、海辺や海中の清掃や海中の異常繁殖した生物の駆除などお力になりたい、自分達の趣味を貢献に使えたらと思ひている人も多いのです。分かりにくい文章で申し訳ありませんが、その他のご意見もたくさんあるかと思ひますが、是非とも再考して頂けたらと思ひます。</p>

141	河川の遊猟券のように海も遊猟券発行したらいい
142	<p>改正概要にある「やす(発射装置を除く)」と「もり」の区別について、県と漁業者の間で擦り合わせがなされているか疑問に思う。今回の改正において、改正案のとおり文言修正をしたとしても、県及び漁業者、遊漁者の間で「やす(発射装置を除く)」と「もり」の区別について、共通認識を持たない限り、トラブルは今後も続くものと思われる。今回の改正は、県の立場を示すものではあっても、漁業者及び遊漁者が県の見解を理解しない限り、トラブル件数の減少には至らないものと考えられる。水産基本法に規定されているとおり、遊漁等の海洋性レクリエーションを通じた都市と漁村の交流が、水産業と漁村に対する国民の理解を深め、健康的でゆとりある生活に資するとの観点から、都市と漁村との交流の促進、遊漁船業の適正化等の施策を講じることとされている(第31条)。長崎県は、漁業者及び遊漁者の双方に改めて県の見解を伝える場を設け、相互理解を得られるよう努めるべきである。このため、本改正においても、漁業者及び漁業者に周知する目的で海面利用協議会を開き、双方の意見を聴取すべきである。このうえでパブリックコメントを収集すべきであり、順序に誤りがあるように思う。再三の意見となるが、改めて漁業者と遊漁者の双方に「やす(発射装置を除く)」と「もり」の区別について、理解を深めさせ、共通認識を持たない限りトラブルは減少せず、県の窓口業務の負担も減ることはないものとする。このため、県がまずやるべきなのは、海面利用協議会等で県の見解を周知し理解を深めさせることであって、文言を変更したとしても、県の立場を示す事はできてもトラブルは今後も続くものとする。</p>
143	<p>長崎県出身京都在住の大学生です。大学で自然のことを学び、もっと親しもうと法律の範囲内で銚突きなどを始めるか検討しており、ゆくゆくは地元に戻り地元の自然に親しみたいと考えておりました。今回は長崎の銚突きが禁止になりそうということで意見させていただきます。結論から申し上げますと禁止にすべきではないと思いましたが、漁師の方々も年々漁獲量が減ってる中大変だとは思いますが同じ海を好むものとして禁止はやり過ぎかと思いましたが、ただし、具体的に小さい個体の捕獲は禁止にするなどある程度の線引きは決めても良いかとおもわれます。海はみんなのものでもあるのでよろしくお願い致します。</p>
144	<p>スピアフィッシングは本来、一般的な釣りのように多くの水産資源を獲れるようなアクティビティではありません。一部のマナーの悪い人のせいで、マナーを守って海を愛してきた人々の楽しみを奪われるのは断固として反対です。たとえゴム付きの銚をもってしても、魚をつくことがどれだけ大変なことか、やってみれば分かると思います。まだまだ釣りと比べればスピアフィッシングをやっている人の人口は比較にならないほど少なく、水産資源に与える影響は少ないです。勿論、違法に水産資源を搾取する人間から漁業を守るために何らかの対策を取る必要はあると思います。ただ、今回のように一律に規制を具体化して日本国民の楽しみを奪うのではなく、銚を使用するための、漁業権とは別の許可制をとったり、許可を取らなかったものの使用は禁止、罰則の強化など、そもそもルールを守ってやっている人たちを守る方法を考えて頂きたいです。また、〇〇島などスピアフィッシングの聖地と呼ばれる場所が長崎県にはあります。そこで観光資源としてスピアフィッシングを利用している宿泊施設や漁業関係者もいらっしゃいます。そのような方々の生活を、今回の規制具体化によって壊してしまうことや、折角長年築き上げてきた聖地としてのブランドを壊すことが、長崎県の本意なのではないでしょうか。漁業を守ることには賛成いたします。しかし、まずはルールを守らない人を排除し、ルールを守っている人にはこれまで通り楽しめる環境を整備することが先決であり、健全な方法だと考えます。何卒前向きな検討を宜しくお願い申し上げます。</p>

145	禁止ではなく、銚の使用権利のようなものを(期限付き)買える様にする。というのはどうでしょうか。
146	漁業者とのトラブルになるのは分かるが、実際にルールを守って楽しんでいる市民に対してあからさまに威嚇したり危険な立ち振る舞いをしているのは漁師の方だ。海はそもそも漁師だけのものではない。お互い共生できるようもっと、話し合いが必要だと思う。
147	<p>反対です。規則にのっとりスピアフィッシングを楽しんでいる人達は、どうすれば良いのでしょうか？一方的に決めるのではなく、双方が共存できるようなルールを設けられないでしょうか？漁師とスピアマンの摩擦があると記されておりましたが、他県では漁業組合とスピアマンの交流があるところもあります。先日、富山県は泊漁業組合でスピアフィッシング愛好家によるウニ駆除のボランティアが行われました。You Tubeにて、TVで放送された内容がアップされていましたので添付します。https://youtu.be/_munvNW-0isこのような機会が増えれば、お互いにプラスになる環境になると思います。参加者はウニ駆除の為に、全国から集まったそうです。私は参加できませんでしたが、また次にこのような会があるのであれば、是非参加したいと考えています。閉鎖するのではなく、開放するのも1つの方法ではないでしょうか？話が少しずれますが、私はサーファーです。波に乗るための海を守る為に、ビーチクリーンに参加します。スピアマンも同じかと思えます。フィールドを守るためであれば、上記のボランティア(ウニ駆除)のようなことは進んでやります。海に潜るたびに、釣りで使われた鉛やルアーなどを回収してきます。少なくとも、私の知るスピアマンは皆そうです。どうか、共存できるように検討願います。しかし、密猟者がいることも間違い無いかと思えます。そういう輩がいることにより、監視という余計な手間がかかるのも事実です。そこで、上記のようなボランティア等を通じて信頼関係が築ければ、スピアマンも漁師や海保の目になることもできます。まずは双方のコミュニケーションを取る場を設けていただければ、泊漁業組合の力になれたように、長崎の海を守る事に繋げていけるのでは無いかと考えます。よろしく願います。</p>
148	<p>以前、島根で銚突きをしていた者です。これは長崎だけの問題ではないと思ったのでコメントさせていただきます。銚突きを初めた頃はYouTubeなどで投稿している人も少なく、極一部の人がやっているものだけでしたが、最近では溢れるほど投稿者がいます。銚突きの人口が増えるということは初心者が増えるということ。ルールやマナーを調べもせずにする者もでてきます。自分自身も初心者の頃は船の航路を把握しておらず、漁師さんに注意されてしまったことがあります。その際ちゃんと謝罪をし、コミュニケーションをとれば逆に仲良くなることもできるのですが、人口が増えると馬鹿な者も増えるのでトラブルが増えているのだと思います。トラブルの回避方法として行っていたことは、潜る地区の海上保安庁に名前、住所、電話番号、日時、場所、服装(ウエットスーツの柄など)、道具、車の種類や色などを伝え、銚突きをすることを伝えていました。密猟者と間違えられることも無く、途中で確認に来てくださったりして良好な関係でいられます。また、漁師とトラブルになってしまった時に対応もしていただきやすいです。このように、報告や申請をするようなシステムがあると信頼度が違うように思います。また、漁師さんが大切にしてきた漁場で魚を取らせていただく訳ですから、有料化もありだと思えます。河川のように、年間、当日の遊漁券の発行であったり、狩猟のように免許制であったり、気軽にできるのは魅力の一つでもありましたが、できなくなるよりマシです。船の航路や潮の流れが早いところなど、危険を避けるための情報共有もしやすくなると思います。綺麗な海で美味しい魚を自分で突き、丁寧に血抜きなどの下処理をして捌き調理する。食や命にたいしての価値観は銚突きを通じてとても良いものになりました。銚突きが廃れていくのはとても悲しいです、ら</p>
149	<p>福岡市在住の〇〇と申します。日頃から遊漁者と漁業者とのとても対応大変だと思います。私は、今回の第45条の改正について反対です。今回改正することで、日本国内にも影響を与えることは間違いないと思います。私は長年、遊漁者、漁師及び行政それぞれの目線からこの問題について考えていました。漁師から見ると魚突きは密漁と紛らわしくその点は申し訳ないと思っています。ただ、魚突きする人は魚を数匹突きたいだけです。魚釣りのようにルアーやラインのゴミも出ません。例えば魚が三匹突かれてなくなったからといって生活が傾くということはないのでしょうか。今までの経験上、漁師さんの中には調べもせず大きな声でよそ者を排除しようという人もいます。ですが、敵になりたいわけじゃありません。共存する道を考えたいです。船から見にくいと言われれば、目立つ大きなフロートも付けますし、事前に連絡もします。私は魚突きに行った際はその地方でできるだけお金を落とすようにしていました。もし、密漁者を発見した際は通報などもさせていただきます。知人には密漁は絶対しないように伝えていきます。日本の海は漁師さんだけのものではないでしょうか。面倒だから禁止にすればいいのでしょうか。大変だとは思いますが、ご再考よろしく願います。</p>

20年ほど前から国内外で魚突きを趣味として楽しんでいるいちスピアフィッシング愛好家です。残念ながら長崎にはまだ一度も訪れたことがありませんが、長崎の素晴らしい海の話は聞いています。いつかは必ず訪れて、その素晴らしい海を体験したいと願っております。近年、魚突き・スピアフィッシングの人氣が高まり、愛好者の人口も増えていると実感しています。残念ながら漁業者とのトラブルも絶えないとも聞いています。中にはマナーもモラルもない人たちもいますが、海中の大自然を相手に節度持って楽しんでいる人もいます。どうも理解してほしいです。トラブルが絶えないから禁止にしてしまう、という方法は一番簡単かと思われがちですが、それでは根本的な解決には至らないと思います。密猟が禁止されているにも関わらずいつまでもたってもなくなると同じ結果になるのではないのでしょうか？魚突き愛好家には禁止されても、隠れてでもやるという人が増えることになると思います、そしてそういう人達はリスクをおってやるからにはほとんどモラルの無い方法で魚を獲りに行くと思いますし、漁業者とのトラブルは減るどころか増えていくのでは無いか？と危惧しております。以下の話は分野も環境も違いますが、この問題と色々共通点があり、一つの解決策のヒントにもなるのでは無いかと感じるので、一つの参考例として挙げさせていただきます。自分は北海道のニセコという土地に住んでいます。北海道でも屈指の豪雪地帯で、近年は世界中からスキーヤー・スノーボーダーが極上の雪のコンディションを求めて集まるようになりました。ふもとの宿泊施設などの開発がどんどん進み、今では地価上昇率日本一というニュースでも取り上げられるようになりました。ニセコは昔から山スキー（自分で登って滑るスキー）が盛んな土地でした。1990年代にスキー場がどんどん整備され、山頂近くまでリフトが架かり、来訪者も増えていきました。ちょうどその頃、パウダースノー（降りたての非圧雪の深雪）を滑ることが人気になり始めていて、リフトを乗り継ぎ、標高の高い位置から新雪を求めてコース外滑走する人も増えていきました。この新雪滑走の魅力は言葉では到底言い表す事が出来ないほどの魔力を秘めていて、ニセコの雪の魅力にハマってしまったスキーヤー・スノーボーダーが全国から移住してきてちょっとしたコミュニティが形成されるまでにいたる、そのような状況でした。ただ、山では標高が高いほど風が強く吹き、不安定で雪崩やすい積雪を形成します。そのような状況でスキー場を介することによって、知識も経験も無い人でも容易に危険な環境に足を踏み入れる事が出来るようになり、雪崩事故が頻発するようになってしまいました。死亡者も多数出るような状況で当然スキー場はコース外滑走を禁止、厳しく取り締まるようになりました。それでも一度パウダースノーの魅力に取り憑かれてしまうと、禁止されていても滑りたくてしまうのが人の心です。ロープを潜ってでも滑ろうとするパウダースノー愛好者たちをパトロール隊が追いかけて取り締まる、というのが繰り返されています。そのような状況の中また悲惨な事故が起きてしまいます。これではなんの問題の解決になっていない、という事を悟ったスキー場や愛好者、さらには地元の行政や警察・消防はお互いに意見を出し合い、それぞれに理想的では無いかもしれないが、全員が納得出来る地域独自の「ニセコルール」というルールを考案しました。このルールはコース外滑走を禁止するのではなく、ゲートを設けて、コース外へ出る場合は必ずゲートを利用すること、荒天の日や雪崩の危険が高い日はゲートを閉鎖する事、ロープを潜ってコース外に出る人は罰せられる事、事故が起きる可能性が高いエリアは完全立ち入り禁止とする、などが明文化されました。そのルールの素晴らしい点は滑走者の自由を尊重した上で最低限の規制を設け事故防止に大きく貢献しているということです。これは画期的な出来事であり、国内では初めての取り組みでした。このルールは現在も運用されており、大きな事故は起きていません。このルールが存在する事で自由にパウダースノーを堪能する事ができるニセコは外国人にもとても魅力的に感じられ（他のスキー場に行くコース外滑走するとパトロールに取り締まれる）、年々来訪者が増え、今では世界的なリゾートとして大きく成功することとなりました。以下にニセコルールに関する資料へのリンクを数点書き込んでおきました。参考までに是非ともご覧になってください。またウェブにて「ニセコルール 歴史」などと検索して頂けますとさらに詳しい情報が得られるかと思えます。自分もニセコルールの運用などに関係する活動をしています、さらに詳しい話をさせて頂けるのであれば、電話やメールなどでも話すことはできますのでご連絡頂いても問題ありません。<http://www.grand-hirafu.jp/blog/50th/history/2011/04/31.html>[https://note.com/niseko\\_nadare/n/nb1b78bbd5f57](https://note.com/niseko_nadare/n/nb1b78bbd5f57)[https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/82090/1/CATS15\\_1.pdf](https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/82090/1/CATS15_1.pdf)魚突きとスキーでは取り巻く状況や環境も違うので一概に同じような事として捉えることは出来ないかもしれませんが、もし当時のニセコが問答無用の「コース外滑走禁止！」としていたとすると、おそらく事故は多数起きていたでしょうし、現在のような観光地としての成功もなかったのではないかと思います。どのような経緯で長崎県がスピアフィッシングを禁止しようとするまでに至ったのかは分かりませんが、禁止することで全ての問題が解決されるということは決してあり得ないと思います。どうか、どうか一部の人間の愚行のために、良識のある愛好家たちのささやかな楽しみをとりあげないで頂けないでしょうか？県内での魚突きに一定のルールを設け、禁止ではなく、条件付きで認める、という方法を考えていただけないでしょうか？県内全域ではなく、ここはOK、ここはNGなど、または獲っても良い魚種・サイズなど、なんらかのルールを設ければ漁業者とのトラブルもある程度避けることはできるのでは無いですでしょうか？また魚突きを一つの観光資源として逆に活用されてみてはいかがでしょうか？釣り人が釣船を利用するように、突き人にも釣船を利用してもらうとか、遊漁券を購入してもらうとか、やり方は色々あるかと思えます。ニセコでも当時の行政はたかが雪でここまで人とお金が集まるとは夢にも思っていなかったことでしょう。長崎の素晴らしい海は大きな資源になりうると思います、そしてそれは漁業従事者だけの特権とするにはあまりにももったいないと感じています。長崎県で条例が改定されてしまいますと、それを皮切りに全国的にその動きが波及してしまう恐れがあります。他地域ではスピアフィッシング愛好者と漁業者が上手に共存している地域もあります。そういった良い関係を守るという意味でもどうか今回の改訂案を見直していただけないのでしょうか？心からお願い申し上げます。

151	<p>反対です。漁業を生業としている漁師さんからいいイメージではないことはスピアフィッシングをしている人は理解して控えめに、気をつけてやっていると思います。一部の考え方がない人のせいでスピアフィッシング自体を禁止（ゴムなしのただの棒ではなにもできません）するのはあまりにも残念です。私は漁港からの入水を控える、船の航路には入らない、無駄に魚を取らない、傷つけないなどのことを気をつけています。これは皆さんも気をつけているものだと思います。富山県では漁協組合とスピアフィッシング（遊魚者）が協力して害のあるウニの駆除をしたというニュースを見ました。どっちがダメとかではなくお互いが理解し合い、協力できるような関係性が築けたらとても素晴らしいと思います。</p>
152	<p>問題の本質は??魚突きをしていて漁師とのトラブルになったことはありませんが、魚突きを始める前にトラブル回避のため次のことを実施しました。(1)水産庁に電話してヤスの定義の確認(2)漁業振興課に電話して、漁業調整規則の解釈の確認(チョッキ)(3)保安庁に出向いて道具の確認これら全てを実施して規則の範囲で趣味を楽しんでいます。トラブルが起こる問題の根本は漁業関係者が規則の細部までを理解せず因縁をつけること。未だに密漁者が存在してそれらと勘違いされることではないでしょうか?今の改正案だと問題は魚の獲り過ぎ?これによる対策がゴムの規制?一本のヤスで獲る魚の量は船釣りよりも断然少ないですよ…一方的にルールを変更して解決しようとしても、他の問題が発生するだけだと思います。代替案)漁業権や遊漁券(年間や回数)みたいなものを発行する等の対策で対応する。有料であれば漁業関係者も何も言わないのでは?</p>
153	<p>SNS等による認知、ルールや規則マナーにおいても経験者や初心者が分かりやすく解説したサイトなどインターネット社会で分かり合える場所の提供などすると良いかと思われる!各県や漁協関係者 海上保安庁が意見交換や問い合わせなどを出来るサイトがあればトラブルなど未然に防ぐ事が出来る事も多くあると思います!知らなかったや調べたけど分からなかったなど経験者でも分からない事、知らなかった事など多数あります。海上保安庁 漁協 レジャーを連結させなければトラブルは減らないと思います!〇月&amp;#10005;日から〇月&amp;#10005;日まで定置網による魚突きやレジャーの規制など記載があれば明確に禁止か禁止じゃないかの判断が可能になるのでは?魚突きは良き日本の文化と捉え前向きな検討をお願いしたいです。</p>

(ゴム、ばねその他の発射装置を有するもの)というものは、水中銃を指し、やすの尻手に付けたゴムを手で引いてホールドした手を放す事を発射装置とは言えないでしょう。国語辞典を見ても装置とは、ある目的の為に機械、器具などを備え付ける事とあります。言葉の問題はさておいて、もし改定案が通りこれが施行された場合には、海水浴場で売られている赤いゴムが付いた竹やすも条例違反となり、一般の人のレクリエーションで行われるやすで魚を獲ることが全く出来なくなります。やすによる魚突きは漁獲量も少なく、狙った獲物だけを獲る、環境にも優しい遊びです。釣りでの、テグス、錘、ルアー、撒き餌等の海底蓄積による環境汚染に比べればはるかにエコロジカルと言えるでしょう。日本という国は周りを海に囲まれていて日本人は古から海に親しんできました。各地にある無数の貝塚やそれから出土する魚類の骨、骨針、錘、網、銚先、丸木舟などは、縄文時代から日本人は海に頼って生きてきた事を表しています。魏志倭人伝にも、倭人好んで魚ふくを捕うるに、水、深淺と無く、皆沈没して之を取る、とあるくらいですからね。釣りや潮干狩り、野草摘みやキノコ狩りと同じように、素潜りやすで魚を獲る事は、人類誕生から続いている「生きることの必要性から食べ物を狩る、採る」という人間の根源的な本能だと思っています。まして高度に文明化した都会生活をおくっている人々にとっては、自然に帰り、五感に自然を感じながら友達や家族で時を過ごすことはとても大切な事だと思います。日本だけでなく海外でも、レクリエーションとしての魚突きは行われています。主には水中銃で素潜りによるものですか、もちろんサイズ、数、シーズン等細かいルールがあり、違反者には罰金も課せられます。高額ではありませんが、フィッシングライセンスも購入しないといけません。改正案の発端は、漁民と遊漁者とのトラブルが原因とありますが、遊漁者を締め出すことが本当に正しい解決法でしょうか？日本の漁業については、水産庁の統計にも悲観的な傾向が現れています。漁獲量の減少に加え漁業従事者の数は2021年には全国で12万9千人まで減少しています。そしてその半数が60歳以上の高齢者です。また若者の参入も少ないままです。世界の大きな流れでは漁業は養殖が増えていくことでしょう。アメリカのスーパーでは魚はfarm 養殖、wild 天然と分けて記載されています。また陸上での海水魚類の養殖も盛んになるでしょう。これは安定した大規模養殖が可能になり養殖の工場化が進むでしょう。ビヨンドフィッシュも出てくるかもしれません。今の日本の一人当たりの漁獲生産高は他国に比べて大変低いままで。漁村の過疎化、高齢化、漁船の老朽化等もますます進行していくでしょう。ですから水産庁でも取り上げているように、都市と漁村の共生、対流が必要になってきています。都市生活者が漁村に来てみたい、体験してみたい、地魚を食べてみたい、料理してみたい、自然の豊かの中で住んでみたい、とのニーズをどう具体化して若者にアピールすることが大事になってきます。今後は今以上にリモートワークが可能で当たり前になってきますから、都会で働く若い人たちの地方移住が進んでいくと思います。魅力ある地方、漁村は、若い家族が自然に深く触れられる事が重要です。私は年寄ですが、若い魚突きの友人の何人もが漁師になったり魚の仲買人になったりしています。これも魚突きが縁です。そしてもう一つ、海洋レジャーの場の提供という側面も漁村の活性化に結びついていくはずですよ。スキューバダイビング、スキューバダイビングの人口は増え続けています。魚突きが正しく管理され、地元理解も得られて、安心して潜れるようになれば、訪問客がふえ民宿や旅館、タクシー、レンタカー等の交通機関、地元のレストラン、土産物屋等の収入が増えるでしょう。私は数回しか行ったことがありませんが長崎県は北の魚も南の魚もいて種類が豊富でしかも大変美味しいです。世界での魚突きの人口はそれほど沢山ではありませんが、私の海外の友人達もただでさえ旅行先としては上位にランクされる日本で、やすとはいえ魚突きが出来ると聞けば喜んで訪れるはずですよ。最近私はWOWOWでFISH OF THE DAY (南太平洋で釣り三昧)という30分番組を見ました。全部で30本ぐらい有りました。これはニュージーランドの釣り人でもありスキューバダイバーでもあり魚突きでもある主人公の南太平洋のあちこちでの釣りや魚突き、ダイビング、そして自然との触れ合いをテーマにしたテレビ番組でした。ニュージーランドでも南太平洋の島々でも資源の減少が続いていますが、恵まれた自然をエコロジカルにサステナブルに管理してホエールウオッチングだとかサーモン、トラウト釣りだとか、鹿狩りだとか、貝を獲る潮干狩りだとか、スキューバによるマンタやエイの観察とかを観光資源にして世界中から客を集めている様子が描かれています。私もニュージーランドに行きたくなりました。何故なら、大きな回遊魚をターゲットに魚突きが出来ただけでなく、密漁によって資源が減ったアワビでさえ今でも一人一日20枚までは獲って良いのですから。もちろんサイズの制限はありますが、資源がコントロール出来ているからです。これからの漁村と遊漁者との共存は両者にとってウインウイン関係だと思いますので、そこを取り持つ行政の努力、パワーを期待しています。現在資源保護の為に禁漁区を設ける、遊漁者の安全の為にフロート携行を義務付ける、等がルール化されている地域も在ります。必要に応じてローカルルールを作ることも良いでしょう。稚魚の放流への協力、海岸清掃、地元との共同イベント、そしてサステナブルな魚突きとする為に魚種、数量、サイズ、シーズン、産卵期等の制限を導入する必要があるかもしれません。場所によっては、過疎化による多くの空き家、人手の入らない漁場、無人島、等を有意義に利用出来れば、それはとても魅力的な事になるでしょう。さびれて高齢化した漁村、船の無い漁港、子供のいない校舎、ではSDGSの14にある豊かな海を守ろう！というゴールは達成出来ません。海を身近に感じられる多くの若者、そしてその家族が居なければ。

155	<p>●主張 私の主張は上記の条文改正に反対であることです。ゴムのついたやすの使用を認め、スピアフィッシングを許可することを求めます。●意見 改正概要によると、「遊漁者と漁業者のトラブル防止のためゴム等の発射装置を認めない」と書いてありましたが、ゴムがトラブルの原因なのでしょう。そもそも遊漁者と漁業者のどのようなトラブルなのか具体的に明記されていません。明記されていないため定かではありませんが、ゴムがトラブルの原因ではないと私は思います。スピアフィッシングにはゴムが必須なため、ゴムを認めなければスピアフィッシングをする遊漁者がいなくなるという意図があると私なりに考えました。以下では、この改正は事実上スピアフィッシングの禁止だと考えていきます。では改正の根本の遊漁者と漁業者のトラブルについて考えましょう。私は、遊漁者と漁業者にトラブルがあるなら、両者が歩み寄り、トラブルを解決し、共存するべきだと思います。二者間でトラブルがあるから、二者のうち一方を事実上排除するというのは市民社会においてあってはならないことだと思います。私が声を大きくして言いたいのは、海は漁業者のものではなく誰の所有物でもないということです。地球に住むすべての人が海を環境負荷の少ない方法で利用する権利があります。自由と平等と共存は長崎県漁業調整規則においても承認されるべきだと思います。スピアフィッシングは数ある漁法の中で最も選択的で、環境負荷の小さい漁法です。漁業者のように大量の漁獲量はありませし海洋に排出するゴミもありません。遊漁者がスピアフィッシングをしても漁業者の漁獲量は全く変わりません。では問題のトラブルについてどのように解決できるか考えましょう。改正概要には具体的なトラブルが示されていないので私が考えた4つのトラブルの原因と私が提案する解決方法を以下で書きます。第一に遊泳する遊漁者が漁船の航行の邪魔であるという問題です。これは遊漁者がスピアフィッシングをできる時間を設定し、漁業者と遊漁者が同じ海域にいる時間を減らすことで解決できると思います。また、漁港周辺と沖合100m以上など遊泳禁止域を設定することで漁船と遊漁者の接触を減らすことができます。第二にスピアフィッシングに使うフロートラインが漁船のスクリューに絡まるという問題です。これに関しては第一の問題の解決策により遊漁者と漁業者の接触が減ることで防げます。さらに、スピアフィッシングを行う遊漁者に対して航行する漁船から見て目立つような大きくて明るい色のフロートの使用を義務付けることで、漁船から遊漁者を発見しやすくなり、ラインに不意に近づかないようにできると思います。第三にサザエやアワビ、イセエビを採る密漁者と魚を獲る遊漁者の区別がつきにくいという問題です。この問題に対して私が提案するのは、溪流釣りのようにスピアフィッシングに対しても漁協で遊漁券を購入するという制度です。遊漁券を購入し、いつでもスピアフィッシングを行うのか、何が獲れたのかなどを報告して透明性を確保できれば密漁は行っていないという安心を漁業者は得られると思います。また遊漁券購入の際に公認の印の旗（フラッグ）のようなものを遊漁者に渡し、遊漁者がそれをフロートにつければ海上でも公認の遊漁者ということが確認できると思います。第四に漁業者が、海は漁師のものだ、遊漁者が嫌い、邪魔だと思っているという問題です。この問題は私の憶測であるので事実と異なる可能性があります。そのような考えを持つ人に対して解決方法はありますが、県の政策でそのような排他的な考えを助長することはあってはならないと思います。漁業者の遊漁者に対して嫌悪感を持っていることに対する解決方法は、漁業者と遊漁者が参加するイベントなどを行って両者の親睦を深めるということです。他県では漁業者と遊漁者が一緒にウニ駆除を行うというイベントが開催されていました。このようなイベントによって遊漁者に対して嫌悪感を抱く漁業者も漁業者に対して嫌悪感を抱く遊漁者も減り、トラブル解決につながると思います。トラブルで対立する両者であっても、本来は豊かな海を愛し、守りたいという思いが共通なのです。以上のようにトラブルを解決する方法はたくさんあります。どうか私たち市民の声を聞き、建設的な議論をし、トラブルを解決して政策を決定するように願います。もし今の改正案通りになれば、遊漁者と漁業者の対立は深まるでしょう。私たち長崎県民は皆、平和な共存を求めます。また、県が、市民が議論をする機会を設けてもらえると嬉しいです。●私の思い 私は昨年大学入学とともに長崎県民になりました。そして他にはない美しい長崎の海に感動しました。私にとって海に潜り美しい魚たちを見て、スピアフィッシングでその恵みを頂くことは、最高の体験で、何よりも大切なことです。長崎の海とスピアフィッシングが私が一番守りたいものなのです。それを失えば私は絶望し生きる意味を失います。私は長崎の美しい自然に感動し、ずっと長崎にいたいと思いました。今大学で医学を学んでいるので将来は長崎の医療に貢献したいと思っています。それは長崎が素晴らしい場所であり、長崎の素晴らしい海を私が愛しているからです。今の改正案どおりになれば、私は生きがいである海を奪われることになります。そうすれば私は早く長崎を脱出することを考えるでしょう。どうか私たちから長崎の美しい海を奪わないでください。漁師様に対して迷惑をかけないように振る舞います。長崎の海とスピアフィッシングを守るためなら私は何でもします。時間もお金も身も削ります。どうか改正案を考え直すことを心から願います。長い文章でしたが最後まで読んでくれた方には本当に感謝します。ありがとうございました。</p>
156	<p>長崎県ではスピアフィッシングを出来ないという事になるので反対です。スピアフィッシングを出来る地域を限定する等の事をすれば良いと思います。</p>
157	<p>三重県〇〇市で2年前まで海女をしていました。今は気候変動によりアワビが獲れなくなり休業しています。こちらもそうですが、漁業者は権利権利と言う方が多くうまくレジャーと付き合う気がさらさら無く、地域が弱体化して行っているように思います。密猟者もいて、個人事業主の漁師・海女が生きにくために反対する気持ちもわかります。ルールをしっかり作る必要はありますがこれからの地球の気候変動を考えると、漁業とレジャーがうまく連携する必要があると強く思っています。魚突きができなくなることは避けて欲しいです。何卒よろしく願いいたします。</p>



158	<p>他県の私からすればお前に関係ないだろうと言われるかもしれませんが海辺で遊んで育ってきた僕自身色んな思い出が、ありますもう少し、話し合い、歩みよりを考えてほしいです一方的に取り上げたりしたら不満が募りますどうか、文化的、自然的、歴史的、遊びですご再考よろしくお願ひします</p>
159	<p>漁師さんの気持ちもわかりますけどスピアフィッシングがしたくて長崎県に行く方を相手に商売してる人たちの生活を考えて欲しいです。完全に禁止じゃなくて例えばスピアフィッシング料を組合に支払うとかそういった方法がいいです。よろしくお願ひします。</p>
160	<p>何でもかんでも禁止にするのは愚かなことだと思う。フロート使用を呼びかけて安全に重視して魚突きをやれるようにするべき。漁師にも周知して理解を得るべき。禁止にするのは簡単。</p>
161	<p>毎年、〇〇〇〇に訪問し、魚突きを楽しませて頂いています。本改正が施行されると、ゴム無しのヤスにはなんの効力もなく、実質ヤスによる遊漁が全面禁止になるものだと認識しています。是非違った形での規制をされることを希望します。例えば〇〇島では、魚突きを行って良い地域とダメな地域を明確に区分し公表しています。これにより、遊漁者は認められた地域で認められたものだけを獲るということを認識し、漁業関係者や地域の方々と友好的な関係を築けています。長崎県においても同様な規制を行うことで対応できないでしょうか。船舶の往来がある場所や漁業資源を確保したい地域、危険な地域を遊漁禁止とし、それ以外の場所で認めるような対策をとって頂きたいです。当方は家族全員が、長崎旅行を毎年楽しみにしています。一律禁止にするという規制ではなく、双方が歩み寄れる形で改正されることを強く希望します。宜しくお願ひ致します。</p>
162	<p>今回の改正案を拝見いたしまして、遊漁者としてゴム付きのやすを規制する事に違和感を感じましたので投稿させていただきます。現在の問題点として、遊漁者である我々と漁業を営む方々との間でのトラブルが大きなウエイトを占めていると拝見いたしました。マナーの悪い遊漁者がいる事は大変申し訳ないと思いますし、実際に事故が発生した場合には漁業関係者の方々が仕事を止めてまで遊漁者の捜索に当たって頂いている事も承知しております。しかしながら、私としては海洋民族である日本人に自分の力で海から魚を捕ってくるという文化を消し去って良いのかと言う疑問がどうしても残ってしまいます。最近の子供達は魚は切り身の状態で生存していると思っている子もいると聞きますし、実際に生物を殺して自分が生きる為に命を頂くと言う経験をすることはほとんど無いと思います。学校では教える事が憚れる内容にもなるでしょう。そういった機会を我々のトラブルが原因で無くしてしまうと言う事は、未来の日本人に対して大変申し訳なく感じてしまいます。そこで私なりに考える事として、1、密漁者と遊漁者の区別が付かない A：海に入る前に各漁協に遊漁届を提出する。また、漁獲の報告を行う。2、トラブルになっている原因や問題点が互いに良く分かっていない A：漁業関係者との意見交換会を開く3、事故が発生した場合の経費問題 A：遊漁届を行う際に、川と同じような1日券を購入する。それにより、漁業関係者の方々の収入にもなるし、万が一の時にもお手伝い頂ける。4、今後の子供たちの為に A：大人がトラブルがあるからと言って規制を掛けてお終いと前例を設けてもらいたくありません。互いに話し合い、文化を大切に継続する為には何が必要で、何を我慢しなければならないのかをはっきりするべきかと考えます。最後に、我々はあくまで遊びの中でやらせて頂いている立場である事は重々承知しております。私は知らない土地で遊漁させて頂く際は、その土地の漁協へ伺って大丈夫か確認をしてから海に入っております。どの漁協も良い顔はしてくれませんが、最後には「気を付けて遊びなよ」と行って下さいトラブルになった事はありません。一部のマナーの悪い人間がいる事は十分に知っておりますが、上記の1日券購入と言う形を取れば支払っていない人間を厳しく取り締まる事も出来る様になると思います。今回の内容は、長崎県で留まらず必ず全国規模へ発展すると思います。現在の私達の問題で未来の子供達の文化を消し去る事はどうか考えて頂きたいと思います。以上、大変長文で失礼いたしました。どうぞ宜しくお願ひ致します。</p>

163	<p>お世話になります。表題の改正案 45条（7）ですが、むかしから、土佐銛は禁止で、ヤスについているゴムはOKだったと認識しています。25年ほど前、15人ほどのグループで魚付きを行おうとした時、違法なことをしないようにと、我々の代表が、知識を求めて〇〇県庁の該当部署を訪ねました。そこで、このゴム付きヤスを用いて魚付きをしている話をさせていただきましたが、禁止はされませんでしたよ。「事故のないように。トラブルを避けるように」「土佐銛、水中銃はいけません」との当たり前な雑談で終わりました。これ以降も地元漁師さんたちと良好な関係で居りました。見かけたら通る声で挨拶をする。今何をしているか申告する。お互いの安全を願う。といった関係でした。漁村の空気感も学びたく、代表様・副代表様にご挨拶にも伺いました。「溺れないように。小さいのは捕らないように」といった暖かいお言葉を頂いておりました。45条（7）には「土佐銛、水中銃、それに準ずるキャッチ又はトリガーを装備したものを禁ずる。ゴムのみ簡易な仕掛けはこの限りではない」と、して頂きたいです。それとは別に、レジャーで魚を捕る人々の法令順守、マナー、保安意識を啓蒙されたし。またまた25年前の話ですが、当初から全国の魚付きグループで、マナーを守る運動も行われていました。漁業関係者には敬意を持ちましょう。寄り添いましょう。という運動でした。現在は当時と違いインターネットが普及しており、こういった法令マナー順守の情報も、広げやすくなりました。また、法令と禁止区域の検索も容易になりました。今少し、見守っていただきたく何卒、お願い申し上げます。</p>
164	<p>従来通りでいいと思う。遊魚者の遊魚範囲を制限（陸から50m）等すればお互いの認識が取れて、少しでもトラブルを回避する事が出来ると思う。また、採る事が許されないものの採取が確認された場合についての厳罰化を実施する事で密猟をなくし、漁業関係者からの遊魚者への偏見等も少なくなるのでは。皆の海です。よろしく願いいたします。</p>
165	<p>反対です。遊魚者と漁業者の間でのトラブルが発生する原因は、漁業者が遊漁者（密猟者除く。）を密猟者と間違ふことや、漁業者及び遊漁者の条例等の法令の解釈の誤りによるものであると思います。今回の条例改正案が漁業者と遊漁者間でのトラブルを無くすことが目的であれば、条例改正の形式でなくても密猟者と遊漁者を明確に区別し、密猟の防止を行い、トラブルの防止はできるのではないのでしょうか。近年、スピアフィッシングを行う人口が少しずつ増加傾向にあります。これに伴い今回の問題が発生し、条例改正案に至ったことと思慮されますが、ハワイなどの海外では大会が開かれるなど、サーフィンに並びマリンスポーツとして商業効果をもたらしています。今回の改正案は長崎県に限定した条例改正案ですが、当該条例が可決されれば、全国的に同様の条例改正が行われ、日本においてスピアフィッシングを行えなくなる可能性が非常に高くなり、あらゆる可能性を無くしてしまう事になることが容易に想像できます。条例改正により漁業者からの要望は容易に満たされることは明白ですが、海に面している県や今後のスポーツ産業の収益の可能性も視野に入れて、再考いただけないのでしょうか。具体的な方法等については、他にも様々な方から漁業権の発行等を行うなど、案が寄せられているかと思えます。当該改正案に伴い魚突き等のレジャーを行なってきた遊漁者から少ないとは思いますが反対意見が寄せられているかと思えます。レジャー経験者の人口は増加傾向にあります。依然少ないことをご配慮ください。また、遊漁者は行政に声を届ける事が難しいのが現状です。遊漁者から寄せられた一つ一つの反対意見から対策を練っていただき、条例改正の形式をとらず、別の方策をとられることを期待します。最後に私の代替案としまして、管轄の漁協組合などで『1日漁業権』などを発行することを提案します。収益については、海の保全（ウニ駆除や、稚魚の放流などの漁業者及び遊漁者にメリットがあることへの投資）に活用することで、相乗効果をもたらせるのではないかと考えます。また、これと併せてマリンスポーツに関して法令等の解釈が難しく感じますので、県のホームページ等にわかりやすい法令の解釈を説明したページを作成することや、漁協組合に広報を行うなど行政として取り組みをお願いしたい所存です。</p>
166	<p>やすのゴム使用禁止に反対です。海は、漁業者だけのものではありません。レジャーの釣りと同様、一般市民が一定のルールのもとでマリンレジャーを楽しむ権利も守られて然るべきだと思いますので、この改正案には反対です。代替案として河川を管理する漁協が発行する遊漁券のような法整備をしていただき漁業者とのトラブルを回避できる仕組みを作っていただきたいです。</p>

167	<p>漁協が海を守っているのも生活がかかっているのもすごく理解できるが、釣りは良くて魚突きがダメなのが理解できない。魚突きをやってみて貰えばわかるが、釣りに比べて極端に魚の取れる率は低いと思う。もし「ダメ」と言うのであれば何が原因でダメなのかを明記するべきかと。魚突きがダメで有れば、船で釣りに行く人も増えてきてるのでこれも規制するべき。と言う話になって行ってしまう。漁協が、遊漁権などを発行して収益として得ることも可能だし、海外で魚突き禁止（自分はハワイ在住で魚突きをしています）というのもルールありきで、やってはいけない場所がしっかり決まってる。そうすべきなのでは?いつのまにか漁協は勘違いしていると思うが、海は誰のものでもなく日本に住むみんなのもの。岸からそう遠く無い場所で彼らは操業していますか?違いますよね? 彼らは船で沖で操業しているはず。この勘違いしている漁協の人々の考えを正していくのも貴方達役人の仕事では無いでしょうか。時折耳にしますが、海のルールは海上保安庁が仕切っているはず。それを漁協は勘違いして「俺たちの海」になってはいませんか?</p>
168	<p>私は北陸で銚突きをしている者です。私の地元では銚突きをしていても漁業者とトラブルになったことはありません。トラブルが起こる要因として、沖に出て、漁船の航路を妨害したり、貝等を密猟しているのではないかと勘違いされることで起きるトラブルがほとんどです。銚突きをする際は地元の方とも顔見知りや密猟者とは勘違いされませんし、波打際のテトラ帯で銚突きをしているので航路妨害もしません。この改正規則はトラブルを防止するのではなく、銚突きを禁止する文面になっていませんか?発射装置のない「やす」では魚はとれません。改正規則＝銚突き禁止と言っても過言ではないでしょう。漁業者と遊魚者のトラブル防止を図るためには漁業者と遊魚者の交流、もしくは密猟者との区別できる印、航路妨害をしない範囲の取り決め等、改善案はたくさんあるはず。マリンスポーツの人口が増えることについては悪いことではないと私は考えます。海に対する興味を持つ若者が増えれば漁業者にとってもプラスになることはあるはず。もしないのであれば漁業者と遊魚者の交流を増やし、プラスになるような取り組みをしてはどうでしょうか?銚突きができるのであれば僕も喜んで参加します、銚突きをする人たちは全員喜んで参加することでしょう。いかがでしょうか?銚突きは素晴らしいマリンスポーツだと思います。僕はこれからも続けていきたい大切な趣味にしたいと考えています。どうか改正規則の考え直しを検討していただけませんか?よろしくお願ひ。</p>
169	<p>長崎県民ではなく青森県民ですが、僭越ながらパブリックコメントを投稿させていただきます。漁業関係者、スピアフィッシャーマンどちらの立場にもあるものですが、この改正において単純にスピアフィッシングを締め出すことに反対です。国内のほとんどの地域において港湾設備並びに沿岸は漁業者のものであるという認識がまかり通っています。遊漁者と漁業者の間でトラブルが発生している原因のほとんどは漁業者側の慣習的な認識で密漁・漁業権侵害という訴えではないでしょうか?そもそも私の経験含めて漁師の口から漁業調整規則違反という発言を聞いたことはありません。トラブルを解決するためには漁業者に密漁や漁業権の定義について正しく情報発信するのが先決です。長崎県が十分な意見聴取や調査分析をせずにこの改正を実施すれば全国に波及する恐れがあり、小さいながら一つの産業、そして海洋民族としての大切な文化が失われます。どうかスピアフィッシャーマンたちへの意見聴取を実施した上でもう一度ご検討ください。決して水産資源を圧迫する危険性はないはず。法規制されてもスピアフィッシングは辞めず抜け道を模索することになるはず。水難事故や本格的な密漁者の誘引を懸念されるのでしたら当該海域での遊漁券や届け出制も受け入れられます。わかりやすいフロート所持したり、それに規定のフラッグを掲げることだって容易です。どうかこれ以上魚漁者と遊漁者の溝を深めるのではなく、調和した解決策を再考いただきたいです。</p>
170	<p>私は岡山県の人ですが、ゴムを使った銚突きが出来ないのは反対です。マイナーなスポーツなので、一部のマナー違反が目立ってしまい終わってしまうのは悲しいです。上手く関係性を構築出来ればお互いに海を使用する事は出来るのでは無いでしょうか?例えば、島根県の〇〇漁港は魚突きやカヤックフィッシングを有料にして漁港が管理しております。登山のように海に入る前にノートに名前を記入して1000円を納める方式です。その変わり漁港の水道を利用して良いと言う利用者にも便利な面もあります。取っ払い魚のサイズ、数を決めれば釣りよりもゴミを出さず漁港にお金も落ち両得な良い方法だと思ひます。是非再考をお願いしませう。</p>

171	<p>改正案の概要に、従来からゴム等の発射装置を有する刺突漁具は「やす」ではなく「もり」として区分してきた。とありますがこれを広く示してこなかったとの記載もあります。長崎県の漁業調整規則には、「やす」の定義は、目的物を突き刺して漁獲する漁具の一種で、漁獲物を突き刺す先端部と柄が固着しており、柄を手にとって目的物を突き刺すもの、となります。一方、弓、鉄砲、ばね投射器等を用いて、投射して目的物を突き刺すものは「もり」となり、使用を認めておりません。と記載してあり、ゴムの使用を禁止していたとは読み取れません。そのため遊漁者は従来より記載の通りゴムを使用して遊漁を行ってきた訳です。どの分野の娯楽や趣味にも常識を逸脱した言動を行い法に触れてしまう人は一定数います。しかし、規則や法に従い長崎の海で魚突きの文化が根付いた今、一部の人の為に全体が魚突きを出来なくなるのは、避けて頂きたいです。遊漁者としての権利もあるはずですが、密漁が横行しているのも事実であり、その絶無を図りたいのは我々も同じ思いです。・許可を購入して目印を付けて行う・漁業者の注意に従わない場合は罰金を科すなど、密漁を減らしながらも遊漁者との共存を図れる慎重な配慮をどうかお願いします。</p>
172	<p>長崎県で魚突きをしている者です。今回の漁業調整規則改正について、以下の3点の意見があります。(1)「漁業者と遊漁者のトラブル防止を図ることを目的とする」とありますが、トラブルはどういった内容でしょうか。私は長崎で魚突きをする時に何度か漁師の方に注意をされたことがあります。注意の内容は「潜って魚を取る行為が禁止」「ウェットスーツの着用が禁止」「漁協が禁止している」といった内容で、ゴムが付いているかどうかでトラブルになったことは一度もありません。トラブルの防止を目的としていますが、トラブルの内容はしっかり確認してますでしょうか。トラブルの原因は漁師の方の漁協調整規則の認識不足が原因となっていることも一因にあると思います。原因と改正内容が噛み合っていないように感じます。お互いが規則を理解した上で、折り合いを見つめることが大事だと思います。(2)「水産資源や漁業者の生活影響の考慮し漁具の制限」とありますが、ゴム付きのヤスを使って魚突きをすることが、水産資源への影響が大きいとは考えることができません。正直魚を獲る漁具としては釣りの方が効率はいいと思います。水中銃、潜水器の使用は水産資源への影響が大きく、漁業法で禁止されています。ゴム付きのヤスでの使用が水産資源への影響が大きいと判断した理由は何かありますでしょうか。(3)「従来からゴム等の発射装置のあるものは「もり」と区分してきた」とありますが、本当にそうでしょうか。数年前ですが、県に問い合わせたところ、柄が手元から離れなければゴム付きでよいと回答があったと聞いています。海保にゴム付ついており、魚突きが注意されたという話は聞いたことがありません。また、発射装置という表現にゴム付が当たるとは思えません。ゴムを引いた反動を利用しているだけで、手元から離れて発射されてるわけではないので、「発射」に当たらないと思います。ゴムも簡易的に付けているだけで、こちらも「装置」とは判断できないと思います。規則改正を行うならもう少しわかりやすく、具体的に記載するようお願いいたします。今回の規則改正内容では解釈の違いによって漁師とのトラブルが起きることが予想されます。山形県では具体的にヤスの定義が記載されていたので、参考までに載せておきます。「やす」とは、目的物を突き刺して採捕する漁具の一種で、漁獲物を突き刺す先端部と柄が固着しており、柄を手にとって目的物を突き刺すもの。弓、鉄砲、投射器等を用いて投射して目的物を突き刺す「もり類」は使用不可。柄の末端にゴムひもが付いている場合は、ゴムひもの弾力を用いて目的物を突き刺したときに柄が掌中から離れていないものは、やすの範囲に入る。こちらのようにわかりやすく、記載していただければと思います。(参考 <a href="https://www.pref.yamagata.jp/documents/4892/yuugyonoru-rutomana-.pdf">https://www.pref.yamagata.jp/documents/4892/yuugyonoru-rutomana-.pdf</a>) 最後に、魚突きは漁師の方とのトラブルになることが多く、私も悩んでいました。魚突きを禁止にすれば、トラブルもなるでしょう。しかし、上記で説明した通り、トラブルの原因は突き師ではなく、漁師の認識不足のケースが多いです。今後とも漁師の方の邪魔にならないよう注意をしながら魚突きを続けていきたいと考えております。規則改正をするのであれば、「トラブル内容の確認」「ゴム突きヤスの水産資源への影響」「県のこれまでのゴム付きヤスへの認識」等しっかりと内容確認をお願いいたします。</p>
173	<p>魚突き禁止反対です。許可制(遊漁権)を導入したらよいのではないのでしょうか。</p>

174

私は長崎県民ではありませんが意見させていただきます。今回の45条の改正のゴム等の発射装置を有する刺突漁具の使用の禁止は事実上スピアフィッシングが出来なくなることと考えております。漁業関係者と遊漁者とのトラブルが多くなり、漁業関係者からの意見によりこのような改正案が出たのだと思いますが、禁止するという一方的な改正はやめてもらえないでしょうか。もちろん漁業関係者を優先するという考えは理解できますが、どうか禁止するという極端な改正はやめてください。漁協で1日遊漁券を購入するだとかでも構いません。どうかスピアフィッシングを海で行う権利を残してください。よろしくお願いいたします。

175

<ans dispseq="0003" ques="3. ご意見内容" selected="">本改正に断固反対します。“現行法”の記載には大きな誤りがあるため、その誤りを正さずこのままの内容で改正に踏み切るとは行政の対応としては相応しくありません。「従来からゴム等の発射装置を有する刺突漁具は「やす」ではなく「もり」として区分してきた」とありますが、そんな事は無いはずで。長崎県庁水産部漁業振興課及び海保、警察(少なくとも〇〇島の)といった関係機関との間できちんと事実確認を行って下さい。私は2020年9月に〇〇島で魚突きをするにあたり、事前に長崎県庁水産部漁業振興課に“メール”にて確認を取りました。その際の返信の一部が以下です。※転送してと言われればします\*\*\*\*\*本県の「長崎県漁業調整規則」では、遊漁者の使用可能な刺突漁具として、「やす」が認められています。「やす」の定義は、目的物を突き刺して漁獲する漁具の一種で、漁獲物を突き刺す先端部と柄が固着しており、柄を手に持って目的物を突き刺すもの、となります。・一方、弓、鉄砲、ばね投射器等を用いて、投射して目的物を突き刺すものは「もり」となり、使用を認めておりません。・なお、柄の末端にゴムひもを着け、当該ゴムひもの他端を手に結び、ゴムひもの弾力を用いて柄を掌中に滑らせて目的物を突き刺す構造のものうち、目的物を突き刺したときに柄が掌中から離脱していないものは「やす」の範囲に含まれますが、ゴム等の弾力により瞬時に80cm程度の距離まで先端部が飛び出すものについては、「発射装置を有するもの」に該当するため、「やす」には含まれず、これも遊漁者の方は使用できません。・(1)「ゴム付竹ヤス」(ゴムの弾力で投射、竹製)、(2)「羽根鉆」(先端部に羽根状のかえしが備えられたもの)、(3)「チョッキ鉆」(先端部と柄が着脱可能で、かつワイヤーで繋がっているもの)等個別具体的なものについては、機構や使用の実態が上述の「やす」の範疇であれば使用が可能です。・なお、(2)については、先端部に羽根状のかえしが備えられているか否かは、当該漁具が「やす」か否かの判断に影響しません。・また、(3)についても、刺突後に先端部と柄が分離することは、「やす」か否かの判断に影響しません。・地域性についてですが、遊漁者の漁具の使用に関するルールは、県内全域で上述のとおり変わりませんが、地元の漁業協同組合が地元漁民のために種苗放流や資源回復の取組を行っている場合がありますので、「やす」の使用について、地元組合に確認いただくと幸いです。<追加質問への返信>目的物を突き刺すときに柄の末端が掌中を飛び出していた場合、その漁具は「もり」に分類されるため、使用は認められません。ゴムを媒介として手と鉆が繋がっていても、「やす」の範疇には含まれませんのでご注意ください。\*\*\*\*\*上記の通り、ゴムを使用することを前提とした細かなルールが定められておりました。また、〇〇島にて上記ルールに則って魚突きをしていた際警察から職務質問を受けましたが、「県庁に事前確認している」等説明しても引き下がらなかった警察が“80cm”というワードを出した途端「それ知ってるんだね！そこまで確認してるならいい」と態度を急変させて引き返したことからメールのルールが警察の間で周知されていたことが明白です。友達の話では海保もゴム付きやすを問題無いものとして引き返したと聞きます。これらの事実を蔑ろにして誤った内容のまま改正に踏み切るとは行政として決して許されることではありません。<遊漁者と漁業者の間でトラブル>についてですが、私が体験した多くは漁業者のルール確認不足(周知不足)が大きな原因です。水産庁のホームページでは、詳しい決まりは載せていないので各都道府県庁に確認をするようにと記載されています。その確認をせずに(自分達の領分におけるルールを確認しないまま)ここは自分達の海だと言わんばかりの横暴を働いてトラブルにしているのは漁業者の方ではないでしょうか?※違法行為やマナー違反は言語道断ですので、それらのトラブルは除く詳細なルールを知っているにも関わらず「ここはダメ」、「魚突き禁止」、「チョッキ禁止」、「ウエットスーツ禁止」、「ウエットスーツ使うなら金払わんにやいけん」など閉め出そうと虚偽の内容で恐喝・脅迫まがいの行動を取る人も多々います。※あまりにも酷いので証拠を録画するようにしています上述の職務質問後に車へ戻った際も、漁師が近付き警察が問題無いと認めたのを無視して上記の様なイチャモンを付けて来ました。冤罪を掛けられては反発せざるを得ません!!最後に、〇〇県では警察の間でルールが周知されておらず(周知をお願いした後も何度も)長時間の拘束を喰らうことが多いですが、長崎に旅行した際は警察の対応が的確でこの県は組織がきちんと機能しているんだと感動すら覚えただけに今回の改正案は非常に残念でなりませんでした。私含め同行するメンバーには、きちんとルールを認識している漁協に対しては事前に「日時」、「人数」、「場所」を連絡するよう義務付けており、良好な関係を築けている所が実際にあります。いきなり禁止という措置を取るのでは無く、漁業者に対してのルールの周知、遊漁者に対しての事前連絡や採ったものの開示義務付けなどで危険や密漁の回避努力をするのが先ではないでしょうか?これだけでもトラブルは随分減るはずで。以上、長くなりましたが、今一度関係各所と協議し本改正を中止頂くようお願い申し上げます。</ans>

176	<p>極端なゴム付きのヤスの使用制限は反対です。漁船との事故防止目的ならば漁港から〇m内ゴムを使用した漁禁止、漁港付近は岸壁から〇m以内のみ遊泳可能等の取り決めは必要だと思います</p>
177	<p>県外のものですが、この改正が今後九州各地、全国に波及するのではないかと懸念し、意見を述べさせてもらいます。改正内容に反対です。今回の改正は漁業関係者の意見に偏った内容であると感じる。まず改正が漁業者と遊漁者のトラブル防止を図ることを目的とするのであれば、共存共栄となる落とし所を考えなければいけない。例えば〇〇島等、他の地域で取り入れられているようなフロート携帯の義務付けや漁獲量の制限などルールを明確にし、必要であれば年間で漁業権などを発行するなどトラブルのものとなるところを対話にて、共存共栄可能な仕組み作りを頂きたい。魚突きの魅力といえ、海や自然との共生を感じることができ、環境について考えるきっかけとなる。古来より行われてきたこの漁法を次世代に繋ぐことができる持続可能なマリレジャーだと考えております。長崎にしかできない切り口であの綺麗な海を楽しむことができる選択をぜひ頂きたいです。</p>
178	<p>共存の道を探りたい</p>
179	<p>元長崎県民で、魚突きの愛好者です。もりのゴムの使用が認められなくなることに反対します。魚突きはそもそも、漁業者が操業する場所ではほとんど行いません。スクリューに巻き込まれる事故が起きかねないためです。トラブルは極めて数少ないと考えられ、県にも数件しか意見は届いてないのではないのでしょうか。一方で、海と親しむ権利は全ての国民にあると思います。私も家族で長崎の豊かな海で遊び、魚を突くため五島や平戸に宿泊したこともあります。今はSNSで五島での魚突きを発信している人たちもいます。あの素晴らしい海中の映像が流れるだけで、イメージアップははかりしれません。観光や消費へのプラスの側面は大きいと考えます。長崎の沿岸漁業は、高齢化もあり厳しい状況にあると思います。大規模な定置網や養殖でもなければ、若い人が集まるだけの収入は得られないのではないのでしょうか。こうした業態は、魚突きとトラブルにはならないと考えます。これからは海面を複合的に利用して、人が集まり、若い人が定着する道を模索する時期にあると思います。円安が進み、外国人観光客も増えるでしょう。そうした状況の中で、魚突きという最高にビジュアルに映えるレジャーを中止するデメリットは、トラブル回避というメリットと比較するに、あまりにマイナスが大きいと考えます。むしろゴールデンタイムやYouTubeで何度も取り上げられているレジャーで、日本最高の環境にあると言うのは、アピールポイントです。他県が望んでもできない圧倒的な利点であり、活用すべきです。そもそも、一部の苦情をもとに、誰にも開かれている海に親しむ権利を失わせるのも、極めてバランスをかけた判断ではないのでしょうか。少なくとも私は、長崎で魚突きが出来なくなれば、二度と遊びに行くことはないでしょう。フェリー太古に乗ることもなくなります。広く将来や観光などの他産業、海洋県長崎のイメージまで俯瞰した、バランスの取れた判断を求めます。</p>
180	<p>スピアフィッシングは、海外ではスクールがあったり、大会が開催されるなど、盛り上がりを見せています。例えば観光の魅力の一つとして打ち出せば、地域に国内外から人々が集まり、ホテル、飲食、お土産屋等にお金が落ちます。その点、一律にゴム等の発射装置のある手銃を禁止することは、上記のような可能性を潰すことになり得ます。実際には、日本全国的に自由にスピアフィッシングができる場所が少ないため、一定のルールを定めた上で、スピアフィッシングが出来ない県、またはエリアを定めたら、注目されることでしょうか。「漁業者と遊漁者のトラブル防止」については、スピアフィッシング禁止エリアを定める等、漁業者が納得するルールの整備をすることではいかがでしょうか。私自身、主に海外でスピアフィッシングを楽しんでまいりましたが、突く魚は自分が食べられる量だけで、漁業者にご迷惑をかけるような量ではありません。また、小さな魚は突かないなど独自にルールを決めています。サーファーが、ゴミが増えたビーチに心を痛め、ビーチクリーンをするように、スピアフィッシングを楽しむ人々も、海を愛し、環境を守る意識を持つ方も多いと思います。どうぞ、共存できる方法が見つかりますよう期待しています。</p>

181	<p>「第45条（7） やす（ゴム、ばね等を手元のフックにかけて、フックを弾くことにより先端が前方へ出ていく「発射装置」を有するものを除く）」 上記の解釈は、2022年3月の「〇〇県水産課」の見解です。貴県規則の解釈も、これと「同じ解釈」にすべきです。「やす」は「手で持つ柄と魚を突き刺す先端部で構成されており、魚を突き刺す瞬間まで柄と先端部は一体となっており、かつ、柄が掌の中に収まっているもの」という定義にすべきだと考えます。ただでさえ自然で遊ばない現代の子どもがこれ以上海で自由に遊ぶことができなくなると、将来的に損をするのは漁師の方々ではないでしょうか。より漁業への関心も無くなり、漁師の後継者不足も深刻化すると思われます。そこで以下の提案を何卒どうか実施して頂けますと幸いです。漁協単位での「遊漁券」の発行→漁業関係者の貴重な収入になる他、遊泳者を管理しやすくなります。ライセンスの発行→講座や面接などでライセンスを発行して、ともに密漁者を取り締まる消防団のような組織を作る。</p>
182	<p>住んでいるエリアとは遠い長崎県での呼びかけでしたが、今回意見の一つとして挙げさせていただきます。・遊漁券の販売・地元漁業関係者との交流イベント開催・ゴミ拾い、クリーン活動 など私は釣りもしますが、釣りの場合、糸や針の根がかりなどで回収できないゴミがどうしても発生します。風で仕掛けのゴミが海に飛んだら拾うために泳ぐようなことはあり得ないでしょう。一部の密漁者のために、全てを排除するようなことはどうかしないようお願いいたします。</p>
183	<p>先ず、もしも、これまでが「もとよりゴム付きヤスを禁止する条文であった」という作為的で歪んだ解釈を前提に改正案作成がされてないか、この改正の裏に隠された一部の利権だけを想定した意図がないか憂慮いたします。改正案に関する意見としては「ヤスについてゴムを手で伸ばしトリガーなどの発射装置を有しないものについての使用が可能である」とわかりやすい条文が望ましいと考えます。各地でもトラブルの現場では漁業者の方でゴム付きヤスは水中銃と違い利用可能であるという認知が徹底できてないための学習不足が（漁業者側で）見受けられ、長崎県内でまずは、組合長レベルでは実は認知しているが個々の漁業従事者には周知徹底されてないという実情を確認されたく思います。トラブルがあったから素潜り遊漁者のせいと想定するのは行政としては配慮が欠けるものと思われます。漁業者個々が「素潜り者が密漁ではない、必要な目印等を示している」等を確認した場合、「ああそうか、気をつけて船や漁のじゃまにならない程度にお願いするよ」という態度が本来の自然な関係であるはずで、それだけの認知、学び、周知がトラブル解消にまず必要なものといえます。仮に、そもそも漁師が素潜りの遊漁者を排除したいだけの目的がある条文作りであればこの改正案自体が一部の利権などを優遇する悪性の行政活動であり、憲法から照らし合わせても、誰のものでもなかった海を地元が控えめに、入会的に優先利用することに留める必要があり、漁業者のみへの利便を図る目的がある場合は正当ではないと考えられます。憲法を振り返るまでの行政裁判になった際、後々長崎県としての恥になる可能性もあります。また、世界的に個人使用が認められる水中銃を使わない日本の沿岸漁業は漁業資源保護の点では比較的恵まれており漁業者が公共の海を使用するに他を排除したい目的は正当と言えません。例えばスノーケリング者が大量に抗議に泳ぎに行っても正当となりうるものです。漁業者が海岸の整備管理や事故の役を担っているとは言え、公共の海を仕事場として優先的に使用させてもらえるというありがたみ、謙虚さがあるか立ち返る教育が県として出ていますでしょうか？とはいえ、漁業者の操船などにおける注意点やリスクは大きく、素潜り者の明確なブイ使用や漁業者と素潜り者のエリア分けなどは公平に分配されるのが望ましいと思われます。ゴム付きヤス使用を禁止する解釈や文面を進める意向である場合は、それ自体が不当性をはらんでいます。それを別にしても近年のレジャー志向など、時代のニーズは変化しており、零細漁業よりも遊漁遊泳の自由を活かす方向での沿岸地活用は海岸線が多い県の新たな発展の可能師を秘めていると思われ、行政の努力次第で全国に先駆けて新たな雇用を創出することもあるでしょう。ぜひ御一考いただきたいところです。以上です、ありがとうございました。</p>

184	<p>漁業者と遊漁者のトラブル防止を図るためとあるが、内容は漁業者の方だけを考慮した形に見てとれます。遊漁者の方の意見等は聞いているのでしょうか。まずは両者の意見徴収を行い、意見交換会のような話し合う場を設けてお互いが納得いった上で、改正することが妥当ではないかと思います。</p>
185	<p>ゴムを発射装置と認めないで、欲しいです今の時代規制が入るのはしょうがないと思うのですが、夏だけの季節限定とか、ウエットスーツ禁止とかで対応してもらいたいです</p>
186	<p>表題の件、意見させていただきます。以前は福岡に住んでおり、魚突きを楽しませていただいております。その当時から〇〇島ではトラブルが絶えることがありませんでした。所謂輩のような連中が漁師さんと揉めていたからです。我々は比較的穏便に魚突きを楽しんでおりましたが、そういった連中を排除するだけで良いのではないのでしょうか？例えば遊漁料を年券で発行するとかで、極力お金を落とし、フェアに魚突きを楽しめば良いのではないのでしょうか？また、釣りよりも環境負荷は低いと考えます。なぜなら、年配釣り師はゴミを撒き散らす、仕掛けを引っ搔けて海中に残す、魚を根絶やしにするほど釣りまくる。ひどいものです。また、魚突き師は崇高な思考で、最小限の環境負荷で魚を必要最低限獲るだけです。余計な殺傷はしません。この改正には大反対です。</p>
187	<p>群馬県より新潟県で魚突きをしています。私は魚突きをする場所も気にしています。漁師の方々も仕事上、生活上ありますので迷惑をかけないように時間を気にしてます、海に入る場所を気にしています。自分で食べれる魚のみを突いています。もちろん、漁師の人に声を掛けられたこともあります。多少強い口調で言われましたがこちら側は丁寧に対応し上手く境界線を引きながらしてます。全ての魚突きの人が悪いとは思いません。ルールを守って魚突きをしている人の方が多いはずで。魚突きをしている人は潜りながら自分で食べれる魚のみを狙い、魚突きをしています。是非とも魚突きの意見も聞いてほしいです。子供達も魚突きをしている人が今が多くなってきています。海の素晴らしさと共に未来のために考えてほしいと思います。</p>
188	<p>県民では無いが断固反対です。SNSでの呼び掛けに反応した者ですが事実上長崎での魚突きが禁止になると聞きました。規制してもコソコソとやる人は確実に出てきます。漁協と突き人、お互いに色々話をしルールを設ける事は出来ないのでしょうか？確かに魚突きついでに無茶苦茶な事をする人は少なからずいますが個人情報晒してここに意見してる人達はそうじゃない人が大半です。一度規制したものを緩和する事はほぼ不可能です。禁止する前に何か違う道があるかと思えます。この場が意見を収集するだけのものにならない事を切に祈ってます。</p>



189	<p>スピアフィッシングを愛好する者として、貴県による規制の他県への波及などを憂慮し、僭越ながら県外より意見具申させていただきます。今回の改正素案はトラブルの防止対策が、遊漁者への一方的な権利抑圧という事に違和感を感じ、反対させていただきます。特に発射装置を備えるヤスを使ったスピアフィッシングにおいては、一般的な釣りなどに比べ対象とする魚種、サイズ、量を調整する事が容易なことから、水産資源や漁業者の生産活動への影響は比較的軽微なものであると考えられます。遊漁券の発行などにより、遊漁者を管理、安全面や採捕可能な水産資源の啓発をするとともに、漁協組合の活動資金とするなど両者にとって有益かつ効果的な施策を望みます。ご検討のほど宜しくお願い致します。</p>
190	<p>銚子の発射装置はゴムをさしているのでしょうか？トリガー等のゴムを握力以外で保持するのはダメだと私も思います。魚業者とのトラブルが増えての改正だとは思いますが。ルールを守って漁師さんの邪魔にならないようにしっかり配慮出来る突き師も沢山居ます。ルールを明記して講習会を開くとか啓発パンフレットを発行して漁師の邪魔をしない等の突き師の質の向上等も検討して頂けると助かります。勿論私もマナーやモラルのおかしい突き師に会ったら基本口頭注意して聞かなければ海保に通報しています。長崎県は島も多くて海保も手が回らないと思いますので一番の近道は突き師同士の監視かと思えます！突き師は漁協に2000円を支払い1日潜らせて貰う等の代替案等も検討して頂けませんか？子供に魚を見せたり料理して食べる食育にもなりますし、将来子供が海や漁師に興味を持つかも知れません。ワカメや貝類も私が子供の頃は問題ではなかったのにネットの普及で密漁や個人売買が横行して手に追えないのも理解できますが、発展途上にある日本の魚突きをなくさないで頂きたいです！よろしくお願いたします。</p>
191	<p>遊漁者にとっては、魚突きを遊漁として楽しむために、行政にとっては、長崎の豊かな海を、観光資源として遊漁者を招き入れるために、漁師にとっては、遊漁者を条件付きで受け入れることで、不利益を被らないように、新しいルールが必要であるとする具体的には、やすを用いた魚類の採捕を、遊漁券を購入することで認めるべきではないかと考える。前提として、あわび、さざえ、など、漁業の対象として、漁獲高の減少に直結するような貝類を主とした水産物を採捕する事は禁じるのは必要。しかし、魚突きについては、ゴムを発射装置と認めないことで、やすを用いた魚類の採捕は、遊漁券を購入した者については、認めるべきである。個人の技量にもよるが、ゴム付きの手銚子であれば、取れる量も、限りある場合がほとんどである。捕獲する場所について漁師と遊漁者がバッティングするのであれば、時間を決め、その時間内では遊漁券を購入した者優先、時間外には漁業者優先と決めてもよい。以上の工夫、調整をせずに、ゴム付きのやすでの採捕を全面禁止するのは簡単ではあるが、釣りに比べて生態系へのインパクトが少ない素潜りでの魚突きを禁止することで、長崎へ遊漁を楽しむに人間＝お金を落とす人間を安易に切り捨てるのはやめたほうがよい、のではないかと感じる。遊漁券を購入したかどうかの判別方法は、旗を立てるなりする。違反が起きてないかのランダムな採捕物の確認もあってもよい漁師側と、魚突きを主とした遊漁者側との定期的な情報交換の場を設けることも有効であると感じる。魚突きは全国的に肩身が狭くほそぼそとやっているの、魚突きの代表者として、遊漁券の窓口の一端を担う責任ある立場をやっても良いという良識的な信念がある人間は、少なくないのを、私は知っている。</p>
192	<p>道具の使用や捕って良い魚介については現行のルールと同じようにし、遊漁区画を定める、またはその地域の組合に魚突き用の組合費を納める・ボランティアへの参加等を条件に簡易的な漁業権を定める事を提案します。</p>

193	<p>地元が長崎で、趣味で魚突きを行ってる者です。ゴムを使用したやすを使う事が禁止になるのは、反対の意見です。近年、魚突きを行う人口が増えていることによりトラブルが起こるのも、仕方のないことと思います。また、実際にマナーが悪い人がいるのも事実です。私自身もマナーを守っているつもりですが、漁師目線から見ると煩わしい所があるのかもしれませんが、『遊漁者と漁業者の間でトラブルが発生している。』が発端の改定案ですがどのようなトラブルがあるのか気になります。トラブルが起こらないように、新しいルールを作りゴムを使用したやすを使って魚突きを行えるよう対応して頂きたいです。他のレジャーでも、一部の心ない人達によって、規制や禁止になっている事が多くあります。魚突きもその流れに乗って、禁止になってほしくありません。長崎の豊かできれいな海で今後とも魚突きを続けていきたいので、改定を無くす方向でご考慮いただけると幸いです。拙い文章ですみませんが、最後まで読んでいただければ嬉しく思います。</p>
194	<p>水産資源の保護という観点では遊漁者人口含め釣り比べるとゴムを有するやす（手鉾）の方が圧倒的に脅威は少ない為、手鉾を禁止する事に反対します。また、漁業者とのトラブルが多発しているという観点では、漁業者の方の意見、お気持ちも理解出来ます。東京都の一部の離島で適用されているルールの通り、手鉾によるスピアフィッシングを許可するエリアと禁止するエリアを明確にする事で、漁業者の方とのトラブルは激減させる事が可能になると考えます。私たち魚突き師は海という自然が大好きで、人生を通して楽しみ、海を大切にしたい（海底で見つけたゴミを拾う等々）と本気で思っています。是非お互いの意見を尊重し、共生の道を模索頂けますと幸いです。何卒よろしくお願い申し上げます。</p>
195	<p>遊漁券の発行などはどうでしょうか？ ひっそりと魚突きを愛して来た者としましては、禁止になり排除されるのはあまりに悲し過ぎます。どうか双方がwin win となり得ますよう願います。</p>
196	<p>まず、このような場を設けていただきありがとうございます。イチ魚付きファンとして、微力ながらご意見させていただきます。結論から述べますと「魚付きを許してほしい」と思います。漁師さんは生活があり、密猟者と紛らわしい突き師を排除したい気持ちは十分に理解しております。私も迷惑にならない範囲で魚付きを楽しんでおります。たかが魚付きと思われるかもしれませんが、魚付きは日々の仕事のストレスや人間関係のストレスを忘れさせてくれる私の癒しの趣味です。大げさに思われるかもしれませんが、魚付きの時間が私の日々の生きる糧の一部にもなっています。ただ自分の「許してほしい！！」だけを押し付けるつもりもありません。やはり落としどころが必要であると思います。例えば…漁師さん・突き師がWINWINとなるような。以下の案はどうでしょうか？「漁協に遊漁料金を納めて、フロートに証明書ステッカーを貼って魚付き」というようなことができればお互い納得できるのではないかと思います。ほとんどの突き師は「貝やタコを採ってはいけない」ことを理解し規則を守って魚付きを楽しんでおります。どうか漁師さんと突き師が共存できるような「落としどころ」をお願いいたします。最後に…このような意見の場を設けていただきありがとうございます！！</p>
197	<p>発射装置のないやすは漁具として使い物にならないため、規制することはスピアフィッシング禁止に直結する。スピアフィッシングは健全なスポーツであり、釣りは許されるのになぜそこまで問題視されるのか。観光資源として漁業との共存はできないのだろうか。</p>

198	<p>今回の改正される当該規則では、実質的に遊魚者の排除を目的としているとしか考えられません。最高裁でも「海は公共用物である」との判決が出ている以上、「実質的に」素潜りでの漁獲を締め出す行為は、司法及び法治国家としての前提を覆す悪法であると言わざるを得ません。「トラブルがあるなら、立場の弱い方を締め出して押さえ付ければいい」という考え方は、本質的な解決には至らないのではないのでしょうか。マイノリティの排除は社会に確執を生み、より大きな問題の発生や、閉塞感を与えてしまいます。漁業関係者も、遊魚者もお互いが歩み寄り、「より良い関係を構築できる仕組み」を作ることが重要ではないのでしょうか。遊魚者側にも代案等を提出する機会を設け、双方が譲歩できる落とし所を探っていくことが、あるべき民主主義の姿であると私は思いますが、いかがでしょうか？</p>
199	<p>長崎県には度々お世話になっております。まず、このような改正をする事がどうしてなのかと理由から分からないのですが、想像では遊漁者と漁業者のトラブルかと思ってます。もし想像通りであれば双方トラブルの原因があると考えられますのでキチンと調査して頂きたいです。このまま改正すれば観光も目的とした遊漁者が来なくなり飲食店やお土産屋等の売上にも少なからず影響が出るのも視野に入れて調査をお願いしたいです。漁師はもちろん、漁師以外の住民の声も聞き入れて改正を考え頂けましたら幸いです。</p>
200	<p>ゴム、発射装置等を禁止したところで、ゴムのついていない銚をもってアワビやサザエを密漁するものが必ず現れます。遊漁者にはむしろその様な者の監視役になって貰い、密漁を発見した場合は指定の通報先へ連絡することを義務づけるほうが、海産資源を守るという主旨に有効なのではないかと考えます。</p>
201	<p>改正案について意見失礼致します。漁業者と遊漁者のトラブル増加が原因とお察しします。率直に申し上げて、魚突きというレジャーを愛するものとして、改正案が他県に波及することを危惧しております。魚釣りよりもゴミを出さず、ターゲットを選別でき資源に対しても害は少ないレジャーというのは皆さん意見されていると思います。島国であり古くから漁業が盛んで各都道府県に実質規則の権限を設けられているという日本独特の制度もあり、お役所の方々の立場からすると漁業者を守るインセンティブが強いというのも理解できます。問題点は、密漁者やマナーの悪い遊漁者、魚突きというレジャーの危険性にあると考えます。密漁者の取締りの強化、我々民間人によるSNS等による密漁防止やマナー徹底の呼びかけ、危険性については船舶から目視できるフロート携行の義務化など、実質魚突き禁止の改正をする前にどうか漁業者と遊漁者双方が妥協できる案で落ち着くことはできないのでしょうか。蛇足ですが、家族で長崎県への移住も考えておりましたが、今回の件で考え直すようになってしまいました。漁業者の方の利益を守るのは当然優先すべき事ですが、遊漁者や、環境資源や寛容性に惹かれ移住する者による地域活性化による経済的享受など、俯瞰的に見て頂き決定されることを願っております。</p>
202	<p>スピアフィッシング愛好家の者です。これまで各都道府県の条例を遵守し魚のみを突いておりましたが、長崎県でのやすを用いたスピアフィッシングが禁止にされるのはとても残念です。密漁者との見分けが難しいとゆうのであれば、(1)事前に窓口を設け「この範囲でスピアフィッシングを行う」といった申請・予約制や(2)川釣りのように事前に遊漁券を購入してスピアフィッシングを行うなどの方策をご検討いただければと思います。</p>

203	<p>自分は新潟県で魚突きをさせてもらってます。海が大好きで。スピアフィッシングにはまって間3年が経ちます。地元の漁師さんにもよく挨拶させてもらってます。モリやヤスの使用を禁止にするのは非常に困ります。それが生きがいのからです。スピアフィッシングをする人たちで、ボランティアで定期的な海の清掃などを行うようにするので是非ともモリやヤスの使用を禁止しないでください。時期や場所などを設定してもらってもかまわないのでどうかよろしくをお願いします。</p>
204	<p>「やす」について、“発射装置を有するものを除く”ことを明記するもの。とされていますが、ゴムは認めて頂きたく意見させていただきます。やすにゴムを使わないとそもそも魚を突くことは不可能に近いです。発射装置と記載がありますが、ゴムを装置と呼ぶのは大袈裟ではないでしょうか？装置とは水中銃などトリガーを引けば自動で発射するようなイメージではないでしょうか？ゴム付きヤスはそもそも人間の手でゴムを引き手を放せばヤスが出るだけの単純な機構です。魚突きはまさに人間の原点で狩猟時代の本能を呼び起こすような魅力的な行動です。自ら食糧を捕獲し、それを食べることに私はとても惹かれています。それが出来なくなると一番大事な趣味を失うことになります。もし漁業者とのトラブルがあるのならば違う方法で解決できないでしょうか？乱獲すると言われるのであれば一日の捕獲量を定める（上限10匹など）等の決まりを設けるのはどうでしょうか？魚釣りはよくて魚突きはダメだというのは悲しい限りで、私のように趣味の範囲で1日2、3匹の魚しか獲らないものには厳しすぎる規則です。ですので是非ともヤスのゴム利用は許可していただけるよう要望いたします。</p>
205	<p>改正内容の科学的根拠の提示を求める。海は漁業者の所有物ではなく、地球に生きるすべての生物のものであると考える。漁業者の経済的な理由のみでの一方的な改正は看過できない。持続可能な海洋資源の利用も、多様な生態系の維持も、未来に海洋環境をよりよい状態で残すことも非常に大切だと考える。これには漁業者だけではなく、全ての人類が協力していくべきであり、海を身近に感じている長崎県民はそれぞれができる活動をしている。海岸のごみ拾いやルールへの順守をしている姿も報道され目にする機会も多い。もちろん海からの恩恵を日々楽しみ、子供の頃からその大切さを肌で感じているからこそでもあるからだと思う。そんな県民に対し、「漁業者と遊漁者の間にトラブルがある」という理由での一方的な改正をするのは反対である。遊漁者の行いが環境に悪影響を与えているのであれば、場所や数・期間を限るなど具体的で科学的根拠と目的をもった法改正を望む。長崎県には全国にも誇れる大規模な水産試験場や研究所、大学、水族館など海洋環境の研究に必要なものがそろっており、多くの資金が使われている。環境に対し、科学に裏付けされた、日本、そして世界の手本になるルール作りと最先端をいく研究を期待する。</p>
206	<p>河川のように遊魚券のシステムを取り入れできたら良いと思います。</p>
207	<p>スピアフィッシング愛好者です。第45条 遊漁者等の漁具漁法の制限について理解出来ない点があるので意見します。私の主張内容は、ヤスにゴムがついていたらそれは、発射装置になるのでしょうか？棒にゴムがついていてそれを手で保持してうちだすだけの道具を装置と呼ぶのでしょうか？ヤスについてゴムを発射装置とみなし、これを禁止とする本質的な意図、目的は何でしょうか？ルールや規制をされる時には、必ずそこに明確な意図や目的や理由があるはずで。遊漁者側のからの意見も聞いて頂きたいです。</p>

208	<p>全てが反対というわけではありませんが、そもそも改正に至る経緯、どのような原因があり、どのようなトラブルがあったのか、それに対して、行政がどう働きかけ、その結果、問題解決に至らなかったのか等を誰にでもわかりやすく提示してほしい。魚突きを禁止にしても、やる人は目を盗んでやります。そして、根本的な解決にならないでしょう。誰もが納得する方法と、ルール設定が必要だと思います。所在を明らかにすることや、申請すること、漁協との取り決めて潜るポイントを定める等、余地はあると思います。全面禁止にする前に、妥協点を探して対処してみる、そして、依然としてトラブルが起こるのであれば禁止もやむ終えないのかもしれない。ただ、〇〇の中で魚突きをしている人たち、お互い顔が知れていることが多い。そのため、自分達が犠牲にならないようなら結託すると思います。そこは連帯責任にし、お互いを監視下に置きコントロールとできたらいいと思います。また、純粋に魚突きが好きで、それ目当てで島外から観光客が訪れています。何が大切で、何を犠牲にしているか、今一度考えて欲しい。そして、私は魚突きが出来なくなると、食糧危機に見舞われる可能性があります。</p>
209	<p>愛知県で魚突きをしている者です。長崎の美しい海での魚突きは私の夢であり禁止になる恐れがあると云うことで意見させていただきます。率直に言いますと密猟者との区別をどうつけるかということになると思いますが狩猟登録と同じように登録制にしてはいかがでしょうか？長崎での魚突きは登録制でバッジ（アルミ製）を発行し漁業関係者から提示を求められれば速やかに提示すること。（業務手数料は発生すると思いますが）ゴム等を使用しなければ魚突きは出来ません海洋国家として魚突き文化の保護をお願いします。</p>
210	<p>「ゴムを有するものを除くヤス」と改正することは、魚突きを行う者（遊漁者）と漁業者とのトラブルを防止する上で効果は期待できないと思います。なぜなら漁業者とトラブルを起こす遊漁者というのは相手への配慮や海での知識（マナーやルール・条例など）が欠如した者、または不法者である場合がほとんどであり、このような人間に対してはいくら条例を変更（改正）しようが求めるような効果は期待できないからです。そのような人間は禁止であっても平気で「ゴムを有したヤス」で海へ潜るはずで、今回の条例改正はトラブルを起こす人間をそのまま海へ残すだけでなく、トラブルを起こさないよう努めてきた良識のある人間の楽しみ（人によっては生き甲斐）を奪うことだと思います。（「ゴムを有するものを除くヤス」では魚突きは現実的に不可能）今回のパブリックコメントは長崎県民のみならず全国各地から予想をはるかに上回る多数の意見（反対意見）が寄せられていると思います。なぜならもしも今回の改正が通ってしまったら、長崎県の条例改正がモデルケースとなり、他県でも「ゴムを有するものを除くヤス」という条例改正が飛び火して全国的に実質的な魚突き禁止になる可能性が高いからです。全国には魚突き愛好家が多くいらっしゃいます。そしてその多くの方が大自然の中で心から楽しめる魚突きというアクティビティを現在のみならず後世へも残していくため、漁業者や地元の方の迷惑にならないようモラルある行動をとっています。トラブルは明るい未来への道を閉ざす可能性を高めるとわかっているからです。今回の長崎県の判断が全国の魚突きの未来を左右することは間違いありません。ゴムをひいてヤスで魚を捕るといった原始的な魚突きは昔から行われてきたマリンレジャーであり文化ですが、昨今はSNSの影響により爆発的に魚突き人口が増えたため、魚突きを行う者と漁業者の間でトラブルが発生しないような制度の仕組み作りが追い付いていない現状があります。追い付いていない制度作りが今回のような条例改正案の浮上につながったのだと思います。（制度作りとは魚突きを実質的に禁止することではなく、共有財産である海を遊漁者と漁業者がトラブルなく双方利用できるようにする仕組みを作ること）私たち人間は創意工夫するために、困難な問題を乗り越えるために素晴らしい頭脳を与えられています。安易に「ゴムを使用しないヤス」に変更して事実上魚突きを禁止とすることは、遊漁者、漁業者双方にとって明るい未来への模索を諦めることと同意だと思います。遊漁者にとっての明るい未来とは豊かな海で魚突きを行うこと。漁業者にとっての明るい未来とは魚突きを行う者の必然性を作り漁業者にとってのメリットを生むこと。例えば魚突きを行う者による海岸清掃、海中清掃、ウニ駆除、密漁報告。そして漁港利用料システム、内水面のような遊漁券システムなどの構築による経済効果などあると思います。数年前、高知県ではヤス（ゴム付き）での魚突きがOKになりました。これは魚突きを行う者と漁業者が大きなトラブルなく共存できることを証明しています。なぜトラブルが起きないのか。どのようないきさつで魚突きが解禁になったのか。その答えを高知県は持っているということです。魚突きをする者、漁業に携わる者、双方にとってメリットのある解決策が必ずあるはずで、長崎県が今回パブリックコメントで広く意見を募集していただいたことに感謝しています。そして寄せられた多数の意見の中に誰も悲しまない解決策、または解決につながる意見があると信じています。</p>

211	<p>スピアフィッシングは非常に楽しいレジャーです。無くなられては本当に困ります。もちろんルールや節度、マナーなど守ってやっています。代替え案としては川のように遊魚券を支払って行うのがいいのではないのでしょうか？無料で行われている為、無秩序なものが現れるのではないのでしょうか？有料化にすれば被害は減るように思えます。</p>
212	<p>第45条(7) やす(ゴム、ばねその他の発射装置を有するものを除く。)、は具海は漁業者だけの物ではありません。ルールを護り、漁業者さんの迷惑にならない為にも免許制(資格など)遊漁券など漁業者とレジャーの人達との寄り添いが大切だと思います。</p>
213	<p>大阪府在住の〇〇と申します。この度、長崎県漁業調整規則の一部改正についてご意見を受付しているとのことで提出させていただきます。私は、夏～秋にかけて月に1回～2回ほど手鉾にて魚突きを楽しんでいる40歳男性でございます。初めて手鉾をやり始めたのは8年ほど前になります。竹製の鉾でニシキベラを突いたのが今でも良い思い出に残っています。前置きが長くなり申し訳ありませんが結論を申し上げますと、「発射装置を有するものを除く」ことを明記する」というのを考え直していただけないのでしょうか。海での遊びを通じて、魚を取って食することで魚を大好きになりましたし、5歳になる子供も私の影響で魚が大好きです。(見るのも食べるのも)いつか子供たちにも手鉾の楽しさや命の大切さを教えてあげたいと思っています。漁業の漁の様子などを見るのも好きでyoutubeなどで拝見しています。油圧ローラや勢いよく海に放たれる網など、危険な仕事だと認識していて漁業関係者の方々には日頃よりとても感謝していますし日本において自給自足の観点からもとても大切な業だということも認識しています。(手鉾中に漁師の方々に声をかけられたことは何度もありますが、漁業の邪魔になってはいけないことが何よりも大切だと認識しています)私の意見としましては、遊漁者と漁業者の間でトラブルが発生でこのような改正になったとありますが、まずは、無知な遊漁者が漁業者の方のことをもっと知るべきだと思います。手鉾などを禁止にして遊漁者(魚を愛する人)を減らすのではなく、もっと魚を愛する人を増やすために無知な遊漁者の意識を改革するような案にいただけないのでしょうか。どうぞご検討のほどよろしくお願いいたします。(漁業者の方々には本当に感謝しています。いつもありがとうございます。)</p>
214	<p>底引き網で、根こそぎ魚を捕る漁法に対して、魚突き師が手鉾で細々捕る魚の量が、どの程度、水産資源に影響与えるのでしょうか。自分が出来ない漁法で、目の前で魚突かれるのがうっとおしいと感じて居られる漁師さんが、大半な気がします。密漁者と混同してしまうから魚突きが、駄目というのも違う気がするし。海水浴場で水上バイク乗り回してる方は別にして、海のプロが船で、魚突き師を轢くとも思えない。てなると、やっぱり、前者のうっとおしいとの理由から漁師さんに嫌がられてるだけの様な気がします。住んでる地域関係無く、漁連に準漁業組合員として、年会費いくらか払ったら規則の範囲内で魚突きしても良いですよ。とすれば、良いような気がするんですけど。漁連も潤うし、経済効果アップです。いっそのこと、魚釣りも有料にしたら良い。釣りで波にさらわれて、漁師さんが出動するのと、魚突き師の事故とどちらが多いのでしょうか?海は漁師さんだけのものじゃ無いと思うのですが。住んでる地域は瀬戸内海ですが、日本海等、キレイな海で、思いっきり遊びたいじゃないですか。スピアフィッシングに理解が無さすぎる気がします。</p>
215	<p>魚突きは古くからある自然を知れる遊びの1つで魚を取ることの大変さや自然の厳しさ、環境の変化を学べます。これ以上の規制によってひとつのレジャーが消えることで自然で遊ぶことに関心もゆくゆくは他人事だと思われ薄れていくのではないかと思うので魚突きのゴム禁止の件は反対です。一方的な禁止ではなく漁協との話し合いで問題点を話し合ってもいいのではないかと思います。</p>

216	<p>関東でスピアフィッシングを趣味としている在日外国人です。長崎県でスピアフィッシングが事実上禁止(ゴム使用禁止)にする規則改正案について、意見があり以下のように提示します。■ 観光資源(マリンレジャー)としての重要性についてスピアフィッシングは世界的にもマリンレジャーとして認められており、近年日本でもスピアフィッシング遊漁者が増えています。特に長崎県は海の環境が良く、昔からスピアフィッシングで有名な場所であり、多くの遊漁者がスピアフィッシングを楽しめるために訪れる場所です。地域活性化から考えてスピアフィッシングを禁止すべきではないと思います。■ルール作りによるスピアフィッシングの健全なマリンレジャー化の提案東京都の伊豆諸島では、手鉾ルールを作りスピアフィッシングをマリンレジャーとして認めています。このようなルールにより、漁業関係者及び遊漁者とのトラブルを防いでおり、スピアフィッシングを観光資源として活用しています。以下、伊豆諸島のルール(1)(2)(3)(4)(5)を参照ください。(1)新島「海面利用マップ」<a href="https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/11osima/map/nijimakaimen.pdf">https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/11osima/map/nijimakaimen.pdf</a>(2)式根島「海面利用マップ」<a href="https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/11osima/map/shikinejimakaimen.pdf">https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/11osima/map/shikinejimakaimen.pdf</a>(3)神津島「手鉾ルール」<a href="https://vill.kouzushima.tokyo.jp/blog/temoriru-ru.pdf">https://vill.kouzushima.tokyo.jp/blog/temoriru-ru.pdf</a>(4)三宅島「手鉾遊魚ルール」<a href="https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/14miyake/miyakehp/sangyouka/09miyakejimayuugyo_0003.pdf">https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/14miyake/miyakehp/sangyouka/09miyakejimayuugyo_0003.pdf</a>(5)八丈島「手鉾遊魚ルール」<a href="http://hachi-jo8diving.web.fc2.com/image/temori.pdf">http://hachi-jo8diving.web.fc2.com/image/temori.pdf</a>長崎県でもこのようなルールを作り、運用することでトラブルを最小限に減らすことができ、地域活性化に繋がると思います。簡単に禁止にするのではなくマリンレジャーとしての重要性に踏まえて、トラブルのない仕組み作りを検討頂けるようお願いいたします。</p>
217	<p>島根県在住の魚突き愛好者です。今回の法改正という事で全国の愛好者からYouTube、SNSを通して関心がよせられているので意見させていただきます。今回の問題の真意は密猟者の排除が目的なのか魚突きをする人の排除が目的なのかわかりません。魚突きをしている方から見れば密猟者は一目瞭然でわかります。漁具の問題では無いと思います。魚突きをしながら密猟をしている方も見たこともあります。なので漁具を規制すれば密猟が減るという見解もわかります。私たちは密猟者と勘違いされないように目立つフロート(潜っている目印)を付けたり漁師の方の船に認識されるように工夫をして魚突きを楽しんでいます。一方で後ろめたさもあります。それは漁を営んでいる方は私たち魚突き(スピアフィッシング)をしている方全てを密猟者だと思っている事にあると思います。なので漁具の改正ではなく一般の方が漁をする時は各漁港など届出をしてから海に入るなどの規制を強化し見分けが付くフロートを浮かべて密猟者と差別するとした方が良くと思います。そして漁師の方の法的な知識を学ぶ必要もあると思います。(注意してくる漁師の方はほとんど船上から注意してくるがライフジャケットを着ていなかったり、魚突きやダイビングや素潜りを楽しんでいる方の真上に船を止めエンジンをかけていたり危険です。)双方歩みよる形の法案が決まればと思いコメントさせて頂きました。</p>
218	<p>遊漁のヤスにおいてゴム禁止とある。事実上の魚突き禁止であるが、漁師の嫉妬でしかない。そこで考えを変えて、鮎釣りのように地域毎遊漁権を購入できるようにし、地域にお金が落ちる仕組みにしたいかがだろうか？案としては、エントリーする場所の漁協から遊漁権を購入する。どうせエントリーできるところも、移動できる距離も限られているため見回りは漁協がすれば良い。実際京都の「鳴き砂浜キャンプ場」で貝も含めた遊漁権を1日3000円で購入し遊んだ記憶がある。やるならお金を払い堂々とすればいいのである。また遊漁者はそれほど深いところで実施しないため、漁師も暗礁を恐れて同じ場所でかち合うことはないはずである。どうか長崎を日本を住みにくいところにしなideほしい。</p>
219	<p>トラブルの起こってる地域はどこですか？魚突きをして良い地域を指定してください。全国的に禁止にしないでください。</p>
220	<p>遊漁者と漁業者間のトラブルという課題に対して、今回のような漁業調整規則の一部改正をもって解決しようとする事には反対です。理由を以下のように要約します。・規則を改正することで、魚突きをする者がいなくなるわけではない。・マナー違反を行う者を含め、その他の地域等に移行するだけである。・県や、漁業者、遊漁者各々にとって排除すべきは、一部のマナー違反を行う者である。・ガイドラインの作成や啓発活動によってルールの周知を行い、課題解決を目指すことのほうが、より発展的である。費用対効果など重要な検討事項もあると思いますが、寛容な対応を希望します。よろしくお願いたします。</p>

221	<p>スピアフィッシング愛好者です。拙い文章ではありますが目を通して頂ければ幸いです。今回の改正案についてですが、スピアフィッシングが単純に密漁者と見分けが付きにくい、航路、漁場での邪魔になるだけでスピアフィッシングを禁止する事はスピアフィッシング愛好者側からすれば、あまりにも乱暴な改正案と思われます。確かにスピアフィッシングされる方の中にはルールを守らない者や横柄な態度の者、注意されても関係ないと言う方、明らかに個人レベルでは無い量も捕獲される方もおられます。しかしほとんどのスピアフィッシング愛好者はルールを守りストレス無くスピアフィッシングを楽しみたいと思う方達ばかりです。密漁する者、マナーの悪い者をととても迷惑な存在と認識しているのです。その様な者を排除して行くには全てのスピアフィッシング愛好者を排除するのでは無く、スピアフィッシング愛好者を逆に利用して頂き、排除協力の一員とし、我々を監視者として利用するのも有りではないかと考えております。真っ当にルールを守りたい協力者には海面で認識可能なフロートの使用を義務化、釣りの様に遊漁券の様な物を有料で販売し、名前、住所等の登録をさせスピアフィッシングを楽しみつつルールを守らない者の監視をする。とゆー方法も有りなのではと考えております。スピアフィッシング愛好者は海を荒らしたい訳でも、漁師の方を目の敵にしている訳でも有りません。単純に海が好きで、魚が好きなのです。今回の改正案を何卒見直して頂きます様、お願い致します。</p>
222	<p>条例の改正には、反対です。魚突きは、釣りとは違ってゴミも出さず、獲る魚を目で選んでいるため獲り過ぎないことを意識していれば環境への負荷も小さくてすむ。また、漁師や他の遊漁者の邪魔にならないエリアまで泳いで移動出来るため住み分けが可能である。事故が多いこと、密猟者との区別が困難であることなど問題はありますが、各個人の安全に対する意識の向上や漁協に一声かけることやフロートに密猟者では無い目印？などつけたり1回500円で遊ぶ漁券システムをとり入れるなど、意見を募れば問題の解決に向けた案はたくさんあると思う。数は少ないが、私が住んでいる高知県では、魚突きができることを売りにして、民宿と遊漁船を経営し観光産業に力を入れているところもあり、魚突き=趣味では無く産業にも繋がっていることを認識して頂きたい。実は全国には、魚突きを楽しんでいる多くの方がいます。極少数の人のトラブルや迷惑行為で、条例やマナーを守っている魚突き師の為にも改正は見送って頂きたい。この改正がきっかけで全国的な魚突き禁止の流れにもなりかねないので、十二分に検討をお願いします。</p>
223	<p>まず漁師とのトラブルが原因とされています。以下のような事例を予想しています。”漁師の方は銚子だからダメ、遊漁者からは合法などの言い合いトラブル”まず漁師の大切な職場を荒らされ心穏やかで居られないといった気持ちは十分理解できます。SNSなどが広がることで勘違いした遊漁者が居ることも事実だと思います。大切なのは銚子かヤスカではなく漁業される方の大切な商品を奪わず、荒さずにお互いが気持ちよく対応できる環境づくりではないでしょうか。銚子制限の背景の一つに密漁者と区別がつかないというのがあると思います。例えば魚突きに関しては遊漁者から事前申告があり、魚突きをするための料金設定または、実施日の事前申告や許可証を購入する（河川でのウナギ釣りなどで見られる仕組みを流用）釣具屋などで許可証等が購入出来る仕組みがあると当日でも立ち寄れるので申告する側も非常に助かります。導入に際しては別途パブリックコメント等設けて頂ければありがたいです。次の項目に繋がりますが、目立つブイなどをつけ、漁師が許可証とわかるものをブイに取り付けてあることで密漁者が申告者か見分けがつくようにしてはどうでしょうか。また、船で轢いてしまう恐れがあるため、そもそも泳いでいると邪魔だということ。これも公式的に申請すればOKというのが広まれば、隠れて魚突きをするスタイルの方は減ると思います。安全面からも上記許可証の掲示義務といった面からも目立つブイをつける必要があり、自然と船で轢いてしまうといったリスクも減るのではないのでしょうか。いっそのことブイを斡旋し、”県内魚突きで申告者とわかるよう長崎県許可No.付きのブイを使用すること”などのルールとしてもいいかと思えます。これらの売り上げが漁業組合に還元されることでトラブルの回避を目指し、かつ許可No.を管理することで、もしルール違反があった場合に、すぐに名前が知れる状況にすることで申請者の心理的にモラル順守率を高めることが可能になるかと思えます。偽物が出回らないよう、年毎に更新などし、ブイの色を都度変えるなどすればなお良いと感じます。加えて、密漁者の発見に関しても、申告者側からすればルール違反者はルールが厳しくなるリスクがあるため出来れば密告・通報したい立場にあります。申告する際に、ブイを持っていない方が漁をしている。など一目見て分かる印があれば通報しやすくなると思います。魚突きは漁業者と共存できると信じます。今一度再考を希望します。</p>



224

私は魚突きを愛する遊漁者です。主に山陰地方で魚突きをやっています。今回の長崎県漁業調整規則の一部改正により、全国的に魚突き禁止となる事を恐れています。一部の心無い遊漁者が漁業者との間でトラブルになっている事に心を痛めてもいます。良識ある遊漁者と漁業者が共存出来る方法がないか模索して頂きたく思います。長崎県は全国でも有数の水産資源の豊富な県であります。これを有効活用しない手はないと思います。つまり、禁止ではなくルールを守る遊漁者には許可を与える事です。例えば遊漁券の販売や狩猟免許といった方法です。そうすれば、肩身の狭い思いをしている魚突き愛好家達がこぞって集まってくるかもしれませんし、その者達が落としていくお金を漁業者達に分配することもできるのではないのでしょうか？今回で言えばやすを禁止するだけでは何も生まれません。お金を払わして許可させれば、新しい仕事や税収も生まれてくるのではないのでしょうか？岡山県から長崎県の良識ある対応を見守っています。

225

初めまして、スピアフィッシング愛好者です。この度、第45条遊漁者等の漁具漁法の制限への改正内容について、矛盾している点、理解できない点があるので意見します。私の主張内容は以下の通りです。(1)ヤスにゴムが付いていたら、それは発射装置と定義できるのか？(言葉の定義、解釈の問題、発射装置を規制する意図と目的)ただの棒にゴムが付いていて、それを手で保持して打ち出すだけの道具を装置と呼べるでしょうか？そもそも発射装置を規制する考え方は、過去に水中銃による暴発事故が散見されたためと認識しています。(また漁獲能力の高さも含む)ヤスに括り付けたゴムが発射装置に該当するとは思えませんし、故意的に扱わなければ暴発することはありません。ヤスに付いたゴムを発射装置と見なし、これを禁止する本質的な意図、目的は何でしょうか？(2)長崎県は遊漁者がヤスで魚を獲るのを容認しているのか、それとも全面的に禁止したいのか。(条例第45条の本質的な意図、目的)ルールや規制がなされる時には、必ずそこに明確な意図、目的、理由とバックグラウンドがあると思います。そもそもゴムの付いたヤスを禁止する本質的な意図、目的、理由は何でしょうか？ゴム付きのヤスの使用を禁止することは、スピアフィッシングを禁止していることと同義です。ゴムなしでは魚を獲る事はほぼ不可能です。ヤスの使用を許可しておいて事実上魚を獲ることは禁止、これは完全に矛盾していて考え方が理解できません。もし、漁業者から苦情があったため一方的に禁止した、というような対応であったならば遊漁者の我々にとって差別的な扱いだと感じます。遊漁者側からの意見も聞いて頂きたいですし、ルールを決める場合には明確に意図、目的があるべきです。(3)密漁者対策の改正条例が効力を発揮しえない。この改正条例のもとでは、魚を獲ることだけを目的としたスピアフィッシング愛好者は海に近づけなくなります。一方で密漁者はどうでしょうか？ゴムなしのヤスならば使用が許可されるので、「ヤスを持って堂々と海に入り、実はそれをカモフラージュに密漁する人」だけは従来通り排除することができません。「魚しか獲らない、貝類やエビはNGとルールを守ってやっていた良識ある人」だけが排除されます。結果的に悪人だけが得をする改正条例になるだけで、漁業者に何の利益を生み出さず密漁の横行は変わらないと思います。本当に漁業者の生活を守ることを第一に考えるのであれば、長崎県は漁業関係者以外は「海」自体に入ることを禁止という陳腐な改正をするべきなのではと考えます。(4)スピアフィッシング愛好者が密漁者を通報する監視役に成り得る(各県で事例あり)スピアフィッシング愛好者は、日頃から密漁者に誤認される問題に直面し、多大なストレスを感じています。つまりスピアフィッシング愛好者は、法律を無視して犯罪行為をする密漁者を排除したいと考えているということです。この点においては漁業者とスピアフィッシング愛好者の考えは完全に一致しています。また、地域によっては漁業関係者に頼まれ密漁者の監視役をしているスピアフィッシング愛好家も多数存在します。我々スピアフィッシング愛好者から見ると、「魚を獲る目的の人」と「貝類などを目的とした人」は明確に見分けられます。それは使用する道具、装備、潜る場所が全然違うからです。そもそも素潜りしている人が全員密漁者だと考えたり、魚目的か密漁目的かが見分けられないと考えることは間違いだと思います。スピアフィッシング愛好者を上手く利用して、漁業者と総合的な利益につながるような関係を築くことはできないのでしょうか？(5)密漁者と明確に区別するため遊漁券を発行してはどうか？改正条例が本質的に密漁者を排除するために施行されるのであれば、今まで法を守ってきた優良な遊漁者に対し何らかの措置を講ずる必要性があると感じます。その措置として各漁協は密漁者と区別するため、遊漁者に遊漁券を発行する等の許可制にしてはと考えます。法律を守る我々からすれば、例えば料金を取られるとしても漁協からの正式な許可を頂けるのであれば快く申請します。また、遊漁券で得た利益は各漁協の財源になりますし、海で遊漁券を持たないスピアフィッシング愛好家や密漁者に対し従来より強く取り締まることができる筈です。以上のことから、今回の改正条例の内容は本質的には矛盾だらけで、さらに密漁者だけが得するような内容になっている点を指摘します。全体の幸福や利益のために、一部の人の権利が制限されることは、多少はあっても仕方ないと私も考えます。しかし、今回の条例改正は、明確な意図や目的も見えず、矛盾し、密漁者だけが喜び法律を守ってきた人たちが一方的に不利益を被る内容です。我々は漁業者と対立したいわけではなく、むしろ我々にできることがあれば全面的に協力したいのです。どうか今回の改正内容だけでなく、根本的な部分も含めて再検討頂きたいと思います。

226	<p>何度も投稿すいません。一つ認識してもらいたいことがあります。「海は漁師のものでなければ」「漁師が魚に餌をやって育ててるわけではない」海は誰のものか、海産資源はダレのものか少し考えていただきたい。ヤスが殺人に使う危険な道具であれば禁止でも仕方ないかもしれません。ヤスにゴム禁止は事実上の魚突き禁止ですが、問題の本質が遊漁者と漁師のトラブルであるなら、何が一体トラブルなのか？そこに漁師の嫉妬と傲慢があるのではないかと思います。ですから落とし所として、遊漁者は遊漁権を購入し、それで地方にお金が落ちるシステムを作れば、逆に漁業しか産業がない寂れた町が魚突きスポットとして地方から人が来る可能性すらあります。五島なんて最高のスポットです。旅館も潤うでしょう。どうかゴム禁止とかいう能のない改正ではなく、価値ある改正を望みます。</p>
227	<p>遠く北東北からの意見を失礼申し上げます。今回の漁業調整規則の一部改訂案についてはとても残念に思います。こちらの地域では夏がとても短く、その夏休みの時期に楽しみにしている海でのレジャーとして魚突きを楽しんでいました。全国的に漁業者とのトラブルが多いこともSNSやYouTubeで確認していました。遊びでやっている遊漁者と、仕事として海にでている漁師の方の意見主張は、完全に一致することはないと思います。私は魚突きができるなら金額が発生してもいいと思っています。川や湖のように、管轄の漁協で遊漁券を発行し、許可制にするのも一つの案と思います。漁船の往来が多い航路などや、特に侵入禁止区域は、専用のブイで区別する等棲み分けをはっきりできれば共存できなくはないと思います。今まで出来ていたことが出来なくなることはとても残念で悲しいです、これほど海に囲まれている国で、海で遊べないなんて考えられません。小さいころに父親から教えられて、子供のころからの遊びであり、そして息子にも楽しんで欲しいと思って今年の夏を迎えました。この現代、便利で、とても息苦しい世の中になってしまいました。全国的にこのような流れになってしまうのではないかと、とても危惧しています。どうか魚突きが出来ない世の中にはなってほしくないです。</p>
228	<p>一方的に魚突きに関するものを禁止、排除するのではなく、漁師免許とは別に魚突き免許のような資格を作り、その資格を保有している人のみ魚突きを許可という形ではダメでしょうか？地元漁師の方と魚突きをしたい方の衝突を避けるには一方的ではダメでしょう</p>
229	<p>自分も魚突きを小さい頃からしてきました。このような規則ができる前に色々こちら側（一般人の遊魚を楽しむ人たち）から漁業者の方とまた漁協の関係者の方々に対して交流を深めるような行動を取ればこのような魚突き禁止となることは防げたのかなと思います。私自身も、規則を十分に遵守し魚突きをしていた時に、漁師さんから一方的に怒られた経験もありましたので魚突きをする遊魚の方々や、漁師さんの気持ちもわかります。（これに関してはどちらが悪いという判断は全く考えてません）行動領域が被ってしまったことが問題かもしれないと思いました。私自身は、東京に住んでますので、東京から行ける〇〇島という島で魚突きをするために行ってます。〇〇島は、魚突きを禁止されているエリアが明確にわかれているため、行動領域が被ったりすることがなくトラブルが少ないです。長崎県もエリアを明確に分けていくことで、お互いの衝突がなくなるのではないかと思います。たしかに、今のままだとせっかく漁師さんが仕掛けた網の周りを魚突きの人たちに潜られては色々とお迷惑をおかけすると思います。また、漁師さんだけが詳しい、アワビや伊勢海老、サザエが多いところに潜っていると不審に思ってしまうのは当たり前のことだと思います。そんな漁師さんの気持ちを理解せずに魚突きをしてしまっただけはトラブルの原因になると思いました。なので、私は魚突き禁止エリアと可能エリアの2分化させることで直接的な衝突がなくなると思います。私の拙い文章ですが、読んでくださった方へ魚突きをこれだけは理解していただきたいのです。ヤスの使用の際、ゴムの使用を禁止すると何も魚が取れませんので、ゴム付きのヤスの利用だけは可能とさせていただきたいです。こんな大変な時に、私のような一般人の意見を提出できる機会を頂いてありがとうございます。長崎は素晴らしい海を持っているので、何かしら魚突きをする人たちが貢献できることがあればなんでもしたいです。また、漁協の方々とも機会がございましたら直接お話し聞かせていただきたいです。</p>

230	<p>たまに、遊漁者として素潜りで魚突きを楽しんでいます。 職業漁業者の邪魔にならない様に気をつけて。 大きな魚は魚突きの対象にはなりません。当方はもちろん銃ではなく「ゴム付きの手モリ』を使っているからです。対象となる魚はカワハギやメジナなど。せいぜいまな板に乗る程度です。それ以上は無理です（力負けします）</p> <p>もちろんタンクを背負う訳ではないので取れる量もそれなり。深さもそれなり。 こんな感じでやっているのに『ゴム付き』を禁止されゴムなしのヤスでは何も突けません。実質『潜って魚を取るな』という事になります。なんで、ゴム付きヤス（これをモリという）がダメなんですか？</p> <p>厳し過ぎます。 ダメな理由があるのなら それを呈示してルールを作って遊漁者にも海を楽しませる事の方がよいのではないのでしょうか？例えば素潜りをする遊漁者にも『ガンガセ』を水中で潰すという協力要請をして漁業者と共に『海を育てる』という手段もあります。モリを禁止する事では実質『海に近づくな！』という事にしかなりません。ただでさえ、人口減もあり地方では海に近寄る人がいなくなる、一方沿岸漁業者も数を減らしている中もっと海を活用してもらおうという方法を探るとい考えはないのでしょうか？ 海は基本皆んなのものです。もちろん生業としている漁業者に迷惑をかけてはいけません。共存するという手をもっと模索して欲しいです。 寧ろ色んな人に海をもっと知ってもらおう事で、職業漁業者になる人も出る可能性もあるのではないのでしょうか？ モリは海を教える（知る）手段でもあります。海を知る人がいなくなると海は滅びます。</p>
231	<p>魚の大きさや1回で取る量に制限をかけてはいかがでしょうか？ 溪流の様に遊漁券なるものを釣り魚突きもかせれば国の資源にもなるし、持ってない人は摘発する。TV等で魚突きという認知度も上がってきています。一部の犯罪者のせいでマナーを守っている人も縛るのはいかがなものでしょうか？</p>
232	<p>長崎県民ではありませんが、〇〇島の西岸等で魚突きを楽しんだことがあります。今回の改正ではやすに付けたゴムを発射装置とみなすことを明文化されていますが、全国的な解釈では、人間の掌のみで保持するゴムを発射装置とみなすのは一般的ではなく、土佐銚のように伸ばして固定したゴムを留め具の解除により解放するようなものが発射装置とされているのではないのでしょうか。ただゴムを結んだものと掌が「装置」として扱われるのであれば非常に残念です。漁業者とトラブルを起こす事例が多いとの事ですが、一般常識を弁えていれば、仕事をされている漁業者を最優先するのが当然であり、自身が法を犯していなくても潔く身を引くべきと考えております。トラブルを起こす方はゴム付きやすが禁止となっても、また別のトラブルを起こすのではないのでしょうか。コロナ禍が続き、釣りなどの遊漁だけではなく、スキndaイビングやフリーダイビング、カヤック、SUP、水上バイクなど遊漁には当たらないアクティビティが今後さらに盛んになる中、漁業者とのトラブルも増えていくでしょう。アクティビティ自体を禁止するのではなく、漁業者の操業を妨げないように留意させる法律を設けるべき時期に来ているのではと思います。例をあげますと、八丈島の「八丈島手銚遊漁ルール5箇条」のようなものです。このようなルールを設け、違反者への罰則を厳しくし、遊漁に限らず海面を利用するアクティビティを広く対象とするのはどうでしょうか。長崎県は歴史的資源、街並、ハウステンボス、お祭りなどの各種イベントなど観光資源が非常に豊富ですが、海岸線や多くの島々など「海」を目当てに訪れる遊漁やその他のアクティビティの愛好者も非常に多いことを忘れないでください。魚突きもダメ、あれもダメ・・・と法律でがんじがらめになっていくのは、島国に生まれて常に海で楽しんできた人間としては寂しい限りです。魚突きに限らず、常識のない行いで漁業者や海の愛好家を困らせる輩を思いとどまらせることが、海面を利用する全員の願いではないのでしょうか。</p>
233	<p>今回の改正を受け私は漁業者と一般人との話し合いの場を設けさせていただきたく思い意見させていただきます。</p>

234	<p>ゴム付きのヤスは銚である。こう解釈されてしまうと、長崎だけでは無く、日本で魚突きが出来なくなってしまいます。私は、現在趣味と言えるものが、魚突きぐらいしか無く、関東に住んでいるため、月1回程度、4時間ほどかけ、日本海へ行っています。本当に大切な趣味なんです。その趣味を続ける為なら為に、違法な事、貝、海藻海老等取らない、またゴミは拾う。汚さない等気をつけてやってきていました。漁業者と一部の魚突きや貝の密猟者とのトラブルが原因かと思いますが、全て禁止ではなく、許可制にする(有料化含め、海域の指定等)をして頂く事は可能ではないでしょうか？許可制の有料化となれば、その地域の漁業者の利益にも繋がりますし、許可を得ていない者に対しての罰金を科す事が可能(もしくは現地での利用料金回収は割高にする)であれば、今は注意しても何も得にならない漁業者の方への利益に繋がるでしょうし、密猟者等も減るのではと思います。ご一考お願い致します。</p>
235	<p>ゴム付きヤスに関する新たな制限の制定については断固反対です。この制限は、人々をさらに海への関心を失わせ、海に関わる産業まで含めて衰退させることに繋がっていきます。こんな制限をかけるなら、むしろ、魚突きが出来場所や時間をしっかりと制定したり、魚突き許可を登録制にして双方がその存在と個人を特定出来る様にするなど、遊漁者、および漁師などの漁業者の双方が共に幸せになれる方策は沢山あります。その法整備的な工夫を全くしないままに、禁止事項だけを増やすのは、脱法行為をいたずらに増やすことにしかありません。生まれてから瀬戸内の小さな島で育った私のような海を芯から愛する者の偽らざる気持ちと意見です。</p>
236	<p>海はみんなのものです。こんな一方的に漁師の意見を通すような事は不平等でしょ！ルールを守って魚突きをしている人がほとんどです。フロートの使用を義務付けるとか、漁協が何かに登録制にして許可証をフロートにつけて入らないといけないとかそういうのはどうでしょうか。</p>
237	<p>私は数年前に初めてスピアフィッシングに出会い、その楽しさの虜になりました。せっかく見つけた楽しみを奪われたくありません。それは遊漁者の一方的な考えである事は承知しています。そこで考えました。なぜ漁業者と遊漁者が揉めるのか条例で認められているからと我が物顔で魚を突く遊漁者が漁業権を取得して、生活をかけて大切にされてる漁業者の皆様の魚場で好き勝手されるのは自分の庭で他人が好き勝手されてるのと同じ気持ちなんだと思います。漁業者の方々がお怒りになるのも、遊漁者が法に触れる事はしていないのに追い出されるのは理不尽な事だと思うのもどちらの言い分もアリだと思います。そこで良案が無いかと考えました。アユ釣りには決められた期間で、権利？免許？許可証を取得しなければ出来ませんよね。同じ様に魚突きをする為に一月毎に該当の漁協で身分証明書を提示して許可証を発行してもらい、それを提示した者だけが魚突きを許可されるという制度にしたら漁協にも収入があり、漁業者にも僅かかも知れないが還元出来るのではないかと思います。許可証はフラッグタイプとしてフロートに取り付けて提示を義務化して遠目から見てもわかる様にしたら良いかと思います。許可証未提示者は無条件で海保へ通報、検挙とする。御検討よろしく申し上げます。</p>
238	<p>長崎県民ではありませんが、今回の改正案が全国に広がる流れができることを危惧し、コメントをさせていただきます。私自身も昨年趣味として魚突きを始めておりますが、漁師さんとのトラブルが無いように、また海水浴をされる方の危険が無いように場所を選んで行うようにしています。漁師さんが放流して育てているものを採る密漁には反対ですが、海やその資源は国民の財産であり、釣りと同じように魚突き自体に問題がある行為ではないと思っています。寧ろ、小さな魚を取らないことや、食べる分だけの魚を採る魚突きは将来の資源を考えた取り方だと思っています。漁港廻りの船の往来が著しい場所や、放流した魚を保護する禁止地区を設けるなど、共存できる方法で進めていただければと思います。ご検討の程、よろしくお願い致します。</p>

239	<p>長崎県だけでなく、今後全国で様々な変更波及する可能性を考え、長崎県だけに限定せず、全国規模の話としてご意見させて頂ければと思います。この度の制限の目的としては、漁業を生業とする方々の利益確保、いわゆる密猟対策がメインと推察した上で、スピナーフィッシング愛好家の立場から、発言したいと思う。魚突き・スピナーフィッシングは一般的に、(1)危険性が高く、魚釣りとは比べると予備知識の有無が死直結する。その上、(2)ピンポイントで高級資源である魚介類を乱獲される恐れがあり、(3)漁師の理解も(4)都道府県によって基準のずれがあるため、折り合いをつけるのが困難である点が想像される。(1)と(4)まであり、順番が前後するが、(2)→(1)→(3)→(4)順番として前後するが、(2)高級海産資源の密猟から説明させていただく。何故かと言うと、(2)はスピナーフィッシング以外の遊魚者も一つのグループとして考える必要があるためだ。想定される海産物、具体例、ウニ、伊勢エビ、アワビ、タコの場合、共通する定着海棲生物であり、比較的捕獲が容易であるという事が問題となる。確保装備としては、水中メガネ、熊手か手金具、を標準とし、場合によってはウエットスーツが有れば可能と考える。この中で問題なのは、ウエットスーツが無くても狩猟が可能である点である。シーズン中のレジャー客への対策は人員的に不可能であると想定される。ではウエットスーツとなる場合、現行ほとんど規制のないダイビング客を全て禁止にする事となる。ここまですべてであり、続いてスピナーフィッシングに重きを置いた(1)危険性と専門性と(3)漁師への理解と(4)による条例を下記に記す。(1)危険性と専門性。危険性と専門性への対処として、参考とするべきは、パラグライダーやスカイダイビングだと提案する。両者とも専門性があり、日常で使える利点が多くなく、対象遊戯でしか使えない知識を必要とする点が類似している。スカイダイビングには実地訓練が必要だが、スピナーフィッシングに落とし込む場合注目する点は、免許(許可書)制度の設立だ。ここで(3)漁師への理解と(4)県による条例 問題点を先に解決する必要がある。(3)そもそも漁師への理解とは、漁師の生業の邪魔者の排除である。これは明確に提示するのは難しいが、(2)の様な高級海産物や昆布、わかめ等の漁場の環境整備と言い換えられると言える。ただこの点の対処は簡単である。漁業組合漁港組合で情報をまとめ、明確な立ち入り禁止エリアの確認が出来る様にする事である。その為には、遊魚者が連携できる漁業組合漁港組合が必要となる。(4)県による条例現行法は、時代に合っていないと先に明記しておく。発射具、これはスピナーガンを想像させ、ゴムを利用したヤスが発射具と認識し辛い。水中メガネの利用の可能、不可能。健康上の問題、海洋環境、科学技術の進歩により、海だけでなく、小学校のプールでさえゴーグルの推奨や許可がされている現代、海で水中メガネなしの密猟でない狩猟は何を目的としているのか、無理筋であると言わざるを得ない。水中ライトの使用の可否。安全性の担保として装備すべきとの考えが一般的である。こういった時代背景の変化と相容れない点がある事から、県の条例を抜本に改訂すべきであると考え。そしてそれは、国の基準であり、例外的に県独自の基準を含む物であるべきだと考える。そうする事によって、(1)で提案した免許証を容易にできる。ここまですべてをまとめると、(1)と(4)、下記登場順番(4)、(1)、(2)、(3)(4)県別のルールを国基準とするルールに統一変更し、明記すべき県別の特殊ルールを例外として扱うことで、免許制度の構築が現実的な物となる。車の免許制度を参考に、海上保安庁での講習を必須とすれば、(1)安全性とあわせて講習料金、テキスト代などで利用者が少なくとも損をしない仕組みが考えられる。スキューバの下部組織的であれば、さらに用意であると予測される。(2)免許証にすることで、ウエットスーツ着用時の陸上では、免許ナンバータグが見える様に装備しなければならず、また、免許所有者は、(3)海洋資源の保全義務の為、免許許可者同士、ナンバーの確認義務、遊具の違法改造等の確認や通報義務を貸す事により、相互監視、(2)密猟防止、海洋の安全性の向上へと期待できる。また、全国を各ブロックで分け、その中の数県は全面禁止とする事も用意であり、県によりマリンスポーツとしての産業の市場も開拓できるメリットがある。遊魚者、海遊者の全体像としては、Aランク 免許なしの磯遊び、釣り人Bランク 下級海遊者(ウエットスーツ着用の為フリーダイビングも含)Cランク 中級海遊者 スキューバダイビングDランク 指導や広報のためのビジネス利用の海遊者船や水上バイクは別枠とし、考慮しないものとする。である事をお伝えして、以上がわたくしの意見とさせて頂きたい。また、免許証の草案としてネガティブリストではなく、アクティブリストを提案したい。海中安全装備である、海上保安庁指導のもと、ウエット、ナイフ、フィン、ライトを基本とし、遊具であるヤスについては、原始的な補助具を利用するのであれば、ゴムの利用のみとし、銃の構造を参考とされる物は禁止。等の表記を希望する。最後に、現行法である限り全国で似た様な問題は抱えている場合が多く、我々、法律遵守をし、漁師とも良好な関係の構築を目指す遊魚者もまた、排除したい、知識不足の遊魚者や違法密猟者への対応に頭を悩ませている事を加筆して、御検討頂きたく願っている。</p>
240	<p>今回の改正により実質魚突きが出来なくなってしまう事を懸念しております。但し漁業者の方々が魚突き遊魚者の事を良く思っていない事も理解します。改正の前段階として今回のようにパブリックコメントを募集されるのであれば、集まった意見をご確認いただいた上で、漁業者と遊魚者間での意見交換が出来る機会があっても良いのではないのでしょうか。お互いの意見を尊重して建設的な話し合いが出来るものと私は考えます。今のまま改正がされない事も良いのですが、遊魚者への遊魚券発行やライセンス制の導入等の考え方も一つの方法かと思えます。いろいろな意見があるかと思えますが、何卒ご思案なほどよろしく申し上げます。</p>
241	<p>現代の日本人だけでなく、子どもたちに今、一番必要な教育要素を含むものが「生きものが食べものになるまで」というテーマにございます。 その中でも最も人間らしい原点でもある魚突き漁の規制については、禁止にする一択ではなく、話し合い、条件などを定める形で争いの無い着地点を目指すべきと考えております。</p>

242	<p>長崎県在住者ではありませんが、1人のスピアフィッシング愛好家として、長崎の海が大好きな人間として意見いたします。漁業調整規則の一部改正（案）を拝見すると、実質的にヤスを使った魚突きが楽しめなくなる内容であると解釈しました。遊漁（魚突き）の規制という方向ではなく、河川のように遊魚券の発行をして遊漁者と漁業関係者のお互いが得をするようなシステムの構築を提案いたします。徴収した遊漁料を元手に、稚魚や親魚の放流、魚の産卵床の造成、水産動植物の数の増加と管理、漁場監視委員（案）が漁場の巡回を行なうなどして漁場の適正な利用をします。また、定期的に漁場の清掃活動や交流会などの機会を設け、遊漁者と漁業関係者の良好な関係構築を目指します。一部の心ない、マナーを守れない遊漁者と漁業関係者のトラブルは以前から耳にしております。魚突き愛好家の中でそのような輩はごくごく一部で、私の知る限りではルールを守って、その範囲内で静かにスピアフィッシングを楽しむ者ばかりです。1人のスピアフィッシング愛好家として、長崎の海を、日本の海を愛する者として意見いたしました。ご考慮のほど、何卒よろしく願います。</p>
243	<p>完全に禁止にするのは反対です。漁業者の意見はごもっともで、遊漁者の中にはマナーを守れない方もいるので、遊魚券を発行して購入者のみ、やす（ゴム、ばねその他の発射装置を有するもの）、の使用を許可するなどの方法をとってほしいです。必要であれば遊魚券を発行する時に講習会や、地元漁師との何かしらの交流があればトラブルも減っていくかなとおもいます。</p>
244	<p>私はまだ長崎に行った事はないのですが、いつか魚突き目的で行きたいと思っていました。非常に残念です。魚突きが目的で他県から長崎を訪れる方々も多いと思います。長崎の海は素晴らしいと聞きます。地元漁師の反対が強いのだと思いますが、魚突きは私の生きがいなので、この改正が全国の漁業調整規則に影響する事が心配です。どうか、長崎はじめ全国のルールを守っている魚突き愛好家たちの生きがいを奪わないで欲しいです。密漁との区別がつかず、漁師とトラブルに発展することが今回の一因だと思います。遊漁者は長崎にて魚突きをする場合は、ルールを守る上で単日・月単位での高額な遊漁券を購入し、海・海岸にて漁師や海上保安庁職員から券の提示指示があれば直ぐに応じる様にする。等 魚突きを違反なく行っているという証明になるものを発行する対策はどうでしょうか？券の購入なく魚を突いていた場合は発見次第、直ぐに海から上がらせて住所氏名・車のナンバーなどの個人情報控え、即日または後日 券の購入または罰金を科すようにするのはどうでしょうか？つまり、長崎で魚突きをする場合は、●事前に該当期間と氏名などの情報が明記されてある遊漁券を1人1枚購入●購入した券（防水対策をして）を身につけて魚突きを行う●漁師や海上保安庁職員から提示指示があれば直ぐに応じる●券を購入せず魚突きをした場合は密漁とみなし罰則いずれにせよこれらの対策は県職員様、海上保安庁職員様、地元漁師さんに多大な苦勞・ご迷惑をおかけする事になるのは間違いありません。どうかご検討をよろしくお願い致します。</p>
245	<p>私も九州や中国地方で魚突きをしていますが、やはり漁師さんから注意をうけることもあります。注意の内容としては密漁してないか？舟から人がいる事が見えにくい。とのことで漁船が来ると、密漁でないことを伝えているのと舟から見やすいフロートを使用しています。それと、魚突きの前には海保さんと地区の漁協へ連絡して許可を貰っています。それでも漁師さんの邪魔になるようでしたら海から上がっています。今後の案としましては、一部のマナー違反者がいるみたいなので、許可制にすること。有料化あとは、魚のサイズに合わせて規制をかける。海保、漁協へ連絡する等。以上、簡単ではありますが私の意見となります。今後共に漁師さんを優先とした上で管理し、と共存できることを望んでいます。宜しくお願い致します。</p>
246	<p>スピアフィッシングをする際は、事前に届出をしておく制度にしてはいかがでしょうか？スピアフィッシングと密猟者を明確に区別できたらいいわけで、スピアフィッシングをする際は漁業振興課に事前に届出をして、許可証のようなものを保持しておき、漁師と海で会った際はそれを提示する、持っていないければ即刻海から上がる。というシステムができれば、届出をする際に住所氏名を明らかにするわけで悪質なスピアフィッシングをする人間も減り、密猟者との区別もはかりやすくなるのではないかと思います。漁師からしても、海でウェットスーツを着ている密猟者っぽいのを発見次第、許可証を提示させ、許可証がなければ通報または即刻上がるように注意、許可証があれば、漁業振興課に住所氏名を明らかにしているので変なことはしないだろう、という風に納得しやすいかと思います。許可証はカードサイズのラミネートされた簡単なものでいいと思います。</p>

247

改正に意見があります。遊魚者を「規制することで完全排除する」という方法は、地域の発展に逆行しているのではないのでしょうか。地域の発展のためには、レジャーの多様化は必須で、その1つでもある魚突きを一方的に排除する前に、まずは話し合いの場をもっていただきたいです。一日遊魚権を販売して漁業者さんも納得する形でお互いの権利を守る対策やルール決めをしながら、レジャーとしての人の流動を減らさない方法で地域が潤う方法もあります。漁業者の一方的な意見を、民間人の意見も取り入れることなく改定する前に、双方が話し合える場を設けることが県や公的機関の役割なのでは？ 獲る魚のサイズの規定、数の規定、エリアの規定など決めて、漁業者の方に迷惑のかからない方法を決めることで、地域のレジャーでの人の流動を守りつつ、漁業者さんも守る道を作るのが未来を切り開くみなさんの力の見せ所だと思います。みんなが幸せになる道をぜひ作ってください。お願いいたします。

248

パブコメ改正規則第45条(7)意見内容1.意見・要望主旨(1)ヤスの使用に際して、ゴムの使用を禁止することに対して反対する。(2)魚突きおよび魚突き愛好家を対象とした新たなビジネスモデルの創出をしていただきたい。(3)地元漁業関係者と魚突き愛好家との関係改善をするための新たなルール作りをしていただきたい。2.代替案、提案等1の意見・要望について、私なりの代替案、提案を述べます。(1)ゴムの使用について一つ、ゴムの使用による魚突きは認める。一つ、そのほかの発射装置に関しては具体的な例示を行うほか、道具の仕様に応じて所管行政庁の判断により禁止出来る。(魚を刺す部分についてはカタバネ、チョッキの使用は認めて頂きたいです。魚突きが事実上出来なくなるような制限に対しては反対したいので。)ゴムの使用を禁止すること自体は、事実上魚突きが出来なくなることを意味しています。今の魚突きはゴムを使用することで初めて魚を突けるようになっていきます。ゴムの使用をしない魚突きは遊魚だけでなく、漁業者ですら簡単には出来ない手法です。誰もが楽しめない時点で遊魚としては成立していません。ゴムの使用の禁止は過剰な表現で言うならば、魚突き愛好家からすればかなり悪意のある改正となります。出来れば魚突き愛好家の遊魚の権利を考慮して頂きたいです。(2)ビジネスモデルの創出について魚突き愛好家を県内外から呼び込むことで、一定の利益が地域漁協、地元民に生じるようにする。提案は以下の通り。一つ、魚突き愛好家を対象に遊魚料などを設定し地元の漁協に支払う。一つ、漁船などを遊魚のためにチャーターできるようにする。魚突きが嫌われる原因の一つに、ただで良いサイズのいい魚を取っていくことに対する妬みなどがあると考えています。地域には何も還元されないの、魚突き=収入源として扱えれば良いのでは無いかと考えます。そこで取れる手法の一つに遊魚料を取ることはどうかと考えます。なかなか魚突きが出来ない地域も少ないため、遊魚料を支払えば魚突き出来るとなれば魚突き愛好家は費用を払ってでも魚突きをしに来ると思います。また、魚突きを出来る地域として広まれば、宿代はもちろん、船代なども地域の利益につなげやすくなります。事実私や仲間はホテルなどで宿泊して魚突きをしています。体力の消耗も激しいため、食事、風呂、寝床などは体力の回復しやすい快適な環境を求めます。舟については、魚突き愛好家としては回遊魚などを求めていく傾向があるため、沖合にでたがります。船があれば簡単に沖合に出るので魚突き愛好家としてはかなり楽しめます。そこを船のチャーターなどで収入を得られれば地域にも還元出来るかと思えます。漁業者がレジャーを対象とした船を出すことが今の制度上可能かはまだ不明な点がありますが、検討の余地はあるのでは無いでしょうか。(3)新たなルールづくりについて何より、地元漁協、地元民との関係改善の基盤となるルール作りが必要かと考え、以下の通り提案します。一つ、魚突きを免許制にする。一つ、免許取得にはPADI等のダイビングスクールでのスキンドайビング、フリーダイビングの受講を必須条件とする。一つ、免許保持者には密漁行為を発見した場合は直ちに警察、海上保安庁、地元漁協への通報を義務づける。免許制というとなかなかハードルも高くなるかと思えますが、密漁などを野放しにしないためにも一定の資格要件は必要かと考えます。水難事故も考慮されるため、PADIなどに加盟しているダイビングスクールにて、スキンドайビング、フリーダイビングの講習を受けた者にものみ免許を与え魚突きを許すとしてはどうでしょうか。免許保持者には漁協からしか入手できない腕章もしくはフロートにつける旗などを渡し、現地で見かけた場合はそれと免許証を確認すれば済むこととすれば、余計なトラブルは避けられるかと思えます。また、免許保持者には密漁者を発見した場合即刻通報することを義務とすれば、地元漁協との関係性の改善につながるきっかけになるかと思えます。なお、漁具、対象魚は従来通りとし、貝類などは引き続き禁止。その他非常に個人的なものでありますが、私自身魚突き愛好家であり、今後も魚突きを続けていきたいと思っています。しかしながら、昨今の魚突きは地元漁業関係者とのトラブルが絶えず、結果的に魚突きが出来なくなってしまうケースも見受けられるようになってきました。漁業関係者への迷惑をかけることはもってのほかであり、禁止されてしまう理由も立場を考えれば理解出来ます。しかし、それを明確に出来なくしてしまうような措置を改正規則で行われてしまうと、全国的な影響も大きいのではないかと考えてしまいます。魚突き自体は非常に健全でスポーツ性も高いと考えています。魚の捕獲量も釣りに比べれば少なく、また撒き餌などもしないため海を汚すこともありません。魚突き愛好家の多くは、肩身の狭い思いをしながらもなんとか遊び場を確保しようと地元漁協、地元民に迷惑をかけないよう日々努力をしています。一見理不尽に思えることでも、グッと堪えなんとか遊び場を失わないようにしています。人によっては釣り人が捨てた釣具、一般客が捨てたゴミなどを自主的に清掃するなどの活動も行っております。私自身もゴミ拾いなどをおこなうようにしています。とにかく魚突きを失いたくなくて必死なのです。どうにかして魚突きが出来なくなるような自体は避けて頂けないでしょうか。魚突き自体を禁止することは簡単ですが、できればもっと前向きで建設的な内容で改正をお願いいたします。もしここでより良いモデルを構築出来れば、長崎県は魚突きに対して先進的な取り組みをしたと注目されることになるかと思えます。様々な価値観を受け入れより良い発展的な未来を作っていくことこそ自治体のあるべき姿かと思えます。序盤批判めいた表現もしたかと思えますが、何卒ご理解の上、魚突き禁止相当の改正、流れにならぬよう対処願います。お忙しいところ申し訳ありませんがよろしくお願いいたします。

249	<p>改正案拝見させて頂きました。漁業者と遊漁者とのトラブル防止との事ですが、遊漁者の意見は聞かれたのでしょうか？発射装置は禁止との事ですが、これは事実上やるなという事に等しいです。禁止されている海産物の捕獲以外に於ける捕獲は認められるべき権利だと思います。東京の三宅島、八丈島では漁業者と遊漁者のトラブルを防ぐために独自のルールを作っています。もしトラブルの防止という観点であれば、個別のルールなど再考を願いたいです。私事ですが、私自身長崎出身で帰省の度に潜り豊かな長崎の海を楽しませて頂いてます。漁業者ともトラブルは一度もありません。また私の友人数人も素晴らしい海と感動したして何度も伺っています。拙い文章ですが、建設的な判断を希望しております。</p>
250	<p>改正には大反対です。まず、漁業者とのトラブルを防止するためとありますが、トラブルになる原因はそもそも密漁と勘違いされるからです！なので、今回の改正において抜本的な解決にはならず、ただただ釣りと同様の魚突き等の趣味を人々から奪うだけです帰省するのであれば、なぜ、魚突きがダメなのか理由を明確に説明して欲しいです！また、長崎まで観光も兼ねて行っていた人も多いので観光客も減ると思います今回の改正案は漁業者と県の傲慢な改正で良くないと思います！違う形で、密漁に対する罰則強化や、事前申請すれば魚突き可能など双方が納得できるやり方が他にもあると思います</p>
251	<p>漁業関係の方とのトラブルが頻繁に起きるため今回の漁業規則の改正に発展したのだと思います。確かに、わたし自身も漁業者の方に密漁をしていないかなどの確認をされる事があります。しかしながら、私たち魚突き楽しんでいるひとたちはその地域のルールやマナーを守って楽しんでいる人が、ほとんどだと思います。しかし、それを知らない第三者からみられると密漁だと思われてもわからないため仕方がないかと思ひます。なのでこういった問題を解決するために、各、漁協で一日魚突きができる漁業券などを発行してもらい、それを身につけてもらうといったスタイルにすればいいのではないのでしょうか？その際、おおまかな時間、場所をいけばトラブルもすかなるのではないかと思ひます。長崎県で素潜りを楽しむ一ひとりとして検討していただくと幸いです。</p>
252	<p>最近魚突きを始めたばかりの者ですが、本改正の背景や意図するところが不明です。本案が海の資源の確保を目的とするのであれば、愛好者の人数から言えば竿やリールを使用する釣りが圧倒的に多く、そちらを制限する方が余程効果があるかと思ひます。魚突きで収穫される魚数と釣りで収穫される魚数を正確にだす必要があると考えます。また、そもそもの話ですが、漁業者が稚魚を放流等行い資源を増やしている魚種のみを対象とするのであれば分かりますが、特段何もそのような対応もせず、自然のなすがままに生息している魚を漁業者という肩書きだけで独占しようとするのは全く道理に敵いません。逆に漁業者の中には、ルールを無視して遊漁者に本来認められている遊漁を止めるよう不当な要求をしたり、場合によっては恫喝を行うなどの行為に及ぶ者もいると伺っています。そこで提案したいのは、遊漁者に対しても、遊漁権を認め、それをある程度の値段で販売するという事です。そうすれば、遊漁者は権利を対価を支払い購入しているわけですから、何の後ろめたさもなく遊漁することができる上、漁業者にはその対価の一部又は全部が支払われることとなり、お互いに利益があると考えます。海は国民全員のものであり、一部の人間に独占可能なものではありません。再度ご検討頂き、全体が幸せになる様にルールのご制定をお願いします。</p>
253	<p>今回の改正によって一般市民がレジャーとしての銜突きが出来なくなることに遺憾に思ひます。漁業権などの設定も貝類については、理解しているつもりですが、魚類になると話は別だと思ひます。魚類で言えば漁師が生活の為とはいえ乱獲をしたり、一般市民に対して横暴な態度を取ったりする事もトラブルの一端だと思ひます。どちらか一方だけが悪いということはないと思ひます。(密漁者を除いて) 双方がお互いに気持ち良く海という資源を利用する為にも改正の内容を検討して頂きたいです。例えば年間、月、日毎の遊漁券の発行をしてはどうでしょうか？それによって漁業組合が潤うだけでなく、その地域に来て寝泊まりをすればその分、宿泊や食事で地域の活性化にも繋がると思ひます。何でもかんでも禁止にして除外するのではなく、お互いに歩み寄って行くことが大切だと思ひます。何卒検討のほどよろしくお願ひします。</p>



254	<p>ゴム付きやすの使用をいきなり全面使用禁止するのではなく、海は誰のものでもなく皆が平等に使用できなければならないと感じます、よって使用できる海域を指定する等段階的に実施する必要がある。</p>
255	<p>ゴムが禁止になると事実上魚はつけなくなります。私は魚突きを始めて多くの人と出会い経験をしました。たしかに、資源管理の面や密猟の面からみると規制が厳しくなるのは仕方がないかもしれませんが、しかし、漁師さんの意見だけを聞いていきなり禁止にするのは少し厳しすぎると思います。魚突きをする前に漁協に連絡をとればOK。魚突きをできる場所をしっかりと作るなど。共存できる手段を作って欲しいと強く思います。</p>
256	<p>いきなり禁止にするのではなく、段階的に実施する必要があると感じる。下記のいずれかを要望します。(1)遊魚権を与える(2)海域を指定する(3)使用できる人を限定する(長崎県民のみ可)</p>
257	<p>長崎県漁業調整規則の一部改正の概要にて以下のことが記載されております。”本県においては、従来からゴム等の発射装置を有する刺突漁具は「やす」ではなく「もり」として区分してきたが、これを広く示してこなかった。”ということで、事実上の改正ではないが、わかりやすくするために”やす(ゴム、ばねその他の発射装置を有するものを除く。)”と条文が改正されると理解しております。つまり、スピアフィッシングを禁止するというわけではないと理解します。しかし、この改正案でも「やす」の定義が曖昧となると思われます。条文はこのまま改正するとしても、広島県のように使用してもよい「やす」の定義については県HPなどで広く周知される方がよいと思います。参考までに広島県のやすの定義のURLについて以下に示します。  <a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/88/yasunosiyou.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/88/yasunosiyou.html</a></p>
258	<p>長崎県による魚突きによる採捕が県条例で禁止されようとしているとのこと、意見を述べさせていただきます。国立科学博物館などでも展示されているとおり、弥生時代にはすでにほぼ現在と変わらないチョッキシステムが構築された漁法です。私自身は10歳の頃に魚突きというのを知り、釣具屋で販売されている500円ほどの銚(ゴム付きのやすということになるのでしょうか)に始まり、現在はカーボンシャフトによる銚の先にチョッキシステムを装着し、後端にゴムをつけてそれを引いて撃ちこむ銚を使用しております。魚突き歴はかれこれ35年になります。長年、魚突きを通して海のすばらしさに惹かれ水産大に進学し、水産関係の仕事に就きました。近年、インターネットの普及で初心者がすぐに魚突きを始められるようになってきていることもあり、魚突き人口もものすごく増えています。県条例で合法であるからと、漁師さんの航行、操業のジャマになると注意されても海から上がるどころか反論する人間がいるという状況があることも知っています。遊漁である以上、例え県条例で合法であった場合でも海で生計を立てている人たちに配慮することは大前提であるはずですが、しかし、このような行動をとる遊漁民がいる以上、規制の動きになることは避けて通れないことであるとも思っています。ですが、魚突きを完全に禁じてしまうと、海を愛し、魚を愛し、魚の国、日本の中で水産に携わろうとする子供たちは今よりもっといなくなってしまうのではないのでしょうか？私は、一部の県で行われているように、完全に禁止とするのではなく、エリア、日程を限定し、例えば遊漁券のようなものを発券して漁業者と遊漁者(魚突きをしようとする人)との調整をはかるのも選択肢だと考えます。</p>

259	<p>ご担当者様お世話になります。一般社団法人〇〇〇〇〇の〇〇と申します。この度は、パブリックコメントの募集、ありがとうございます。日本スピアフィッシング協会 (<a href="http://spearfishing.jp/">http://spearfishing.jp/</a>) の〇〇〇としても、10年ほど前まで伊豆大島での全国大会（スピアフィッシングジャパンカップ）を開催しておりました。私は20年ほど魚突きに親しんだことから、現在、〇〇県海面利用協議会の委員を拝命しております。〇〇県でも、昨今のスピアフィッシングによるトラブルが増加しており、そのことから県水産振興課よりお声掛け頂き、今月初旬にも担当職員16名へスピアフィッシングとはなにかの研修を行いました。今回の改正の主旨は、推測にはなりますが、漁業者から海上で視認しにくいなどの安全面から魚突きをしている遊漁者へ注意喚起があり、それに法的に問題ないと対抗する遊漁者が漁業者の感情を逆なでしたりということかと思えます。また、第一種共同漁業権に定められた水産物を密漁する方もいたのではないのでしょうか。日常的に海面利用をして生活を営む漁業者への配慮は、我が国の水産資源の生産・管理・流通を維持する上で欠かせないと感じています。一方で、昨今の密漁監視など漁業権の強化にも疑問を抱いています。20年以上前は『開かれた海』として、地域住民の入会やレジャーとして採貝採藻などは、身近にあったものかと思えます。漁業者の生活を護る為の措置として、密漁対策などを強化したのかと思えますが、その結果として、消費者と海の距離が開いてしまい、後継者確保や魚食機会の減退、結果的に漁業集落の衰退という悪循環が起きているのではないかと感じています。海に囲まれた島国である日本、改めて海との距離を近づける施策を実施していただけるように、遊漁者と漁業者の関係性が改善される様な内容で各種規定をご検討いただければ幸いです。〇〇県でも、近年にチョッキ鉾の是非が検討されたようですが、こちらでは『チョッキ鉾を禁止することは、水産庁の記載を拡大解釈しすぎている』とのことで、現在でもチョッキ鉾の使用を禁止していません。規制を掛けることで、一旦漁業者に納得していただくことはできるかと思えますが、実情としては遊漁者が目立たないようにフロートを使用しないで海に入るなど、余計に事故やトラブルが大きくなる傾向になってしまうのではないかと懸念しています。〇〇県には、魚突き用のフロートを漁協が貸し出すことや遊漁船利用できるようにすることで、で漁協へ魚突きなどの遊漁者からも海面利用料的な売上を立て、安全性と資源管理を両立する事ができないかと提案させて頂きました。魚突きが高じて漁師や水産関係に就業する方も多くいます。双方の首長を調整するのは至難の業かと思えますが、広い目で水産行政についてご検討いただけると幸いです。よろしくお願い致します。</p>
260	<p>ご意見をさせていただきます機会を頂きありがとうございます。第45条（7）のやす（ゴム、ばねその他の発射装置意を除く）には反対の意見を申し上げます。魚突きは密猟者の区別がしにくく、漁業で生計を立てている漁師の邪魔になる場面も少しはあるかもしれませんが、しかし、規則で禁止を行うと、残念ながらその規則を遵守する人ばかりではないかもしれません。魚突きが規則において禁止されると、漁業権が掛かっている物をとる事と、素潜りで魚を突くことは同じく罪となるのですね。私は第45条（7）が通れば魚突きを辞めざるを得ません。私は長崎県に魚突きに行ったことはないですが、海に囲まれた日本で、素潜りで魚が突けないとはなんと悲しいことでしょうか。また、改正に伴い魚突きを生きがいとしてきた心の行き場はどうなるのでしょうか。魚突きのみを信条にしてきた人間は、貝やエビをとるのと一緒となれば魚突きを辞めないどころか「どちらを採っても一緒」とならないか懸念されます。そうならば漁師と遊漁者のトラブルの数は減っても、密漁は減らないのでは両者が浮かばれないと思いました。比較的漁業の邪魔にならない海域を多数設け、1日漁業権を販売することで漁師と遊漁者が浮かばれるような取り組みはできないのでしょうか。それでも足りないことがあれば、漁業権を販売する際に、突き人への教育を施すなどしてもよいのではないのでしょうか。突き師は何を採ってはいけないのか、どこであれば漁師や釣り師の邪魔にならないか理解するように努めます。密猟者と紛らわしくないように心掛けます。突き師は日本の恵まれた海と魚突きを愛しています。この度は貴重なご機会を頂きありがとうございます。今後も漁師と遊漁者がお互いに笑顔になれる様な関係になることを祈っています。失礼致します。</p>
261	<p>当事者はもちろんですが、特に観光で成り立っている島ですので観光で来られた方が事前申請することで基本的に無条件許可するとか、あるいは月ごとに許可上限数を設定し、その数までは許可するなどしていただければ幸いですよろしく申し上げます</p>

262	<p>県外から失礼いたします。私は山口県でスピアフィッシングをしている者です。今回やす等の発射装置としてのゴムの使用禁止を明記した条例案改正が検討されているとのことと意見を述べさせていただきます。ゴムの使用を禁止することは実質的にスピアフィッシングを禁止する条例であり、同条例改正が全国に波及することを危惧しております。今回の改正は漁業を生業とする方々からの要望で検討されているのではないかと推察していますが、その理由として(1)スピアフィッシングが密漁と見分けがつきにくいこと、(2)スピアフィッシングを行なう者のマナー違反があるのではないかと考えています。密漁が実際に行われ、漁業者が被害を被っている事実は理解しておりますが、法律の範囲内でスピアフィッシングを行っている者が大半であると思います。今回の改正でこれまで適正に健全な趣味として行っている者が最も大きな制限を受けることを検討していただきたいと思います。また今回の改正が議論されていることはスピアフィッシングを行なう者の中では話題となっており、漁業者と対立するような行動を取っていると今回のような改正が議論されることになるという教訓となると思います。「違法ではないから」ということを盾に漁業者と喧嘩するような者がいるという話も聞いたことがあります。今後そのような者は大きな批判を浴びる雰囲気を作られていくことと思います。スピアフィッシングを行なう者を単に排除するのではなく、漁業者と共存できる環境、条例の構築を検討していただきたいと思います。</p>
263	<p>現在までゴムを発射装置とはせず、銚突きを容認していたからこそ突然遊漁者からその権利を奪い去るのはいかがなものかと思う。銚突きにも文化があり、普段海に関わる仕事をしていない一般の人でも海に興味関心を抱き、触れ合う機会であるからだ。漁業者との衝突が発生している事は理解しているが、一方的に意見を取り入れるべきでは無い。銚突きにも遊漁料を支払うよう仕向けるなど、双方の落とし所はあるはずだ。まずは意見交換の場を設け、一方的な排除ではなく双方に利が生じるよう仕向けて欲しい。</p>
264	<p>・本県では水産資源や漁業者の生産活動への影響を考慮し、遊漁者が使用できる漁具や漁法を制限しているところであるが、近年、マリンレジャーが多様化し、「やす」などの刺突漁具を用いて魚類等を採捕するスピアフィッシングが広まりつつあり、遊漁者と漁業者の間でトラブルが発生している。・本県においては、従来からゴム等の発射装置を有する刺突漁具は「やす」ではなく「もり」として区分してきたが、これを広く示してこなかった。・このため、漁業者と遊漁者のトラブル防止を図るため、遊漁者が使用可能な漁具として同条に規定する「やす」について、“発射装置を有するものを除く”ことを明記するもの。とありますが、トラブルとは具体的にどのようなものなのでしょうか。釣りや網での捕獲については、捕獲対象が不明確で食用に適さないものまでも捕獲します。さらに、海中で散見される人工物（ごみ）についても、明らかに釣りや漁業関係者のものばかりです。それに比べ、スピアフィッシングは捕獲対象を選んで捕獲し、さらにゴミはほとんど無いに等しいと、生態系にも環境にも優しいものを取り締まるには早計かと思えます。漁業船にとっては邪魔な存在かもしれませんが、共存できる方法について検討の余地があるかと思えます。よって、今回の改正には反対します。</p>
265	<p>魚突きと長崎の海に魅せられ、年10回以上長崎を訪れるものとして意見を述べさせていただきます。改正規則第45条について、発射装置を有する「やす」を一律に使用禁止とするのは国民の遊漁権を過剰に制限するものではないでしょうか。例えば魚を捕獲する能力が高く漁業に影響を及ぼす可能性がある水中銃やチョッキ銚と呼ばれる「やす」を使用禁止するのであれば理解はできます。漁師と「やす」を使用する遊漁者への現状の規則の周知徹底やマナーの向上、漁場付近での遊漁禁止エリアの設定など段階的な措置を取ることで、漁業関係者と「やす」を使用する遊漁者の共存をはかるべきではないでしょうか。</p>

266

地元漁業関係者とのトラブル防止を図るため一般の海を愛する人たちの権利を一方的に奪うのは絶対反対です。トラブル防止を図るための方法はスピアフィッシング自体を禁止するではなく、他に方法はいくらかでもあると思います。例えば漁船の運航する陸からの距離を制限する。スピアフィッシングをする方達への違反行為に対する罰則を厳しくする。海でのマナーを周知させる活動をする。

267

私はこれまで、長崎県水産振興課に規則の見解を確認し、ときには漁業者との対話を重ねながら、魚突きをおこなってきた。その経験から魚突きという遊漁をめぐるトラブル、および漁業者との対話可能性を以下のように捉え、共存の可能性をみいだすことができると判断する。行政の役割・目的が遊漁者と漁業者との「トラブル防止を図ること」であるならば、改正案のように両者の断絶を生み出すのではなく、規則の周知を徹底すること、さらには対話の場を創り出すことが必要となる。これらが実施されないまま改正がおこなわれるならば、遊漁者と漁業者との「トラブルが固定化される」可能性があるという点が本意見書の結論である。まず、魚突きという遊漁をめぐるトラブルについて。私がこれまで長崎県水産振興課に確認してきた見解によれば、ゴムがついている場合でも発射時に銃の後方部が手のなかにおさまるものであれば「やす」とみなされる。規則の見解については、2021年7月長崎県水産振興課の〇〇氏に電話で確認した。また、規則に関するローカルな認識については、同年に佐世保海上保安部〇〇海上保安署の〇〇署長、〇〇事務所の〇〇氏、〇〇事業所の〇〇氏、〇〇事務所の〇〇氏に問い合わせた。ここから浮上した問題は、水産振興課による「やす」の見解が漁業者および遊漁者のあいだで共通の認識として広まっていないことである。認識の不協和が招くこととして、たとえば、次のような状況が挙げられるだろう。漁業者は「この海域では元来魚突き禁止」といった主張をし、規則とその見解を深く理解していない遊漁者は「通報されたのでとりあえず今日は帰る」という形をとる。大人しく帰る遊漁者ならばその場でトラブルが起きにくい、規則とその見解を確認していた者は反発する可能性がある。事実、私はそうした状況を何度か目撃してきた。いずれの場合にも、漁業者と遊漁者の対立構図は永続することになり、根本的な解決にはほど遠い状況になる。このような状況が「遊漁者と漁業者とのトラブル」を生じさせていたのであれば、その原因として、遊漁者および漁業者の規則確認不足、見解の確認しにくさ（2021年時点では電話でのみ水産振興課による規則の見解を確認することができた）および周知活動の不足、そしてもっとも重要かもしれないが、遊漁者と漁業者との対話不足が挙げられる。そのなかでも、ここでは根本的な問題、つまり「対話を促進すれば、トラブルが解決できるのか」という点について、以下の具体的な事例から私見を述べたい。漁業者との対話について。私は2021年7月24日、長崎県水産振興課に規則の見解を確認したうえで、〇〇で魚突きをおこなった。〇〇は漁業者が頻繁に当該海域を巡回していると聞いていたが、まさにそのようだった。数時間すると、漁協関係者という二人の男性が現れ、「ここで魚突きをしてはいけない」と注意をうけた。私は陸に上がり、水産振興課に規則を確認しルール範囲で魚突きをしていることと、さらには、漁業関係者のみなさまをリスペクトしており迷惑をかける意図がないことを伝えた。彼らは驚いている様子だったが、それは私の主張にではなく、私が陸に上がり対話をしようとする姿勢をみせていることであつた。というのも、彼らによれば、「注意しようとして現場にきたとき、自分から陸に上がってこようとする人は今までいなかった」からである。ここからは、これまで漁業者と遊漁者がそもそも対話をしてこなかったことだけでなく、そこから生じる認識の乖離がトラブルの一因になっていたことが示唆されている。この点を感じ取った私は、私が魚突きをする目的を漁業者の二人に丹念に説明した。すると、徐々に態度を軟化させ、最終的には魚がよく集まるポイントまで教えてくださった。この事例からは、対話をとおした共存の可能性をみてとることができるだろう。当然、こうした事例ばかりではなく、話し合いをしても漁業者と遊漁者の溝が埋まらない場合も多くあるだろう。魚突きをするある友人は、漁業者に「ダメなものはダメ」と突っ張られた経験があると話していた。またある友人は、「こちらはルールを確認しているのだから、正しいのはこちらであり注意されても続ける」と言っていた。どちらの場合でも、対立が深まるばかりで、両者の相互理解に向けた可能性は閉ざされている。そして、残念なことに、両者のこうした断絶は一般化しつつあるように感じる。そのような状況だからこそ、行政は両者の断絶を助長するのではなく、漁業者と遊漁者が納得する形で海と関わる状況を生み出すべきではないだろうか。そのためには何度も示唆しているように、根気強く対話を続けていくことが重要である。それがリベラル民主主義国家の基層であり、長期的に言えば唯一の解決策に思えるからである。以上の所見を総合すると、第45条の改正案は漁業者と遊漁者との「トラブル防止を図る」という意図に反して、「トラブルを固定化する」ものとして機能する可能性がある。そのため、改正案については、ここに強く抗議する次第である。加えて、行政が改正前におこなえる具体的な取り組みとして、(1)遊漁者および漁業者に対して規則の周知を徹底すること、(2)水産振興課の見解をわかりやすく提示すること、(3)遊漁者と漁業者が対話できる環境を根気強くかつ丁寧に進めていくことを挙げる。こうした取り組みをしてもなお、トラブルが解決されない場合のみ、適切なプロセスを経て改正などの動きに入るべきである。

268	<p>生活が掛かっている漁師さんが優先なのはもちろんなのですが、スピアフィッシングもこれから挑戦する人が増え始めているのなら、新しい産業が生まれる可能性があるのです。そういう面で認知していくべきではないでしょうか。昔からある物も大切ですが、次の世代の新しい発見も大切にして欲しいと思いました。ひょっとしたら今まで通りとは行かないかもしれませんが、外に出て遊ぶのは国民の健康管理の面でも良いことですので、どうか一方的なご判断の無きように私からもお願い申し上げます。万が一漁師さんと魚突きの間にトラブルが発生してしまった場合は、従来通り海上保安庁や警察に動いてもらうのが道理だと思います。ただ、余りにも無法な輩が多いような場所ならば、対処の仕方が変わって来るのもわかります。そういう人間を限定的に捌く方法が見つかれば良いのですが。</p>
269	<p>魚突きをする人と漁師との間でさまざまな問題があることは知っています。しかしそれでも魚突きを釣りなどと同じ誰でもできるレジャーとして楽しみたいと考えています。漁を生業としている漁師さんたちの了承を得るのは難しいかもしれませんが、少なくとも勝手に魚突きをすることは良くないと考えます。そこで魚突きをしますという券のようなものを発行してどこでどれだけ魚を獲ったのかを報告するような仕組みを作れば良いと考えます。漁師さんも魚突きを楽しむ人もみんなが納得できる策を考えたい方がいい。今回のゴムを使えなくするような改正は魚突きそのものの楽しさというものがほぼなくなるため魚突きを安心してできる環境にしていきたいです。</p>
270	<p>長崎で、ヤスによる遊漁が禁止されたら、おおよそ全国で魚突きが禁止されます。魚突きで海を汚すことは一切ありません。なお、海中でみつけた釣りのルアー等の回収すらしています。密漁に関しては、本格的に魚突きをしていない方が、ウェットスーツなしで簡単に獲れる貝類をとっているイメージがあります。ただただヤスを禁止するのではなく、規制をかければよいと考えます。たとえば、ヤスを使う際は、ウェットスーツ着用を義務付けるとか、フロートにより、旗を掲げるですとか、ぱっと見てわかるような規制をかけるべきかと考えます。魚突きはスピアフィッシングといって、世界でも有名で紳士なスポーツです。それを生涯をかけている人も多々います。ただただ禁止するのではなく、なにか規制をかけて魚突きをスポーツとして認めていただくようお願いいたします。</p>
271	<p>手錠遊漁ルール化のお願い・漁業者とのトラブルによるゴムを使用したヤスを禁止する案について反対致します。禁止をしたとしても、密漁をなくす解決にはならないと思います。スピアフィッシャーは密漁を致しません。ルールを作り、協力し合う方が密漁撲滅や水産資源を守る建設的な取り組みが出来ると思います。例えば*漁船との接触を避けるため、航路を公開し、または遊漁禁止区域を設ける(遊漁マップの作成)*船舶から見えやすいようにフロートの携帯*密漁の禁止 密漁者を発見した場合は連絡する*水中銃の禁止*海中のごみの回収や磯焼け防止のウニの駆除 など、海を守る取り組みが協力し合いできると思います。どうか、海を愛するスピアフィッシャーの人生の楽しみを禁止という形で片づけてしまわないでください。</p>
272	<p>ゴム付きのやすを禁止する案について反対です。利害関係者がwin-winになるような案について考えるべきだと思います。ライセンス制度を取り入れるや、観光資源化するなどやり方は色々あるかと思えます。私每ですが、海外でフリーダイビングをしているものです。多くの国では魚突きがカルチャーとなっており利害関係者が共存している仕組みはあります。長崎の海は世界的にもかなり貴重な良い海だと思います。これを禁止するのはもったいない気がします。0か1で決めるのではなくwin-winになる妥協点を探ってみる方向で検討していただけないでしょうか。よろしくようお願いいたします。</p>

273	禁止にする前にまずは話し合いの場を設けてほしいです。よろしくお願いします。
274	いきなり、手錠を禁止されるのは納得できないです。漁港の近くで潜らない、水深10m以上の場所では潜らない、漁具やブイ等の近くで潜らない、突いた魚を売らない等々、お互いに歩み寄っていくべきではないかと思います。そもそも、魚突きで取れる魚はたかが知れてる量であり、漁業者の漁獲量に影響を与えるような漁獲ではないと思いますが、
275	改正に意見します。まずなぜこのような改正に至ったのか明確な理由を説明してください。また魚突きを愛する人たちは、密猟者を軽蔑し、排除していきたいと考えています。パトロールも兼ねて潜っているということです。双方が納得のいく答えはないのでしょうか。ご検討ください。
276	準漁業権等を取得できるように改正して頂きたい。魚突きができなくなる事に反対です。世界的な大会が有りスポーツとしても認められています。他国では遊魚権等を発行し漁師と共存しています。
277	〇〇県観光特使として〇〇県内の農林水産資源の有効活用事業を推進しております。この度、長崎県にて行われようとしております上記制度改正にあたりご提案申し上げます。県外での漁業者と遊漁者との問題は多々耳にしますが、現状北陸ではスピアフィッシャー（魚突き者）と地元漁業組合との共同で海底ゴミの回収や有害海産物（ウニやニ漁水域のオニオコゼ等）の駆除などに取り組み、漁業者のみならず地域住民からも賛同の声を頂いております。事実上、ゴムの使用ができないことには適切な魚の採取が難しくなります。私自身、海底ゴミ及び漂流ゴミの回収を行うスピアフィッシャーとして地元番組に取り上げられ、上記活動に加え教育事業として海産物の正しい認識を促しております。また、近県に船を所有しており、各組合とも良好な関係を築いて参りました。この度懸念しておりますのは、御県条例改正による他県への改正の波及、また世間へのスピアフィッシャーに対する悪印象の認識です。北陸での活動を今回の条例改正にご活用いただけますと幸いです。・スピアフィッシャー登録制:個人情報及び採取禁止海産物同意の念書・各自治体との提携活動推進・未登録スピアフィッシャーの摘発、及び採取禁止海産物採取者への警告その他ご不明な点がございましたらご連絡いただけますと幸いです。
278	やすのゴム使用を禁止するのには反対します。スピアフィッシャーのほとんどは条令を遵守して、魚突きをしていると思います。そして、私の経験上漁師とトラブルになるのは。条令の解釈に齟齬があるためだと思います。条令を守って魚突きをしているのに漁業関係者に根拠もない注意をされて、トラブルに発展するのだと思います。ゴム使用を禁止すると、肩身が狭い中条令を遵守してきたスピアフィッシャー達がかわいそうだと思います。一方的に漁業関係者の意見を聞くのではなく、私たちスピアフィッシャーの意見も考慮してもらいたいです。もし、折り合いがつかないのであれば、スピアフィッシャーも河川の漁業権のように鑑札を購入し、フロートに付ける等の措置を講じてもよいと思います。よろしくお願いします。
279	やすのゴム使用禁止に反対です。海は、漁業者だけのものではありません。レジャーの釣りと同様、一般市民が一定のルールのもとでマリンレジャーを楽しむ権利も守られて然るべきだと思いますので、この改正案には反対です。代替案として河川を管理する漁協が発行する遊漁券のような法整備をしていただき漁業者とのトラブルを回避できる仕組みを作っていただきたいです。

280	<p>ゴムを使わずに魚を突くのは事実上不可能に近いです。改正内容から考えて、漁業関係者は遊漁者に鉈突きをしてほしくない、と思っておられるのだと思います。まずはそう思わざるを得ない経緯、事情を漁業関係者から説明していただければ幸いです。・漁業者が迷惑に思う行為を明らかにし、遊漁者の間で周知する。・違反者には条例で罰則を規定する。・魚突きの遊漁券を漁協で発行してもらう。例えば上記のような妥協点を考える事はできないでしょうか。魚突きは釣りに比べ、獲れる魚の数も少なく、海に仕掛けなどのゴミを残すこともなく、環境負荷の少ないレジャーだと考えております。釣りには規制がかからないのに、魚突きについてのみ、規則が改正される事に違和感を感じます。魚突きに関して環境の良い長崎県は、魚突きのメッカとしてブランディングすることも可能だと思います。遊戯人口が増えれば地域経済に多少なりとも貢献できるチャンスがあると思います。一度魚突き愛好家と話し合いの場を設けていただく事はできないでしょうか。Win-Winな解決策を模索したいと思います。</p>
281	<p>スピアフィッシングと漁師とのトラブルで改正を検討するとのことですが、トラブルを未然に防ぐために河川のように遊漁券を購入し、釣りやスピアフィッシングに漁師と接触があった場合に、遊漁券等を即提示すればトラブルを防ぐことが可能だと思います。また、事故を防止するために、スピアフィッシングや釣りに適した服装や道具をもっているかを遊漁券購入時に確認すれば良いと思います。海は漁師だけのものではありません。海を自分たちのものと勘違いし、高圧的な態度をとったりする漁師が多いと聞きます。そういうのもトラブルの原因の一つです。勿論遊漁者のマナーが悪い一面もあります。ただ、トラブルを回避するために、漁師を優先し、遊漁者を締め付けようとするのはどうかと思い、意見をさせていただきました。</p>
282	<p>愛知県在住です。ヤスゴム使用禁止には反対意見です。魚突きという遊漁は古来から楽しまれている遊漁であり、世界的なスポーツの一面もあります。古くから職業漁業者とのトラブルがあることも事実です。モラルを守りながら職業漁業者とトラブルなく魚突きできる環境造りの先駆けを長崎県に期待します。登録者制度、有料遊漁化、有資格者化、有料教育などトラブルなく魚突きできる日本にしてください。</p>
283	<p>ゴム等を使った手鋸の使用の禁止は反対である。漁協等に協力金を支払うことでの許可をするようにする。交換に証書又はステッカーを発行して、所持することにより漁師とのトラブルも減るのではないかと思う。</p>
284	<p>「ばね投射器は認めない」件について、『ゴムによる発射の魚突きは禁止』と解釈して意見させていただきます。結論、魚突き禁止の改正には大反対です。そもそも、「ゴムを使う」ことがなぜダメなのか理解ができません。魚突きをする人への嫌がらせと感じます。ゴムを使えるからといって、生態系を壊すほど魚が獲れるわけではありません。漁業者とのトラブルが理由と伺いましたが、それは魚突きの禁止エリアを明確に設けることで、回避できるのではないのでしょうか？魚突きそのものを禁止するのではなく、禁止エリアを設定する等して、誰もが楽しめる海にしてください。よろしく申し上げます。</p>

285	<p>初めまして。私自身魚突きを趣味としてやっている者です。今回の話、ヤスのゴム禁止の案についてなのですが漁業者と魚突き遊魚者とのトラブル防止からこの様な案が出てるとの事ですが、トラブルとはゴムが原因なのでしょうが？私自身魚突きしていてゴムが原因だとは考えられません。魚突き師がゴムを海に捨てまくって海を汚すや、ゴムが切れて話、ヤスが漁業者に当たりトラブルになった等ならゴム禁止は十分理解出来ます。ゴムを禁止にする事がトラブルの根本的解決になるとは思えません。これは私個人の見解なのですがトラブルの1番の原因は密漁者との区別が付かず言い争い等になるトラブルが1番多いのではと考えます。そもそも密漁者を憎いのは魚突き師も同じ思いです。密漁者を憎い者同士が密漁者の問題でいがみ合うのは違う気がします。そこで河川の遊魚券の様に年間3000円や5000円なので遊魚券を買い魚突きを行う。買った者は腕章やリストバンド等を貰い付けて海に入る。もちろんフロートやブイ等の目立つ安全対策は行う。そしてその金額が少しでも漁業者に還元できればと考えます。海は私達遊魚者でも漁業者のものでもなくみんなのもので。この素晴らしい海で魚突き師含めた遊魚者と漁業者が共存しあえる素晴らしいものとなる事を願います。そしてそのモデルが長崎県から全国に広がる事を願います。</p>
286	<p>はじめに お忙しいところ このように意見をさせていただき機会をいただき本当にありがとうございます。私は中心にスピアフィッシングを生きがいにしてしている者です。マリンの素晴らしさに魅了され、マリン事業を行っている某企業に就職しました。このようにスピアフィッシングは私の人生の全てです。私は正直今回の改正について当然であると思えます。これまでに密猟者や一部のルールを守らないスピアフィッシャーマンが漁業者や生態系に影響を及ぼすのが問題だと思っていました。さらに漁業関係者の方々と交流からスピアフィッシングに対する偏ったイメージがあることも理解しています。しかし、これでは私を含めて紳士にマリンと向き合ってきた人間にとっては不利で漁業者の都合の良い内容すぎると思えます。海は漁業関係者の生活の場でもあります。生け簀のように漁業関係者がすべての海産資源を育てているわけではないため、すべての人に平等に楽しむ権利があると思えます。また、海産資の保護という観点においては、スピアフィッシングに関するルールを厳しくするよりは密猟者に対する罰則を強化すべきです。このため「スピアフィッシングを許可制にする」ということを提案します。具体的には、講習会の受講や会員費の支払い、ごみ拾いなどの奉仕活動を通して漁業関係者とスピアフィッシャーマンの良好な関係を築き、取り組みや態度に応じて権利を付与するというものです。また、このようなルールを取り決める場面には遊漁者の代表も参加して話し合いを行えばよりよいと思えます。マリンレジャーの広まりは密漁やルールを守らないものが現れるといった不都合な面はあります。しかし、同時に磯焼けや資源の減少、マイクロプラスチックの増加といったマリン特有の問題に関心が集まるチャンスでもあると思えます。このように「スピアフィッシングを許可制にし、ルールを明確化する」ことでよりマリン環境になると信じています。お忙しいところ恐縮ですがどうか参考にしてください。よろしくお願いいたします。</p>
287	<p>長崎県漁業調整規則第45条でも謳っている通りスピアフィッシングが広まっています。それは時代の流れで仕方のない事だと思えます。その時代の流れを昔のやり方で無理矢理抑えつけるのは決して良くないと思えます。時代の流れに柔軟に対応していかなければ後々後悔する事になると私は思えます。しかし、ただ一方的に反対ではなく、今後様々な観点から精査する必要があると思えます。個人的には魚突きをする人は事前申請制や遊漁権の購入など、様々な方法でルールを守り、魚突きを楽しめる環境下にしていけば良いと考えています。現状では、トラブルが増えたので規制を厳しくします！ではよりトラブルの元になると思えます。漁師の方の一方的な意見だけを聞くのではなく、時代に合った解決策をお願いしたいです。</p>
288	<p>スピアフィッシング愛好家です。長崎県に行って魚突きをしたことはまだありませんが、いずれ長崎県の美しい海で魚突きをしたいと夢見ております。今般の改正を一旦棚上げしていただき、いずれかの形でか意見をかわす機会をもうけていただくことを求めます。改正には何らかの目的があるはずで。ステークホルダーが何を望んでおり、どこに考えの相違があるかを明らかにしていただきたい。その上で納得できる合意に至るよう働きかけていただくのが行政が担うべき役割であると考えます。例えばですが、県もしくは各地の漁協が有償の遊漁券を発行し、購入者に対して一定上限までの魚突きを認める、といったような仕組みを導入することができれば、新たに海を豊かにするための財源にもなりますし、正当な権利を有する者はレジャーとしての魚突きを楽しむことができます。スピアフィッシング愛好家はお金儲けのために海に潜るのではなく、楽しみのために海に触れ、自然触れることを望んでいるからです。地域の方々に対するリスペクトを持ち、共存を望む多くのスピアフィッシング愛好家の一人として意見します。</p>



289	<p>やすのゴム使用を禁止すると実質的に魚突きを全面的に禁止することになります。魚突きをしている人が密漁者と間違えやすく漁師とのトラブルを招いている事が問題なのであれば、(1)密漁者への罰則の強化、(2)魚突きをする者は漁協への身分の提示、(3)漁協が公認している事が分かる印（フロートに付ける旗など目立つもの）など、全面禁止以外にも対応策は考えられます。理想を言えば魚突きをしている我々が密漁者の監視役にもなり、漁協や海上保安庁への連絡を行うという体制も考えられます。真面目に魚突きを嗜んでいる人は密漁行為はしませんし、漁協など地域住民への協力を惜しまないと思います。魚突きを全面的に禁止するのではなく、魚突きを行う人と地域の人を繋げる事ができるような改正を望みます。</p>
290	<p>今回の条例改正についてスピアフィッシング愛好者の意見を聞き、賛同しましたので意見を提出致します。私はスピアフィッシング愛好者ではありませんが、県が当事者（スピアフィッシング愛好者）との話し合いもなく一方的に決定した条例改正案には反対します。漁師や漁協とスピアフィッシング愛好者の双方が納得できるよう、協議の場を設けた上で、できる限り多くの方が納得できる内容にしていきたいと思います。また、スピアフィッシング愛好者は、漁師の方に協力して良い関係を築きたいと考えているようです。密漁者の監視、ウニによる磯焼け、海底のルアー蓄積問題、ゴーストネットの回収など、スピアフィッシング愛好者が漁業者へ協力できることはたくさんあると思います。双方が助け合って、共存していけるような道を探していきたいと思います。（他、同趣旨17件）</p>
291	<p>ゴム付きのヤス使用が禁止となればそれは魚突きその物が禁止と言う事になります。漁業関係者とのトラブルが多数あると聞きますが、それは魚突き突きをしている人に問題がありますか？現在の条令ではゴム突きのヤスでは密漁に該当しないはずですが、漁業関係者によっては密漁だと言い、条令を守っているから密漁ではないと言う魚突きをする人と、ウェットスーツを着て潜っている時点で密漁だと言う漁業関係者との間でトラブルになっている事が私の聞く限りでは多数です。現時点で漁業に関する規則を完全に知らない漁業関係者多くありませんか？いきなり禁止にするのは早過ぎませんか？魚突きをする側にも魚突きをする前に漁協に連絡するべきなどと呼びかけをする等、禁止にする前にやる事はあると思います。1日遊魚券を買わなければ魚突きはできない。（値段が高過ぎると逆効果）でもいいと思います。漁業関係者とマリンレジャーを楽しむ人との共存を図る事が一番大切だと思います。再考のほど宜しくお願い致します。</p>
292	<p>改正後の規則では釣具屋などで販売されている小型のもりを使用して魚を取ることも禁止されてしまうため、子供を含め多くの人々の海で楽しむ権利を奪うこととなってしまいます。改正概要に、遊漁者と漁業者の間でのトラブルが発生しているとあるが、トラブルの内容を明示し回避、解消できるよう問題解決の議論の余地を望む。</p>
293	<p>漁師と魚突きをする人が共存できるような仕組みができることを切に願っています。</p>
294	<p>遊漁と漁業の実態を踏まえ、それぞれの規制のバランスを考慮し、遊漁に対して過度の規制とならないよう留意する必要がある。有料のライセンス制にしても良いと思います。この改正には強く反対します。</p>

295	<p>私、一般市民は釣りと同じように自分が消費出来る量しか取らないと決めています。一般市民の遊漁を奪ってしまっははこの先、今の子供たちが魚突きをしてしてみたいとなった場合出来るようになる改正は行えないと思います。無くすのは簡単です。漁師の方々も年配の方が多いでしょう。今トラブルがあつて問題だからでは無く未来を見据えましょう。先は短いのですから。子供たちは外で遊べなくなり、昔遊びも無くなりつつあります。それは、外で遊ぶとうるさいだの言う年配がいるからです。無くすのではなく、その場を設けてはどうでしょう。釣りも許可された区域、禁止区域があるように。ゴム無しでは魚突きは出来ませんよ。そんな小さいことを許可して満足する人間がいるのですか？密猟者が増えると思いますよ。禁止すると。</p>
296	<p>今回の条例改正について意見を提出致します。県が当事者との話し合いも無く、一方的に決定した条例改正案について反対します。漁師、漁協、スピアフィッシング愛好者双方が納得できるよう、話し合いの場を設けた上で進めて行くべきかと思ひます。また、私は年に何度かスピアフィッシングで長崎を訪れて、宿泊や飲食、その他で消費をしており、魚を数匹取るために、県にはそれの何倍もお金を支払っています。漁業のことだけを見て判断しており、全体を見るとどっちが利益があるのか、全体間を見れる方ならわかると思ひます。スピアフィッシングができる長崎は、大きな観光資源です。双方が話し合える場を設けて頂きたく、よろしくお願ひします。</p>
297	<p>自分は長年魚突きのマナー、ルールを守り、漁業組合の方々の邪魔にならぬよう魚突きを行っている魚突き愛好家の1人です。どのような流れで今回の改正案が提出されたのか説明もなく、突如長崎県で実質魚突きが出来なくなる事に憤りを感じております。想像するに一部の常識なき者が起こした漁師さんとのトラブル、ルール違反を規制する為の処置であろうと思ひますが、マナー、ルールを守っている魚突き愛好家は沢山います。対話の場を設けていただきたい。一方的に規制するのでは無く一度話し合いの場を設けていただけないでしょうか。私共も毎年長崎に行くのを楽しみにしております。可能な限りお金を落とし、町の活性化に協力したい気持ちで家族旅行として長崎に行っています。強制的に規制に走ればトラブルを逆に招く事も考えられます。どうか一度対話の機会を宜しくお願ひ致します。</p>
298	<p>長崎県外の者ではありますが、長崎の海に潜りに行ったことがあるため意見を記載させていただきます。改正概要の1を拝見しました。こちらで明記されている遊漁者と漁業者の間のトラブルとはどういったもののでしょうか。一旦、こちらのトラブルの例と件数を明記していただいたほうが、意見者も改正が合理的であるかを判断できると思ひます。一旦、漁獲量の減少がトラブルの理由という前提で意見いたします。その前提で言うと、遊漁者側の人口からみても釣り人が釣る魚の量の方が多いのではないかと個人的には思ひました。実際に、遊漁者によって漁獲量は減っているといったことはあるのでしょうか。また、本規制によって観光への懸念もあるかと思ひます。長崎の海は美しく、潜っていて気持ちが良いので遊漁者も潜っています。本規制によって遊漁者が減るとせっかくの長崎の観光資源である海が活かせなくなるのではないかと思ひます。以上から、簡単に規制をするのではなく、トラブルのデータや観光に与えるインパクトを分析した上で、両者が納得のいく合理的な判断をしていただくのがよいのではないかと考えます。</p>

299	<p>条例改正反対です。あまりにも極端過ぎる改正だと思えます。改正の経緯としては漁師の方とのトラブルが多いことだと思えます。しかしながらルールを守って魚突きをしている者からすれば、改正内容があまりにも極端過ぎます。漁師の方中心に話が進むのは当たり前だとは思いますが、いきなり魚突きを実質禁止にする内容は考え直す必要があると思えます。例としては遊漁権の発行、魚突きをする管轄の漁業組合に道具を確認してもらい許可をもらう等、段階を踏んでいてもらいたいです。長崎県が魚突き禁止のモデル県になれば全国に広がっていき、日本では魚突きを行う事ができなくなる可能性も考えられます。この改正は長崎県だけの話ではなく、可能性が高いので、もう少し慎重に検討願います。</p>
300	<p>遊漁者等の漁具漁法の制限についてやす（ゴム、ばねその他の発射装置を有するものを除く。）がありますが、やすの全面禁止については反対します。漁業者と遊漁者間のトラブルについては全国的にも増加傾向にありニュース等でも目にすることが多くなったと感じております。しかし全面的に禁止とするより悪質かつ巧妙化して取締りに係る労力が増え、漁業者が本来行う漁業活動にも支障が出る可能性があります。よってやすだけに限らず遊漁に対して入漁権を導入することを提案いたします。導入のメリットとしてまず入漁権の発行に対する手数料や遊漁者の購買利用等の浜の収入の増加が見込まれます。また入漁権を購入している遊漁者間での密漁や未購入者に対する相互監視、漁獲物に対して報告義務をつけることで資源管理におけるデータもより実態に近くなることが考えられます。現状問題となっている漁獲禁止の動植物の周知徹底やマナーの悪い遊漁者に対してもけん制を与えられるため一定の効果はあると考えております。今後、浜での漁業者が高齢化や担い手不足で漁業者も苦しくなっていく一方で、遊漁者は増えてきています。諸問題を解決するために禁止だけをするのではなく、上手く共存できる環境を作っていくことを望んでおります。</p>
301	<p>50年以上にわたり「ゴム付きのやす」、いわゆる手鉾で素潜り魚突きを趣味としているものとして、この趣味を持つものを一律排除する法案には反対します。ここ近年、TV等の影響により、魚突き人口が増加し、各地で漁業者とトラブルを起こしている事案を憂慮しています。一方、漁業者との良好な関係を保ちながら、最低限のマナーを持ってこの遊漁を楽しんでいる者も少なからず存在します。因みに私が心がけている最低限のマナーとは、  (1) 近隣の宿泊施設に泊まり、少なからず地元への経済効果に貢献すること。  (2) 自らのゴミは出さないことは勿論、可能な限り海浜清掃に努めること。  (3) 漁業者の船から識別できるようなブイを繋いで泳ぐこと。  (4) 密漁対象となる、エビや貝類等は絶対に獲らないこと。そこで提案です。遊漁者には、地元の漁協から遊漁許可証の購入を義務付ける。例えば、一日あたり数千円のチケットを発行し、発行に際してルールの再徹底を行い、漁業者とのトラブルを未然に回避する。これが少しずつ浸透すれば、トラブル回避はもとより、善良な遊漁者の行為も守られ、日本古来の伝統、文化の一つである「魚突き」が存続できることになり、一石二鳥であると思えます。</p>
302	<p>一方的な改正案に反対します。トラブル回避の方法は、禁止以外の方法もあると思えます。漁業者と遊漁者が共存できる方法をもっと議論すべきです。</p>
303	<p>はじめまして、私は県外からですが、意見させて頂きたく思います。魚突きに関してですが、ゴムを禁止にしてしまうと何も取れなくなってしまいます。父から海を教えてもらい海の楽しさを知りました。そして今父は68歳、私は35歳になり4歳の男の子にそれを引き継ぎたいです。遊ぶ場所は海山川と3ヶ所しかありません。揉めるから禁止ではなく、揉めるからルールの設定ライセンスなどルールを周知できる場所を設定する方向で検討できませんでしょうか？？？1県が禁止を始めてしまうと、全国に広がる恐れがあり非常に恐ろしく感じます。畑や田んぼとは違い、名義がない海はみんなが利用できる場所ではないといけないと思えます。漁業の権利はあっても、支配する権利は無いと思えます。何卒、未来の子供達のためにも自由な選択が出来るようお願いいたします。</p>

304	<p>海で、釣りや磯遊びで小魚を突いたりしてBBQするのが楽しいのに、ヤスを禁止するって本気ですか？ 禁止されたら長崎では遊べないから他県に行くしか無いですが…自分は大阪の人間ですが、近くの〇〇島では沢山の観光客に来てもらいたいのので漁協の人や漁師さんも、一般の人が海で魚を突いたりしていても何も文句を言いません。文句どころかアドバイスをもらった事も有ります。だからなんでしょう、ここ数年、〇〇島への観光客は増加し続けています。ご参考にして頂ければ幸いです。規制するより逆の発想が功を奏する事も有る一例です。</p>
305	<p>魚突きにおいて、発射装置がないものでは魚を捕らえるのが難しく、実質の禁止に値します。広く遊漁者にも魚突きを許可することで、海への関心、環境への関心を漁業者だけでなく、全ての人に広げ、県の資源の有効活用になります。そもそも問題なのは貴重な資源であるアワビ等を密猟することであり、魚突きにより漁業者の生活がおびやかされる事があるのでしょうか。海は人類みんなの宝です。漁業者だけで独占する方向や、規制を増やす方向ではなく、海を活用出来る方向でご検討願います。</p>
306	<p>スピアフィッシング歴12年になります。主に福井の海に潜っています。以前、海上保安庁の職員から潜る前に連絡してほしいと言われました。潜ってはいけないルールを作るのではなく、こうすれば潜っていいよといったルール作りをしてもらいたいです。日本の海は本当に素敵です。我々からスピアフィッシングを奪うようなことはしてほしくないです。</p>
307	<p>貝類やイセエビなどの密漁に対する罰即や過料をもっともっと重くし、本当の密漁の抑止を図り、ゴムつきのやすなどを使ったスピアフィッシングは続けさせてほしい。</p>
308	<p>スピアフィッシング愛好家と漁師が共存できると思います。一方的に話を進めるのは如何なものかと思います。確かに密漁されている方がいるのは事実です。しかしすべての方がそういうことをしているわけではなく、本当に海が好きでスピアフィッシングしているかたが大多数です。どうかそういう方の自由を奪わないでください。</p>
309	<p>ゴム等を用いるやすは、海でのレジャーの一つである魚採りに広く使用されており、捕獲した魚をその場で調理し、仲間と共に浜辺で食事を楽しむことは、余暇の過ごし方として非常に魅力的なものです。海に潜って魚をとる本人はもとより、その獲物を心待ちにしている仲間たちにとっても、漁法の制限が厳しくなることは、その地域へ行く動機の低減(＝行く気がなくなる)を招き、観光資源としての貴県の魅力の消滅につながると考えます。また、個人がレジャーで採取する魚の量は、漁業者の漁獲高と比較しても微々たるものと思われますので、やすを禁止することによる宿泊・交通・飲食など観光収入の減少の方が、漁獲高への影響と比較すると、貴県への経済的影響としては甚大なものになると考えます。以上の理由から、ゴム等を用いるやすに関して、レジャーとして使用するものは規制せずに、多量の魚を採取する営利目的で使用するのみを規制する方が得策であると考えます。</p>

310	<p>魚突きを趣味としている立場から意見を述べさせていただきます。各地域の海で漁業を生業としておられる方々の手間暇とお金をかけて育てた魚を獲るとは彼らの財産を奪うことになり犯罪行為に等しいという認識を徹底することが前提として必要です。釣りを趣味としておられる場合でも生簀の中の魚を獲ることは許されないし、そのようなことがあれば周りからも見えて嚴重注意以上の対応がなされ場合によっては逮捕される事案となります。しかし海の中に潜る魚突きでは外から見えないことにより、何を獲っているかがわからないことが不信感を抱かせる状況となる為、漁師からすれば魚突き自体が密漁行為を想起させる行為に映ります。実際、貝類を獲る者がいるので漁師さんも神経を尖らせている状況です。また同時に純粹に自然の海の恵みとしての魚を獲り食べるという行為は魚突きも釣りも同等な行為であることは事実であります。自然の恵みを狩猟採取することは国民の権利という側面もあります。ただし先記した不信感を抱かせる海中での魚突きは誤解を招きやすいことと違反をしやすきことがあるので各自の善意と良識に任せられ、注意を受けた場合は個別に対応するしかないのが現状です。そこで漁師と遊漁者の間でひとつのガイドラインを設けることを提案します。釣り同様に年度ごとに遊漁券のような許可制にすること、あるいは狩猟資格のような資格制度を導入して地域に税金を払うことも含める。魚突きをする遊漁者が増加することでマナーの低下が起こり、本来漁師さんとの間で築かれてきた信頼関係に傷が入り、その結果魚突き自体が禁止されることは国民の権利を大幅に制限し剥奪することになりかねません。漁師さんにも遊漁者にも再教育の場面を設けていただき、誰でもが魚突きをするわけではなく、地域や国の許可を受けた者だけが魚突きをするようになればトラブル回避もできると思います。昨今のテレビ番組での魚突きのシーンやYouTubeなどの動画を見て魚突きを簡単に捉えて始める方々が増えたことでモラルやマナーの低下を招いているのは漁師さんにとっても良識ある魚突きをする遊漁者からしても大変迷惑なことであり、その煽りを魚突き師達が一方的に受け規制が厳しくなることはあまりに公平性を欠いた処置と感ずます。どうか一案としてご検討よろしくお願ひします。</p>
311	<p>今回の条例改正についてスピアフィッシング愛好者としての意見を提出致します。私はまだ長崎に行ってスピアフィッシングをしたことはありませんが、これから壱岐の島に行こうと思っております。もし、禁止されてしまったら、行くことはなくなるでしょう。スピアフィッシング愛好者をターゲットにした宿もそれなりに存在し、愛好者がそれを理由に観光客として訪れている現状を把握されていますでしょうか？県が当事者（スピアフィッシング愛好者）との話し合いもなく一方的に決定した条例改正案には反対します。漁師や漁協とスピアフィッシング愛好者の双方が納得できるよう、協議の場を設けた上で、できる限り多くの方が納得できる内容にするべきだと思います。われわれスピアフィッシング愛好者は、漁師の方に協力して良い関係を築きたいと考えております。密漁者の監視、ウニによる磯焼け、海底のルアー蓄積問題、ゴーストネットの回収など、スピアフィッシング愛好者が漁業者へ協力できることはたくさんあると思います。双方が助け合って、共存していけるような道を探してください。海は漁師だけのものではありません。我々の主張も聞いて話し合いの場を設けてください。</p>
312	<p>この度は私の意見に目を通していただきありがとうございます。今回の条例改正前にもう一度、水産関係者、漁業関係者、スピアフィッシング愛好家と協議して頂き、改正の是非を決定頂けないかと思ひます。私個人の意見としましては、スピアフィッシングを鮎釣りなどの様に遊漁料を払って行うライセンス制にしてみてもどうかと考えます。水産関係者や漁業者、遊漁者が共に水産資源の保全について協力できるのではないかと考えます。さらに遊漁者にはルールを設け漁業者とのトラブルを未然に防ぐ対策を講じてはいかげんでしょうか。遊漁の規制を厳しくする事だけではなく、一般の住民や遊漁者と水産関係者や漁業者と共に水産資源や環境保全について考えてこそ今後の水産業の発展に繋がるのではないと思ひました。県外からの意見を讀んで頂き誠にありがとうございました。私の様に県内外からの意見を広く汲み取り長崎県のスピアフィッシング愛好家や遊漁者と話し合いを行って頂けたら幸いです。ありがとうございました。</p>

313	<p>改正内容に反対である。また、解決策を提案したい。・「従来からゴム等の発射装置を有する刺突漁具は「やす」ではなく「もり」としてきた」とあるが、2021年春ごろに県北振興局水産課に電話にて確認した際(その当時、担当部門に繋いでもらったが、担当部門・担当者の名前は覚えていない)は、刺突漁具においてゴム等の発射装置の使用は可能な旨の回答を受けていた為、まず前提として誤っている。つまり「既見解の明確化」ではなく「見解の変更」にあたる為、再検討を求める。・漁業関係者とのトラブルが絶えない点については事実として起こっていると捉えている。漁業関係者が漁業調整規則の内容を理解せずに一方的に注意し、遊漁者は遊漁者の権利を振りかざし反論していることが原因と考えられる。現状のままではトラブルの解決にはならない為、解決策を検討する必要がある。【解決策(1)】溪流釣りの遊漁券のように、個人情報の登録を行ったうえで「スピアフィッシングを行う為の遊漁券」の購入ができる制度を作る。「遊漁券」は小型の旗のような物を作成し、そこに登録番号等の個人を特定できる情報と公認のマークを記入する。スピアフィッシングを行うものは必ずフロート(刺突漁具とロープで繋がれている浮きのような物)を携帯している為、それに目立つように旗を付ける。&lt;解決策(1)のメリット&gt;1. 個人情報の登録をしていることで、伊勢エビやアワビ、サザエ、ウニ等の密漁が横行するリスクを減らすことが出来る。2. 個人情報の登録の際、反社会勢力関係者かどうかを厳格に審査することで、「反社会勢力の財源ともなりうる海産物の密漁」を防ぐことが出来る。3. 有料とすることで、地域の財源が潤う。4. 有料とすることで魚を「獲っている」のではなく、間接的ではあるが「買っている」ことになる為、漁業関係者の理解を得やすい。また徴収した金額のうち一部を漁業関係者に還元することで更に納得を得やすい。5. 旗の有無で、漁業関係者は遊漁者が密漁者かをすぐに判断することが出来る。【解決策(2)】狩猟免許のように、スピアフィッシングを免許制にする。解決策(2)と同様に証明となる旗をフロートに付ける事を条件とする。&lt;解決策(2)のメリット&gt;1. 上記、&lt;解決策(1)のメリット&gt;の1.2.5は同様に得られる。2. 免許制度を導入する事で、最低限の法的知識を得られる。そのことで悪意なく無意識的に法に触れるリスクも減る。3. 交通違反者のように、違反者には罰金&amp;#8226;減点&amp;#8226;免許剥奪等のペナルティを課することができる。4. 資格を得ることで、スピアフィッシャーへの周囲の理解を得ることができる。また、昨今強く求められている多様性を認め合う社会構築の一つの良い例となり得る。・まとめトラブルが起こるからとすぐに「禁止」という措置をとるのではなく、漁業関係者と遊漁者の双方が納得する・妥協できる方針を検討してもらいたい。「海は皆の物」だと思う。マナーの悪い人間もいる一方で、海が好きで、次世代に綺麗な海を残したいとゴミを拾っていくスピアフィッシャーも沢山いる。釣り人や漁師が捨てたゴミを、である。綺麗な長崎の海の魅力を、今後も皆が平等に享受できる未来を実現して頂きたい、本意見書を提出する。</p>
314	<p>〇〇県水産課に問い合わせた内容の原文を下に添付しています。同じ内容で〇〇・〇〇・〇〇・〇〇「等他県確認取りましたが大体同じです。長崎県も他県の実態を確認され妥当な内容にて改正される事を期待します。つまり、”ヤス”とは何ぞやを、他県同様明確にし、それに違反する者は処罰する。ゴム使用禁止となると実質的に魚は捕れません。これをやると長崎県は漁業者のみの意見を聞き事なかれ主義に逃げた県だと思われれます。***** *****〇〇さま先日は、電話での問い合わせありがとうございます。〇〇県での「やす」の定義は、“手で持つ柄と魚を突き刺す先端部で構成されており、魚を突き刺す瞬間まで柄と先端部は一体となっており、かつ、柄が掌の中に収まっているもの”となっており、この定義に当てはまるのであれば、柄の後端にゴムが付いていても柄が掌の中に収まっていれば「やす」と判断しています。そのため、上述の定義に該当する「チョッキ鉗」であれば、使用は可能です。ただし、ゴムを手元のフック等にかけて、フックを弾くことにより先端が前方へ出ていくような仕組みの「やす」は、発射装置がついているため、遊漁者の使用を禁止しています。また、水中灯の使用は可能です。〇〇県水産課ホームページに海での注意事項等をまとめていますので、参考にしてください。*****</p>
315	<p>県が当事者(スピアフィッシング愛好者)との話し合いもなく一方的に決定した条例改正案には反対します。漁師や漁協とスピアフィッシング愛好者の双方が納得できるよう、協議の場を設けた上で、できる限り多くの方が納得できる内容にするべきだと思います。また、スピアフィッシング愛好者は、漁師の方に協力して良い関係を築きたいと考えているようです。密漁者の監視、ウニによる磯焼け、海底のルアー蓄積問題、ゴーストネットの回収など、スピアフィッシング愛好者が漁業者へ協力できることはたくさんあると思います。双方が助け合って、共存していけるような道を探していただきたいと思えます。遊漁船による魚釣りが観光資源として有益なように、スピアフィッシングにおいても、1日遊漁券の販売、地元漁師によるスピアフィッシングツアーなど、管理下において楽しめる場が提供されることにより、地元の観光資源として新たな収益源としても期待できるのではないかと思います。しかもスピアフィッシングは通常の魚釣りのように何十匹と捕獲することは体力的にも難しいため、環境負荷はより少ないと思われれます。</p>

316	<p>改正概要の第一項、長崎県漁業調整規則改正案第45条に対して、断固反対致します。既にパブリックコメントで指摘されていると思われませんが、この改正については既成規則の明確化ではなく、明らかな改正です。この改正は漁業関係者に対して非常に優位な改正であり、行政機関として重要視しなければならない公平性を大きく欠いたものになります。このような一方に優位な改正となると漁業関係者との癒着を疑わざるを得ません。もしこの改正が強行で行われ次の問題があった場合、(1)合理性のある改正だったかを審議し合理性がないと判断された場合、(2)改正の手順に問題があった場合、(3)癒着等の汚職があった場合、(4)その他の問題があった場合、改正に関わった関係者その全てに対して徹底的に責任を追求すると共に問題を公にし社会に対して問題提起する必要があると考えます。この改正には慎重な判断をお願い致します。もちろん、改正までの手順に問題がなく合理性のある改正であるならば遊漁者は受入れなければならないとも考えております。規制の明確化ではなく改正と判断とする根拠は下記になります。2021年9月において改正概要第一項に該当する漁具を使用している際、海上保安庁から確認を求められたため、漁具を渡し細部まで調べて頂きましたが、問題ないと回答を得ています。職員は複数人おりましたので、誤認ではありません。改正概要の説明と矛盾していると思いますが、この点に対しての説明を求めます。また、2021年9月以前からも何度も同じ説明をうけているため、長崎県としては以前より認知されていた見解と思われれます。そのため、改正概要に矛盾があることは理解した上で改正しようとしてると思われれますが、その点についても説明を求めます。是非、公平平等な判断をして頂きたいと思致します。</p>
317	<p>何卒宜しくお願い申し上げます。</p>
318	<p>漁業者の利益にのみ動いた改正であり、県全体の印象を乏しめる事と懸念しております。概要にもある通りスピアフィッシングはマリンスポーツとして広く親しまれており、長崎における海域は大変環境が良く、県内外より多くの需要があり、改正に伴う批判は必須と考えます。トラブル防止の為の改正であれば、まずは遊泳者のブイ義務化やマリンスポーツ可能区域や時間、日程などを限定するなどの改正が公平中立で妥当であり、一定の団体のみに利が流れる悪き前例を作ってしまう事になりかねません。前文の案が反映されず一律の禁止になるので有れば、県政責任者には相当の説明責任をして頂きたく思致します。</p>
319	<p>双方が助け合ってより良い方向にいけばと思致します</p>
320	<p>ゴムを使用したやす(手銛)の禁止に反対いたします。漁業者から見て、船で曳いてしまうのではないかと、漁場が荒らされてしまうのではないかと、密漁者ではないかと、もしもの事故があった際に捜索する手間、等々たくさんの懸念があることは承知しています。ただ手銛を趣味としている側として、県によって決められた規則にのっとり、フロートブイ等の安全の確保、航路の邪魔をしない、等なるべく漁業者に配慮して遊漁しています。こうしたお互いの主張の中で衝突することがあったと思致しますが、互いの関係を理解しあって地域活性化のためにもより良い関係を築いていきたいと思致します。・遊漁料を支払う・禁止区域、禁止時間を設定する・フロートブイ、旗の携帯を義務付ける等寄り添いあうことはできると思致します。手銛を趣味で長崎を訪れる人は少なくないと思致します。長崎の地域活性の貢献のためにもご検討お願いいたします。</p>
321	<p>スポーツとして魚突きをしているものです。ゴム使用と漁業関係者とのトラブル(密漁疑いなど)は、全く関係のないことであり、問題なのは見分けが付かないことであると思われれます。従来通り貝などについてが規制対象なのは周知のとおりですが、一部の漁協がクエを放流していることでの問題であれば、河川の遊漁券のように1日遊漁券を漁業組合で発行したらいいかと考えます。密漁者と見分けがつかない件については遊漁券制や届出制、フロートやフラッグのルール可はいかがでしょうか。</p>

322	魚突きという文化がなくなってしまうことはとても悲しいことだと思います。話し合いの場を設けてもらってお互いが納得できた上で改正したりしてほしいです。今回の改正は流石に一方的すぎる気がします。
323	全面禁止にするのではなく、禁止する期間を設定する。私はみんな平等に使用しなければならないと感じます。まずは段階的に実施する必要がある。
324	スピアフィッシングを規制されても、スピアフィッシング愛好家だけがいなくなり、ヤスをカモフラージュに潜る密猟者だけが残る条例になってしまうのではないのでしょうか？マナーの悪い人がいるのも事実ではありますが、我々スピアフィッシング愛好家達は漁業を営む人達との共存を望んでおり、勿論魚以外の生物を取るつもりもありません。
325	この度、意見を集める場を設けていただきありがとうございます。〇〇〇〇〇と申します。漁業調整規則を学び確認し問題の無いよう魚突きをさせていただいています。条文の改正では根本的な問題を解決は難しいと思い提案させていただきます。○遊漁者と漁業者とのトラブルについて近くに漁師さんが居ましたら必ず挨拶してから魚突きをさせていただいています。その際に地元の漁師さんから入ってはいけない場所や時期、ルールが各地域である事を教わりました。漁師さんとのコミュニケーションの中でトラブルの原因を教わりました。1. 他県や知らない人が潜っている2. 鮑など貝類の漁業エリアでの魚突き3. 魚突きをしてはいけない県ではないとの主張上記1~3トラブルの解決として提案させていただけたらと思います。1と3→魚突きをやる海の管轄漁協への登録や年間遊漁料支払い・登録は本人の確認できる写真付きの身分証明書（魚突きするためには必ず登録）・漁業調整規則の確認と違反に対しての規約確認しサイン（違反者や漁師の指示に従わないものに関しペナルティ）・フロート等わかる場所に会員ナンバー証をつける・遊漁料については稚魚や稚貝、漁協運営費など海の維持発展などのために徴収・登録により遊漁者のマナーやモラル向上2→入ってはいけない時期やエリアの明確化（登録時）根本的な解決方法として様々な提案ができると思います。魚突き愛好家も協議の場をいただけたらと思います。
326	私たちは魚突きを純粋に楽しみたいと思っております。近年はSNS等の普及により、魚突きを始める人も多く、トラブルが増えていることは否めません。ただ単に、魚突きを禁止にするのではなく、条件付きで魚突きを楽しむことができるように代替案を希望します。マイナースポーツではありますが、魚突きを愛している人は日本に沢山います。どうか私たちの趣味を奪わないで欲しいです。
327	魚突き愛好家です。規制強化には反対です。漁師の皆様と話し合いの上で両者がWin-Winになるような解決策を見出してほしいです。
328	発射装置付きの銚の使用を規制する根拠を具体的に示してほしい。漁業資源の保護は大切だが、釣りはオクケーで、銚付きがダメな理由は何か。遊漁と漁業者の妥協点や別の形でのルールづくりはできないのか。



329	<p>早速ですが、条文の改定に反対する立場から、意見を述べさせていただきます。 近年、マリンレジャーのスピアフィッシングが広まりつつある…ということですが、他のレジャーの人口と比較しても、スピアフィッシング人口は非常に少数です。 また、世界的にみても非常に少数であることは紛れもない事実です。 それに、人口増加によるトラブルでしたら、竿釣りの人口の方が圧倒的に増加していますし、ゴミのポイ捨て、釣った魚を放置する、また、漁業者とのトラブル等の問題が絶えないのも紛れもない事実です。 スピアフィッシングという超マイナースポーツを楽しむ少数の中のさらに少数のマナーの悪い人間が、禁止されているにも関わらず水中銃を使用したり、採捕禁止の動植物を採捕して摘発されたり、また、漁業者とのトラブルを起こしているのは問題だと認識しています。 ですが、漁業者の中にもマイルールで遊漁者に喧嘩腰で絡んでくる人間が一部ですが存在しているのも事実ですし、ルールやマナーのない漁業者を摘発することはほぼ皆無と言っても良い程に放置している現状も問題ではないでしょうか？ 以上は条文の改定の背景についての私的見解です。 以下より条文の改定そのものについての意見を述べさせていただきます。 漁業者の仕事を保護することは当然なのですが、そのためだけに安易に遊漁者に対する禁止事項を増やすだけの条文の改定になってしまっているように感じます。 そして、遊漁者の権利を奪うことはあってはならないと考えておりますし、スピアフィッシングの人よりも、釣り人の方がマナーの悪いことを平気とする人口が非常に多いのは社会的な問題なのに、それをしっかり取り締まらないことの方がおかしいし不公平だと感じております。 遊漁者への禁止事項を増やすのではなく、当該漁具を使用するためには、行政からの許可を得なければならないようにしたり、狩猟のように免許制にする等の対策もとれるのではないのでしょうか？ そうすれば、本当にスピアフィッシングを楽しみたい人間のみが残り、トラブルも減る可能性があるのではないかと思考します。 第45条の(7)の改定案についてですが、「やす(ゴム、ばねその他の発射装置を有するものを除く。)、は具」とありますが、これだけでは誤解を生みやすいのではないのでしょうか？誤解を生みにくくするための良い一例として、下記に沖縄県のHPよりコピーした文章を示します。-----4やす、は具(※発射装置を有するものを除きます。また、潜水器は使えません)やすとは、目的物を突き刺して採捕する漁具の一種で、漁獲物を突き刺す先端部と柄とは固着しており、柄を手に持って目的物を突き刺すものをいいます。柄の末端にゴムが固定された「やす」について、掌中から柄が飛び出さないものは発射装置とみなさず、遊漁者の使用を制限しないこととしています。ゴム、ばね等を利用して、柄又は銚先を、掌中又は漁具本体から発射する構造の漁具については、遊漁者の使用を認めていません。-----</p> <p>上記をさらにわかりやすくするために、禁止漁具として「水中銃」を一例として掲載するのも良いかと思考します。 条文や法律というものは、本来、中学生や高校生が読んでもはっきり理解できるように記載するべきものと考えていますので、なるべく誤解が生じないように、シンプルにするべきでしょう。 そして、説明不足な点については補足や注記をすれば良いのではないのでしょうか？ 漁業者についてですが、仕事を一所懸命にすることは尊いことですし、漁業者の方々のお陰で、美味しい海産物を頂けていますし、綺麗な海を守る活動もして下さっているの、それらの点については、とても感謝しています。 ですが、ごく一部だともいますが、自己中心的で傍若無人な振る舞いをする漁業者もおられます。 そのような方々を少なくするために、漁業者に関わる通報、苦情等にも即時対応し、行政や漁協の皆様がきっちり指導し、適切かつ厳正な処分を下されるようにすることも大事なのではないのでしょうか？ 漁業者、遊漁者を問わず、海を愛する全ての人々が、初心を忘れることなく、美しく平和に満ちた「母なる海」、「みんなの海」を維持・発展させていくことを目指すことこそが肝要なのではないのでしょうか？ 以上、トラブル防止のためとはいえ、「やす」を使用してのスピアフィッシングすらできなくなってしまうような条文の改定には反対をさせていただきますので、この意見を少しでも参考にして頂ければ幸いです。 よろしくお願い申し上げます。</p>
330	<p>長崎の魅力の一つが海だと思っています。遊漁券のような制度取り入れも視野に一律の「禁止」は如何かと思ひ意見させていただきました。ご考慮頂ければと思います。</p>
331	<p>私は潜るとき必ず保安庁に連絡し確認します。保安庁の方が県にも連絡してくれと言われ、その時、水産課の人とルール等色々話しました。全国の色々な県の条例でヤスの長さ制限あったり、水中マスク禁止あったり色々あると思います。今回長崎の改正案は、ゴムの禁止みたいですね。実質ヤスは禁止になります。確かに漁師の方とモメたりする方もいると聞きます。私は一度もモメたことはありませんが、注意されることあれば素直に聞き入れ海を上がると思っています。一方的にゴム禁止(魚突き禁止)じゃなく、話合う機会作れませんか？もちろん漁港組合の人たちも含めて。是非検討宜しくお願いします。</p>

332	<p>辞書を引くと、発射とは「弾丸やロケットなどを撃ち出すこと」とあります。世にある多くのやすにはゴムが使用されているのは周知の事実ですが、手から離れて飛んでいくものはほとんどないと思います。したがって、一律にゴムを発射装置と定義することは難しいものと考えます。また、本来の条文変更の原因は漁業者と遊漁者による漁場利用の紛争によるものはずで、漁業調整規則の範疇ではなくなってしまうますが、遊漁料の徴収や海面利用時の申告の義務化など、地先の漁協や漁業者に利益を還元できるルール作りを行うことがより建設的な解決策ではないかと思ひます。</p>
333	<p>長崎県漁業調整規則の一部改正（案）について私は、県外の者ですが意見させてください。遊漁者等が使用できる漁具について、漁業者と遊漁者のトラブル防止があると言うことですが、こちらの問題は、ずっと話されてきている事だと思ひます。双方が規則等をしっかり把握してないのも問題だと思ひます。手軽なレジャーゆえに大半の遊漁者は理解していないかもしれませんが、漁業者の特に年配の漁師さんは理解されていますか？この問題を解決することは非常に難しいと思ひます。解決策として単純に禁止するのではなく例えば、遊漁料を支払ったり遊漁するにあたり免許制度を取り入れるなどの策を考えていただけると嬉しいで、す。くどいようですが、単純に禁止するだけでは、ますます治安悪化につながるかと思ひますので、慎重に検討していただけると幸いです。宜しくお願ひ致します。</p>
334	<p>反対意見を提出します。まずスピアフィッシングの愛好家として、話し合いの場もなく条例改正案を出した事におどろいておひります。漁師や漁協、スピアフィッシングの愛好家双方が納得できるようにすべきだと思ひます。私は本当に魚をとってただけで、す。ルールを守りやっておひります。3年ほど前に長崎県の県庁の水産科にゴムが突いた手鋸で魚をとることはオッケーなんですか？という問い合わせをし、その時オッケーですとの回答を得てスピアフィッシングをたのしんできました。昨年少し色々な噂を耳にして改めて問い合わせたところ、ゴムがついたやすは発射装置になると言われそれからは海には行っておりません。余談ですが五島の振興局まで足を運び問い合わせを行いました、その時の担当者はお世辞にも良い対応をしたとはいへませんでした。後ほど回答しますとのことでしたが幾度待っても返事なく、改めて電話したところダメですよと。改めて話を書きたければという事で約束の時間に行ったところ、10分程話をしたら私たちは会議があります、暇ではないのでとの事を言われ渋々帰りました。名前まで覚えておひりますがここでは関係のない話ですのでこれ以上はいいませんが。私はこれまで漁師や漁協と揉めたこともありません。世間では漁師とのトラブルにより強制的に上がられたというような話もよく聞きます。私は今回の問題点も理解はしているつもりで、す。一番の問題点は密猟者との区別ができないことも一つの原因かと思ひます。あとは潜りが船から見えず危ない等、そしてクエや石鯛など高級なお魚がとれることも一つの原因なのかなとも考えてます。最初の密猟者との区別ですが確かに船からみたら一緒だと思ひます。そこで双方が納得できるかは分かりませんが、許可制にするとか、名前、住所、車のナンバー等簡単に提示をできるような体制を作るといような事を提案します。漁師や漁協関係者が来たらすぐに見せれるような形で潜りを行うとか。</p>
335	<p>この度は、貴重な発言の場を作っただけありがとうございます。私自身、長崎県五島市で生まれ育ちました。今は愛知県に在住していますが、子供の頃から、親、祖父母、友達など一緒に夏にはよく素潜りをし魚突きをとうして魚の命の大切さなど、学んできました！また今後、同じ様に子供達、孫たちまで伝えて行きたいと考えています。なので、単なる禁止ではなく、他に漁師さん達ともいがみ合わない、落としどころを考えていただきたくお願ひしたく意見させて頂きました。宜しくお願ひします。</p>

336

改正案19ページ、第45条「遊漁者等の漁具漁法の制限」改正案(7)「ゴム、ばねその他の発射装置を有するやす」の「一般市民の使用を制限する」という改正案について意見します。・「海の県」長崎県の各地において、一般家庭や小中学生でも手軽に自作または安価に購入できる「ゴムのついた竹ヤス」を用いた磯遊びや魚取りは、「魚釣り」と同様長崎県民に長年広く愛されてきた郷土の生活文化、慣習そして「アイデンティティ」の一部であるに等しく、簡単な覚悟で消滅させて良いような「小さなこと」ではない。全県的な議論の対象となる重大事項である。・この長年の文化・習慣の権利を丁寧な議論なしに一斉に消滅させることとなる今回の改正は、強行された場合必ず全県的に大きな議論や反対運動を引き起こすことになると予想される。党派を超えた反対運動が必ず起こり、関係する県民、行政関係者の多大な労力を奪うこととなります。担当部局の皆さんにはこの件くれぐれも慎重さを求めたい。(既に各方面からそのようなうねりを感じます。漁業関係者にすら「求めているのはより良い共存の工夫であって一方的対立ではない」との声もあります。改正が強行された場合、私も各党の議員さんたちを巻き込み運動せざるを得ません。悪化する経済状況の中、本県関係者同士が不毛な対立に多大な労力を浪費することは痛恨の事態です。誰にとっても良い形での解決を願うばかりです)・必要なのは一足飛びかつ副作用の大きすぎる規制改正でなく、「別のもっと良い方法」の模索ではないでしょうか。これを機に各地の海を愛する一般県民、遊漁者、漁業者の有志が連携して「より良い海の活用と保全のルール」を定めるための場が設けられることを望みます・個人的には海の世界や資源保全のため一定の遊漁料などを支払う信頼できるシステムなどあれば喜んで支払います。心ある漁業者と遊漁者の連携と工夫がむしろ求められていると思います。・環境負荷について。長年一般の家庭で親しまれてきた「シンプルな竹ヤスの魚突き」は、魚釣りやプロ漁業と比べてゴミも出にくく漁獲量もせいぜい数匹&#12316;数十匹程度で、海に与える負荷は圧倒的に小さいものです。・また「悪質なことを行う人」がごく一部にいて、そのような人は残念ながら釣り人やプロ漁業者、観光客、一般市民の中にも一定割合で存在します。そこで「竹ホコによる魚突き」をする人の中の迷惑行為を行う人が実数としてどうなのか、またこれら悪質な行為に対応するために最も合理的で的確な手段は「全県民の長年の権利の規制」ではなく遊漁者や漁業者が連携して取り組む「もっと具体的な工夫・ルール作り」なのではないかと思えます。・私は長年仕事として「外国人団体や都会の若者に長崎県の田舎の暮らしを紹介する」旅行のお世話をしてきました。都会や海外のお客さんたちが地元一般家庭や漁師の皆さんに連れられて磯遊びや魚釣り、竹ホコでの簡単な魚取りを初めて体験し、バーベキューやお刺身を味わうことで長崎のお魚の大ファンになっていく姿を今まで何千回と見てきました。「今まで魚は好きじゃなかったのに大好きになった」「都会へ帰ってからでも長崎県の魚を見かけるとつい買ってしまおう」という声をたくさん聞いてきました。・長崎県の一般県民が幼少期から家庭や地域で釣りや竹ホコでの魚取りに親しみ、郷土やその魚食文化に誇りと知識を持つことは、県外から訪れる観光客に「長崎県の魚食文化の魅力をアピール」することに深く繋がっています。このような一般県民の「海リテラシーの高さ」は長崎県の漁業や飲食業、観光業にとって簡単な数字には現れない「無形の財産」として失ってはならないと思います。・また幼少期から海に親しみ魚の美味しさを知って育つことで、「長崎県に住み続けたい」「地元で就職しよう」「漁業に関わる仕事をしよう」「長崎県の観光を促進しよう」と本県の若者たちが思うこと、長崎県の人口や経済を維持することに繋がります。\*\*\* 以上、時間が限られた時間の中思いつくことを急ぎ書き連ねました。必要に応じ今後地域の議員さんや漁協関係者、担当部局の皆さんや遊漁者の皆さんとより良いアイデアについて話し合いの機会を探らねばとも考えています。各方面との調整・コミュニケーションのご苦労は想像に余りありますが、「ふるさとの海を愛する」という点ではこの件について誰もが賛同できるよい「落としどころ」、より良い連携に繋がる良い方策は必ず見つけられると思います。大変なお仕事ですが担当者部局の皆様のお知恵に期待しています。必要があればいつでもご連絡・ご質問ください。私自身はもう魚突きはしていませんが、この件は「長崎県民にとって非常に重要な無形文化・財産に関わる話し」として大きな関心を抱いています。

337

県内外で法令の範囲において、やすによる遊漁(スピアフィッシング)を趣味としております。他県在住ですが県外で遊漁を行うこともありますので意見を申し上げさせていただきます。漁業者と遊漁者とのトラブル防止のため遊漁者の漁具を制限する、という経緯とのことですが、漁具に起因するトラブルであるか、漁法(対象漁種)に起因するトラブルであるか、改めてその原因をご確認いただいたうえでご検討いただきたいと存じます。経験として、トラブルの原因の多くは対象漁種(主にアワビやサザエ)の違法採取、またはそれとの誤認によるものです。禁止漁種の違法採取は断じて許されませんが、その両者を混同し、「ウェットスーツを着て潜っている(怪しい)者がいる」というだけで、認められた遊漁を行っていても、密漁と誤認されてトラブルとなるケースも多いのが実態です。そうであれば今回の条例改正を行っても同様のトラブルは続くものと考えられ、漁具の制限によって問題が解決されるものではありません。今一度、法令改正の目的を、ご再考いただければ幸いです。具体的な漁具については、ゴムを用いて刺突するヤスを「発射装置を有するもの」と定義するか否かは各県によって解釈が異なりますが、多くの県下で禁止漁具とされる水中銃(スピアガン)と、ゴムを用いるだけのヤスを別物と定義したうえで、後者を使用可能とする例もあり(私の知る範囲においては、〇〇県、〇〇県、〇〇県など)、一般的に流通するヤスという道具の使用法の観点からも、今一度ご一考いただきたいと思えます。貴県はもちろん、豊富な海洋資源を有する島国の日本において、その自然の恩恵を遊漁という形で享受できることは大変に素晴らしいこととであり、その一つの手法であるスピアフィッシングをこの先も長く楽しめることを、切に願っております。そのためにも同じくして海の恩恵を受けておられる漁業者の方々とも共存ができるような公平かつ有効なルールとなることを願っております。

338	<p>県外の住まいですが、私もスピアフィッシングにおいて漁師さんとのトラブル問題は以前から感じていました。今回の改定案で【漁業者と遊漁者のトラブル防止を図るため、遊漁者が使用可能な漁具として同条に規定する「やす」について、ゴム等の発射装置を有するものを除く】となれば実質遊漁者を排除するという一方的な意見に感じてしまいます。可能であればお互いの妥協点を見つけ、例えばその地域の海で遊漁する場合は漁港への届け出が必要など、ルールを設置する事も検討して頂きたいです。密漁なども実際起きているので漁師さんの気持ちを考えると怒りたくなるとは思いますが、遊漁者も邪魔にならないよう安全に遊ぶ事が出来ればと考えています。少しでも参考になればと思い投稿させて頂きました。</p>
339	<p>ゴムを発射装置として定義するという変更が適切ではないと考えます。ゴムがなくなれば腕の力だけで魚を突くことになり、それだけではヤスのスピード、威力ともに魚突きを楽しむレベルには至りません。私達が魚突きを楽しむにあたってはゴム付きのヤスは最低限必要です。ゴムを禁止したいのであればゴムがあることで生じる負の外部性を提示して下さい。また内容は変わりますが規制についてわかりにくい点が多いです。銚とヤスの違いという点が一番わかりにくくそこを明示する必要があると思います。チョッキ銚、ヤスの長さ等々わかりにくい点があるので明示をお願いしたいです。漁業関係者とのトラブルが指摘されている点については県が漁協への周知を行うことや、明確な禁止区域の設定または、許可制や遊漁料を漁協に納めるような制度を設けるべきだと思います。許可を受けたものは素潜りの邪魔にならない腕輪をつける等で、確認一つで密漁と魚突きを見極めることができると思います。こういった遊漁者に一方的な禁止をするのではなくできる規制は色々あると思います。ご検討のほどよろしくお願いします。</p>
340	<p>漁業振興課御中 この度の長崎県漁業調整規則の一部改正案のうち、発射装置を有する「やす」について使用禁止とされている点について、私見をお送りさせて頂きます。魚突きは古来から伝わる漁法であり、「生き延びる力」の一つであると考えられます。国際機関である経済協力開発機構（OECD）が2018年に発表した教育の枠組み「教育2030」では、「生き延びる力」を養うことが重要であるとしております。子供達に「生き延びる力」を養ってもらうためにも、個人でできる漁業の確保は必須であると思います。ゴムなどの発射装置がついた「やす」による漁法には、(1)子供などの貧弱な力でも魚突きが成功する可能性が高まる、(2)発射装置をうまく制御して使う能力を養う、の2つのメリットがあると思われれます。私個人は海なし圏に居住しているため、魚突きを通して豊かな海の恵みを体験できることの喜びはとても大きいものです。この思いを後世にも伝えていきたいと考えております。漁業関係者の方が密猟に対して大きな被害を被り、対策に大変な努力を続けられていることは理解しております。密猟は決して許されるものではありません。しかし魚突きは密猟ではないことは事実です。発射装置がついている「やす」は飛距離を伸ばすためではなく、初速度を増やすためのものであると認識しています。前述のように、貧弱な力でも「道具をうまく使いこなすことができれば魚が突ける」という体験手段は残しておくべきだと考えております。このような規制は、一度規制されてしまうと解除されるケースはほとんどありません。むしろ長崎県が率先して魚突きを奨励して頂ければ、子供の豊かな学びの場を提供する長崎県をアピールできるのではないかと思います。漁業関係者の方の密猟に対する強い思いには同意致します。しかし、豊かな自然体験を維持し、「生き延びる力」を育成していくためにも、どうか規制しないで頂きますようご再考をお願い申し上げます。</p>
341	<p>密漁が多いのはわかるけど何も出来なくなるって言うのはみんなの海じゃないって思う漁師が海を守ってくれてるのはありがたいがこれじゃただの独占と 思う誰の海なの？笑でも、密漁は本当にやめてほしいこんな規則まで作られて本当に迷惑</p>

342	<p>竹ヤスにつけるゴムまで禁止するのは、我が国の憲法で保障されている生存権まで抵触する悪法と言わざるを得ません。世の中で何があろうと、海で魚を獲って生きていけるといのは海のそばで暮らす人たちの安心要素の一つで、私がUターンで〇〇で暮らすことにした要因の一つです。子供たちにもそのように教え、海の恵みをいただく安心を実感して子供たちも〇〇で暮らすことを選択しています。竹ヤスにゴムをつけることで困っている漁師さんがたくさんいるのでしょうか？もし、全国一律の条例改正に右へならいしようとしているのなら海に囲まれた長崎県の特殊性を再考してもらいたいと思います。もし、この条例が改正されたことを知って驚愕する海辺で暮らす人たちは多いと容易に想像できます。ご再考をお願いします。</p>
343	<p>パブリックコメントの場を用意していただきありがとうございます。長崎県漁業調整規則の一部改正（案）で、ゴムを使用したヤスの使用が禁止する案が出ているとのことで意見をさせていただきます。私は、観光で長崎県に訪れる者として、ゴムを使用したヤスの使用が禁止に関して反対です。その理由は、1. ゴムがないヤスの使用は実施的に銚突きができなくなる2. この改正案が遊漁者の意見を聞いていない内容である3. 長崎県の魅力が下がると考えているためです。1. ゴムがないヤスの使用は実施的に銚突きができなくなる私自身趣味で銚突きをしていてゴムを使用しており、水中の抵抗の中で銚を素早く動かして魚を捉えることはほぼ不可能です。2. この改正案が遊漁者の意見を聞いていない内容であるこの内容では実質的に長崎県が銚突きができなくなった県になります。そのため、長崎に住む銚突きをする遊漁者の全員が反対する内容にもかかわらず、この内容で条例が改正されようとしているからです。3. 長崎県の魅力が下がる私自身、趣味で銚突きをしていて、長崎にも銚突きを目的に観光で訪れています。そして他の県では味わえない長崎の魚の魅力を目の前で感じました。それがもうできなくなると思うと非常に残念です。私の友人で銚突きに一番適している土地だからという理由で移住した人を何人も知っています。もし、長崎がこの内容の条例であったら移住することはないでしょう。私も長崎への移住を検討した人の内の1人でもあります。しかしながら、一部の遊漁者と漁師とのトラブルが起きたという話も耳にしたことがあります。同じ遊漁者として残念に思いますし、また申し訳なく思います。そして漁業を生業としている人からすると、遊漁者が迷惑に感じることも理解できます。その解決策が実質的に銚突きを禁止にするという内容では、あまりにも遊漁者を置き去りにしていると感じます。そのようなトラブルを起こさないために他の県で行っている取り組みをご参考までに紹介させていただきます。東京都の〇〇島では手銚遊漁禁止区域を設定して、漁師とのトラブルが起きないような取り組みをしています。<a href="https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/11osima/map/niijimakaimen.pdf">https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/11osima/map/niijimakaimen.pdf</a>私が、銚突きを始めたきっかけは「いきなり黄金伝説」というテレビ番組がきっかけでした。その当時は何て野蛮なことをしているんだろうと、食卓のテレビで見て思っていました。その後社会人になるタイミングで、新型コロナウイルスが広がり私は内定取り消しになりました。その後新しい会社をなんとか見つけて就職したもののそこは自分には合わず、途方もくれる毎日でした。そしてその会社も辞め人生を考え直す中で出会ったのが銚突きでした。銚突きは魚同士が毎日繰り広げている自然の営みに人間も同じ目線に立って参加させてもらうようなもので、他の趣味とは全く違うものでした。そこで息を止めて自分が死ぬかもしれないと感じながら魚を仕留め、自分で調理し食べることは、他のどんな教材よりも命に対するリスクと、そして安全な社会を作り上げてきた文明への感謝がありました。銚突きは生物のもっとも近くで自然の営みに参加できる尊いものだと思います。そこから自分の人生に対して考え方が変わり新しい人生を踏み出すきっかけになりました。そういった生物の本来の営みを感じられる銚突きをなくす事に私は反対です。このような考えに共感していただけましたら幸いです。</p>
344	<p>長崎は海の自然が豊かです。これは他県には中々ない魅力です。その魅力に惹かれ、長崎に移住してくる人がいます。私自身長崎で生まれ、豊かな自然が好きで長崎に就職しました。人口減少が進む長崎で、海のレジャーを1つ失うことは長崎にとって大きな損失です。ルールは必要だと思います。しかしながら、十分な議論、検討をせずに禁止にすることは、長崎県の魅力を低下させることにつながりかねません。十分な議論と建設的なルール作りが必要と感じます。</p>
345	<p>ゴム無しのヤスでは魚を獲ることはできません。この変更は魚突き禁止と言っているに等しいです。国内有数の豊かな海を持つ長崎から、魚突きの文化が途絶えてしまうことを深く憂えています。漁業者を守ることも必要と思いますが、遊漁者の自由を維持することも大切なのではないのでしょうか。まずは現状で何が問題になっているのかを明らかにして、それに応じた必要十分な対応を取るのが良いのではないかと思います。例) 貝類等の密猟者と紛らわしい→密猟ではないことを示す目印（フロートや旗など）の掲示を義務付ける船舶の往来の妨げになる→漁港周辺のみ禁止する</p>

346	<p>魚突きは本能を刺激して、素晴らしい気持ちになれます。人としての成長を促します。自分の子供にも是非やってほしいです。今、8歳の息子は私の見ている魚突きのユーチューブの動画を一緒に見て、「大きくなったら絶対に魚突きをしたい」といって、毎日、お風呂で生き止めの練習をしています。あれもダメ、これもダメと言って、規制を増やせば、エネルギーの行き場もなくなり、犯罪にもつながっていくと思います。魚とイカ以外は絶対捕ってないので、どうかどうか心の狭い世の中にせんといってください。また密猟者を見つけたら、訴えるようにします。</p>
347	<p>魚突きを全面的に禁止する必要はあるのでしょうか。獲ってはいけない貝や魚をしていするのは良いとして、魚突きという行為自体を禁止することではないと思う。漁業を仕事としてやってる人からすると獲られるのは嫌なのかもしれないが、魚突きを趣味として行っている人から趣味を取らないでほしい。魚突きを禁止するのではなく、ルール・決まりを決めて欲しい。</p>
348	<p>魚突きの禁止に反対します。一律禁止にしてしまうのではなく、場所によっては、クエを獲ることは禁止、など限定的にすれば良いのではないのでしょうか？</p>
349	<p>長崎県漁業調整規則の改正案（19ページ 第45項）につきまして魚突きで使用するヤスでゴムの使用を禁止する件につきまして、かねてから漁業関係者と遊漁者でトラブルが多発していた経緯があるのは認識しております。そこで魚突きをする遊漁者が漁業関係車にも納得してもらえるような案を提示するための交渉の場を設けていただきたいです。例えば、海底のゴミ拾い（ルアーや釣り糸なども）、有害なウニの駆除。他にも長崎の海を求めて移住をする人もいるので地域の活性化など。地域の方にとってのメリットもあると思います。その上でトラブルが起こらないよう漁業者も納得するような海面でのルールを検討していただくようお願いいたします。</p>
350	<p>今回の改正について意見を提出させていただきます。私もスピアフィッシング愛好家です。長崎県ではスピアフィッシングを行ったことはありませんが日本で活動させて頂いています。今回の一方的な改正案には反対します。どのような意図でどのように決められてきたのかは分かりませんが、漁師、漁協の意見のみでの判断のように感じました。私たちスピアフィッシング愛好家は海が好きで、海に関わる趣味の一つとして魚突きを選び、ルールを守りながら楽しんでいるだけです。漁師、漁協に迷惑をかけたいわけでもありません。なので双方の意見を聞き双方が納得する内容にするべきだと考えます。みんなの海ですから私たちスピアフィッシング愛好家が出来ることは協力する意思はありますし、できる限り漁師、漁協にもサポートできることがあれば協力したいと考えます。ゴミの問題、密猟の監視、魚の保護など助け合いができることはあると思います。またSNSなどで漁師に迷惑をかけたり、密猟をしている事は現実には起こっていますが全てがそのような人達ばかりではない事を理解頂きたいです。スピアフィッシングを行なっている人＝密猟ではありません。取り締まる所がずれている様にも感じます。なので今回の改正案のように完全に魚突き禁止のように一方的な解決を決定する前にお互いを理解して、助け合えるような内容にさせていただきたいと思います。海はみんなのものです。スピアフィッシング愛好家を締め出す様な内容にならない様お願いいたします。</p>

351	<p>ご担当者様(7) 「ゴム、ばねその他の発射装置を有するやす」の「一般市民の使用を制限する」という改正案についての意見となります。〇〇〇さんのSNSでの呼びかけで知り、共感したものです。漁業者と遊漁者のトラブル防止ということで必要なことだと思いますが、以下の点で課題があると思われます。1. 規制の影響が「悪質な遊漁者」だけでなく一般市民に及ぶ2. 規制によって地域のアイデンティの形成の一翼を担う「ゴムのついた竹ヤスを用いた磯遊びや魚取り」が禁止される3. (一般市民にとって)唐突すぎる ← 〇〇さんのよびかけを拝見して感じました2について本件を推進している部署・委員、利害関係者は十分に認識しておられるのだろうか?というのには気になりました。議論を重ねて上での苦渋の選択であるとするのであれば、そのプロセスや論点、長所・短所が広く流布されてきたのであれば、〇〇さんのような反応はなかったのではないかと思います。「対案」はないのですが、提案としては、「ステークホルダーの範囲を広げて」「合意形成の機会・時間を追加する」というのはどうでしょうか?県外在住ですが、長崎県は母の出身地で、海で遊んだ話は小さい頃からよく聞いてワクワクしたので他人事に思えず、コメントさせていただきました。多くの方が歓迎できる結論が得られるように思います。ご参考になれば幸いです。</p>
352	<p>改正案に反対します。昨今スピアフィッシングを目的とした旅行者も多く、本規則の改正によって楽しみを奪い、旅行客減少が見込まれます。トラブルの解決はまず話し合いを持つなど、解決策は段階的に実施すべきです</p>
353	<p>今回の条例改正についてスピアフィッシング愛好者の意見を聞き、賛同しましたので意見を提出致します。県が当事者(スピアフィッシング愛好者)との話し合いもなく一方的に決定した条例改正案には反対します。漁師や漁協とスピアフィッシング愛好者の双方が納得できるよう、協議の場を設けた上で、できる限り多くの方が納得できる内容にするべきだと思います。ゴムの使用が禁止となると、魚突きをする事ができなくなります。我々魚突き師は、決して漁師の方に迷惑を掛けたり邪魔したりしたいわけではありません。ただ自分たちの熱中する魚突きという趣味を続けたいだけであり、そのためには漁師の方の意見は最大限に尊重し、協力し、お互いがwin-winになれる関係を築くべきだと考えます。よろしくお願ひします。</p>
354	<p>今回の件については、スピアフィッシングについて漁業者と遊漁者で話し合いを持ち、ルール作りをすれば良いのでは無いでしょうか?ルールやエリアをお互いしっかり納得いく形で合意が取れば、軋轢が解消できるのでは無いでしょうか?ぜひ、頭ごなしではなく、しっかりとした話し合いの場を設定出来ませんか?それによって、長崎県が全国でも先進的な取組を先導できるのでは無いでしょうか?よろしくお願ひします。</p>
355	<p>長崎が好きで年1程度訪れます。長崎は自然が豊かで非常に気に入っています。今回のゴム動力での魚突き禁止には反対します。ゴム動力がなければ実質魚突きはできません。漁業組合が抱える問題は一緒になって解決出来ると信じています。ルールを互いに制定し、歩み寄りたひです。よろしくお願ひします。</p>

356	<p>魚突きで漁師さんと揉める原因は海産物の密漁との判別、また魚突きによる漁師漁獲量の減少が挙げられると思います。様々な対策を試行する前に、全面的に魚突きを禁止することで解決とすることは少々早計です。揉め事が起こり難くなるメリットがある反面、子供や若者を含む凡ゆる人々が本来の海、自然に触れ感じることを不能にするデメリットがあります。海に興味を持ち、自然を尊ぶ心を養う機会が失われ、結果的に更なる不利益を、海や自然に携わる方々が被ることは容易に想像されます。視野と視座を広く持った案に代替されることを要求します。</p>
357	<p>私は魚突きが禁止になることを反対します。なぜなら、魚が取れなくなっている理由は魚突きをしている人がいるからではないと考えるからです。魚が減っている理由は地球環境が悪化しているからです。むしろ漁師の網が海底に残っていることが自然を破壊する原因になっていると考えます。なのに、海を汚している漁師が魚を取って良く、自然や海を楽しく大好きに思っている私達が禁止にされるのでしょうか。私はおかしいとかがえます。魚突きをする人は自然や海を大切に思っており、むしろ漁師の人と同じ気持ちもしくはそれ以上であると思います。なのに、海で魚を取ることは悪い、こんなにも海が大好きなのに悪者扱いされてしまって、大変悲しく思っています。そして、人々と自然が共存するためには、さまざまな人がいて豊かな考えを持ってたほうが、考え方が横暴しなく自然を守る・自然に優しいことができると考えます。</p>
358	<p>ヤスの利用について。スピアフィッシングでとれる量は数が限られており、観光産業として一部区域を開放することによって長崎県にとってもメリットがあるように思える。漁業関係者の意見のみで安易に規制するのは、如何なものか。安全上の理由というのであれば行政がしっかり住み分けすればいい。</p>
359	<p>県外からのコメント失礼致します。私は京都在住の魚突き愛好家です。該改正案につきましては、決して対岸の事案ではなく、日本における今後の漁業と遊漁の未来を左右する事案であり、一国民としてパブリックコメントさせていただきます。意見としましては、問題点と対策案を下記に記載しますのご査収いただけましたら幸いです。【問題点】(1) 該改正案について、当事者(魚突き愛好家)の意見を聞いていないのではないのでしょうか。もし意見聴かずに該改正案に至ったのであれば、(*1)の信条に則っておらず、漁業者の意見に偏っていると思わざるをえません。再度漁業者と遊漁者の意見を聞く場を設けることをご提案いたします。(2) 改正の理由に「スピアフィッシングが広まりつつあり、遊漁者と漁業者の間でトラブルが発生している」とあります。トラブルの内容と今回の改正の因果関係が不明であり、詳しい説明が必要と考えます。どのようなトラブルに対して、やすの定義づけで対策可能と結論づけられたのか理由と経緯の詳細説明を求めます。発射装置のないやすを使用していたらトラブルは避けられたのでしょうか。当事者として経験から考えられるトラブルは次のいずれかだと思います。(1)安全面(例:遊漁者が航路に入り危険であり注意を受けた。)(2)漁業者と遊漁者の立場の違いによる考え方の食い違い(例:漁業者が漁業エリアで潜られるのが気に食わないので注意し、口論となった。遊漁者は海はみんなのもの。条例に基づき正当性を主張、漁業者は自分の海という考えがあり気に食わないためトラブル発生。その際に「もり」と「やす」の議論発生?)(3)有漁者による密漁。経験的には(2)の理由が最多と思われるが、「もり」と「やす」の定義はトラブルの本質ではないと考えております。いずれの理由にせよ、トラブルに対する対策を両者で議論し、対策を立案すべきですが、今回の改正案は一方的に魚突きを禁止する内容としか読み取れませんので詳細説明を求めます。【対策案】(両者の議論の場を設けた上で)上記(1)、(2)に対して下記のような対策の協議を提案します。(1)安全面に対して航路エリアの魚突き禁止、魚突き可能エリアの設定、視認性の良いフロートを必須とする、魚突き可能な時間帯の設定(漁業者と重ならないような時間設定)など。(2)考え方の違いに対して魚突きの権利を漁業券化する。(川釣りの漁業規則のように、年間パスを購入するなど)その資金は漁業組合に入るような仕組みを作る。以上になります。この改正案は海を愛する日本中の遊漁者が注目しています。漁業者と遊漁者のトラブルは日本各地で起こっております。ぜひとも長崎県を発端に漁業者と遊漁者が協議してより良い仕組み作りをする風潮が日本全体に広がっていくことを期待しております。ご検討のほどよろしくごお願い申し上げます。(*1)農林水産省が発表した「海面における遊漁と漁業との調整について」(14水管第2968号 平成14年12月12日)には、「遊漁を含めて水産動植物の採捕規制を行う場合には、遊漁と漁業の実態を踏まえ、それぞれの規制のバランスを考慮し、遊漁に対して過度の規制とならないよう留意する必要がある」、そして「遊漁も対象とした各種規制を導入する際には、海面利用協議会の意見を聴くほか、手続等についての透明性が求められる社会的情勢を踏まえ、公聴会、パブリックコメント等広く意見を聴く機会の確保にも配慮する必要がある」</p>



360	<p>今回の改正案には強く反対します。理由につきましては、先ず現段階で考えられるトラブルの原因が危険性であり、これについては海域を区分するという改正案であれば互いに利益、不利益があり納得できると思います。例えば遊漁者は陸から300メートルの範囲を超えてはならない。又遊漁中は蛍光色（オレンジ、黄色等）のフロート（ブイ又はそれに準ずる物）を曳航しての遊漁のみにする等の改正案次にトラブルの原因と考えられる漁業者の漁獲量の低下も考えられますが、これについては温暖化、環境悪化、生態変化等が1番の原因であると考えられ、遊漁者についても大量に獲れているわけではなく、もし仮に獲れているのであれば漁業者についても漁業の手法をそれに變更すればいいだけの話しであり、単に獲れない理由を弱い立場である遊漁者のせいに行っているように思われる。このように漁業者だけが利益があり、遊漁者だけが不利益を被るような改正案では誰も納得できるとは思えず、現段階でのトラブルが無くなっても別の恨み、妬みが発生し、今回の日本で最悪の事件である安倍元総理銃撃のような事件にも発展しかねないと思われ、予想されるトラブルとしては船や車への悪質な行為やそこから発展し今回のような悲惨な事件にも発展しかねないと思われ、漁業者の中でも遊漁者に対して好意を抱いている方や関係ない人までも巻き込む事件やトラブルにも発展しかねないため、改正には慎重に考察すべきだと考えます。先ほども述べました通り、遊漁者だけが不利益を被るような改正ではなく、互いに利益、不利益があるような改正でなければ意味がないと思われ、海はみんなの海であり誰かが独占できるものではないと思われ、遊漁者についてもまだ十数名ではありますが、漁業者が回収できずにそのまま放置したと思われる網や釣り人が回収できなくなった釣り糸、擬似餌等の回収についてもボランティア活動を実施しており、環境美化に努めている遊漁者も全国的には多数存在しますので漁業者やある一定数の反対意見だけでの改正については納得できないと思います。</p>
361	<p>魚突きの実質禁止について。発射装置を有しないヤスであれば可とのことだが、それを実施してしまうと、目的である魚を捕獲することが非常に困難になり、魚が取れないとなると、貝やタコなどを捕る密猟者が更に増えることが予測されます。全面的に禁止するのではなく、遊漁者は地域の漁協にお金を支払い、遊漁者と漁師、双方にメリットがあるように改善すべき。以前から遊漁者と漁師間でのトラブルが絶えないことは認知しているが、お互いの主張に折り合いがつかなくなるのは当たり前です。密猟者が絶えない、昨今、漁師の生活を脅かすことになるので漁師は密猟者なのか、遊漁者なのか区別がつかなくなるのは理解できます。遊漁者も密猟者と違い、真つ当な方法で行っているのであって反発して至極当然かと思えます。全面的に禁止してもお互いが納得するように改正しなければ結局のところ同じようなトラブルが絶えないかと思えます。以下に具体的な案を述べさせていただきます。密猟した場合の罰則の内容を更に厳しい内容にする。遊漁者は漁協に賃金を支払うこととする。</p>
362	<p>漁業関係者との協力体制の構築により指定漁具（第3章45章の発射装置を有する物、特に（ゴム）の表記）の限定的な使用許可を求めるものです。漁業関係者と遊漁者のトラブルを解消するための対策として（ゴム）の使用を禁止するとありますが、それぞれの立場における規則やマナーを守り互いに配慮しながら共存していくことが本来のあるべき姿と考えます。しかし、現状では漁業関係者の方々には法律や規則等が整備されているのに対し、遊漁者には明確なルールが無い為、その行いが漁業関係者に迷惑をかけていることも多々あるのは事実であると思えます。そこで、遊漁者の団体の発足を提案します。遊漁者の団体に対し、漁業関係者の方々からの指導事項（例：活動区域、時期、時間の設定→深夜や夜間での密漁者との区別がつかない誤解を招く行為等）を頂き、その地域で活動する遊漁者に周知徹底することで、漁業関係者の方への迷惑行為を減らすことができると考えます。遊漁者の守るべきマナーやルールは、その地域の漁業関係者の望むものであるべきですので漁業関係者の方にご指導ご協力を頂けることが前提となります。豊かな海に恵まれた本県で、漁業関係者と遊漁者をはじめとする海のレジャーを楽しむ人々が互いの存在を否定し合うことに繋がりうるこの改正案は非常に残念です。海で活動する全ての立場の人々が互いに配慮しあい、大切な海を守り続ける体制作りを、全国に先駆けてこの長崎で実現できれば、長崎県民として大変嬉しく、誇りに思えます。</p>
363	<p>漁業者と遊漁者のトラブルを避けるため、遊漁者がお金を払って楽しむことのできる仕組みとルールの制定を提案いたします。仕組みの制定による遊漁者人口の抑制と徴収したお金の有効活用により、漁業者と遊漁者の双方がトラブルなく過ごせることを望みます。いきなり長崎県全体や、全国規模での始動は困難だと思いますので、市区町村や地域レベルで試験的な取り組みを行い、全国への良い前例となることを望みます。</p>

364	<p>漁業調整規則の改正、意見の公募、ご苦勞様です。遊漁者のヤスの使用の制限に反対致します。というのは烏滸がましく、保留もしくは猶予いただけないでしょうか？多くの魚突き遊漁者と漁業従事者の間で多くのトラブルが発生していることを察しております。中には実際に録でもない行動を起こす者が魚突きを行っていることは存じております。ただし、それはほんの一部の者の行動です。現在、横の繋がりの無い魚突きを趣味とする者が呼び掛け合い、漁業者等へ迷惑をかけないようにモラルの啓発や周知を行っている最中です。出来ることならば禁止をせず、一旦保留頂き、猶予時間を設けてもらえないでしょうか。なかなかこの魚突きの良さを言語にてお伝えするのは難しく、共感いただくのは困難ですが、私はこの文化を愛しています。そして今、長崎の条例の変更によりその存続が危ぶまれています。どうか長崎県での条例の変更が国民の自由を制限するものでなく、遊漁者のモラルを改善し漁業者と遊漁者の共存を導き、それが全国に波及される価値の高い物であってほしいと切に願います。</p>
365	<p>&lt;意見内容&gt; 今は熊本に在住しておりますが、私の地元は長崎県で、よく小さいころから魚突きをしておりました。標記の件につきまして、今は県外者ですが、大好きな地元の海で、ゴム付きやすでの魚突きをする権利を奪わないでほしいとの願いの元、ご意見をさせていただきます。私としては、「今回の改正のためには、これまでの長崎県の遊漁者及び関係機関への情報の周知不足であった現状から踏まえると、従来からゴム付きやすは銚子であり禁止であったことを後付けで理由を付けたかのように感じてしまいます。また、改正内容が、漁師よりの考えであり、遊漁者への配慮が不十分であるため、不当であると考えます。したがって、今の現状の中で、県がルールを制限するのではなく、遊漁者及び漁師の両者が意見を交換する場をまずは設定する。さらには、お互いが顔の見える関係性を構築することが解決策でないかと。」との結論です。最後までご一読いただければと思います。まず、都道府県漁業調整規則の農林水産大臣の許可の基準の記3項には、「不当に義務を課し、又は権利を制限すると認められる規定を有しないもの」となっております。今回の改正概要で【改正概要】 1 遊漁者等の漁具、漁法の制限の明確化（第45条）第2項では、「本県においては、従来からゴム等の発射装置を有する刺突漁具は「やす」ではなく「もり」として区分してきたが、これを広く示してこなかった。」との見解を述べております。私は、ゴムがついていると「もり」とみなされるという見解を今回の改正ではじめて聞きました。昨年度7月に〇〇に友人と潜りに行った際に、県の水産課に確認した見解によれば、ゴムがついている場合でも発射時に銚子の後方部が手の中に納まるものであれば「やす」とみなされる。と確認しております。また、別の方は、県の規則に基づき取り締まる側の海上保安職員の複数から同様の見解を示され、長崎県内での使用は支障ないとの見解を聞いております。ここで考えられることとして、「県職員の中でも解釈が異なっている。共通な解釈になっていない中、遊漁者へ誤った見解を伝えている。」「県が関係機関への情報の共有もできていない。」という実情が浮かんできます。私は、各県でもりつきをしますが、県や海上保安に確認、地元の漁師がいれば、対話しながらルールの範囲内で魚突きをしています。私のように、ルールの範囲で魚突きをしている遊漁者達は、県が概要の中でいっている、『「これを広く示してこなかった。」から正しいルールを知らずにやっていたんだよ?』といまさら言われても納得ができません。これまで規則に謳っていることでもないので、共通認識ができていないものであり、明確な定義がなされていない誤った見解を伝えている現状があります。そのルールを信じ魚突きをしていた人達からすると急に解釈を変えられ、権利を奪われたこととなります。今回の改正のためには、これまでの長崎県の遊漁者及び関係機関への情報の周知不足であった。したがって、こうなってしまった現状で、県が遊漁者の権利をいまさらながら制限するのは不当であると思います。これは、都道府県漁業調整規則の農林水産大臣の許可に反することだと思えます。遊漁者及び漁師の両者が意見を交換する場を設定する。さらには、お互いが顔の見える関係性を構築することが解決策でないかと。と考えます。今回の改訂の提示について、ルールを守らない人や漁の邪魔をする遊漁者もいるので、制限をしたい気持ちもものすごくわかります。しかし、正しいルールの中で、漁師とトラブルにならないようできれば、今回の改訂は不要かと思えます。私自身、福岡の〇〇漁港や長崎の〇〇で魚突きをした際に漁師としっかり対話をする中で、漁師さんとトラブルなく、魚突きをした経験があります。しっかり、遊漁者が地元の漁師と顔の見える関係になることでトラブルは大きく減少すると思えます。案1 素案のまま。これまで遊漁者に周知してきたように、ゴムがついている場合でも掌の中に納まるものであれば「やす」である。との解釈はそのまま。漁業者と遊漁者との対話の場を作る。私たちが漁の邪魔をしたいわけではない。遊漁者と漁師が顔の見える関係になるためのルールを作る。潜る際は、漁協に連絡する等。 ※県は規則で制限するのではなく、お互いが納得いくような方法を模索するためのサポートしてくれればと思います。 案2 遊漁者に対してライセンスを作る。車の免許のように罰則等つけることで良質な遊漁者を区別できるかと思えます。 ※しっかり講習をする。それで違反した場合は、減点、罰金のようなものを作れば、密猟者を取り締まれると思えます。また、以下の点について回答をお願いします。以下 点について回答いただきたいQ1 もりの使用はなぜダメなのか?Q2 ゴムがついていないやすとゴムがついているやすではどう違うのか?正直殺傷能力等を考えるとどちらにも変わらない印象を受ける。そこをあえて、銚子やすで区別する意味は?Q3 以前から、ゴム付きやすは銚子!という、県で共通認識するための内部資料はあるのか?また、あるならいつ作成されたものか?さらに、海上保安等の関係機関にどう情報を伝えているのか?Q4 これまでやすにゴムがついていることで、検挙した件数は、何件くらいあるのか?その後、どのような処罰がなされているのか?</p>

366	<p>海は漁師のために有るものではないし、国のものでもないし、国民のためでもない。ルールの中で、全世界の今生きている人々のものだと私は思います。勝手にルールを変えるのは一部の方々の悪意が見受けられます。魚突きをすることで海が汚れますか？魚突きをすることで海が悲しみますか？漁業振興課の方々は、もっと焦点を別の角度から見てください。魚突きをしながら海の底地にあるゴミを回収している方々も居ます。大昔から魚突きは、大人や子ども関係なく遊んでいました。自然は人の力では奪うことは不可能です。常識ある考えでルールを決めてください。この法案は常識から離れています。このルールを決めようとしている責任者から私へ一度お電話ください。</p>
367	<p>新潟在住の者ですが、今回のゴム使用禁止、実質魚突きという措置には反対の意見です。海を仕事場に行っている漁師の方々が第一優先であるといことは、重々理解しております。漁師の方々が納得して頂けるような妥協案を模索していくことは出来ないでしょうか。例えば遊漁者の漁業券制度、やす等のライセンス制度、行える範囲の限定等、両者の話し合い等、お互いが納得して共存していくことが出来ればと思っております。</p>
368	<p>長崎の海で生魚は本当は美味しい、ということを学ばせていただきました、長坂と申します。この度は遊漁者が使用できる漁具に関する規則改正がある旨を拝見し、県外ではあるのですが連絡させていただいております。漁業者と遊漁者の間でトラブルが発生しているとのこと、大変心苦しく感じております。しかし、漁業者と遊漁者が共存できるのではないかと思います、この度は連絡させていただいております。私事になってしまうのですが、長崎でお魚をいただくまで生魚が苦手でした。けれども、長崎の海で魚を突き、突いた魚を捌き、料理し美味しくいただく、という経験をさせていただいて以来、魚に対する印象は180度変わりました。環境に恵まれたお魚は美味しいのだということを知り、今では海に近いところに行くとき必ず漁港近くの地元の海鮮料理屋さんに行きます。また、長崎での経験をきっかけに 磯焼けなどの海の環境問題や漁業の後継者問題など多岐にわたる観点で海に関心を持つことができました。刺突漁具の一部禁止ではなく、海の環境を改善する定期的な共同の取り組みや採って良い魚のサイズの規定など、共に海を守っていける関係性や仕組みづくりに可能性を感じております。今回の規則改正、再検討いただけないでしょうか</p>
369	<p>私は関西で魚突きを生き甲斐にしております。今回の法改正案を知り精神的衝撃を受けました。ゴム等の発射装置付きを除くとありますが、ゴムがないヤスで魚を突く事は不可能に近く、魚突き禁止と同義である事をご理解頂きたいです。私には家族がおらず勤め先の労働条件も悲惨な為、精神的に限界を感じていました。そんな時に魚突きと出会い、私が生きる意味を見出すきっかけになりました。これまで休日は自宅に引き籠もっていた私が、今では魚突きを通してできた多くの仲間と交流を深めています。また一部ではあるが魚突きを行う海域周辺の漁業関係者とコミュニケーションを図り、お互い理解した上でトラブルなく魚突きを行なっています。また現地の飲食店や旅館を利用する事が多い為、地元の方から感謝の言葉を良く耳にします。よって魚突きは地域の活性化に繋がっていると感じております。今回の改正案のように一方的に制限を科すのでは無く遊漁者と漁業者との間に立ち、お互いが利益を感じられる条例になる事を強く希望します。この法改正案が承認されてしまうと、同様の動きが日本全国に及ぶ可能性があります。何もかも禁止にすると日本経済がさらに荒んでしまいます。どうか私達から魚突きと言う生き甲斐を奪わないで下さい。何卒、宜しく願い申し上げます。</p>
370	<p>スピアフィッシング愛好者です！一部のマナーの悪い、遊漁者がいる事は承知していますがそれで銚子の使用を禁止する事には断固反対します！事実上、遊漁者は魚突きができなくなると思います！！遊漁者の意見もしっかりと聞き入れていただきたく存じます。漁業者と遊漁者の意見交換の場ももうけていただき、交流を深めてより良い関係を築いていきたいと思うのがスピアフィッシングを愛する者の本音であり、一部のマナーが悪くルールを守らない遊漁者、密漁者を監視するのもスピアフィッシングを行う者の使命だとも思っていますので、より良い関係を築きつつ、遊漁者と漁業者の信頼を回復していけるようにどうぞよろしくお願いいたします。</p>

371	九州で釣りや銚突きでよく使わせて頂いてるのが長崎になってます。今現在どこの県においても銚突きができる所が限られており長崎まで規則が変わってしまうと困ります。海は漁業者だけのものではないと思っております。漁業者、遊漁者のより良い世の中になって欲しいです。皆がより良く過ごせるようお願いします。
372	この度、長崎県の魚突きのルールが変更される案が検討されているとのことで連絡させていただきました。県外の間ではありますが、長崎の海には強く憧れを持っています。美しく、豊かな海です。それだけに、魚突きが禁止される方向で検討されていることが残念に思います。漁業関係者とのトラブルを懸念されているかと存じますが、魚突きは海中に潜るといった性質上、海を愛し必要以上に魚を獲らないようにしている方が多いです。まとめて禁止とするのではなく、密猟者への罰金や漁業権の販売、エリアごとに制限を設けるなどの措置で対応が可能か検討いただけないでしょうか。宜しくお願い致します。
373	実質、魚突きを禁ずる一方的な条例改正は反対です。ルールに則り正しく魚突きをしている側からすれば、密漁をする人間は許せませんし、許可なく水中銃を使っている遊漁者を軽蔑します。また、遊漁者の中には海洋ゴミの問題やいそ焼け問題など、海で生計を立てている漁師さんと同じように自然環境および海の未来を考えている人間も多くおります。密漁をするようなモラルも何もない一部の人間とルールの範囲内で正しく魚突きをしている人間を十把一絡げにしての一律規制は反対です。問題点を明確にいただき、モラルある遊漁者もその問題解決の席に付かせていただけるよう切に願います。
374	農林水産省が発表した「海面における遊漁と漁業との調整について」（14水管第2968号 平成14年12月12日）には、「遊漁を含めて水産動植物の採捕規制を行う場合には、遊漁と漁業の実態を踏まえ、それぞれの規制のバランスを考慮し、遊漁に対して過度の規制とならないよう留意する必要がある」、そして「遊漁も対象とした各種規制を導入する際には、海面利用協議会の意見を聴くほか、手続等についての透明性が求められる社会的情勢を踏まえ、公聴会、パブリックコメント等広く意見を聴く機会の確保にも配慮する必要がある」という記述が見られます。本条項が改正され前に本条項に該当する魚突き愛好である遊漁者を含んだ透明性のある場での議論を求めます。
375	長崎県漁業調整規則の一部改正（案）長崎県漁業調整規則第45条 改正について長崎の海でゴムを用いてヤスを飛ばす行為を禁ずる事は、実質魚突き禁止だと解釈します。コロナ禍によるアウトドアブームと共に全国的に魚突きをする人口が増えてしまい、海洋資源減少や環境破壊を懸念し私は魚突きを辞めた側です。長崎県での魚突き禁止となると全国的にも魚突き禁止に進んでしまう方向に向くと思います。大切な海洋資源や漁業関係者の暮らしを守る為にも遊漁に対する規制は必要だと思います。しかし、魚突きを全面禁止にする方向ではなく、漁業関係者の方々の暮らしを尊重しながら魚突きなどの遊漁も楽しめる方向で話を進めて頂ければ幸いです。例えば各都道府県で申請をして許可を貰う、魚突きを有料にして漁協などに料金を収めるなど、宜しくお願い申し上げます。

376	<p>発射装置が無いと、ヤスによる遊漁は実質できないと思いますが、いかがでしょうか？ また遊漁者と漁業者がトラブルが発生しているようですが、どのようなトラブルなのでしょう？ またこのようなトラブルを起こす人は、規制を設けても、密漁者と同じように、いちごっこになってしまうのではないのでしょうか？ まずは漁業者と遊漁者の協議会を設けてはいかがでしょうか？ また、その協議の内容を、トラブルの件だけに限らず、漁業者と遊漁者の共通の目的（藻場の保全、海洋プラスチック問題等）とすることで、両者の溝を埋め、トラブルを減らすことができるのではないのでしょうか？</p>
377	<p>スピアフィッシングは自然環境に親しみ環境保全の意識を育むとともに、アウトドアアクティビティの持つリスクを学び、自ら考え判断する意識を醸成する優れたアウトドアスポーツであると考えます。しかしながら近年のレジャーの多様化や、インターネット、動画サイトでの情報露出により、少数の好事家がつつましく楽しんでいた当該スポーツが一般に知られるようになり、それにとまなうマナーの悪化、漁業者とのトラブル、過剰な狩猟成果の自慢など、地域住民や漁業関係者の心象を著しく悪くし、今回の条例改定に至ったことは、長年、趣味で嗜んでいた者としても必然性を感じずにいられません。本件の問題点は漁業関係者とのトラブル事案であるため「禁止」が最短の解決策ではあると思われませんが、前述の文化的側面が失われることは多様性や共存共栄を考慮しない極論・暴論にあたるとともに、マナーの悪い者や意図的な密猟者は隠れて活動を継続するため根本的解決に至らない恐れがあります。また、当該アクティビティを嗜むものは個人活動家が多く、貴県がパブリックコメントを募集していただいているにも関わらず、あくまで個人の意見にとどまっており、組織や代表者が当事者として貴県や漁業関係者と対等な議論のテーブルに付けないことにアンフェアを感じる側面もあります。他の多くのアウトドアアクティビティが地域活性化の資源となっていると同様にスピアフィッシングも地域や漁業関係者との共存する方法を模索することが求められます。そのためには一方的な通知や条例改定でなく公平な立場で議論を尽くすべきだと思います。、貴県はその端緒であり同様の問題をかかえる他府県の模範となっただけでなく、ご意見申し上げます。</p>
378	<p>自分も魚突きをしますが、最近はモラルの悪い人が多いように感じます。ハードルを少しあげるため魚突きをしたい人は、講習を受けて1日とか1ヶ月漁業権みたいなのを発行してもらってからとか、免許制にしてはどうでしょうか？ 難しいとは思いますが前向きな検討をお願いします。</p>
379	<p>・「竹やす」、柄の末端部にゴムが付いており、これも使用できなくなる。・水中銃は魚に刺さる部分が手元から離れて投射されるため使用不可、との理解であるが、「竹やす」または「手銃」など柄の末端部にゴムが付いて、手元から離れるものではないものについての規制は以下の観点から改正に反対する。（1）釣りと同じくスピアフィッシングというレジャーを規制するものであり、「遊漁者と漁業者の間でトラブル」の理由以前に、スピアフィッシングに特定した遊漁者を排除する公共の海でのレジャーを禁止とする不公平な改正である点。（2）改正文では、「竹やす」や「手銃」など、柄の端部にゴムが付いているものも規制対象になること。（3）水中銃など明確に規制すべき発射装置を対象とした文案となっていないこと。・改正文案を、水中銃など銃先端が投射される道具は不可である一方、「竹やす」や「手銃」など柄の端部にゴムが付いている道具は規制の対象とはならない文案へ見直したい。</p>
380	<p>趣味として魚突きを始めようとしているものです。現在のやすの定義をみただけでは、ゴムなどの発射装置がもりに該当するか否か不明だったので漁業振興課に問い合わせた過去があります。そのため、今回の明文化については賛成の意見です。可能ならば、具体的な挿絵があればよりわかりやすいと思いました。ただ、魚突きをされている方からは、発射装置がないと魚突きが成立しないので、実質魚突きが禁止になってしまうという声も聞きます。元々密猟者から漁師さんを守るために作られた規則と認識していますが、現地の漁師さんと良好な関係を結んでいる健全な魚突きの方もいらっしゃると思うので、その方達がこれからも魚突きができるような救済措置は別途検討をお願いしたいです。例えば、各漁協さんで遊魚券の発行を推進していただくなどです。長崎市を中心に各漁協さんへ遊魚券が発行されているか問い合わせましたが、ほとんどの漁協さんで発行をされていないようでした。また、個人的なお願いになりますが、発行されていたとしても個人では支払いができないほど高額であったりするので、一日のみ有効だけど安価な遊魚券などいくつかの種類も用意していただけたら嬉しいです。お互いが尊重し合い、結果としてよりよい海づくりのきっかけになればと思います。</p>

381	<p>私は6年間長崎県に住んでいました。今でも、夏場はレジャーで訪れています。今回の改正案における19ページ45条の改正について意見を書かせていただきます。第一に改正概要に記載されている、「本県においては、従来からゴム等の発射装置を有する刺突漁具は「やす」ではなく「もり」として区分してきたが、これを広く示してこなかった。」との記載があるが、この内容自体が明記してなかった以上、後出しでつけた区分にしかたっておらず、遊漁者として到底納得できるものではない。多くの都道府県では、ゴムのみを使用したものは「やす」として扱っており、遊漁者の使用を認めている。今回の改正で「やす（ゴム、ばねその他の発射装置を有するものを除く。）」と記載するのは、多くの他の都道府県と異なる内容であることに加え、突然の規制となるため、不当なものだと感じる。これらも踏まえたうえで「ゴム」の記載は削除していただきたいと思う。「やす（ばねその他の発射装置を有するものを除く。）」と記載したうえで、ゴムのみを使用したものは「やす」として扱っていただきたい。第二に、この改正の原因となるトラブルの多発と改正目的であるトラブル防止が果たして、この改正で本当に解決するのかどうかという疑問がある。それと同時に、改正せずにトラブルを防止する手段がないのかを考えないといけない。そもそも、トラブルとは具体的にどのようなものだったのかを公表せずに「トラブルの多発」と書いても見ている人は理解ができない。トラブルの内容を具体的に示したうえで、ではそのトラブルをどうしたら防げるのか個別に考える必要がある。また今回の改正案は遊漁者と漁業者の間のトラブルであるにも関わらず、両者の間で協議をせずに、ルールを作るわけでもなく、一方的に遊漁者にのみ負担を課す改正となっている。改正がなされ、このような一方的な負担を強いられたことが原因で、遊漁者と漁業者の溝が深まると、さらなるトラブルにつながるおそれがある。遊漁者の減少により、監視の目がなくなるため密漁が増加することも懸念される。また、遊漁目的で長崎を訪れる人が減少することによる観光収入の減少にもつながる。遊漁をきっかけとして漁業に興味を持つ若者の機会を奪い、将来的な漁業の衰退につながる可能性だってありえる。では、どうしたらトラブルを防止できるのか、反対するのは簡単だがそれだけでは意味がないため、代案を考えていく必要がある。[代案や解決策]・漁業者、遊漁者、行政が協議のうえで共通のルールを決める(1)遊漁者が遊漁をしている範囲と漁業者が侵入してほしくない場所が明確に区分されていない。また県外からの遊漁者は土地勘がないため、県が規制してなくてもその地域を担当する漁協が「やす」の使用を規制していたとしても、それを知らないといった問題がある。そのため遊漁者が立ち入れる場所を明確にする必要がある。例えば、狩猟で使用するハンターマップのように、遊漁を行っていい場所とダメな場所を明確化する地図を作成・配布する。(2)漁業者としては、遊漁者が「やす」を使用して魚を捕っているのか、貝やイセエビを密漁しているのかを区別できていないという問題がある。また、潜っている人は船の上から気が付きにくいこともあり、船舶と遊漁者の接触事故発生のおそれがある。そのため、潜水旗やフロート等の、目印となるものの義務化などが考えられる。「やす」を使用する遊漁者は、潜水旗やフロートなどを使用して遊漁していることが分かる目印を明確にする。逆に、目印を掲げずに泳いでいる者は密漁者として判断できる材料にもなる。(3)トラブルの中には、遊漁者は合法を主張し、漁業者は違法を主張し口論が生じてしまうというトラブルがあるかもしれない。違法か合法かはさておき、漁業者、遊漁者の中で認識を共有できていないとトラブルは減少しない。そのため県のHPの掲示をはじめ、各漁協への掲示、看板等の設置で遊漁者・漁業者ともに認識を共有する。・遊漁のビジネス化遊漁というと、釣りのように道具や餌があれば無料でどこでもできるといったイメージが強いが、水産資源の適正な管理や漁業の保護のためにもビジネスとして扱う方法が考えられる。釣り公園のように、料金がかかる釣り場があるように遊漁範囲を指定して行えるようにすることで、収入源となる可能性がある。または場所を指定するのではなく、河川での遊漁権のように年間の使用権を販売することで収入源となる可能性がある。これらを行う際には許可証を発行して、遊漁者に常に携帯させるようにすることで、密漁者との区別を明確にすることができる。この案は、海は誰のものでもないという概念からすると有料制にするとは何事かと反発する遊漁者がいるかもしれない。一方で、全部禁止にされることに比べたらマシだという遊漁者もいると考えられる。漁業者と遊漁者のトラブル削減のためにも、お互いが納得できる可能性のある案の一つとして挙げる。・遊漁者と漁業者の信頼の回復そもそも、トラブルというものは人と人の中で生じるもので、お互いに相手を尊重しないことには信頼関係は生まれにくい。漁業者も遊漁者もお互いの立場を理解して、歩み寄ることが大切だと考える。今回の改正がなされた場合には、両者の関係はさらに悪化するおそれがあり、根本的な解決とはならない。遊漁者が漁業者のためにできることは多くある。例えば遊漁者は漁業者と異なり、海の中を見ている。そのため、海の中の状況(ゴミやルアーなどの散在状況、海藻藻場の生育状況、磯焼けの状況)が分かる。海の中を見ている者として、情報提供を行えるだけでなく、磯焼け対策のウニ類の駆除、ごみ拾いなどのボランティア活動を行える。磯焼けや海洋ごみは、環境問題として扱われており、漁業にも影響を及ぼす要因である。遊漁者が積極的に参加することはもちろん、漁協を中心としてごみ拾い・磯焼け対策の実施などでボランティアを募り、遊漁者と漁業者との交流を深めていくことで信頼関係を回復する。行政としては、これらのサポートを進めることで、藻場環境の改善・水産資源の回復を図り、県の水産業の更なる発展につながることをできると考える。以上が、今回の改正に対する私の意見と代案・解決策等である。あることを禁止すること、規制することは簡単ではあるが、それが根本的な解決につながるには限らない。当事者である者の片方に負担を負わせるのではなく、双方が納得できる案を作ってトラブルをなくすことが大事だと考える。6年間住んだ長崎県を離れて3年が経過したが、今もなお私にとって長崎はとても魅力的な場所で毎年訪れている場所である。県外在住ではあるものの長崎を知っている一人の意見として、今回の改正について今一度考えなおして頂くようお願い致します。長文となってしまいましたが、目を通していただきたいと存じます。</p>
382	<p>改正に反対です。やすにゴムが使えないとなると魚突きが成立しません。一部のトラブルのために魚突きという趣味を禁止してしまうのは反対です。条例改正という方法ではなく禁止エリアを設けるなど、別のルール作りが必要だと思います。</p>

383	<p>長崎県は離島も多く、昔から海は身近なものです。自然豊かな海と共に生活して楽しんできました。また、漁業者のご家庭に生まれ祖父や父親の背中を見て幼少期を過ごしてきた方も多いと思います。ゆえに、昔はよく磯で泳いでいたものです。自分たちが暮らす海にはどんな魚がいて、サザエなどの生息ポイントなど、いわゆる田舎ならではの貴重な体験をしていました。今はどうでしょうか？島に生まれても砂浜でしか泳げない。磯で泳ぐと漁業者からお叱りをうける始末(勿論、貝類の採取はしません)。資源管理等の事業にて稚魚の放流を行い、湾内での釣り禁止等、子供たちの楽しみがなくなる。釣り禁止処置をやるなら沖磯で放流するなどできないのでしょうか？私が思うのは、なぜ素晴らしい自然豊かな島に生まれて、自分が暮らす島の醍醐であるレジャーに制限が発生するのでしょうか？確かに、漁業者の漁獲量低迷や生活のご苦勞もわかりますし、地球環境等の問題から海洋資源は激減しています。また、だからといって、自然の海が漁業者のものになるのですか？遊漁者が魚を獲りすぎて漁獲に影響するのでしょうか？魚をヤスで突く行為も漁業者はよくて遊漁者はいけない、将来的に海辺の遊びができなくなる予感がしてなりません。ヤスはゴム外せば水中ではつかえません。中には、マナー及び、ルール違反をする方もいるようで、このような行為が漁業者とのトラブルに直結しているのではないのでしょうか？今回の改正案よりも、もっと別の解決策があるはずで。自然豊かな島ならではのレジャーを楽しみながら、漁業者とも交流しながらの生活を切に望みます。小さな島でお互いギクシャクした関係は寂しい限りです。</p>
384	<p>遊漁者が使用できる漁具である「やす」の定義として「ゴム、ばねその他の発射装置を有するもの(=「もり」)を除く」という一文が加えられることに関して意見を述べさせていただきます。まず、改正概要にて『長崎県においては、従来からゴム等の発射装置を有する突刺漁具は「やす」ではなく「もり」として区分してきた』とのことですが、遊漁に対してそのような過度な規制があったことが事実であれば、当然ながら海面利用協議会の意見聴取、公聴会、パブリックコメント等で広く意見を聞く機会が設けられたと考えます。その際の資料の開示をお願い致します。また、漁業者と遊漁者のトラブル防止を図ることが目的とのことですが、「やす」の定義を明確化したところで、発射装置を有さない「やす」を持った遊漁者と漁業者のトラブルは減らないため、根本的な問題解決には繋がらないと考えます。本改正の主目的が遊漁者と漁業者とのトラブル防止が目的であるのであれば、遊漁者側の意見にも耳を傾けて、合理的な解決策を話し合う場を設けていただけないのでしょうか？何卒宜しくお願い致します。</p>
385	<p>長年、魚突きを楽しみにしている愛好家です。スピアフィッシング禁止に対して反対します。代替案としては、遊漁者が管轄の漁協に行き、身分証明書の提出、入る予定の海岸、人数、時間等を記入し、入漁券(旗や腕章のように見やすい)を買ってから遊べるような仕組みに変えてほしいです(獲ってはいけない魚種やサイズ、貝類採捕の禁止水中銃の使用禁止、実際に使う鉸等の道具の提出確認などルールは必要)魚業者、遊漁者双方に分かりやすいルールの明記と、なぜ漁師とトラブルになるのか、どうすればトラブルを未然に防げるか、という点をもう一度検討して頂きたいです、よろしくお願ひします。</p>
386	<p>海の恵み豊かな長崎県に生まれ育った者として、ゴムのついた竹やすで魚を取る風景が小さい頃の思い出としてあります。海と戯れ、海の恵みをいただくことは、ここに生まれた者の特権です。少子化の中で、海で遊ぶ子どもも減りましたが、今でも私たちが小さかった頃のような遊びをしている子どもを見ると嬉しくなります。自然を遊び場として来た文化が継承されているような喜びを感じます。海は漁師さん達が漁をする場であるとともに、子どもをはじめとする住民共通の財産です。そんな中、ゴムのついた「やす」が使えなくなると言う話を聞き、ホームページで確認したところ、使えるやすの種類を限定する長崎県漁業調整規則の改正案が出ており、本当なのだと思いました。改正の目的を確認したところ、漁業者と遊漁者のトラブル防止を図ることであるとのこと。義理の父は漁師をしています。そんなトラブルを聞いたことがなかったので、市役所に出向き、どんなトラブルが起きているのか把握している内容について確認しました。いろいろ説明はしていただきましたが、結局のところ、トラブルは、密漁であって、「やす」を使ったことによるトラブルであるとは思えない内容でした。市役所では、ホームページに掲載されている「改正概要」と同じ内容の説明もありました。とても違和感を感じたのは、『従来からゴム等の発射装置を有する突刺漁具は「やす」ではなく「もり」として区分してきたが、これを広く示してこなかった。』と言う点です。長崎県の担当部署では、前述のように区分していたのかもしれませんが、私達にはそんな認識はありませんでしたし、お店でもゴムのついたやすが売られています。一般的な認識と役所の認識にズレがあるのであれば、まずは、その認識を埋めることが必要であり、販売店にも表記の徹底をするべきだと思います。あなたたちの認識が間違っているからと、一方的に定義を押し付けられているような気がしました。そもそもやすの区分を明確にすることで改正の目的が達成できるのかも疑問です。改正については、漁業者だけでなく、多くの住民の意見も聞きながら慎重に行っていただきますようお願いいたします。</p>

387	<p>県外民ではありますが、他の多くの人と同様、遊漁としての銚突き禁止の流れが他県に波及する可能性を危惧しております。漁業者とのトラブルを回避するために全面的に禁止するというのはかなり短絡的な案と感じます。トラブルを回避するため、・遊漁不可領域の選定・接触回避のための遊漁者の装備の義務化（フロート、旗など）・遊漁者の有料化・採取不可水産物密漁の際のさらなる厳罰化これらの方向性で調整を検討していただきたく存じます。</p>
388	<p>お世話になります。改正案は事実上の魚突きの全面禁止となり、以下の想いから反対です。私は魚突きという遊漁を通じて、海や漁業者の皆さんに親近感を持つようになりました。(1)海と自然に尊敬の念を持つ：釣りや海水浴と違って、潜水して海との一体感を深く感じるためだとおもいますが、海の環境や魚や命（魚）をいただくという事について自然と考えるようになりました。例えば、魚の種類や量を考えて捕ってできるだけ良い状態でロスなく食べきろうと努めたり、海岸や海の中のゴミを拾ったり、環境や自然への感謝という感情が強くなったと感じます。(2)漁業者への理解が深まる：魚突きを通じて、漁師さんの仕事や環境に興味を持ち、知るようになった結果、（放流事業、地域のルール、漁法と規制、密漁などの悩みなど）潜る前に事前に声をかけたり、航路や時間帯を考えたり、タコや貝類は手を付けないようにする、仕事場にお邪魔している思いを持つ、などは、ルールだからではなく、リスペクトからの行動として、「自身の動機そのもの」が変わったと感じました。元々、自然は全般好きでしたし、海水浴や釣りもやっていましたが、恥ずかしながら魚突きをするまでは、こういう意識は実践も含め薄かったんだと思います。SNS時代以降、おそらく多くのトラブルや心無い魚突きや遊漁者により、特に沿岸漁業のご関係者様が腹立たしい思いもあったかと思えます。ただ、本件に限らず、「事故・トラブル・クレームがあるから、一律の禁止」という流れにするのではなく、プラスの側面もみて、どうしたら共存できるかという方向で議論検討していただけたらと思います。トラブルについても、多くはあいまいなルールと、その一貫性のない運用からくる、単純な誤解や行き違いのトラブルもあったのではと思われまます。禁止エリアの策定、河川のように一日ライセンス制などでの有料化、事実上の全面禁止となるゴムの禁止ではなく例えば銚の長さ制限、フロート使用や報告義務の運用徹底、密漁者の厳罰化など、ルール改定と運用改善で遊漁魚突きと漁業が共存できるように検討いただけませんか？（話は少しそれますが、チョッキ銚はバラしが少ないため許可を望みます。魚を傷めたうえでバラすのが一番つらいです。また、銚先の種類規制では特に漁獲・魚種に影響はない気がします。また多くの地域で「ウェットは着なければOK」といわれることがあります。安全面からこれは非常に危険だとおもいますし、体質から真夏でもウェットを必要とする人もいる事をご考慮いただきたい。季節や時期を制限する方が効率的に思います。）いずれにせよ、魚突きをする人が地域に貢献・協力できることはないのか（地域にお金を落とす、海中清掃、密漁監視協力など）、落とすところはいいのかなどの協議を持っていただきたいと思えます。楽観的かもしれませんが、魚突きのような形で、生身の身体で海との距離が近くなることのできるレジャーを通じて、海に親しむ若者が増えることは、巡り巡って漁業関係者様にもプラスの側面があるように思えてなりません。（漁業従事者のなり手につながるなど？）心無い違反者やマナーの悪い人が発生することはあると思えますが、危険・トラブルをもとにした一律の判断ではなく、是非前向きなご検討をお願いします。長文失礼しました。</p>
389	<p>初めまして、〇〇〇〇と申します。この度の、長崎県漁業調整規則の一部改正(案)について意見書を送らせていただきます。「ゴム、ばね等の発射装置の全面禁止には反対だが何らかの規制は必要」以上が私の意見です。理由は以下の通りです。昨今、SNS等の影響で魚突き人口が増加し、遊漁者が漁業者の迷惑となる事例を多く目にします。今回の改正案もそうしたトラブルの増加によるものと推察します。漁業者にとって、我々遊漁者は邪魔者以外の何でもないことは重々承知しています。漁業者と遊漁者のトラブルをなくすには、魚突きを禁止にすることが最も簡単な解決方法であることも容易に想像がつきます。ただ、もし可能であるならば漁業者と遊漁者が共存していく道を示していただけませんか。遊漁者が一方的に魚突きを許可してもらうことは不可能ですが、遊漁者が漁業者に何らかのメリットを提供し、その見返りとして条件付で魚突きを認めてもらうといった形であれば、共存することは可能ではないかと思えます。素人考えですが漁業者の利益になるような案を以下に記載します。・遊漁者から漁協へ協力金を収める・魚突きを免許制にして会費を支払う・遊漁者による密漁の監視、通報・遊漁者による海底清掃等の実施これらは遊漁者間でもよく耳にする意見であり、賛同者も多くいると思われまます。実施されれば、沿岸のマナー向上、漁協の収入増加につながるかもしれません。ルールの整備には多大な労力、責任が伴うことは承知しておりますが、ご配慮いただけますと幸いです。多くの遊漁者は漁業者の迷惑になることを望んでおらず、むしろ良好な関係を築き魚突きという趣味を認めてもらいたいと考えている人が大多数だと思います。もちろん、仕事として魚をとる漁業者と、趣味で魚をとる私たちが同等に海を利用していいはずがないことは承知しています。ただ、少しだけでも遊漁として魚突きを許可していただければこれほど幸せなことはありません。どうかご検討の程よろしく願いいたします。</p>



390	<p>改正の目的は漁業者と遊漁者のトラブル防止、とのことですが、地元の方や愛好者を交えた解決方法の模索・歩み寄りを希望し、意見します。私自身、素潜りによる魚突き（ゴム付きのやす）を使用したことはありませんが、それこそ県民のみなさまが長く親しまれてきた文化であり、体験であり、観光者には美しい海を持つ貴県だからこそ体験してもらおうことのできる宝ではないでしょうか。改正法案を出されるまでに、すでに多くのトラブルがあり、また水産資源保護の観点からも今回の改正に踏み切られたのではと想像していますが、その一方で失ってしまうにはとてももったいないと感じています。詳しい実情や背景を存じ上げずに、意見を差し上げ恐縮ですが、より良い解決方法が見出されますように、同じ九州から貴県のますますのご繁栄をお祈り申し上げます。暑い日が続いていますので、どうぞご自愛の上お過ごしください。</p>
391	<p>冒頭に際して手鉈使用禁止は反対です。私、一個人の意見を述べさせていただきます。私の魚突き歴は20年になります。普段は〇〇島や〇〇島や〇〇島で魚突きを楽しんでおります。どうしてその島に行くかというと、その島独自の手鉈ルールがあって、手鉈マップというものが存在します。やはり、漁業者と遊漁者の線引きが一目で分かることが大事かと思えます。実際、良く行く〇〇島に於いては、オレンジ色のフロートをあげて潜っていると顔見知りの漁師さんが船で近づいて来て今日は何時になく潮が速いからあまり沖に出るなよとアドバイスをくれます。今では、同じ居酒屋で酒を酌み交わす間柄です。今まで問題なく魚突きが出来た場所が急に禁止になったらフロートをあげずに今までみたいに魚突きをする人は確実にいると思います。それによって、今まで以上に船舶との接触事故が増えることが懸念されます。この機会に〇〇島、〇〇島、〇〇島のルールブックを一読していただいて、長崎県独自の遊漁者のルールブックができることが最善策ではないでしょうか。この度は一個人の意見を述べる機会をいただきありがとうございました。</p>
392	<p>この度長崎県漁業調整規則の一部改正（案）を拝見させて頂き、意見書を提出させていただきます。私の出身高校は修学旅行で長崎県を訪れた。平和を願う素晴らしい長崎県だと感じました。今回の改正案では、魚突きに関してのルールの変更となり、今までと〃用に楽しむことが出来なくなってしまうことが残念に思います。今日改正に至るまでに長崎県各地の海において、漁業者と遊漁者のトラブルが多かったのかと存じます。最近では魚突きをする人も増え全国各地でトラブルが生じていると聞いております。ルールについても全国各都道府県により違う事もあり、遊漁者にとってもあいまいな部分が多く統一されておられません。私は常々漁業者の邪魔はしない様に心掛けておりますので今までトラブルなく楽しませていただいております。航路に入らない、近くで操業されている際は近寄らない等、純粋に魚突きをする人は貝類当も手を出さず密漁をしません。外から見ても魚突きか密漁か判断が難しい面はあるかと思いますが、魚突きの人は専用のフロートを使い差別化が図れます。我々魚突き愛好家も安全対策やルールについて画？しております。私も豊かな海を末永く楽しみたいと思えますし、一度長崎県の素晴らしい海を体験したいです。どうぞ再考の程、よろしく願い申し上げます。</p>
393	<p>「やす」の規制についてお伝えしたいことがあり、連絡させていただきました。やすが規制対象になると、事実上、海に潜って魚を突くことができなくなってしまいます。</p> <p>安全面での問題があったとのことですが、漁協関係者とスピアフィッシングを行う関係者でもう少し話し合ってお互いが納得できる方法を検討してみたいかがでしょうか。例えば、川の鮎釣りのように遊漁券を発行してスピアフィッシング関係者が漁協関係者に対価を支払って海を利用するなどの方法はいかがでしょうか？</p> <p>また、利用する際は必ずフロート着用必須とし、スピアフィッシング関係者が漁協関係者に位置を知らせる、航路では潜らない等のルールを徹底してはどうでしょうか？</p> <p>海は島国日本の宝であり、漁協関係者だけでなく日本国民全体で楽しく安全に活用していければと考えております。厳しい規制をすることで、海に興味を持たなくなり海に関わる仕事につく人が少なくなっていくことも考えられます。</p> <p>ご検討どうぞよろしくお願い致します。</p>

394	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規制をする前にまず両者の意見交換をできる場を作るべきだと思います。今のままでは一方的に遊漁者が悪く規制する流れになってしまうのでは？と思う。（結論有り）</li> <li>・水産資源や漁業者への生産活動への影響をとあるが、実際データをあげて、それが遊漁者の影響なのかどうかをきちんと検証したうえで、話を進めていけないといけないと思います。</li> </ul>
395	<p>改正に断固反対します。遊漁者と漁業とのトラブルが発生とありますが、今回の規則改正でより違法性の高い道具を使用したり違法な海産物とったりする傾向にあります。マナーを守り、トラブルをおこさない遊漁者を追い出しても解決にはならないと思います。私は兵庫県からですが、長崎に魚突きに行くに旅館を利用し買い物、飲食などわずかですが貢献しているつもりです。魚突きが出来なくなるなら行くこともなくなります。漁業者の意見も大切ですが他の別業態の意見も公平に聞いて欲しいです。長崎の未来の為にも再検討を求めます。</p>
396	<p>この記載だと、釣具店等で販売されているゴムの付いたヤスも発射装置を有すると解釈される可能性があります。水中銃のような、本体から発射体が離れる（ライン等の結合は離れるとみなす）は規制すべきと考えるが、魚を突くためにヤス本体を動かすためのゴムが無ければ魚を捕獲することはできない。記載方法としては、（発射装置を有し、手から離れる者を除く。）とすべきではないか。発射の定義をもっと明確にすべきで、やすの落下防止のために、ゴムバンドを付けることも禁止になりかねない。</p> <p>この定義が全国に広がれば、海や川で魚を獲る方法は釣りだけになってしまい、魚突きができなくなってしまう恐れがある。魚突きは、釣りと比べ、鉛やナイロン糸を放置せず、魚を選んで捕獲するため、海にも魚にも優しいレジャーです。</p> <p>サザエやアワビを獲る密漁者と区別する方法を検討すべきで、一蓮托生に規制することは、権利の侵害と考えます。</p>
397	<p>今回漁業調整規則の改正について、異議申し立てをさせていただきます。</p> <p>魚突きをしている人口は釣りをしている人口よりもはるかに少ないですし、一部の人間の声が波及していき全国に広がっていく事を懸念しております、釣り人が環境に与える影響や漁師とのトラブル（漁港等）を考えても魚突きが抑制される道理が理解できません。</p> <p>ただ、釣り人にも言えることですがルールを守らない人間がいることについても事実です。こちらについては改定する必要があると思いますので、具体案をあげます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①ウェットスーツの着用とフロート（目印・ブイのようなもの）</li> <li>②水中銃の規制の強化（漁獲は銚と比べればかなり変わります）罰則を厳しくするなど</li> <li>③通報される事も多々あるので、漁協もしくは警察へ潜る時間と場所の連絡をしておく</li> </ol> <p>以上が改定案です。私の地域では漁師と仲良くしております。一部の人間の意見や行いで楽しみやレジャーが奪われることがあってはいけないと思います。個人の希望ではありますが、規制するのであれば水中銃の禁止や罰則を強化されれば、問題は落ち着くのではないかと思います。</p> <p>以上、よろしく申し上げます。</p>

398	<p>改正の概要を確認させていただきました。</p> <p>1項目目の黒丸一つ目 「遊漁者と漁業者の間でトラブルが発生している」とありますがいつ何処でどのようなトラブルが発生し問題が何だったのか？が不明です。改正案作成に使用したデータの開示を求め、漁業者と遊漁者の改善協議の場を設けることを願います。</p> <p>黒丸2つ目の中に「「もり」と区分してきたが、これを広く示してこなかった。」とあります。改正案を作成するにいたった原因に「広く示してこなかった。」と原因を認めておりますのでまずは「周知」が先と考えます。また法律解釈の変更で改正をおこなうことはあってはならないことです。</p>
399	<p>実質的にスピアフィッシングを禁止する改正について、意見申し上げます。</p> <p>近年、漁業者とスピアフィッシングの遊漁者（以下、遊漁者）間のトラブルが多発し、このような事態に発展したこと、いち遊漁者として非常に残念です。漁業者側から早急な解決が求められている中、遊漁者側を実質的に締め出す対応はトラブル防止の観点では即効的であり、切迫した状況を理解できません。しかしながら地域振興の観点では、「貴県の海の魅力・集客的価値の発揮を妨げるものであり、さらに「長崎県水産業振興基本計画」の基本理念である「多様な人材が活躍し、環境変化に強い持続可能な水産業と賑わいのある漁村づくり」には馴染まないのではないのでしょうか。</p> <p>トラブルの原因のひとつとして、漁業者・遊漁者の両者における海面利用のルール認識不足・対話不足が考えられます。漁業者・遊漁者のそれぞれが認識している海面利用ルールに相違があり、対話なく感情的に権利を主張することで軋轢を生んでいます。これは、貴県による漁業者・遊漁者に向けた海面利用ルールの周知及び取り締まり不足によるものと考えます。</p> <p>過疎高齢化が課題である地域に全国の遊漁者が注目され、人が集まることは、「水産業振興基本計画」で掲げている取組のうち、特に「漁村の魅力発信と関係人口の拡大」「漁村地域への移住・定住対策の推進」「漁村のもつ多面的機能の維持」「地域資源や観光資源と連携した多様な観光客の集客による交流人口の拡大」に寄与できるのではないのでしょうか。漁村における地域振興にあたって、「人を呼び込めるコンテンツ」を無くすことは、地域づくりの可能性の幅を狭めることであり、もったいないことです。貴県においては、水産多面的機能発揮促進事業に広く取り組まれており、本制度を活用して遊漁者と協同で海環境保全の取組を推進するなど、既存の枠組みを活用した関係の構築もできるのではないのでしょうか。</p> <p>※意見詳細は別添1のとおり</p>
400	<p>釣りや魚突きで日本中を回っていますが、全国的に見ても長崎の海は本当に素晴らしいです。魚種も豊富でサイズも大きく魚影も濃い。この素晴らしい長崎の海が大好きで何度も関西から遊びに行かせてもらっています。恵まれた海だからこそ資源を守りたいとも思っています。</p> <p>残念ながら漁業者の方や地域住民の方にとって、魚突きをするものは邪魔だし密漁しているかもしれないし、不安にさせてしまう部分はどうしてもあると思います。今回の規則改正では残念ながらこの不安やトラブルは解消しないのではと考えています。ゴムが付いていなくても、海に入るものがある限り邪魔で不安だと思えます。</p> <p>またそもそもヤスの定義が水産庁の定義と長崎県の定義がズレているのではないかという懸念もあります。</p> <p>他県では漁協に一定の環境保全金を支払うことで遊漁と地域との関係を壊すことなく築いている例もあります。</p> <p>魚突きをする者は海が魚が大好きでまた体力的にも恵まれています。漁業者としての素質は高いはずで、魚突き趣味から漁業者へ転じたものを何人も知っています。遊漁と漁業者・地域住民でより良い関係を築ければ、地域の安全や、人口増加や漁業者増加に繋がる可能性があると思います。</p> <p>遊漁者を遠ざける法改正は結果的に地域の活性化につながらないのではないのでしょうか。</p>

401	<p>鳥取県に住んでいるものです。私は魚突きを全面的に禁止することで考えられるデメリット及び問題解決への打開策をお伝えしたく、この度意見申し上げました。</p> <p>デメリット</p> <p>①漁業へ興味関心を持つ者の減少 今回の規則改定により、海で魚を獲る楽しさや、これから漁師になりたいと思う人は必ず減ってしまいます。その可能性を摘んでしまうのは非常に残念なことだと思います。</p> <p>②観光業の衰退 魚突きのメッカとも言われる長崎県にはいつか必ず行きたいと考えておりました。今回の規則改定は、そういった人を減少させてしまう可能性もあります。それは観光業の衰退にも繋がると私は考えております。</p> <p>③長崎県へのイメージダウン 魚突きは漁業とともに日本の素晴らしい文化であると思います。海産物に触れ、海の楽しさを感じ、それを後世に引き継いで行く義務が私たちにはあります。それを先陣を切って途絶えさせてしまうのは長崎県にイメージダウン、信用問題にも発展する可能性があります。</p> <p>打開策</p> <p>①漁業組合主催の魚突き師と協力した海浜清掃、海底清掃 漁師と魚突き師で協力して、綺麗にすることで一体感も生まれ、定期的を開催することでコミュニケーションができます。そういった寄り添った行動をしていくことで良好な関係が作れるのではないのでしょうか。</p> <p>②遊泳料として料金を設定する 漁港での遊泳者には一律の料金を支払うことを決めます。すると、マナーを守る良識的な人のみ海で遊ぶことが許されます。また密漁者への牽制にもなります。</p> <p>※意見詳細については別添2のとおり</p>
402	<p>以下の通りご意見申し上げます。改正案への指摘以外にもこれを機にお伝えしたいことがあり、長文となりますがご容赦くださいませ。</p> <p>改正案の指摘について 「従来からゴム等の発射装置を有する刺突漁具は「やす」ではなく「もり」として区分してきた」とあるが、長崎県内で当該構造の漁具について、他の意見者同様2021年9月に海上保安庁職員から確認を受けたが、以下のとおりの説明を受けた。 ・水中銃のような、魚に刺さる部分が手元からはるか遠くへ投射されるものではないので、長崎県では使用して支障ない。 この見解は長崎県内共通のものである。 海上保安庁見解（＝全国における見解と言ひ換えられる）がこのようである以上、長崎県が独自に漁業調整規則を改正しようとするには問題が生じているといえよう。</p> <p>合意形成方法について 今回の改正案は漁業者側から何らかの問題点が訴求されたと推察するが、もう一方の当事者である刺突漁具使用者も議論に参加すべきである。長崎県は議論の場を持つとしたらどうか？もし、漁業者～刺突漁具使用者間で実際にトラブルがあったのなら、今回その刺突漁具使用者は議論に参加したのだろうか。長崎県内には同好の者から漁業者まで多々知人がいるが、議論への参加の話は聞かない。海は皆のものである一方、漁魚について尊重したい思いも持っており、問題点を洗い出し議論することが最も大事で先方の依頼にも何か応えたい思いも持っている。長崎県には平等な合意形成を図る取組をお願いしたい。</p> <p>※意見詳細は別添3のとおり</p>

